# 第５回 自己点検･評価報告書

平成 21 年度

駿河台大学
SURUGADAI UNIVERSITY

## ＜目次＞

序章－駿河台大学の第５回自己点検・評価に当たって　1

Ⅰ．　理念・目的
1. 現状の説明　5
(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか　5
(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか　11
(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について、定期的に検証を行っているか　14
2. 点検・評価　16
3. 将来に向けた発展方策　18
4. 根拠資料　20

Ⅱ．　教育研究組織
1. 現状の説明　21
(1)大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか　21
(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか　30
2. 点検・評価　31
3. 将来に向けた発展方策　31
4. 根拠資料　32

Ⅲ．　教員・教員組織
〈方針〉　33
1. 現状の説明　33
(1)大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか　33
(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか　39
(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか　43
(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか　46
2. 点検・評価　49
3. 将来に向けた発展方策　53
4. 根拠資料　54

Ⅳ. 教育内容・方法・成果
〈方針〉 57
【教育目標、学位授与方針、教育課程の編成、実施方針】
1. 現状の説明 57
(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか 57
(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか 66
(3)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員及び学生等)に周知され、社会に公表されているか 70
(4)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか 73
【教育課程・教育内容】
1. 現状の説明 76
(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか 76
(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか 81
【教育方法】
1. 現状の説明 86
(1)教育方法及び学習指導は適切か 86
(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか 92
(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか 95
(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか 101
【成 果】
1. 現状の説明 104
(1)教育目標に沿った成果が上がっているか 104
(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか 107
2. 点検・評価 109
3. 将来に向けた発展方策 114
4. 根拠資料 117

Ⅴ. 学生の受け入れ
〈方針〉 119
1. 現状の説明 119
(1)学生の受け入れ方針を明示しているか 119

(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか 124
(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生を収容定員に基づき適正に管理しているか 129
(4)学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか 133
2. 点検・評価 134
3. 将来に向けた発展方策 137
4. 根拠資料 139

Ⅵ. 学生支援
〈方針〉 141
1. 現状の説明 141
(1)学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか 141
(2)学生への修学支援は適切に行われているか 142
(3)学生の生活支援は適切に行われているか 145
(4)学生の進路支援は適切に行われているか 146
2. 点検・評価 147
3. 将来に向けた発展方策 148
4. 根拠資料 149

Ⅶ. 教育研究環境
〈方針〉 153
1. 現状の説明 153
(1)教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか 153
(2)十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか 154
(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか 155
(4)教育研究を支援する環境や条件は適切に整備されているか 156
(5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか 163
2. 点検・評価 163
3. 将来に向けた発展方策 167
4. 根拠資料 169

Ⅷ. 社会連携・社会貢献
〈方針〉 171
1. 現状の説明 171
(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか 171
(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか 172
2. 点検・評価 174
3. 将来に向けた発展方策 175
4. 根拠資料 175

Ⅸ. 管理運営・財務
〈方針〉 181
【管理運営】
1. 現状の説明 181
(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか 181
(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか 183
(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか 184
(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか 186
2. 点検・評価 187
3. 将来に向けた発展方策 188
4. 根拠資料 188
【財 務】
1. 現状の説明 189
(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか 189
(2)予算編成及び予算執行は適切に行っているか 190
2. 点検・評価 191
3. 将来に向けた発展方策 192
4. 根拠資料 192

Ⅹ. 内部質保証
〈方針〉 193
1. 現状の説明 193
(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか 193
(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか 194

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか 194
2. 点検・評価 196
3. 将来に向けた発展方策 196
4. 根拠資料 196

終章ー終わりに当たって 199
大学評価委員会名簿 211

# 序章－駿河台大学の第 5 回自己点検・評価に当たって

## 1. 駿河台大学の自己点検・評価と第 5 回自己点検・評価報告書について

この報告書は、駿河台大学の第5回目の自己点検・評価作業の結果を取りまとめたものである。これまでの本学の第1回の自己点検・評価報告書は、本学の創設10周年を機に平成7年から作業を開始し、平成10年にまとめたものである。その後、平成12年と15年に第2回と3回の自己点検評価を実施したが、この2回はともに対象とした領域を限定し、本学の全ての側面について点検・評価を行ったわけではなかった。

平成16年度以降、大学は文部科学大臣から認証を受けた認証機関による評価が義務付けられ、自己点検・評価は認証評価を受けるための準備作業として、実質的に義務化されるに至った。この新しい制度的な枠組みの下で、本学は平成19年度に認証評価を受けることを目途に、第4回自己点検・評価をまとめた。

本学では、認証評価機関として（財）大学基準協会を選択したので、この第4回自己点検・評価は、大学基準協会が定める点検・評価項目に即して取りまとめた。

近年、大学に求められる社会的役割は、知識基盤社会の到来や、生涯学習などの国民のニーズの高まりによって増加してきている。そして、これまで以上に大学の質の確保が求められるようになってきているといえる。このような環境変化は、18 歳人口の減少による大学の経営環境の厳しさの増大とともに、国公立・私立ともに広く我が国の大学は自己責任による改革の努力を迫られており、本学もまた全学を挙げて改革に邁進している。第 4 回の自己点検・評価は、これらの改革の試みを含めたその時点での本学の全体像を洗い出すものとなるとともに、あらゆる側面にわたって今後の課題の整理、改革の方向を精査する意味のあるものとなった。この自己点検・評価報告書に基づく大学基準協会の本学に対する大学評価結果及び認証評価結果は、大学基準協会の「大学基準に適合している」とされた。

今回の第 5 回自己点検・評価報告書は、全学の組織である全学評価委員会の下で、大学基準協会が平成 21 年 11 月に示した「新評価システムー内部質保証の重視ー」に基づく新評価基準に基づき自己点検・評価を行ったものである。新評価基準は 10 基準であり、その基準ごとに、教育研究活動などの本学の状況を以下の 3 点から明らかにした。

①現状説明

②効果が上がっている点(長所)、改善すべき点（問題点）を点検評価

③将来に向けた発展方策

自己点検・評価に当たっては、前回の認証評価結果を受けて、どのような改善措置を講じたか、その結果どのような成果が得られたかについても上記②、③の中で述べた。

「新評価システムー内部質保証の重視ー」で重視している評価に対する PDCA サイクルについては、「X.内部質保証」で扱っている。

## 2. 自己点検・評価の目標

今回の自己点検評価に当たっては、大学基準協会が示した「新評価システムー内部質保証の重視ー」の新評価基準に基づき自己点検・評価を行った。新評価基準の評価項目及び項目ごとの評価目標は、以下のとおりである。

Ⅰ．理念・目的

（1）大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

（2）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

Ⅱ．教育研究組織

（1）大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

Ⅲ．教員・教員組織

（1）大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

Ⅳ．教育内容・方法・成果

【教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針】

（1）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

（4）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

【教育課程・教育内容】

（1）教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

【教育方法】

（1）教育方法及び学習指導は適切か

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

【成果】
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか
(2) 学位授与（卒業・終了認定）は適切に行われているか

Ⅴ．学生の受け入れ
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

Ⅵ．学生支援
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか

Ⅶ．教育研究等環境
(1) 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか
(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

Ⅷ．社会連携・社会貢献
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか
①産・学・官等との連携の方針の明示
②地域社会・国際社会への協力方針の明示

（2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか
①教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
②学外組織との連携協力による教育研究の推進
③地域交流・国際交流事業への積極的参加

Ⅸ．管理運営・財務
（1）大学に理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか
（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか
（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか
（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか
【財務】
（1）教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか
（2）予算編成及び予算執行は適切に行っているか

Ⅹ．内部質保証
（1）大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか
（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか
（3）内部質保証システムを適切に機能させているか

【凡例】
①この報告書は、(財)大学基準協会の定める新評価基準・評価項目をベースに本学の現状を点検し、評価するとともに改善の方向を検討し、記述したものである。
②全編を大学基準協会の新評価基準に符合させて 10 章編成とし、各基準の下位の評価項目及び評価の視点ごとに記述した。
③10 章にわたる新評価基準ごとに、1.現状、2.点検・評価(効果が上がっている事項、改善すべき事項)、3.将来に向けた発展方策を記述した。発展方策については、大学として正式に決定しているものに限らず、当該事項の所管組織としての方針、覚悟、認識などの場合もある。
④「Ⅰ.理念・目的」「Ⅲ.教員・教員組織」「Ⅳ.教育内容・方法・成果」「Ⅴ.学生の受け入れ」「Ⅶ.教育研究等環境」は、学部、研究科ごとに記述している。
⑤法務研究科は、平成 22 年 3 月に自己点検・評価報告書をまとめたので、この報告書では扱っていない。
⑥原則として、平成 21 年 5 月時点で記述している。

# Ⅰ．理念・目的

## 1．現状の説明

### （1）大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

<1>　大学全体

①理念・目的の明確化

本学の理念は、設立母体の駿河台学園の教育理念でもある「愛情教育」である。この理念は、学則第1条でも「徹底した人格教育を通して」という形で表現されており、学生一人ひとりの個性を尊重し、教師との人格的触れ合いを通して豊かな人間性を育成することを目指すものである。

学則ではまた、本学の教育目的について、第1条で「豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材を育成し」と定めている。しかしいわゆるユニバーサル・アクセス時代の到来や、「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」を始めとする大学審議会・中央教育審議会の諸答申など、大学を取り巻く環境の変化に伴い、平成15年に地域の活動を担う人材の養成に力点を置くなどの、中期教育目標を大学評議会で了承した。しかし本学の教育目的を「育てたい学生像」という形で更に具体的に明確にする必要があるとの判断から、平成21年に学長の下にアドホック委員会を設置し、検討結果を取り纏め中である。

②実績や資源からみた理念・目的の適切性

「愛情教育」は、教育の普遍的理念となり得るものであり、人間の結び付きが希薄化しているとされる現代の日本では、益々その輝きを増すものと考えている。また本学の様々な改革においても、「愛情教育」はその方向性を与えるものとして機能しており、実績や資源からみても適切と言える。

教育目的については、開学当時の「豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材」の育成は、時代的環境や学生の現実の志向や価値観との乖離が生じており、「育てたい学生像」という形でより適切で具体的な教育目的を検討中である。

③個性化への対応

「愛情教育」は、本学の理念として既に一定の通用力を有しており、本学の個性化に資するものとなっている。また現在検討中の「育てたい学生像」も本学の教育の個性化に資するものとなることを目指している。

<2>　法学部

①理念・目的の明確化

法学部の教育理念は、本学の教育理念である「愛情教育による徹底した人格教育」に基づき、「学生一人ひとりの個性を尊重し、豊かな人間性を育成する」ことにある。

この理念を実現するため、教育目標として「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材の養成」を掲げている。

②実績や資源から見た理念・目的の適切性

本学部卒業生の就職・進学先としては、将来の法曹を目指す法科大学院進学者、公務員、大学院進学などがあるが、卒業生の多くは民間企業に就職している。地域的には埼玉県西部や東京多摩地区を就職先とする者も多く、地域における人材の育成に貢献しているところである。

教育理念としての「愛情教育」を実現するために、本学部の講義では少人数クラスを基本とし、民法を5クラス、憲法Ⅰを3クラス、刑法Ⅰを2クラス、憲法Ⅱを3クラス設けて法律基本科目は複数開講とし、演習においても受講者数の上限を20名とするなどの対応をしている。

③個性化への対応

本学の教育理念及び本学部の教育目標に即して、学部段階としては「高度の法的専門性」を追求することなく、教養教育を踏まえて、専門基礎教育の充実に力を注ぎ、教育課程もそうした見地から編成している。

<3>　**経済学部**

①理念・目的の明確化

経済学部は、大学の「愛情教育」の理念を学部の理念とし、その実現に努めている。

また教育目的は、「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」としている。具体的には学則第3条第2項に示すように「経済の専門的知識と共に国際感覚とコミュニケーション能力を備えた国際的経済人並びに経営学及び情報に関する諸理論と諸技術を駆使した経営人の養成、更には地域社会の中核として諸活動を担う人材の養成」をあげている。

②実績や資源からみた理念・目的の適切性

経済学部の教員は、力を合わせて「愛情教育」の実現に努めている。

また、経済学部創設当初に掲げた「社会に必要とされる人材の養成を掲げ、国際化・情報化時代に対応できる知性あふれる経済人の育成」を見直すことで、ユニバーサル・アクセスの段階を迎えた大学の置かれた環境に適切に対応すべく、平成 17 年度に現在の教育目的を設定することとした。

③個性化への対応

平成 19 年度より従来の経済学科、経営情報学科を統合して、経済経営学科を新設するとともに、多様なコース(7 コース)を設定し、「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」という教育目的の実現と、個性化に対応すべく努めている。

<4>　メディア情報学部

①理念・目的の明確化

現代は、文字、画像、動画、音楽、音声など、様々なメディアの情報がデジタル情報技術の進展により融合される一方で、ユビキタス情報社会の発展とクロスメディアの発想により、情報要求の種類、場面、方法が多様化している。メディア情報学部の教育目的は、「愛情教育」の理念を共有しつつ、このような社会背景の下で、増大化する情報資源と多元的な情報要求を持つ利用者との間に位置し、各種メディアに精通しその特性を最大限に活用して情報の生産・流通・蓄積・再利用を実践する能力を備え、情報社会で活躍する人材を養成することである。

②実績や資源からみた理念・目的の適切性

上記目的を達成するために、様々な情報要求に対応できる情報表現の知識と技術を扱う映像・音響メディアコース、情報資源の取扱い全般において基盤となる知識と技術を扱うデジタルデザインコース、メディアと情報資源の特性及びその蓄積・再利用のための知識と技術を扱う図書館・アーカイブズコースの 3 コースを柱にカリキュラムを構成している。各コースに実習と演習を多く設置し、専門教育のための機器を備えた教室と豊富な実務経験を有する教員を配することで、幅広い知識だけでなく優れた実務技能を身につけるための指導を行っている。また、複数の専門分野にまたがる応用科目を置き、進展に伴い変容し得る情報社会に対応可能な発展的能力の育成を目指している。

③個性化への対応

メディア情報学部では、映像・音響コンテンツやコンピュータグラフィックスの制作、ウェブデザイン、情報処理技術、ネットワーク構築・管理、図書館・博物館・アーカイブズの管理・運営、さまざまな組織における記録管理にかかわる専門的な職業能力に加えて、これらの専門分野で複合的に構成されるカリキュラムを総合的に学ぶことで職業一般に応用可能な実務能力を学ぶことができる。この幅広い職業選択の可能性を学生に提供していることがメディア情報学部の大きな特徴であり、学部の個性化に資している。更にこの特徴の実効性を高めるために、ゼミナール担当教員が履修モデルを作成しどの科目を履修すればどのような能力が習得できるかを示すことで、個々の学生が卒業後の進路を意識し自らの目的に応じた履修を進めることができるように努めている。

**<5>　現代文化学部**

①理念・目的の明確化

「愛情教育」の理念を共有するとともに、教育目的としては、比較文化・観光ホスピタリティ・スポーツ文化の各履修コースを通じて、世界の多様な文化を自らの文化と比較対照して学び、いろいろな立場で国際交流に貢献する人材、世界各地の地域文化を観光を通じて学ぶ方法を身につけ、観光分野で活躍する人材、スポーツ

文化を理解し、地域のスポーツ交流を推進する人材を養成することを目指している。

②実績や資源から見た理念・目的の適切性

現代文化学部は平成 21 年度に改組したために、現在学年進行中である。したがって、卒業生を出すまでに至っておらず、この教育目的の適切性は実績という形ではまだ検証されていない。しかし、社会的ニーズに適合していることは、平成 21 年度入試において（22 年度入試でも）、志願者が比較的多く、定員を上回る入学者を確保できたことから、ある程度検証されていると言える。

③個性化への対応

個性化の柱としては、理論と実体験を織り交ぜて、理論的知識とともに応用的知識や技術を身につけていくことを指向していることである。実体験としては、海外留学、海外研修、アウトキャンパス・スタディなどを挙げることができる。

**<6>　心理学部**

①理念・目的の明確化

心理学部では、「愛情教育」による人格教育とともに、教育目的として、多様で豊かな人間観に基づいた心理学教育を通じて人間行動のメカニズム及びそれへの社会・文化の影響に関する幅広い知識を教授し、現代社会が抱える社会的諸問題の解決に貢献できる人材の育成を目指している。

②実績や資源から見た理念・目的の適切性

上記の教育目的は、人間理解が心理学のみによって可能となるものではなく、哲学、社会学、生物学等の人間科学で見出された知識と合わせて可能になるという立場に基づくものである。これは、心理学部が、社会や文化の文脈の中で人間を理解することを目指した現代文化学部心理学科を母体に、学科の学部昇格という形で設置されたことから、当初の理念・教育目的を発展的に継承したためである。そのため、人的資源も現代文化学部の教員に多くを求め、それを有効に活用したものとなっている。

しかし、本学部の理念は、単に現代文化学部心理学科の理念を継承しただけのものではなく、現在の大学が社会から求められている社会性、職業意識の涵養にも応え、多面的に物事を見る幅広い教養と、現実に根ざした社会性を提供しようとする本学の姿勢をも具現化したものである。

このように、本学部の教育理念・目的は、前身である現代文化学部での教育内容、人的資源を発展させつつ、明確な人間観に裏づけられ、社会からの要請にも応え、大学全体の教育理念との整合性も有するという意味でも、適切に設定されているといえる。

また、この理念は、大学への導入教育と情報教育を中心とした「基礎教育科目群」、キャリア意識の形成を目的とした「キャリア育成科目群」、語学と一般教養科目から

なる「教養科目群」、心理学を中心とし人間学科目も含めた専攻基礎科目群、専攻発展科目群、コース発展科目群からなる「専攻科目群」というカリキュラム構成にも適切に反映されている。

③個性化への対応

「幅広い人間学分野の知識に裏づけられた心理学教育」は、心理学に限定されがちな心理学教育をより広い「人間理解」という観点から捉えなおしたものであり、他大学の心理学教育との差別化、個性化を可能としている。

**<7>　経済学研究科**

①理念・目的の明確化

本学の教育理念である「人格教育」「愛情教育」に基づくとともに、大学院学則第2条に示すように、その教育目的を「高度の専門性を要する職業に必要な経済又は経営に関する専門知識及び能力を持った職業人の養成並びに国際社会及び地域社会での経済及びビジネス社会に貢献しうる経済人の養成」としている。

②実績や資源からみた理念・目的の適切性

本研究科の理念・目的は基本的には変化していないが、本研究科を取り巻く状況は大きく変化してきているところである。すなわち、各方面から税理士等の高度な専門知識・能力を持つ専門職が求められるようになっていること、地域の社会人・職業人の再教育が求められていること、国際化の進展の中で、外国人留学生の教育が求められていることが挙げられる。事実、本研究科は平成10年3月修了の第1期生以来、税理士又は会計関連業務等を中心とした専門的職業に就業する多くの修了生を輩出している。また、地域社会人及び外国人留学生の修士も毎年かなりの割合を占めている。これらの教育を可能にする教員組織も有しており、したがって実績や資源の点からしても理念・目的の適切性は認められる。

③個性化への対応

税理士等の専門職の養成や、国際化の中での外国人留学生の教育などの明確な目的意識を有し、かつその実績をあげていることは、本研究科の個性化の試みと位置付けることができる。

**<8>　現代情報文化研究科**

①理念・目的の明確化

現代情報文化研究科は、法科大学院(法務研究科)の設置後、従来の法学研究科の理念・目的を再構築する過程の中から、同研究科と文化情報学研究科の統合による改組によって設置された。その教育目的は、法と情報を相互連関させながら学ぶことにあり、法学は法情報文化専攻で、文化情報学は文化情報学専攻で学ぶのが基本であるが、互いの専攻の科目を学ぶことが可能で、研究科としての教育目的は、大学院学則に示すように、「情報資源の管理に関する知識及び技術並びに法学に関する知

識及び技術を総合して、情報化社会における知識情報の管理を担う能力を有する人材の育成」と定めている。

②実績や資源からみた理念・目的の適切性

本研究科は、法学部とメディア情報学部（平成 21 年度の改組前は文化情報学部）の 2 学部に基礎を置いており、両学部の教員が共に現代情報文化研究科を担っていることは、資源の点からみて適切である。

実績の点でも、法情報文化専攻の学生の多くが文化情報学専攻の情報関連の科目のみならず、法律関係でも情報公開法や個人情報保護法等の情報関連科目を習得している。逆に文化情報学専攻においても、専門領域に関連の法学や行政学のカリキュラムを組んでおり、またこれとは別に情報関連の法律や基本的な法分野を学ぶ学生もいて、成果が見られる。

③個性化のへの対応

法と情報を総合的に学ぶ研究科という教育目的は、それ自体極めて個性的と言える。

**<9>　心理学研究科**

①理念・目的の明確化

本研究科は心理学部とともに、平成 21 年度に同時開設された新しい研究科である。研究科は臨床心理学専攻と法心理学専攻の二専攻で構成され、それぞれ専攻ごとに目的は異なるが、両専攻に共有された理念は,本学の教育理念である「人格教育」及び「愛情教育」である。これら理念は、心を病み法から逸脱するものを対象とする臨床心理学や法心理学を学ぶものに対しては、必須の教育理念といえよう。

臨床心理学専攻の教育目的は、大学院学則では「幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能を持って、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、法的現実で求められる心理学的問題の理解と解決を実際的に支援できる人材の育成」としている。かく多様化し複雑化しまたグローバル化した現代日本社会が生み出す様々な心理的問題に対処しうる専門的知識や技法、就中、共感性を兼ね備えた「高度専門職業人」の養成、その具体化の一つとして「臨床心理士」を養成することである。また法心理学専攻の教育目的は、未だ資格化はされていないが、社会的要請の強い心理学的又は臨床心理学的背景を持った法曹人の養成である。これら二専攻の教育目的はかくのごとくに異なるが、実際にはこれら二者は不可分に関連している。また、これら二専攻は実際の授業の場において、地域との連携を極めて重視しており、臨床心理学専攻では、地元児童相談所や教育委員会や学校・病院・老人ホームとの連携に加え、心理カウンセリングセンターにおいては地域住民の心理相談を受け入れている。法心理学専攻においては刑務所等の施設見学実習に加え、地元警察との連携を密にして情報交換等を行っている。

②実績や資源からみた理念・目的の適切性

本研究科には、心理カウンセリングセンターが付設され、地域住民の心理相談を行うと同時に、臨床心理士資格取得を目指す学生のための養成を行っている。平成21年12月の時点で、当初の予想数を大きく超えるクライエントの相談を受け、またそれら相談の中には、心理的な悩みのみならず非行に繋がる暴力などに関する問題も含まれている。所期の臨床心理士の養成また法心理学を職とする高度専門職業人の養成に資するところは大きいと思われる。

法心理学専攻に、法学部所属の教員を専任教員に加えている点は、法学部を有する大学の人的資源の活用という点で適切である。

③個性化への対応

臨床心理士を認定する（財）日本臨床心理士認定協会は、臨床心理士認定のための要件としてその養成過程において、他専攻との講義の共有は出来るだけ避け、特に必修科目は臨床心理学専攻の独自性の高いものでなければならないとしているが、本研究科はその基準に沿ったカリキュラム構成となっており、上記認定協会の基準をクリアし、第一種指定校の認定を受けている。また法心理学専攻は、そのような専攻自体が我が国で初めてであるとともに、より専門性の高い捜査心理学の充実のため、平成23年度開講を目指して、大学院専攻レベルでは本邦初となる犯罪者のプロファイリング・似顔絵・ポリグラフ等の実習・講義の導入を企図し、個性化に努めている。

**（2）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか**

**<1>　大学全体**

①構成員に対する周知方法と有効性

「愛情教育」の理念は、大学案内を始め、本学の各種の刊行物や役職者の挨拶、その他機会あるごとに取り上げられ、学生に対しても入学式を始め様々な機会に紹介されており、有効に周知されていると言える。

教育目的については、学則に明記されているが、新たに取り纏めを検討中のものについては、原案が固まり次第全学的な議論を通じて共有化を図っていくことにしている。

②社会への公表方法

「大学案内」では、毎年巻頭に「愛情教育」と大きく掲げる構成をとっている。その他各種の刊行物、ホームページ等でも掲載しており、発信力は大きい。

教育目標については、現在新たに取り纏めを検討中のものについては、確定後積極的に社会に発信していくことを考えている。

<2>　**法学部**

①構成員に対する周知方法と有効性

本学部の教育理念・教育目標は、学則のほか「法学部履修ガイド」に掲載され、4月のガイダンス時に学生に教示するとともに、特に１年生に対してはオリエンテーションキャンプ、第１回の合同基礎演習時に学生に教示することとしている。教員に対しては、新任教員に対し、入職時に学部長、教務委員長等からガイダンスを行い、学部教育理念・目的について説明している。

こうした方法は、学部の教育内容を見直す際の共通理解を助けるものであり、有効である。

②社会への公表方法

本学部の教育理念・目標は、「大学案内」の法学部ページや大学ホームページに記載され、志願者や社会一般に対しても周知が図られている。また、入学式の際に、学部独自で父母に対する学部教育の説明を行い、その中で教育理念・目的について言及している。

<3>　**経済学部**

①構成員に対する周知方法と有効性

構成員（教職員及び学生）に対しては、学則に明記するほか、入学時１年次生に配布される「経済学部履修ガイド」に「理念・目的・教育目標」の頁を設けることで周知を徹底している。また、年度の開始時に全学生に対して配布されるシラバスの「学部長あいさつ」の始めにも本学部の教育目的が示されている。

②社会への公表方法

「履修ガイド」と同様の内容を学部ホームページ及び「駿河台大学 大学案内（ガイドブック）」の経済学部ページに掲載することで、広く社会への公表を行っている。

<4>　**メディア情報学部**

①構成員に対する周知方法と有効性

学則に明記しているほか、学部設置認可申請の際に作成した「設置の趣旨等を記載した書類」が学部教職員専用サーバに保存され、教職員が随時参照できるようになっている。学生に対しては、シラバスの最初のページに「本学及びメディア情報学部の教育目的」を掲載しているほか、ガイダンス等で周知徹底を図っている。

②社会への公表方法

学部の理念・目的は、大学ウェブサイトの学部紹介ページ及び冊子版の大学案内の学部ページに平易な表現で記載している。また、オープンキャンパス、サマー・オータムスクール、公開講座などの機会を利用し、学部の理念・目的の公表に努めている。

<5>　**現代文化学部**

①構成員に対する周知方法と有効性

学部の理念・目的は学則に明記されており、ホームページでも閲覧することができる。また、学生には、学則で書かれている内容をより詳細にした説明を「現代文化学部履修ガイド」やシラバスに記載して示している。

②社会への公表方法

学部の理念・目的が明記されている学則は本学ホームページで一般に公表されている。更に、高校や受験生に周知させるために、大学案内の学部ページや学部独自リーフレットにはより具体的に本学部の理念・目的を説明してあり、社会にも広く周知されていると考えている。

**<6>　心理学部**

①構成員に対する周知方法と有効性

学部の理念、目的は、学則に明記するとともに、学部教職員に対しては、教授会、教務委員会等でのカリキュラムに関する議論の中で確認している。

また、学生に対しては履修手引きとして入学から卒業まで使用する「心理学部履修ガイド」の「Ⅰ．心理学部の教育が目指すもの」の中で、教育理念、教育目標、教育方針を明記し、1 年次ガイダンスにおいて告知している。

②社会への公表方法

上記理念・目的は、受験生と高等学校教員、保護者を主な対象とする大学案内の学部紹介ページの最初に示す形で、社会に対しても公表されている。また、大学ホームページの学部紹介においても、理念という言葉は用いていないものの、カリキュラム説明や学部長挨拶の中で、教育の目指すものとして触れている。

**<7>　経済学研究科**

①構成員に対する周知方法と有効性

各年度入学式における総長挨拶・学長式辞、入学式当日の全学合同会議（全教職員出席）での理事長・総長・学長からの主要課題の提示、各年度当初の研究科委員会での研究科長による主要取り組み課題の説明及び 1 年次生オリエンテーション並びに 2 年次生に対するガイダンス時における説明・オリエンテーション時期の個別相談等で周知徹底を図っている。その他、大学院学則、大学院案内、大学院要覧（冒頭文「経済学研究科の理念と目的・教育目標」を掲載）等でも理念・目的・教育目標を明示して周知を図っている。

②社会への公表方法

学内外入学志望者説明会、大学院要覧、大学院ガイド・ポスター、本学ホームページ等で教育理念・目標を明示している。その他、学内広報誌（「駿河台大学ニュース」）、父母会誌（「菩提樹」）に記載される理事長・総長・学長挨拶文等でも周知を図っている。

<8>　**現代情報文化研究科**

①構成員に対する周知方法と有効性

大学院学則に明記しているほか、大学構成員に対しては、入学式当日の全学合同会議や評議会のなどの各種会議で、また研究科及び各専攻構成員に対しては、各専攻委員会や FD 集会において討議を重ねる等して、絶えず周知徹底を図っており、有効性がみられる。学生に対しては、大学院要覧に研究科及び各専攻の理念・教育目的を掲載し、また学年開始時のオリエンテーションやガイダンスにおいて説明するほか、学部生に対しては本研究科の説明会を年 2 回開催し、学部の 3 年次生・4 年次生演習においても、チラシを配布し、ポスターも学内各所の掲示板に張り出す等して周知に努めている。

②社会に対する公表方法

学内広報誌「駿河台ニュース」、父母会誌「菩提樹」のほか、大学のウェッブ・サイトに本専攻の紹介を掲載し、リクルートの社会人向けの大学院案内をインターネット・サイトに掲載している。新たに大学院入学案内のポスターを作成し、関東近辺の大学に数百枚配布し、各大学に掲示を依頼している。

<9>　**心理学研究科**

①構成員に対する周知方法と有効性

年度当初の研究科委員会において、教員に対して研究科長による研究科の理念・目標及びその遂行のための具体的戦略についての説明がなされ、次いで学生に対して、1 年次生オリエンテーション並びに 2 年次生に対するガイダンス時に、上記の説明がなされる。更に、オリエンテーション時期の個別相談等で周知徹底を図っている。その他、大学院学則、大学院案内、大学院要覧（冒頭文「心理学研究科の教育理念と教育目的・目標」を掲載）等でも教育理念・目標を明示して周知を図っている。

②社会への公表方法

学内外入学志望者説明会、大学院要覧、大学院ガイド・ポスター、本学ホームページ等で教育理念・目標を明示している。その他、学内広報誌（「駿河台大学ニュース」）、父母会誌（「菩提樹」）において、理事長・総長・学長による挨拶文等でも大学全体の理念・目標、研究科の理念・目標について周知を図っている。

**（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について、定期的に検証を行っているか**

<1>　**大学全体**

「愛情教育」の理念それ自体は、本学の創設の理念であり、本学の存続する限り存続し、定期的な検証の対象にはならないが、それがどのように生かされているか

については、対象になり得る。現在のところ、定期的な形では行っていないが、改革が議論になるとき等折に触れて実質的な検証が行われている。定期的に行うとすれば、自己点検・評価がその機会となり得、今後実施する。

教育目的については、定期的にではなく、時代環境との齟齬が自覚されるつど見直しが行われてきた。定期的に行うとすると、やはり自己点検・評価がその機会になり得る。

<2>　**法学部**

特に定期的に理念・教育目的の適切性の検証を行っているわけではないが、一定の頻度で行われるカリキュラム改革、授業改善の検討等の際に検証的な性格を持った議論が行われている。

<3>　**経済学部**

定期的に検証を行うことが明示的に定められているわけではないが、毎年度開始時の教授会において、学部長による学部の運営方針の発表では常に学部の教育目的に言及している。また、教育課程変更後の学年進行完了時には見直しを行っている。平成 17 年度に現在の教育目的が設定されたのも、従来の理念・目的についての検証がなされた成果である。

<4>　**メディア情報学部**

メディアと情報資源を取り巻く社会環境が刻々と、時には飛躍的に変容する可能性を踏まえ、ほぼ毎月開催される懇話会や教職員専用サイトの常設掲示板で理念・目的の適切性について議論の場を適宜設けている。

<5>　**現代文化学部**

従来、学部の理念・目的は学年進行完了時に点検し、教育課程の改革などを行ってきている。今回、現代文化学部が改組に踏み切ったのは、これまでの理念・目的を検証し、発展的に手直しをした結果である。

<6>　**心理学部**

心理学部は開設後まだ 1 年の段階であり、理念・目的の検証を行う段階ではないため、定期的な検証は行っていない。しかし、今後、必要に応じて科目会議や作業グループでの議論を基礎に教授会等で検証することもあろう。

<7>　**経済学研究科**

カリキュラム改革（オリエンテーション科目の新設、カリキュラムのスリム化等）や FA 等を実施して、本研究科の理念・目的等の適切性について検証を行っている。

<8>　**現代情報文化研究科**

各専攻会議において適宜、理念・目的について議論を重ねており、平成 20 年度には本研究科全体の FD 集会を開催するとともに、教育目的を含めて研究科及び専攻の在り方を抜本的に再検討し、カリキュラムの見直しにつなげた。

<9>　**心理学研究科**

カリキュラム改革（科目の新設、カリキュラムのスリム化等）や FD 等を実施して、本研究科の理念・目的の適切性について検証を行い、教員評価報告書・授業改善計画書等において、定期的な検証を行っている。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

<1>　**大学全体**

愛情教育の理念は、抽象性や多義性はあるものの、現実に教職員を結束させるとともに、教育改革の方向性の検討や、改革案の評価の基準としても機能している。例えば、本学の教育方法の特徴のひとつである少人数教育は、愛情教育の理念の具体化として理解されている。このような意味において、理念としての効果は上がっている。

教育目的については、当初の「豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材」の育成は、教養教育の強化や留学生の増加の努力などによって、なお追及されているが、今日においては必ずしも十分な効果を上げているとは言い難く、「育てたい学生像」という形で目下検討が行われていることは前述した。その効果の評価は、取り纏めと実施後のことになる。

<2>　**法学部**

前記のような周知を通じて学生及び教員間で教育理念・目標について共通理解が得られ、教育課程の編成や教育方法の検討に際して、理念・目的に沿った内容が実現されている。

クラス編成に際しても、できる限り少人数での授業が実施できるような配慮がなされている。

<3>　**経済学部**

平成 19 年度に新設した経済経営学科の教育課程が完成年次を迎えるのが、平成 22 年度末である。教育目的に基づき、経済学と経営学の両方の領域からの複眼的視野の獲得を目指す学科改組を行ったが、従来の 2 学科制において発生した所属学科希望者のアンバランスが解消される成果がみられた。

<4>　**メディア情報学部**

メディア情報学部は、社会背景に即し明確な理念・目的を設定し、その実現に向けて従来学部の改組という形で設置を行った。改組後はカリキュラム、教育・研究環境及び教員組織を周到に整備し、独自の視点で幅広い職業人養成の機能を果たすための特徴的な人材育成を行っており、学生の確保や教育の充実という点で成果があがっている。

<5>　**現代文化学部**

現在、学部を改組してスタートしたところであり、本学の愛情教育の理念はともかく、教育目的が適切であったかどうかはまだ確実には判定できない。むしろ今は、全力をあげて、計画の履行に務めるべき時である。現段階で高く評価ができるのは、従来の優れた導入教育を引き継いで、更に発展させていること、新コースとして設置したスポーツ文化コースの履修希望者が予想以上に多くなっていることである。このような学内外の期待を裏切らないよう忠実に教育課程を履行し、理念・目的を達成するよう鋭意努力するのみである。

<6>　**心理学部**

設置 1 年の段階であり、効果の検証には至っていないが、新設学部として開講準備その他の機会に絶えず学部内で理念・目的を含めて議論を重ねている。志願者の増加とその学力の向上からして、成果はあがっているものと判断している。

<7>　**経済学研究科**

本研究科の理念・目的・教育目標については、最近年度の税理士志望者、社会人入学者及び留学生の入学者の増加から考えて適切であると評価できる。

<8>　**現代情報文化研究科**

学生の研究目標が明確となり、法情報文化専攻では最終的に入学したほぼすべての学生が、また、文化情報学専攻でも一部の例外を除き、修士号を得て本研究科を修了している。

<9>　**心理学研究科**

本研究科の理念･教育目標についてその効果を確認するための時間が不足しているが、特に臨床心理学専攻への入学希望者（受験者）は多く、また法心理学専攻への内部進学希望者が増加（平成 22 年度）しており、緩やかではあるが確実に効果が上がっていると思われる。

**②改善すべき事項**

<1>　**大学全体**

愛情教育の理念についての改善は考えていない。「育てたい学生像」という形での教育目的については、目下取り纏め中である。

<2>　**法学部**

「愛情教育」を旨とする本学の教育理念の下に、本学部が置かれた状況（学生の意向や学力等）や本学部が置かれた社会的状況に応じて、本学部の教育理念・目的を継続的に見直す必要があると考えている。

周知の方法としては、年度初めのガイダンスだけでなく、授業その他の機会を通じて学生に示すとともに、さまざまな媒体を用いて、父母や社会に積極的に広報する必要があると考えている。

<3>　**経済学部**

理念・目的そのものについての改善点は特に見当たらないが、周知の徹底という点では、とりわけ学生に対しては十分とはいえない。履修ガイド、シラバス、ホームページ等で明示しているが、学生自身が「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」という教育目的を認識した上で学習活動を進めた方がより効果的であると考えている。

<4>　**メディア情報学部**

学部発足初年度である平成 21 年度においては、理念・目的に沿った教育が順調に実現できており、特に改善を要する事項はない。

<5>　**現代文化学部**

今のところ、つくり上げる努力をしているところで、特別な改善点は浮かんでいない。

<6>　**心理学部**

まだカリキュラムが完全に実施されていない段階であり、改善すべき事項は生じていない。

<7>　**経済学研究科**

定員未充足の事態を生じたことを踏まえて周知方法の徹底と、点検作業を行った結果、定員充足を果たしているとはいえ、研究科委員会での自己点検を継続する。

<8>　**現代情報文化研究科**

現代の情報化社会に通用する人材を育成するために、情報学、文学、歴史学及び法学との融合という点では成果があったものの、法情報文化専攻については、法学分野の研究のための課程としての性格が弱まった面がある。

<9>　**心理学研究科**

理念・目的自体の問題ではないが、その実現のために、臨床心理学系統の教員の実務負担は極めて大きく、また法心理学系統の教員のそれも、特に外部との連携が増せば増すほど大きくなる傾向にある。理念・目的の遂行のためにも、将来的にはより合理的なカリキュラムその他の改変が必須となる可能性がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

<1>　**大学全体**

愛情教育の理念それ自体を特定の方向に発展させることは考えていないが、その理念を分かりやすく具体化した「駿河台大学憲章」を制定すべきとの議論があり、今後検討する。

「育てたい学生像」については、纏まり次第、その内容を更に吟味発展させるとともに、カリキュラム編成、授業改善、学生指導の充実等において積極的に活用す

る。

<2>　**法学部**

本学部としては、現在、学部ホームページの充実に努めているところであるが、今後は、ホームページ更新の促進や携帯電話のサイトを利用した広報を通じて、本学部の教育理念・目的の周知を更に図る予定である。

<3>　**経済学部**

理念・目的について単に資料に記述し、配布するだけではなく各学年開始時ガイダンスに改めて示すことなどにより、学生への周知を更に進めていく。

<4>　**メディア情報学部**

それぞれに専門性の強い 3 コースで複合的に構成されているメディア情報学部の理念・目的については、学生にはもちろんのこと、広く社会的にも認知を得るための一層の努力を重ねていく所存である。そのための方策として、学部ウェブサイトを有効に活用し、理念・目的を表出する教育・研究活動の紹介などを計画している。

<5>　**現代文化学部**

学年進行の 1 年が経過した段階で、今はいかに計画を実行するかであり、特に理念・目的に関して発展方策は検討していない。

<6>　**心理学部**

設置後 1 年の段階であり、まだ理念・目的に関して将来に向けた発展方策を検討すべき段階ではない。

<7>　**経済学研究科**

現下の社会的な要請を踏まえて本研究科の理念・目的・教育目標を達成するために、平成 22 年度から具体的な教育目標を、①高度の専門性を有する職業に必要な専門的知識・技能を持つ職業人の養成、②税理士など資格取得をめざす人材の養成、③社会人のキャリア・アップと外国人留学生のための高等専門教育の充実の 3 つの目標に整理し直し、これらの目標達成に向けて本研究科が一体となって取り組んでいる。

<8>　**現代情報文化研究科**

平成 21 年度のカリキュラム改革において、文化情報学専攻と法情報文化専攻の教育目的をより明確にすることを試みた。今後はこの方向性を更に明確にすると同時に、社会のニーズに合わせた改革が必要であると考えている。両専攻それぞれの在り方と両者の関係を再検討し、その双方が発展できるように教育目的の見直しを行う。

<9>　**心理学研究科**

本研究科の教育理念・目的を遂行・達成するためには幾つもの方略が考えられるが、その中でもとりわけ、法心理学専攻の学生のために、専攻修了者に何らかの資

格の付与又はその資格取得のための受験の便宜を図る必要があると思われる。現下では、法心理学修了者には、修士号が与えられるのみであり、何らの特別な資格が付与されるわけではない。これは、勉学意欲向上には好ましくない情況を生み出すことになるものと思われる。

本研究科では以上の考えから、今後何らかの法心理学関係の資格付与実現のため、関係諸学会に働きかけ、連携していく準備をしたい。

## 4. 根拠資料

資料1－「駿河台大学学則」（駿河台大学規程集 p.11）
資料2－「駿河台大学大学院学則」（駿河台大学規程集 p.95）
資料3－「学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移」（大学基礎データ 表13）
資料4－「大学院研究科の学生定員及び在籍学生数」（大学基礎データ 表18）
資料5－「駿河台大学 大学案内　2010（ガイドブック）」
資料6－「2009年度法学部履修ガイド」
資料7－「2009年度経済学部履修ガイド」
資料8－「2009年度メディア情報学部履修ガイド」
資料9－「2009年度現代文化学部履修ガイド」
資料10－「2009年度心理学部履修ガイド」
資料11－「2009年度法学部シラバス」
資料12－「2009年度経済学部シラバス」
資料13－「2009年度メディア情報学部シラバス」
資料14－「2009年度現代文化学部シラバス」
資料15－「2009年度心理学部シラバス」
資料16－「現代文化学部リーフレット」(2009年作成)
資料17－「2009年度経済学研究科　大学院要覧」
資料18－「2009年度現代情報文化研究科　大学院要覧」
資料19－「2009年度心理学研究科　大学院要覧」

# Ⅱ．教育研究組織

## 1．現状の説明

### （1）大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は理念・目的に照らして適切なものであるか

<1>　大学全体

①教育研究組織の編成原理

本学は、前章で述べた建学の精神、教育の理念・目標を達成するため、昭和 62 年 4 月、学校法人駿河台学園（東京都千代田区）を設置者とし、法学部の単科大学として開学した。平成 2 年 4 月、経済学部を増設し、同年 9 月、大学の管理運営体制の明確化及び財政基盤の更なる強化等を目的として、学校法人駿河台大学を設立、学校法人駿河台学園から分離独立した。その後、次項に示すように新設学部及び大学院等を増設し、平成 21 年 4 月、学士課程 5 学部 5 学科及び大学院修士課程 3 研究科 5 専攻並びに専門職学位課程 1 研究科 1 専攻を有する文科系総合大学を形成している。なお、章末に「駿河台大学教育研究組織の全体図」を掲載する。

②理念・目的との適合性

本学は、学則第 1 条において、「…広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。これは、現代社会を多様な価値観、利害対立、様々な矛盾を抱えつつ展開する高度に国際化・情報化・多様化した社会と捉え、このような社会においては、専門知識の習得にとどまらず、豊かな知的教養と国際感覚とを備えた人材が必要とされるとの認識の下に、本学の建学の精神として、徹底した人格教育によって、時代の要請に応え得る人材を育成し、深い専門的学術の研究と併せて、広く社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを宣言したものである。

この建学の精神は、同時に、本学の教育の理念を明らかに示すものでもある。つまり、本学の教育理念は、豊かな知的教養と国際感覚を備えた人材を育成するための徹底した人格教育＝愛情教育である。それは、具体的には、教員と学生との人格的接触を積極的に図り、学生一人ひとりの個性を尊重しつつ、両者の対話を通じて人格の陶冶を図り、知的教養と専門的学術の修得を目指す「人格教育」を意味する。このような人格教育は、本学の創設当事の設置主体であった学校法人駿河台学園の教育理念である「愛情教育」の、大学教育の場における発現形態ともいうべきものである。こうした観点から鑑みても、本学の教育理念は「愛情教育」と呼ぶことができ、現に内外に広く「愛情教育」を示しているところであり、かつ、この理念の

下、教育研究組織を編成し、運営に当たっている。

③学術の進展や社会の要請との適合性

学部等の各組織の改編等に当たっては、アドホック委員会として学部学科改組準備委員会を設け、その下部組織として改組専門委員会及び専門部会を設置し、学部の専門性に関連する各学術の進展状況並びに既述のとおり時流や社会の要請等を鑑みて、十分に検討を行っており、係る適合性について遜色のないものと考えている。

**<2>　法学部**

①教育研究組織の編成原理

昭和 62 年、本学創設と同時に単学科学部の法学部法律学科を設置し、現在に至る。収容定員は、幾度かの変遷を経て、現在は 1,140 名である。事務組織の面では、教務課職員 19 名中、当該学部担当者 4 名を充てている。

②理念・目的との適合性

法学部は、本学創設と同時に設置された学部である。したがって、本学の教育理念・目的は、そのまま法学部の教育理念・目的であり、その理念・目的の下に、学部固有の教育目的として、学生一人ひとりに豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガルマインド（法的思考）を身につけさせることを掲げた。このリーガルマインドは、法学・政治学の専門的理論・体系的知識の修得に必要とされるだけではなく、高度で複雑な実社会に適応し、自らの個性・能力を自発的に発揮するに当たって、強固な基盤となるものである。すなわち、いかなる分野の職業にあっても、また、日常的な市民生活の場においても、現実に生起する様々な問題や対立する諸見解を的確に把握・処理する能力を応用・発揮し得る人材の育成が、本学の教育の目的としてスタートした。

その後、規制緩和による自由競争と市場主義の波、長引く経済的不況、各層の多様化等々にみられるように、日本社会のあり方は大きく変貌を遂げた。この間、本学部では、時代の大きな変化・節目と思われる時期に理念・目的等を見直し、学部とその理念・目的との適合性について点検を行った。その結果、価値観が複雑化・多様化した現代社会において、「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材の育成」を本学部の教育研究上の目的として位置付けた。

このように時流の変化を鑑みた組織の点検及び教育目的の見直し等に基づき、定期的にカリキュラム改訂等を実施しており、理念・目的との適合性において適切であると考えている。

**<3>　経済学部**

①教育研究組織の編成原理

平成 2 年、経済学部（経済学科・経営情報学科）を新設し、平成 19 年、学科改組のために募集を停止するまで 2 学科体制であった。同年、改組により、経済経営学科（収容定員 1,020 名）の 1 学科体制とし、現在に至っている。事務組織の面では、教務課職員 19 名中、当該学部担当者 4 名を充てている。

②理念・目的との適合性

経済学部は、設置当初より、本学の教育理念である人格教育＝愛情教育を学部の教育理念とし、学生一人ひとりの個性を尊重した豊かな人間性を育成することを目指してきた。その後、学部設置から 10 有余年が経過する中で、社会の激変が生じ、時代の転換期を迎えたことは法学部の項でも述べたとおりである。こうした事態の中で、本学部の教育のあり方も全面的な見直しを迫られ、平成 17 年に新たな教育理念・目的を設定するに至った。

現在においても、愛情教育の理念に基づいて、学生一人ひとりの個性を尊重し豊かな人間性を育成することの必要性は変わっていない。この点では、本学部が設置当初に掲げた教育理念は、現時点でも有効であると考えられる。このような観点から、本学部では、設置当初から実践してきた少人数教育を更に推進し、教育理念の発展を図ることを意図している。

一方、大学における人材育成に関する社会の要求は、近年大きな変容を見せている。大学卒業者に対しては、個別領域の専門知識のみならず、社会を複眼的視覚から総合的に分析する能力が求められるようになっている。また、本学部の卒業生の多くは、実際には国際的経済人としてよりは、むしろ地域社会の中核を形成する人材として活躍しており、本学部としても、地域社会における諸活動をリードしていく人材の養成を積極的に志向してきている。このような状況を踏まえて、本学部の新たなる教育研究上の目的を、「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」とし、既述のとおり 2 学科体制から経済経営学科の 1 学科体制に改組を行った。

このように時流の変化を鑑みた組織の点検及び教育目的の見直し等に基づき、学部・学科の改編等を実施しており、理念・目的との適合性において適切であると考えている。

**<4>　メディア情報学部**

①教育研究組織の編成原理

平成 6 年、第三の学部として、当時、我が国初の学部名称である文化情報学部（文化情報学科・知識情報学科）を新設した。平成 18 年、学科改組により知識情報学科の募集を停止し、メディア情報学科を設置した。更に、平成 21 年、既存の文化情報学部（文化情報学科・メディア情報学科）及び現代文化学部（比較文化学科・心理学科）の学部・学科改組により、文化情報学科の募集を停止し、新たなる学部・学科としてメディア情報学部メディア情報学科（収容定員 620 名）を新設、1 学科体

制で現在に至っている。事務組織の面では、教務課職員 19 名中、当該学部担当者 3 名を充てている。

②理念・目的との適合性

メディア情報学部の母体である文化情報学部は、平成 6 年、「情報資源の蓄積と情報財の流通」に焦点を当て、それに関する専門家としての「情報メディエイター」の育成を図ることを目的として、文化情報学科・知識情報学科の 2 学科を持つ学部として設置された。平成 10 年及び平成 13 年のカリキュラム改訂を経て、平成 18 年には、インターネットの急速な進展等に対応し、情報のストックの側面を文化情報学科で、フローの側面を新設の「メディア情報学科」で扱うべく、知識情報学科に替えて改組した。しかしその後、情報メディアをめぐる環境は更に進展し、従来の出版、放送の枠を超えて、インターネットと融合するなどいわゆるクロスメディアの世界が出現した。このように、情報メディアが融合化する状況に総合的、かつ、柔軟に対応できる人材を育成するため、受験生や学生の学科選択の立場でみるとやや異質な存在であった文化情報学科観光サービスコースを平成 21 年新設の現代文化学部現代文化学科に移行し、従来の文化情報学部を「メディア情報学部」に改組するとともに、2 学科 5 コースを 1 学科 3 コース、すなわちメディア情報学部メディア情報学科に改組した。メディア情報学部においては、基本的な情報資源管理の手法をベースにしながら、マスメディアの理論や技術を背景に映像や音響の創造・加工・発信を担当し、また、ウェブデザインや CG などのデジタル表現を習得し、新しいコミュニケーション活動を展開できる人材を育成することを新たな目標とした。その結果、教育研究上の目的を、「デジタル情報技術の進展により増大化する情報資源と多様な情報ニーズを持つ利用者との間に位置し、各種メディアに精通しその特性を最大限に活用して情報の生産・流通・再利用を実践する能力を備え、情報社会の中で活躍する人材の育成」とした。

このように時流の変化を鑑みた組織の点検及び教育目的の見直し等に基づき、学部・学科の改編等を実施しており、理念・目的との適合性において適切であると考えている。

**<5> 現代文化学部**

①教育研究組織の編成原理

平成 9 年、第四の学部として、単学科学部の現代文化学部比較文化学科を新設し、平成 15 年、心理・人間コースを心理学科として増設、2 学科体制とした。更に、平成 21 年、既存の文化情報学部（文化情報学科・メディア情報学科）及び現代文化学部（比較文化学科・心理学科）の学部・学科改組により、比較文化学科の募集を停止し、新たなる学科として現代文化学部現代文化学科（収容定員 500 名）を新設、1 学科体制で現在に至っている。事務組織の面では、教務課職員 19 名中、当該学部担

当者 4 名を充てている。

②理念・目的との適合性

現代文化学部は、平成 9 年、本学の建学の精神及びその人格教育＝愛情教育に基づいた「国際化という時代の動向に配慮した教育」という目標を人文科学の領域において実現すべく比較文化学科のみの単学科学部として開設された。

そして、複雑化する「現代」と向かい合う以上は、「心」そのものに対する実証的・科学的なアプローチも「文化」理解の中に含めるべきであるという社会的要請に応えるため、平成 13 年、心理学科目を中心とする「心理・人間コース」を設置した。

更に平成 15 年、心理・人間コースを発展させ、心理学科を現代文化学部内に増設し、本学部は、比較文化学科と心理学科の 2 学科体制に移行した。

この間、社会環境は、インターネットの急速な進化に伴い、経済的交流や観光・旅行などの時空間的相互移動に留まらず、居ながらにして同時的に世界各地と結ばれる環境が出現し、広義におけるグローバル化が進展した。こうした 21 世紀初頭の特徴を、世界的（global）＋地域的（local）の双方の特性を兼ね備える、「グローカル」（glocal）の時代と位置付けた。その結果、平成 21 年の現代文化学部現代文化学科の新設に至り、その教育研究上の目的を、「比較文化・観光ホスピタリティ・スポーツ文化の各履修コースを通じて、世界の多様な文化を自らの文化と比較対照して学び、いろいろな立場で国際交流に貢献する人材、世界各地の地域文化を観光を通じて学ぶ方法を身につけ観光分野で活躍する人材、スポーツ文化を理解し、地域のスポーツ交流を推進する人材を養成」することとした。これは、文化情報学科観光情報コースの本学部への発展的組み込み及び現代文化学部心理学科の学部昇格を含む改組である。なお、現代文化学科の設置に伴い、「スポーツ文化コース」を新たに設けた。これは、スポーツを単に健康の増進や体力の増強という面のみならず、文化的・社会的、更には経済的側面をも持ち合わせること及びスポーツを通しての国際交流が盛んになり、メディアを通じて多くの人々が観ることにより、文化的他者の理解を進めることが可能となり、スポーツを文化の一領域として広く理解することが不可欠と判断した結果である。

このように時流の変化を鑑みた組織の点検及び教育目的の見直し等に基づき、学部・学科の改編等を実施しており、理念・目的との適合性において適切であると考えている。

**<6>　心理学部**

①教育研究組織の編成原理

平成 21 年、第五の学部として、既存の文化情報学部（文化情報学科・メディア情報学科）及び現代文化学部（比較文化学科・心理学科）の学部・学科改組により、心理学部心理学科を新設、1 学科体制で現在に至っている。事務組織の面では、教

務課職員19名中、当該学部担当者3名を充てている。

②理念・目的との適合性

心理学部心理学科のルーツは、平成9年に設置された現代文化学部であり、平成13年に同学部内に設けられた「心理・人間コース」を母体とする。その後、多様化する心理学に対する社会・学生のニーズに応えるべく、平成 15 年に心理学科として学科へ昇格させ、更に、平成 21 年、学部・学科改組により心理学部心理学科へと学部に昇格、発展したものである。

設置当初の現代文化学部の教育理念には、文化創造の主体である「個人」の理解を内包したものであったが、情報社会化、グローバル化によって価値観が多様化した現代社会では、文化やその創造過程を理解するに当たって、個人の心理や行動のメカニズムを科学的・実証的に扱う心理学的アプローチがより必要なものとなってきた。こうした時代的変化を受け、心理学部心理学科では、心理学的手法を用いて自ら社会状況を把握し、解決方法を見出す能力を学生一人ひとりが習得することを目指すが、同時に、心理学部が現代文化学部をその母体とするという経緯から、その内容においては、人間に対する文化的視点の重要性を認識した教育を行うように配慮することとした。これは、心理学は幅広い人間理解の一分野である、という認識に基づくものでもある。同時に、近年、大学教育に対する社会的要請として、人格形成・基礎教育の充実への期待が高まっている社会的状況を受け、本学部は、心理学・人間学の知識の教授に加えて、十分な社会的スキルと広い教養を身につけ、社会の発展に貢献できる人材の育成をも目指すこととした。

こうした経緯に基づき、本学部の教育研究上の目的を、「心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養、十分な社会的スキルを修得し、現代社会が抱える諸問題の解決と社会の発展に貢献できる人材の養成」とした。

このように、心理学部自体は新設して間もない若い学部ではあるが、上述のとおり、そのルーツについては相応の時間的経過と変遷を辿る中で、その時々の時代の変化を鑑みた組織の点検、改編及び教育目的の見直し等を実施しており、理念・目的との適合性において適切であると考えている。

**<7> 大学院（専門職学位課程）**

①教育研究組織の編成原理

平成16年、国の施策による法科大学院制度の導入に伴い、同年、専門職大学院の独立研究科として、法科大学院法務研究科法曹実務専攻をお茶の水キャンパス（東京都千代田区）に設置し、現在に至っている。収容定員は、開設時は180名であったが、平成22年度入学者から144名とした。事務組織の面では、法科大学院事務部法科大学院課職員4名を充てている。

②理念・目的との適合性

本学では、従来、法学部及び大学院法学研究科において、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、裁判所職員等の法律家を始め、地域社会に貢献する公務員、法的素養を持った企業人を育成してきたが、平成 16 年、法科大学院制度が司法制度改革と高等教育制度改革との接点として創設されたとの認識を踏まえて、従来から本学法学部・大学院法学研究科が担ってきた法曹養成の部分を進展させて法科大学院を設立し、その教育理念を次の 2 点とした。

第一は、「現代社会に適応する高度な専門的知識と、批判的・創造的な思考力を養う」である。法曹は、「リーガル・プロフェッション」と呼ばれており、これは法に関わる専門的学識を持って社会に奉仕する職業を意味している。そのため本研究科では、国際化・情報化・高度化した 21 世紀社会に必要な専門知識と、常に批判的・創造的な思考力を持つ法曹の養成を第一の教育理念としている。

第二は、「個人の尊厳を守る鋭い人権感覚と社会的貢献の精神、高い倫理感を磨く」である。リーガル・プロフェッションは、専門的学識を修得し、深めることはもちろん、その精神は豊かな人間性とともに社会的貢献と高い職業倫理に裏付けられたものでなければならない。そのために本研究科では、専門的学識の修得とともに、鋭い人権感覚、豊かな人間性、社会的貢献の精神、高い倫理観を持った法曹の養成を第二の教育理念としている。これらの理念に基づき、教育研究上の目的を「企業に関わる総合的法律分野に通じた法曹の養成並びに福祉社会及び消費者保護など個人に関わる法律分野に通じた法曹の養成」と定めている。

このように、法科大学院としての歴史は浅いものの、その理念・教育の目的は本学創設時の理念を継承しており、また、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策」（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）の内容を踏まえ、更なる教育の質の向上に向けて独自の教育･組織等の改善策を講じているところである。こうした観点から、教育研究組織と理念・目的との整合性においては遜色のないものと考えている。

<8>　**大学院（修士課程）**

①教育研究組織の編成原理

平成 8 年、既存の経済学部を基礎として、経済学研究科経済・経営専攻を設置した（収容定員 20 名）。また、平成 17 年、既設の文化情報学研究科文化情報学専攻及び法学研究科（公法学専攻・私法学専攻）を改組再編し、これら 2 研究科を融合した新たなる研究科として、現代情報文化研究科（文化情報学専攻・法情報文化専攻）を設置した（収容定員各専攻 30 名）。

更に、平成 21 年、学部・学科改組により同年新設した心理学部を基礎として、心理学研究科（臨床心理学専攻・法心理学専攻）を設置した（収容定員各専攻 30 名）。

事務組織の面では、各研究科とも基礎となる学部の教務課担当者が兼務する。

②理念・目的との適合性

各研究科の基礎となる学部の理念を基礎として、各研究科では次のとおり教育目的を定めている。経済学研究科は、「高度の専門性を要する職業に必要な経済又は経営に関する専門知識及び能力を持った職業人の養成並びに国際社会及び地域社会での経済及びビジネス社会に貢献し得る経済人の養成」である。同様に、現代情報文化研究科においては、「情報資源の管理に関する知識及び技術並びに法学に関する知識及び技術を総合して、情報化社会における知識情報の管理を担う能力を有する人材の養成」、心理学研究科においては、「幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家とともに、法的現実で求められる心理学的問題の理解と解決を実際的に支援できる人材の養成」としている。

各研究科では既述の改編・新設を通じて、こうした理念・目的を適宜点検しており、教育研究組織と理念・目的との整合性において適切であると考えている。

**<9>　共通教育センター**

①教育研究組織の編成原理

共通教育センターとして、平成 20 年に外国語教育センターを、平成 21 年に情報処理教育センター及びスポーツ教育センターを設置した。各センターには、関連科目を担当する各学部の専任教員をセンター兼任教員として配置している。更に、若干名の助教を各センター専属として配置し､専ら当該センターの業務を担っている。

事務組織の面では、外国語教育センターは、学務部国際交流課職員 3 名を、情報処理教育センターは、メディアセンター事務部情報システム課職員 5 名を、スポーツ教育センターは、学生支援部体育課職員 3 名を各々充てている。

②理念・目的との適合性

共通教育センターは、次のとおり設置の目的を有している。外国語教育センターは、「本学における外国語教育を一元的な組織の下で、統一的かつ円滑に実施し、学生の外国語能力を向上させること」、情報処理教育センターは、「本学における情報処理基礎教育を一元的な組織の下で、統一的かつ円滑に実施し、学生の情報処理能力を向上させること」、スポーツ教育センターは、「本学における各学部に共通する健康・スポーツに関わる授業科目の実施、体育公認団体の充実・振興、地域スポーツの推進を一元的な組織の下で、統一的かつ円滑に実施すること」である。このように各学部に共通する基礎教育に関わる分野を一元的・横断的な組織の下で効率、かつ、有益な運営の実現を狙いとしている。この観点から、組織と目的との適合性において適切であると考えている。

**<10>　心理カウンセリングセンター**

①教育研究組織の編成原理

平成 21 年、心理学研究科の新設に伴って設置した。心理学研究科専任教員によるセンター長、心理相談員並びにセンター専任の助教及び助手により構成されている。助教及び助手は事務を兼務し、現在各 1 名を配置している。

②理念・目的との適合性

既述のとおり、平成 21 年、心理学研究科の新設に伴って設置した。その目的は、「地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康の維持・促進を援助するとともに、本学学生に臨床心理実習の場を提供すること」である。このように、地域への貢献と同時に本学学生の教育・実習の場としての役割を担っており、組織と目的との適合性において適切であると考えている。

<11>　**附置研究所**

①教育研究組織の編成原理

附置研究所として、平成 3 年に比較法研究所、平成 8 年に教養文化研究所、平成 9 年に経済研究所及び平成 10 年に文化情報学研究所をそれぞれ開設し、現在に至っている。

②理念・目的との適合性

附置研究所は、次のとおり設置の目的を有している。比較法研究所は、「法律学の諸分野における比較法並びに外国法の理論及び実務の組織的研究を通じて広く法律文化の向上に寄与し、併せて大学の法学教育に貢献すること」、教養文化研究所は、「総合、外国語及び教職の科目分野に関する学術・教育の研究及び普及」、経済学研究所は、「経済学及び経営学の諸分野における理論及び実務の組織的研究を通じて広く経済社会の向上に寄与し、併せて大学並びに大学院の経済学及び経営学教育に貢献すること」、文化情報学研究所は、「文化情報学の諸分野における社会的集合記憶としての情報資源管理の理論及び実務の組織的研究を通じて広く文化情報学の向上に寄与し、併せて大学の情報資源管理教育に貢献すること」である。各研究所は、その専門性に関わる学部の理念及び教育研究上の目的と連携しており、また、その研究成果の地域への貢献として各種公開講演会を開催する等の活動を行っており、こうした観点から組織と目的との適合性において適切であると考えている。

<12>　**教育研究を支援する組織**

①教育研究組織の編成原理

教育研究を支援する組織として、平成 10 年にメディアセンター、平成 16 年に地域ネットワーク推進支援室、平成 17 年に飯能キャンパス司法研修室及び平成 21 年にボランティア活動支援室をそれぞれ開設し、現在に至っている。

事務組織の面では、メディアセンターは、メディアセンター事務部（学術情報課・情報システム課）を組織し、職員 13 名が従事している。また、地域ネットワーク推進支援室は、学務部学務課職員 3 名がサポート、ボランティア活動支援室は、1 名

の専任ボランティアコーディネーターに加えて学生支援部学生課職員 4 名がサポートしている。飯能キャンパス司法研修室は、法学又は法務実務に精通した主に本学専任教員で構成されているが、事務の面は、学務部学務課職員 3 名がサポートしている。

②理念・目的との適合性

教育研究を支援する組織として、次のとおり設置の目的を有している。メディアセンターは、「本学における研究及び教育の充実・発展に資するため、図書、視聴覚・電子媒体資料、その他必要な資料の収集・管理及び利用提供に関すること、レファレンスに関すること、視聴覚・情報処理設備の管理運営に関すること、視聴覚・情報処理設備を用いた教育研究に関すること、教育研究・事務情報処理システムの企画立案、管理運用に関すること等の業務を行う」としている。同様に、地域ネットワーク推進支援室は、「本学と地方公共団体、地域産業界、地域市民団体等との連携・協力によって行われる諸活動が、円滑かつ活発に推進されるよう、本学と地方公共団体等との連絡・協力について調整し、もって地域とともに生きる大学としての本学の社会貢献の推進を円滑に実施すること」、飯能キャンパス司法研修室は、「法科大学院、国・地方公共団体、公益団体及び企業法務部等、法律実務分野への進路を目指す学生のために、法学的思考力、法学基礎知識、法務実務的基礎知識等の習得に係る学生の自主学習を支援し、法学に係る本学正規教育における教育効果を相乗的に高め、もって本学の教育に貢献すること」、ボランティア活動支援室は、「ボランティア活動が円滑かつ活発に推進されるよう、ボランティアに関する指導、相談、情報提供、広報等を行う」である。このように教育研究を支援する組織として設置の目的を明確に定めており、こうした観点から組織と目的との適合性において適切であると考えている。

**(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか**

自己点検・評価を定期的に実施していることは述べるまでもない。これとは別に、各学部には、学部長を中心とする「執行部会議」をほぼ通年で毎週開催し、学部の教育研究組織の現状分析、カリキュラムの妥当性、学生のニーズ及びその他喫緊の課題等について確認、分析、協議等を行っている。加えて、学部構成員相互の意見交換を主体とする「科目会議」又は「懇話会」を月例開催し、自由闊達な協議を通じて、各事案に対する一定の方向性を見出し、同時に学部内の意思疎通を図る工夫を講じている。

こうした検証の機会は学部内のみならず、法人と教学をクロスオーバーさせた協議機関を次のとおり設けている。すなわち、学長を中心に各組織の長が上述と同様の協議を行う「部局長会議（学部長会議・研究科長会議）」、及び学長・副学長、

事務局長等が協議を行う「学長・副学長会議」であり、これらは定期開催し、各組織の適切性についても適宜検証を加えている。更に、法人と教学の役職者によって構成される「大学運営会議」を設置し、大学の将来計画、全学的な教育研究、組織、その他重要事項の協議を行い、大学評議会及び理事会における意思決定に向けて大きな役割を果たしている。このように、各教育研究組織から適正に距離を置いた組織体において、学内組織等の客観的な現状分析、組織改編の必要性の検証及び将来に向けた構想等の協議を行っている。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

学部・研究科等の所謂、縦割り組織は、その専門性を教育・研究上、十分、かつ、効率的に発揮させる目的においては効果的であるが、本学では既述のとおり、学部間並びに教学組織と法人組織をクロスオーバーさせた横断的な各組織を設けることにより、組織の情報・認識を共有し、より効果的・効率的な学内組織の運営に寄与している。

### ②改善すべき事項

前項に述べた事項は、実際に効果が上がっている事実であると同時に、改善の余地を残した事項でもある。学内に通常の組織（縦割組織）のみならず、横断的な組織を設けていることは、つまり教職員の業務量的負担を増加させていることでもある。教育職員においては、各委員会業務を複数兼務する状況にあり、係る業務のうち、ルーティン業務の整理効率化を図る必要がある。こうした部分を改善することにより、教育職員が本来の業務、つまり教育と研究に、より一層のエネルギーを注ぐことができる環境づくりが不可欠であると考えている。

また、事務組織における業務量は、各部署とも年々増加し、積み重なる業務について、予算編成時とリンクさせて業務の取捨選択を行い、漫然と継続している業務を見直し、真に必要・有効な業務の選択を行う意識改革が必要と考えている。

## 3. 将来に向けた発展方策

前項で述べた改善事項と関連するが、大学の規模（学部設置数、教職員数及び学生数等）と比して、学内組織がやや肥大化している点は否定できない。これには、組織の単なるスリム化だけでは不十分であり、同時に、学長以下、副学長、学部長等の役職者及び各学部執行部の権限を、現状よりも明確化・強化すること、また、特に学生指導、教務、就職指導に関する業務のうち、ルーティン的事案については、事務局に権限を委譲し、教授会付帯事項の軽減を図る必要があるものと思料している。大学設置基準等の関連法令に抵触しない範囲において、従前の常識に拘泥せず

に大胆な組織改革の検討、実施を進めていく必要があるものと考えている。

## 4. 根拠資料

資料1－「駿河台大学学則」（駿河台大学規程集 p.11）

資料2－「駿河台大学大学院学則」（駿河台大学規程集 p.95）

資料3－「大学運営会議規程」（駿河台大学規程集 p.137）

資料4－「駿河台大学教育研究組織の全体図」

資料4　駿河台大学教育研究組織の全体図

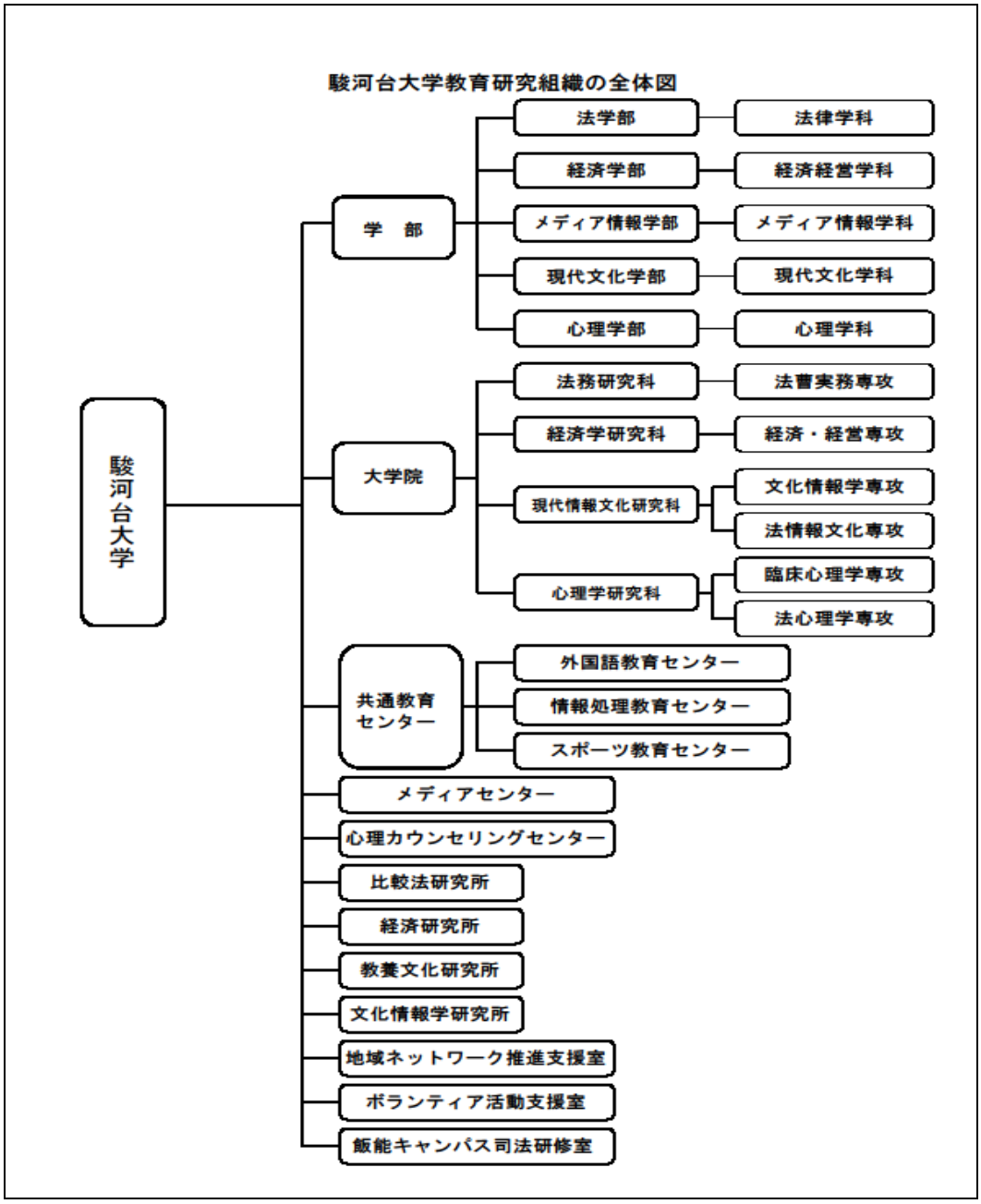

# Ⅲ．教員・教員組織

**〈方針〉**

本学は、本学の理念・目的・教育目標を達成するために、学部・研究科の教育課程、学生収容定員に応じて、教育・研究を行う上で適切な教員組織を配置することとする。

具体的な方針は以下のとおりである。

・大学設置基準で定める必要専任教員数を上回る。

・専任教員当たりの学生数は学部ごとに異なる。法学部・メディア情報学部(文化情報学部を含む。)は 60 名以内、卒業論文を必修としている経済学部・現代文化学部(体育学系を含む。)は 40 名以内、実験・実習が重視される心理学部は 40 名以内とする。

・専任教員の年齢構成のバランスをとる。

・教員の募集、任免、昇格の基準と手続きを明文化し、適切に運用する。募集は、公募を原則とする（専門職学位課程の法務研究科を除く。）。

・任期なし教員は学部所属（法務研究科所属教員を除く。）、任期付き教員はセンター（共通教育センター、心理カウンセリングセンター）所属とする。

## 1. 現状の説明

### （1）大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

<1>　**大学全体**

①教員に求める能力・資質等の明確化

大学学則及び教員任用規程で、学校教育法及び大学設置基準で定める能力等とほぼ同一の内容を定めているほか、教員任用手続き規程の運用覚書で、「建学の精神にのっとり、独自の創意と工夫により教育研究を行い、本学の一層の発展に寄与し得る人材」と明記している。本学の建学の精神は「愛情教育」であり、そのために教員には、個としての学生に愛情を持って接することができる能力が求められている。

②教員構成の明確化

教員任用手続き規程の運用覚書に、教員の採用に関しては学部長が事前に任用する教員の専攻分野について教授会の意見を聞く旨定められているほかは、大学設置基準等による制約を別にすれば、年齢構成、男女比等について明文化された基準は存在しない。教員構成の適切さは、教員採用の機会等に具体的・総合的に判断されている。

また内部的に定めている教員定数は、本学の「愛情教育」に相応しい少人数教育実現のために、設置基準に比べて余裕を持った数になっており、その他語学ではネ

イティブ教員を採用する等、各科目分野での配慮もなされている。

③教育課程編成の目的を実現するための全学的な教員間の連絡調整

全学的な教員間の連絡調整のために各種の委員会が設置されているが、特に教育課程編成の目的を実現するためのものとしては、教務委員会（内部的には「全学教務委員会」と通称）がある。教務委員会は、本学の教務に関する事項を審議するための機関であり、担当副学長、各学部教授会から選出された専任教員、教職課程委員、資格課程委員、各共通教育センター長から成り、毎月開催されている。

更に上級の連絡調整のための組織としては、大学評議会があり、最終的な責任者は学長である。

**<2>　法学部**

①教員に求める能力・資質等の明確化

大学学則、教員任用規程等により本学教員に求める能力・資質が定められているが、本学部においては、人事計画を策定する「人事検討委員会」が個々の教員採用に際し、研究分野のほか、採用予定の教員に必要な能力・資質を独自に定め、教員採用に際してこれを条件として示している。

②教員構成の明確化

本学部独自に教員構成を明確化した基準は存しない。第4回大学評価結果案並びに認証結果では、本学部と法科大学院及び法学研究科との兼担が指摘されたが、現在のところ法科大学院と兼担する教員はおらず、この問題は是正された。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

本学部として教育・研究・学内業務を円滑に遂行するために全学及び学部の委員会を組織し、教員間の連携を図っている。特に、教務委員会には主任・副主任を、入試委員会には入試委員長を置き、責任体制を明確にしている。その他、学生委員、就職委員、企画広報委員については正委員と副委員を置くことで責任を明確にするとともに、業務の効率化を図っている。各委員は全学委員会での状況を逐次教授会で報告し、教員間での情報共有を図り、必要に応じて教授会で審議することで学部の総意として対応することとしている。

**<3>　経済学部**

①教員に求める能力・資質等の明確化

学部において明記されてはいないが、本学の建学の精神は「愛情教育」であり、そのために教員には、まず個としての学生に愛情を持って接することができる能力が求められる。加えて、学部の教育目的を理解し、教育目標の実現に向けて行動できる教員像が求められる。

②教員構成の明確化

職位、年齢、男女比等の教員構成に関して明確な方針を示してはいないが、教員

の採用については、学部人事委員会において検討し教授会で審議される。その際には本学部の特徴である経済学、経営学を基本にした7つのコースに対応する広い範囲の領域をカバーする教員をバランスよく採用するための総合的な判断が行われるよう配慮されている。

③教育課程編成の目的を実現するための全学的な教員間の連絡調整

学部における教員間の連絡調整のための仕組みとしては、ほぼ毎月1回開催される教授会がある。教授会では学部の運営、教育課程の実現などに関する審議、決定を行っている。また、教育課程の実施に関する詳細を検討し、教授会への原案を提示するための組織として学部教務委員会がある。更に教員間の合意形成のための微調整が必要とされる場合には、学部科目会議において協議されることとなる。また、教務正副委員長を含む学部執行部による打ち合わせが原則として毎週開かれ、教授会準備、学部方針の検討、各種連絡調整を行っている。

更に全学的な連絡調整のために各種委員会が設置されているほか、学部長会議がほぼ隔週に開かれ、協議調整が行われている。

**<4> メディア情報学部**

①教員に求める能力・資質等の明確化

大学設置基準に準じて本学学則及び教員任用規程で定めている。また、教員採用では公募条件にも明記している。

②教員構成の明確化

設置の趣旨に従って、完成年度までに実現する教員配置計画を定め、教員組織の編制方針を明確にしている。

学部の収容定員は完成年度には 620 人（入学定員 150 人、3 年次編入学定員 10 人）であり、大学設置基準の別表第一が定める専任教員の数は 14 人であるが、本学の理念である人格教育を実践するためにメディア情報学部の教員定数を 22 人とし、教員 1 人当たりの学生数を 28.2 人に抑え、学部教育の根幹を成すゼミナールで少人数によるきめ細かな教育を行っている。

教員採用に当たっては、公募条件に職階を明記することで、年齢構成が偏ることのないように努めている。また、実践的な職業能力を育成するために、各専門分野において実務経験のある専任教員を専攻コースに置くことにしている。

専門分野の必修科目は原則として専任教員が担当する。必修以外の科目については、可能な限り専任教員が担当することを原則とする一方で、学部の特性に鑑みて、技術的、実務的な内容の科目には「現場」から講師を招くことも計画している。平成 21 年度から始まったカリキュラムが完成する平成 24 年度において、兼任教員が担当する必修以外の専門科目の割合は約 18%になる予定である。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

教育に関する諸権限と責任は教授会に帰属する。教授会にはすべての専任教員が出席する。教育課程の編成及び改定は教授会で審議を行って決定する。教育課程の運営、調整及び検証は、メディア情報学部教務委員会が担当し、教授会に随時報告を行う。また、メディア情報学部懇話会及び教職員専用ウェブサイトの各種掲示板では、教育課程の編成や運営に関する意見交換を行い、必要があれば学部長が指名する教員がワーキンググループとして集中的な議論を行う。基礎科目群とキャリア育成科目群は、基本的に全学実施体制をとっており、教育課程にかかわる全組織の代表者で構成される全学教務委員会を中心に各組織が連携し、教養教育の運営に当たっている。

<5>　**現代文化学部**

①教員に求める能力・資質等の明確化

学部として、これらについて定めたものはないが、教授会等で繰り返し確認し業績評価や採用に当たって重視しているのは、学生に愛情を持って接することの重要性はもちろん、教育・研究・社会（地域）貢献・管理運営のそれぞれに貢献・協力することのできる能力の発揮ということである。学部教員組織としても、これらの活動のバランスが、組織的に、そして、ある幅を持って個人的にも、取れることを指向しており、教員評価の学部長の講評（学部各教員に公表）ではその点が強調されている。

②教員構成の明確化

教員構成の方針を明確化しているわけではないが、学部再編に当たって新教育課程の３つの履修コースが充実したものになるように、分野別の教員数のバランスをとるようにした。また、ある程度職位の別、年齢構成、性別なども考慮した。

③教育課程編成の目的を実現するための全学的な教員間の連絡調整

学部としての連携調整のため、教授会は原則月 1 回開き、学部の運営、教育課程の実施等について審議・決定している。また、教育課程を運営する上で協議が必要になった場合、適宜科目会議を開いている。また、各コースの担当者を含む 7 人からなる学部運営会議（通称：学部執行部）を毎週開き、連絡調整、方針の検討、教授会準備などを行っている。また、各コースとしてのコース会議も適宜開いている。更に、全学的な調整は各委員会で行う他、学部長会議を開いて協議調整している。

<6>　**心理学部**

①教員に求める能力・資質等の明確化

教員の基準については、心理学部独自には規程等を設定しているわけではない。しかし、大学学則及び教員任用規程に、学校教育法の定める基準に則った資格要件が明記されている。なお、必要に応じて、科目会議等で議論するシステムを用意し

ている。

②教員構成の明確化

教員の専門分野の構成、年齢構成、男女構成等についての心理学部独自の基準はない。ただし、専門分野の構成は、当然ながら、学部カリキュラムに沿ったものとなっている。基本的には教員採用時に、学部全体の専門分野、年齢構成を考慮して募集を行うこととしている。

③教育課程編成の目的を実現するための学部内教員の連絡調整

心理学部では、学部教育の議論の場として、教授会、科目会議、学部執行部、教務委員会が設置されている。

まず学部執行部は、学部運営全般を議論する場であり、教育の問題に関しても、方針の決定、素案の作成などを行い、時に教務委員会の議を経て、教授会、科目会議に提案、議論された問題についての調整を行う。科目会議は学部の在り方に関して自由に議論する場であり、教育の問題に関しても、自由な意見交換、問題解決、意識の共有化を図る。そして学部の最高意思決定機関である教授会が、学部としての意思決定を行う。これらの議論を踏まえて、あるいは、教育上の必要に応じて、学部教育の管理・運営を行う機関である教務委員会は、学部の目指す教育を実現すべく、具体策を練り、実施に移す。

このように、心理学部では、４つの機関が緊密に連携しあい、教育課程編成の目的を実現すべく努力している。

<7>　**経済学研究科**

①教員に求める能力・資質等の明確化

学部の専任教員から大学院担当教員を選ぶ場合、大学院学則による他、業績審査等に関する内規がある。本研究科では、以前より教歴、業績等に関して詳細な基準を設け、適用してきたが、平成 18 年度より現代情報文化研究科と協議し、同一基準に改めた。大学院担当教員の選考の基準は、基本的には、大学院設置基準に沿って学則が定められ、内規はその範囲内で、業績審査等の具体的基準を定めたものである。

②教員構成の明確化

本研究科は経済学部に基礎を置く大学院であり、専任教員はすべて学部の教員から選ばれる。そのため、本研究科として専任教員を募集することはないが、学部の専任教員募集に際して、必要に応じて大学院担当可能な教員等の条件を付すことがある。基本的には客員教員は置かないが、大学院教育は、専攻分野における研究能力・高度の専門性を有する職業に必要な高度の能力を養う必要上、専任教員が担当できない一部の科目については、本学の定めた基準に従い、兼任教員(非常勤講師)を採用している。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

本研究科全体については、各月開催される研究科委員会が、組織的な連携等を強化する上では重要な機能を果たしている。また、学位論文研究指導については、主査・副査から成る複数指導体制をとっており、研究指導における責任の所在を明確化している。更に、院生が作成した研究指導計画書に、主査・副査のコメントを付したものを、研究科委員会で妥当性を審議し、承認することとしている。

**<8> 現代情報文化研究科**

①教員に求める能力・資質等の明確化

現代情報文化研究科の授業及び指導は、基本的には学部所属の教員が行っており、専任教員の採用は、学部が行っている。しかしながら、高度の専門知識を学生に授けることを目的としており、学部の教員が直ちに本専攻の教員となるわけではなく、大学院担当教員は、修士論文の指導に携わる研究指導教員と直接修士論文を指導しない講義担当教員とに分けられ、基本的には、大学院設置基準に沿った審査基準によって選任されている。

②教員構成の明確化

法情報専攻は、原則的に学部所属の専任教員によって構成されており、学部教員の採用の際に、大学院での授業担当が可能である旨の条件を付すことがある。また、担当教員の退職、移籍等によっても、そのまま存置すべき科目については、兼任教員に依らざるを得ない場合がある。平成 21 年度には、科目の性質上、駿河台大学法科大学院所属の教員 1 名を兼任講師に依頼した。

文化情報学専攻も同様に学部所属の教員で構成されているが、社会人現職専修コースでは、行政文書管理を専門とする客員教授、兼任講師を採用している。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

現代情報文化研究科は、文化情報学専攻と法情報専攻の 2 専攻によって構成され、それぞれの専攻がそれぞれの教育内容方針について審議し、更に両専攻の代表者からなる運営委員会を持ち、それぞれの専攻の活動の連携を図っている。更に、入試、人事、学位（修士）の授与等については研究科の全体会議を開き、責任の所在を明確にしている。

**<9> 心理学研究科**

①教員に求める能力・資質等の明確化

大学院担当教員は、学部（心理学部が中心で、一部法学部)所属教員のうち、大学院設置基準に沿って定められた大学院学則更に大学院学則に沿った内規に依拠して選考された教員である。選考は、業績審査、教育経験等を中心に行われる。本研究科の場合、平成 21 年度発足のため選考はまだ 1 回のみであるが、上記規準によって行われた。ただし、臨床心理学専攻担当の教員に関しては、専攻の特殊性により、

「臨床心理士」の資格保持を必須要件とした。

②教員構成の明確化

本研究科では専任教員は、すべて学部所属の教員であり、本研究科として単独で専任教員を募集することはない。そのため学部の専任教員募集に際して、必要に応じて大学院担当可能の条件を付すことがある。教員は、教授、准教授、専任講師、助教で構成されるが、心理カウンセリングセンターにおいては、助手を置いている。また法心理学専攻においては、法学部所属教員が専攻の専任教員となっている。

基本的には客員教員は置かないが、専任教員に適任者がいない一部の科目については、本学の定めた基準に従い兼任教員(非常勤講師)を採用している。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

各月に開催される研究科委員会が、組織的な連携等を強化する上では重要な機能を果たしている。また、各専攻においてはそれぞれ毎月専攻会議を開き、更に心理カウンセリングセンターにおいては、センター運営会議を毎月開催している。

臨床心理学専攻、法心理学専攻ともに学外に出掛ける実習があるが、各学生には、それぞれ専任教員がスーパーバイザーとして助言し、またトラブルがあったときには責任を持って指導する仕組みとなっている。

学位論文研究指導については、主査・副査から成る複数指導体制をとっており、研究指導における責任の所在を明確化している。

## （2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

### <1>　大学全体

①編制方針に沿った教員組織の整備

全学の学部･課程別の教員数みると、専任講師以上の専任教員は139名であり、各学部の設置基準を満たしている。また、本学は任期付き専任教員として助教を平成21年5月1日現在2名採用している。また、心理カウンセリングセンターに助手が1名採用されている。助教は、今後増加させる方針である。

学部別の専任教員１人当たりの学生数は目標を達成している。学部別には、法学部・メディア情報学部が40名を超している。目下、これを是正すべく、両学部では教員の採用を進めている。また、兼任教員の数は297名と専任教員の約2倍の数となっている。専兼比率については、本学は、専任教員による充実した教育体制の構築を目指しており、各学部独自科目の専兼比率は、およそ83％である。兼任教員の多い外国語科目等各学部共通の基礎的科目の専兼比率改善のため、共通教育センターの設置等改革に着手したところであり、これらの基礎的科目の兼任教員はできるだけセンター所属の助教に振り返えていく方針である。

専任教員の年齢構成を全学でみると、51歳以上が78名で全体の54.9％であり、50

歳以下は64名で45.1％を占める。71歳以上が4名おり、全て法科大学院に在籍しているが、法科大学院は前回の自己点検評価時(5名)に比べ段階的に改善している。40歳代後半、50歳代後半、60歳代前半が最も多くなっており、年齢構成は高いと認識しているところであり、採用に当たっては、若手教員の採用を積極的に進める中で、改善の努力を行っている。

性別で教員構成を見ると、女性が33名で全体の23.2％である。また、外国籍の教員は専任教員5名で全体の3.5％にとどまっている。

専攻分野のバランスについては、教員の採用時に教授会の意見を聞く手続きになっているほか、選考委員会で十分な検討が行われており、教育課程の運営に支障なくバランスが確保されている。

<2>　**法学部**

①教育課程の編制方針に沿った教員組織の整備

平成21年5月における、本学部に所属する専任教員は29名であり、兼任教員は53名である。設置基準上で必要とされる専任教員数17名に対しては、十分な人数が所属している。専任教員1名当たりの在籍学生数は45.6名である。教員の職階別構成は、教授16名(55.2%)、准教授8名(27.6%)、専任講師5名(17.2%)であり、年齢構成は、61歳～70歳8名、51歳～60歳7名、41歳～50歳5名、31歳～40歳7名、～30歳2名である。性別構成は、女性教員が2名(6.9%)である。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

教員採用に際しては、担当授業科目を明示することにより授業科目と担当教員の資質とのミスマッチを避けている。科目との適合性については、「教員候補者選考委員会」で、担当予定科目と教員の専門分野との関連性を審査している。その他、毎年度の科目担当者決定に際して、「教務委員会」が担当教員の適合性を判断している。

<3>　経済学部

①編制方針に沿った教員組織の整備

平成21年5月における、本学部に所属する専任教員は35名であり、兼任教員は98名である。設置基準上で必要とされる専任教員数17名に対しては、十分な人数が所属している。専任教員1名当たりの在籍学生数は32名である。教員の職階別構成は、教授26名(74.3%)、准教授9名(25.7%)であり、年齢構成は、61歳～70歳10名、51歳～60歳11名、41歳～50歳8名、31歳～40歳6名である。性別構成は、女性教員が9名(25.7%)である。また本学部の特徴的な教員構成として、専任教員のうち15名がなんらかの社会人経験を持っている。特に、20年以上の社会人としての経験を持つものが6名おり、前歴を生かした内容の科目を担当している。

専攻分野のバランスについては、教員の採用時に人事委員会にて原案を検討・作成し、教授会において審議を行う手続きになっているほか、選考委員会で十分な検

討が行われており、教育課程の運営に支障がないようバランスが確保されている。

②授業科目担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

7つの各コースでは、それぞれの教育方針や授業方法・科目内容と担当者の適合性を判断しており、専任教員の場合は採用に際して選考委員会が、担当科目に対する適合性の審査を実施し、その報告結果に基づき教授会において審議し、理事会への推薦候補者として承認している。また兼任教員の場合には教務委員会が担当科目に対する適合性の審査を実施し、その報告結果に基づき教授会において審議し、承認している。

**<4>　メディア情報学部**

①編制方針に沿った教員組織の整備

平成 21 年 5 月現在、メディア情報学部には専任教員 21 人、兼任教員 40 人が所属しているが、前述のとおり専任教員の定数は 22 人であり、平成 22 年度に 1 名の教員（教授）を採用することが決まっている。専任教員の内訳は教授 11 人、准教授 9 人、講師 1 人である。

年齢構成は、61 歳～70 歳 6 名、51 歳～60 歳 5 名、41 歳～50 歳 7 名、31 歳～40 歳 2 名であり、30 代が少ないことを除けば概ねバランスがとれており、今後、退職などに伴う教員採用の際には職階を講師・准教授に限定し、30 代教員を積極的に採用することで、年齢構成のバランスの維持に努めていく。

男女比は男 3（16 人）に対し女 1（5 人）でありややバランスを欠いているが、教員採用において性別に関する基準を設けているということはない。

実践的職業能力育成のために、専門分野で実務経験のある専任教員を各コースに配している。具体的には、映像・音響メディアコースでは、CM・テレビ番組制作や新聞社業務、デジタルデザインコースではウェブデザイン制作や広告デザイン制作、図書館・アーカイブズコースでは図書館、博物館、美術館における勤務経験である。

平成 21 年度設置の学部であるため、同年 5 月現在の在籍学生数は 194 人であり、教員 1 人当たりの学生数は 9.2 人である。平成 21 年度の入学者数は、入学定員 150 人の 1.3 倍に当たる 195 人であったが、「学生の受け入れ」の章でも述べたように、今後は入学者数の是正を行い、完成年度に向けて適正な在籍者数を維持するように努めていく。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

教員任用の際には、公募条件に専門分野及び担当科目を明記している。専攻コースを単位とする分科会を編成し、教職員専用ウェブサイトにも各分科会のファイルキャビネットと掲示板を設置し、専門分野の教育課程が適切に運営されているかを継続的に検証する体制を設けている。

<5>　**現代文化学部**

①編成方針に沿った教員組織の整備

学部改編、新教育課程の編成に当たり、準備委員会は、3 つのコースを設置し、それぞれのコースの教育課程の科目を担当するに相応しい教員を、他学部を含めて全学から集めた。設置基準上は 15 名の教員が必要とされているが、それを大きく上回る 21 名でスタートし、学年完成時には 23 名の構成となる予定である。教員の職位の分布は教授 11、准教授 8、講師 2 で、年齢構成は 61 歳～70 歳 3 名、51 歳～60 歳 4 名、41 歳～50 歳 7 名、31 歳～40 歳 7 名である。性別では、女性教員が 8 名、38%を占めており、さまざまな点からほぼ適切と判断している。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

各コースの教育を責任持って行うため、コース担当教員グループがつくられており、各コース会議をもって、教育方針・方法の検討、授業科目と担当者の適合性の判断等を行っている。それを学部運営会議、教授会で審議している。新任教員の採用に当たっては分野（担当予定科目）・職位などについて教授会で審議し、学部長が学長と協議を行い、理事会の了承を得た上で、規程等に則り適任者を選考している。

<6>　**心理学部**

①編成方針に沿った教員組織の整備

心理学部の教員数は設置基準を満たしている。しかし、設置時に在籍する教員を基本に学部教員を定めたため、年齢構成では高齢の方に偏っており、若手、中堅層が弱いという問題点がある。これは設置直後の特殊事情と言うべきであろう。年齢構成は 61 歳～70 歳 3 名、51 歳～60 歳 8 名、41 歳～50 歳 5 名、31 歳～40 歳 2 名、～30 歳 1 名である。

専門分野では 19 名の教員中 12 名が心理学を専門とする教員であり、7 名が哲学、社会学、文化人類学など人間学系の教員（哲学・宗教学系 3 名、社会学・文化人類学系 2 名、その他 2 名）となっている。これは学部理念である「心理学に偏らない、幅広い人間理解」を実現するという意味で適切な構成といえる。

ただし、心理学部の教員総数が 19 名と少なく、幅広い人間学的知識の教授、専門知識としての多面的な心理学的知識の教授を現実的に実現するためには必ずしも満足できる状況にない。

<7>　**経済学研究科**

①編制方針に沿った教員組織の整備

本研究科は学部専任教員により構成される。大学院のカリキュラムに従って、経済学・経営学を中心とする 2 つの専門科目コースを配置しているので、それぞれの学部教員のうち、特に専門科目を担当している教員が大学院教育に当たっている。

大学院担当教員は、講義担当教員と講義・研究指導に当たる教員に分けられ、講義担当教員の資格審査と研究指導教員の資格審査がある。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

大学院担当教員は、経済学部専任教員の半数以上に達しており、平成 21 年 5 月 1 日現在、演習指導担当教員 14 名、講義担当教員 7 名、兼任教員 8 名の計 29 名からなっている。これに対して、在籍学生数は 14 名であり、本研究科の教育目標を達成するための徹底した少人数教育はほぼ実現しているが、大学院生の収容定員が未達（収容定員に対する在籍学生比率は 0.7）のため、不開講の演習が多い状況である。

**<8>　現代情報文化研究科**

①編成方針に沿った教員組織の整備

文化情報学専攻所属の教員は 17 名、法情報専攻所属の教員は 14 名であり、「情報分野」科目と「文学分野」科目は、情報学専攻の教員が担当し、「法学分野」の科目は、すべて法情報専攻所属の教員が担当している。

②授業科目と担当教員との適合性を判断する仕組みの整備

講義を担当する教員についても、講義・研究指導を担当する教員についても、それぞれ資格審査があり、適任と判断された者のみが授業を担当している。また授業科目と担当者の組み合わせは、専攻会議で適合性を審議している。

**<9>　心理学研究科**

①編制方針に沿った教員組織の整備

本研究科のカリキュラムに従って、専門科目を担当している教員は、講義担当のみの教員と講義及び研究指導（修士論文指導）に当たる教員に分けられている。講義担当教員、研究指導担当教員にはそれぞれ内規に沿った資格審査がある。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

本研究科教員は、本年度の開設に先立って文部科学省の「大学設置・学校法人審議会」の教員組織審査の審査を受けており、担当授業科目との適合性のあることが認められている。

## （3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

**〈1〉　大学全体**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

本学教員の募集・任免・昇格に対する規程・手続きは、教員の任用、任用手続き等に関する規程と、各学部における運用のための内規が明文化されている。

②規程等に従った適切な教員人事

教員の採用は、上記任用手続き規程に従って決定される。募集に際しては公募制

をとっている。教授会に所属する講師以上の専任教員については、教授会の下に選考委員会を設置し、書類選考と面接のほか、模擬授業を行い、本学の教育・研究方針に対する適合性、教育に対する熱意や学生指導能力を考慮し、総合的に判断している。平成 21 年度に、「愛情教育」に相応しい人材であるか否かの判定に理事会がより積極的に関与するように、運用の一部を改めた。

各学部共通の基礎教育を担当する共通教育センターでは、任期付き教員である助教を採用している。助教は学部教授会所属ではないため、その採用は常任理事会の下に共通教育センター所属教員と常任理事から成る選考委員を設置して行われている。

昇任については、各学部の内規に従い決定する。資格審査は適切に行われている。

<2>　**法学部**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

本学部は、教員の昇任については、手続き、要件等を定める独自の規程を設けてこれを実施している。

また、長期人事計画の策定や教員の欠員補充については、学部に人事検討委員会を設置してこれを検討し、その結果に基づいて学部の人事計画を策定している。

募集・採用に関しては、本学の「教員任用規程」、「教員の任用に関する手続き規程」、「教員任用に関する手続き規程の運用に関する覚書」に沿って進めており、適切であるといえる。

②規程等に従った適切な教員人事

①の規程に従って、各人事について専門分野の近い教員により組織される「教員候補者選考委員会」を設け、研究能力はもちろん、模擬授業を活用した教育能力の評価、面接による学内業務能力の評価など、多角的視点から本学教員としての適格性を判断している。また、応募者には、指導教授等からの推薦状の添付や本学部からの照会に応じうる者を明記するよう求めている。

<3>　**経済学部**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

大学として本学専任教員の募集・採用（本学では任用）・昇格に対する基準・手続きは、教員の任用、任用手続き等に関する規程が明文化されており、これに加え経済学部における運用のための内規、申し合わせ事項が明文化されている。任用（昇格）に関わる選考（審査）委員会には異分野から 1 名の委員が参加することとしている。

②規程等に従った適切な教員人事

募集・採用・昇格等の教員人事は、明文化された規程、覚書、内規に従って選考や資格審査が行われ、教授会の議を経て承認された候補者を理事会に推薦し、理事

会における審議によって適切に決定している。

**<4>　メディア情報学部**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

全学共通で定めている「教員任用規程」「教員の任用に関する手続規程」「駿河台大学教員任用に関する手続規程の運用に関する覚書」に加え、「メディア情報学部教員任用及び昇任に関する内規」に基づき、教員の募集・採用・昇格を行っている。

②規程等に従った適切な教員人事

教員人事は、メディア情報学部人事委員会が中心となり、上記の規程及び内規に従って行う。業績審査に当たっては、教授会の下に業績審査委員会を設置し、書類による教育・研究業績の審査に加え、面接を行い、採用人事では更に模擬授業を行い、候補者の業績及び能力を総合的に判断している。

**<5>　現代文化学部**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

教員の募集・採用・昇格等に関する規程は定められており、手続きについても内規などで明確化している。

②規程等に従った適切な教員人事

人事に関する規程や覚書に忠実に従って選考や審査が進められている。

**<6>　心理学部**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

現時点では設置後 1 年であるため、募集・採用人事は発生していない。そのため、これに関する心理学部の独自のシステムはまだない。人事が発生した場合には、大学の任用手続等の規程に従い、数名の教員からなる審査委員会を設け、そこでの審査を踏まえて、教授会で審議することとなっているが、必要に応じては、心理学部独自の専任教員任用に関する内規を作成することも考えている。昇格に関しては心理学部独自の教員昇任に関する内規を設けてある。

②規程等に従った適切な教員人事

心理学部独自の規程はないが、大学全体の規程に従って行うこととなっている。

**<7>　経済学研究科**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

専任教員はすべて経済学部専任教員を充てており、本研究科として募集・採用することはない。学部教員の研究科担当教員の資格については、学部の講義担当教員を一定年限務めて、優れた著書・論文を有するものとし、特に優れた実務上の業績があり、優れた知識・経験を有する実務家にも研究指導教員の道を開いている。また、研究指導教員の資格は、講義担当教員のうち、特に教育・研究上の指導能力があると認められたものである。

②規程等に従った適切な教員人事

規程・内規に沿い教員人事は適切に行っている。

<8>　**現代情報文化研究科**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

本大学院は、学部を基礎とする大学院であるので、大学院独自の募集・採用を行っていないが、学部で募集・採用を行う場合に、大学院での授業担当を考慮して選考を行うことがある。また学部教員が大学院の科目を担当する際には、研究指導教員資格審査と講義担当教員資格審査にわけて、大学院研究科担当教員の適格性を審査している。

②規程等に従った適切な教員人事

駿河台大学大学院学則及び駿河台大学大学院現代情報文化研究科担当教員審査に関する基準内規に従って、教員の資格審査を行っている。

<9>　**心理学研究科**

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

本研究科は、発足間もないため募集・採用・昇格の人事は発生していない。なお、研究指導教員の資格は、講義担当教員のうち、特に教育・研究上の指導能力があると認められたものである。

②規程等に従った適切な教員人事

教員人事については適切に行われている。ただし本研究科には、平成 21 年度は人事案件はない。

## （4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

<1>　**大学全体**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

教員は、毎年 5 月に前年度 1 年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について、教員評価報告書を提出する。学長は、提出された教員評価報告書を全学的見地から分析・評価し、その結果を本学の活性化に活用するための提言にまとめる。また必要に応じて教員に個別に指導及び助言を行うことがある。

全学教務委員会が、授業に対する学生アンケート調査を実施している。全学教務委員会は授業アンケートによる点検結果に基づき、必要に応じて教員に改善を求めている。改善計画集を発行している。

学生支援部が中心となって、学生に対し毎年学生生活に関する満足度調査を実施している。卒業生、企業等に対するアンケート調査は、必要に応じて実施している。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD)の実施状況と有効性

毎年６月に教員を対象にした「FD 研修会」を行っている。企画は、教務担当副学長を中心に全学教務委員会が行っている。

新年度開始期に理事長、総長、学長を始め全教員と幹部職員の出席する全学合同会議を開催し、重要事項の伝達と確認を行い教育方針に対する再確認を求めている。

<2>　**法学部**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

全学で実施している学生による「授業アンケート」及び「教員評価報告書」のほか、本学部では教員の教育能力向上のため、「授業公開」制度を実施している。特に教育経験の浅い専任講師は、2 年間に 3 回の授業を教授又は准教授に公開し、その評価を受けるとともに、評価した教員と意見交換を行い、授業の振り返りを行っている。同時に、専任講師は、教授・准教授の授業を参観することも義務付けられており、専任講師のみならず、授業を公開した教授等の教育力の向上にも役立てている。平成 20 年度は、専任講師による公開が 4 名、述べ 6 回行われた。これら授業公開、授業参観の結果は、報告書として学部長に提出することとしている。

研究活動については、毎年度「駿河台法学」に前年度における教員の研究業績リストを掲載することしているが、研究活動に対する学部としての具体的評価は実施されていない。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD)の実施状況と有効性

学部として、特にファカルティ・ディベロップメントのための定められた時間は確保していないが、毎月 1 回行われる科目会議において、学部として取り組むべき教育上の課題について協議している。平成 20 年度は、「就職 FD」、「新カリキュラムにおける演習科目（特に 2 年次演習）の位置づけと内容」、「基礎演習合同授業について」をテーマに協議し、平成 21 年度は、「展開演習（2 年次演習)」、「法学部教育方法について（『教育方法検討委員会中間報告書―法学士力育成プロジェクト』)」、「法学士力」をテーマに意見交換を行った。

<3>　**経済学部**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

教員は、毎年 5 月に前年度 1 年間の教育・研究・管理運営・広報の各活動及び社会貢献に関わる諸活動について、教員評価報告書を提出する。提出された報告書は学部長が分析評価し、その結果を学長に提出している。

また、全学教務委員会は年 2 回各学期末に、学生の授業評価アンケート調査を実施している。全学教務委員会は授業アンケートの集計結果を担当教員に配布する。各教員はこれに基づき授業改善計画書を提出している。授業アンケート集計結果については公開され、学生も閲覧可能になっている。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

毎年 6 月に教員を対象にした全学 FD 修会を実施し、授業の工夫、成功事例等に関する教員相互の情報共有を図っている。また学部では、ほぼ毎月 1 回開催される科目会議において、教授方法、学生への対応等のテーマを設定し、学部内の FD として適宜議論を行っている。

**<4>　メディア情報学部**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

毎年、教員は前年度の学内外における教育・研究活動をまとめた教員評価報告書を提出する。また、すべての授業で学生による授業評価アンケートを行い、その結果に基づいて各教員が授業改善計画書を作成し全学教務委員会に提出している。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD)の実施状況と有効性

年 1 回、全学を対象とした「FD 研修会」を実施している。また、学部においても、メディア情報学部懇話会で FD 研修を行っている。その内容は、オリエンテーションゼミナールやプレゼミナールの運営、就職活動に対する情報提供・支援方法などである。

**<5>　現代文化学部**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

年 2 回学期末に、全学教務委員会として各授業について学生アンケート調査を行っており、その集計結果は担当教員に配布される。それに基づき、授業改善計画書を提出している。授業アンケートの結果は、学生にも公開されている。

また、教育研究業績等の自己評価を毎年 5 月に全教員を対象に行っており、学部長がそれを分析評価し、その文書を学長に提出している。学部長の見解は各教員に示されている。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

毎年 6 月、全学の FD 研修会を実施し、各教員が学内外の他の教員の行っている工夫、成功例、教育方法などを知り、各自の授業で活かすことを可能にしている。

**<6>　心理学部**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

心理学部独自の教員評価システムはないが、全学的には教育活動、研究活動、管理運営・広報活動などに関する自己評価を教員評価報告書として 5 月に提出することが全教員に義務付けられている。これにより学部長は、個々の教員の活動を把握している。しかし、心理学部は設置直後であり、新任教員が 5 名、在外研究に出ていた教員が 1 名いるため、平成 21 年度は全教員の報告書が揃っているわけではない。

教育活動については全学的に実施される学生による授業評価アンケート及び授業

改善計画の作成によって、教育内容の点検、改善に努めている。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

開設後まだ 1 年の段階であり、心理学部として独自の FD 講習等を実施してはいない。しかし、全学的な FD 研修等には積極的に参加するよう、教員に求めている。

<7>　**経済学研究科**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

学部専任教員として研究活動等の評価と併せて実施している。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD)の実施状況と有効性

各年 2 回(春学期・秋学期各 1 回)研究科委員会終了後に行っており、FD の効果検証は授業アンケートによって行っている。検証の結果、効果有りと評定している。

<8>　**現代情報文化研究科**

①教員の教育研究活動等の評価

学部専任教員として教育研究活動等の評価と併せて行っている。

②ファカルティ・デベロップメント（FD）の実施状況と有効性

平成 20 年度は、大学院の教育の在り方を FD 集会テーマとして取り上げ実施し、同 21 年度は、情報化社会における大学院教育について FD 集会を持った。現在の大学院をとりまく厳しい状態を認識し、大学院での教育の向上のための技術と知識をえることができた。

<9>　**心理学研究科**

①教員の教育研究活動等の評価の実施

科学研究費補助金への応募状況、また学内的には教育評価の一環として「授業改善計画書」の提出等により、実施されている。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD)の実施状況と有効性

各年 2 回(春学期・秋学期各 1 回)研究科委員会終了後に行っており、情報の共有等により、FD の効果は上がっている。また特に本研究科の場合、心理カウンセリングセンターにおけるクライエント数の推移が活動状況の評価の目安となるが、現在多数のクライエントが増加しつつあり、これは、心理カウンセリングセンターにおける頻回のカンファレンス、ミーティングに負うものと考えている。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

<1>　**大学全体**

設置基準上の専任教員数を余裕を持って満たしている。かつ全学共通の基礎教育を受け持つ共通教育センターを設置し、学部と兼任のセンター兼任教員を配しているほか、専属の助教を配置しており、教員数は適切と考えている。専任教員による

充実した教育体制の構築を目指しており、各学部独自科目の専兼比率は、およそ83%であり、達成できている。

オフィスアワーや課外学習の充実のためにも、できるだけ専任教員による指導体制が望ましいとの観点から、兼任教員を少数に抑える方針を採っている。

教員の採用・昇任については、学部の意見・要望を汲み取り行われており、適切であると考えている。採用・昇任に関する規程の整備について、今後とも更なる検討を続けていくが、年齢別や男女別の構成比など、教員組織の構成について固定的な基準を定めることは、かえって適切な教員採用の制約となる恐れもあり、慎重に考えていきたい。

授業アンケートの結果を、授業改善につなげている。

<2> **法学部**

本学部の教育目標に即して教養教育及び専門基礎教育を重視するとの観点から教員を配置しており、概ねその目標は達成されている。特に法学概説Ⅰ・Ⅱ、憲法Ⅰ・Ⅱ、民法総則、物権法、債権総論、刑法総論については複数の授業が並行開講され、少人数教育が実現しているといえる。本学部独自に行っている新任教員対象の「授業公開・参観」制度は、これを行った教員からは積極的評価を受けており、教員の教育力の向上につながっていると評価できる。

<3> **経済学部**

本学の特徴のひとつである少人数教育を効果的に実践するために、演習科目についてはすべて専任教員が担当している。

上述した学部内の FD(科目会議)による成果の一つとして、初年次演習であるプロゼミナールに共通教材として用いられている学部独自のテキスト『知の匠』の開発という具体的な成果を得ている。

<4> **メディア情報学部**

教員組織の編制方針は明確に定めており、この方針に沿って現行カリキュラムが完成する平成 24 年度まで教員配置計画を策定し、教員組織の整備に努めている。教員人事については、平成 22 年度に向けた採用及び昇格人事が各 1 件あったが、いずれも関連規程及び内規に基づいて行い、問題は生じていない。教員の資質の向上を図るために、メディア情報学部懇話会や教職員専用ウェブサイトで、教育課程の運営及び教育方法の改善にかかわる検討を継続的に行っており、教員間の情報共有、意見交換などを十分に促進する体制が確立され機能している点は評価に値する。

<5> **現代文化学部**

改組して 1 年目であり、新学部として評価するにはまだ早いが、今のところ教員・教員組織に問題は起こっていない。学科設置の趣旨に従った教員配置計画を着実に進めている。また、それぞれのコース担当グループと学部全体との連絡調整も適切

と考えている。

<6>　**心理学部**

設置 1 年の段階であり、効果の検証には至っていない。また、授業評価アンケートの結果を、教員にフィードバックし、授業改善計画を提出することにより、自発的改善を促している。

<7>　**経済学研究科**

学位論文指導に当たる研究指導教員が受け持つ大学院生が少人数であることは、きめ細かい指導が可能であるという点で、本研究科の長所である。また、主査・副査から成る複数指導体制をとっていること、研究指導計画書の作成並びに主査・副査による相互点検を行っていることも、教員の連携を図る上で相当の効果が上がっていると評価できる。

<8>　**現代情報文化研究科**

学部教員の採用について、大学院担当教員審査基準に基づいて大学院担当の適格性がある教員を適切に判断し、事前に大学院担当教員としての準備を求めることができた。

<9>　**心理学研究科**

開設 1 年目のため特筆すべき効果が得られているわけではないが、心理カウンセリングセンターの相談件数の増大は,効果の上がっている証左となると考えている。即ち本研究科と地域との連携を示すものであり、カウンセリングセンターの運営に関わる教員の努力に負うところが大きいと考えている。

**②改善すべき事項**

<1>　**大学全体**

専任教員による充実した教育体制の構築を目指しているが、外国語科目の専兼比率改善のため、共通教育センターの設置等改革に着手したところである。

アンケート調査による満足度の調査結果は、本学の更なる努力の必要性を示している。またアンケート調査の集計方法の工夫等により、より一層学生のニーズを的確に把握する必要性も認識している。

FD の充実には更なる努力が必要である。特に教科、専門ごとの研究会等による授業改善が必要であると考えている。また教務担当副学長の下で、本学の授業改善のあり方について検討中であり、適切な案が得られ次第実行に移したい。

教員の教育研究活動への評価体制は十分とは言えず、改善の余地がある。

<2>　**法学部**

教員の昇任については、学部としての基準に沿って行っているが、近年の教員のバックグラウンドの多様化から、時代状況に適した新しい基準を検討している。

教員の質の向上を目指す FD については、学部として取り組むための時間を確保

するよう努力し、可能な限り実施に努めている。

<3> **経済学部**

教員の高齢化が進んでいる。現在平均年齢 53 歳である。年齢分布として 51 歳以上が 21 名、50 歳以下が 14 名という状況である。今後の教員採用では年齢構成に配慮したいと考えている。

<4> **メディア情報学部**

現在の教員評価報告書については、その内容を教員の資質の向上につなげていくための仕組みが十分とは言えず、学部として教員の資質の向上のための具体的な方策の検討に取り組みたい。

<5> **現代文化学部**

まだ問題点などはあまり表面化していないが、現段階で懸念されるのは、コース選択者数の偏りの問題である。3 コースのうち、スポーツ文化コースの履修学生数が多くなる傾向が出ており、今後、実技系の授業科目の運営に影響することが懸念される。その際、教員の分野別人数のバランスを考慮し調整を図っていく必要が生じる可能性がある。

<6> **心理学部**

現時点で評価することは困難であるが、教員構成の項で述べたように、中堅、若手の教員が少ないこと、学部全体の教員数が少ないことが、科目の分担、委員会活動の分担等に支障をきたしていることが今後改善すべき点と認識している。

<7> **経済学研究科**

大学院担当教員が学部課程教育も担当していることから担当コマ数がかなり多いこと、更に、大学院研究指導担当教員が年齢的に学内管理運営業務を担う立場が多いことから研究指導に費やす時間的余裕が十分とれないことである。これへの対策として、全学的な方針として、管理運営業務負担の軽減を目指すことにしている。

<8> **現代情報文化研究科**

研究科担当教員は、学部に所属する教員であり、学部教育自体を改善し、学部学生の指導を強化していかなければならない立場にもあることから、教員組織とその運営については、一層の効率化が必要と考えている。

<9> **心理学研究科**

研究科発足間もないため、改善点を見い出す段階ではないが、心理カウンセリングセンターの来談者が急速に増大していることを考えると、今後、教員間の仕事の分担や有資格（臨床心理士）教員の充実等が要求される等の問題、また、法心理学を専攻する教員の充実などの問題が起こり得ると考えている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### <1> 大学全体

本学の大学像を明確にするための「駿河台大学憲章」の制定の議論も出ており、この中で本学の教員が培うべき能力・資質に言及することも選択肢の一つ考えている。また現在学長の下で、本学として育てるべき学生像の検討を行っており、あるべき教員像にはその成果も取り入れていく。

専任教員による充実した教育体制の構築を目指して、外国語科目の専兼比率改善のため、共通教育センターの設置等改革に着手したところである。

教員の年齢構成の改善に向けて、今後とも努力を続けていく。

教員採用･昇任について､規程の整備について今後とも更なる検討を進めていく。

各教科、各学部における FD 活動を更に広めていく努力を行う。 基礎教育の兼任教員については、共通教育センターで教育方針・方法の徹底等を行うこととしており、今後とも指導を続ける。

現在の教員評価制度は広く教員の理解が得られているが、その有効性については更に大学全体の活性化に寄与する仕組みとなるように検討を進めていく。

### <2> 法学部

今後の改善策としては、授業公開・参観を新任教員だけでなく、規程通りに全教員が行うように進める必要がある。そのための、時間の確保や対応方法、評価方法等を学部内で検討する予定である。

FD については、科目会議の時間を有効に活用するとともに、テーマを厳選し、教員の教育力の向上に役立つよう、運営する予定である。教員の昇任については、近年における大学教員のバックグラウンドの多様性を反映させ、昇任の基準、年歴評価の基準の見直しが必要であり､平成 22 年度にはこの改定に着手する予定である。

少人数教育の更なる実現のための教員数の確保は経営の問題でもあるところから、充実すべき分野を絞り経営サイドと協議しながら充実に努めたい。

### <3> 経済学部

教員組織の年齢構成については若干高めになりつつあることを踏まえ、今後の新規採用の際には、可能な限りこの点を考慮したい。

プロゼミナールを始め共通担当科目で実施した共通教材（「知の匠」）の開発などのように教員間の連携を更に進めることで、教育における問題意識の一層の共有化を図りたい。

### <4> メディア情報学部

メディア情報学部の教員組織は、多様な経歴や学術的背景を持った教員で構成されている。実務経験が豊富な教員に関しては、学術論文などの業績だけでなく、制作物や実務教育における貢献なども評価の対象にすることが望ましいため、人事委

員会を中心に「メディア情報学部教員任用及び昇任に関する内規」の改正を検討している。

<5> **現代文化学部**

現在、改組後の学年進行中であり、発展方策を検討する段階にない。

<6> **心理学部**

設置後 1 年の段階であり、将来についての議論を行う段階ではないが、上に述べた改善点は機会があるごとに改善するよう努めたい。

<7> **経済学研究科**

全学的な大学院改革の一環として取り組むとともに、地域社会のニーズに応えるべく IR(インスティテューショナル・リサーチ)の導入を検討している。

<8> **現代情報文化研究科**

法情報文化専攻を取り巻く教育・研究環境は、極めて厳しいものがある。学部教育との関係や本学における大学院教育の在り方を考える中で、その発展の方向性を模索する。文化情報学専攻については、平成 21 年度より大学院の基礎となる学部が文化情報学部からメディア情報学部に改編されたことに伴う大学院教育・研究の展開について検討している。

<9> **心理学研究科**

特に法心理学専攻に関して、将来的には修了に見合う何らかの（国家）資格を付与できることが望ましいと考えている。

## 4. 根拠資料

資料1－「駿河台大学学則第5条（各教職員の職務）」（駿河台大学規程集 p.12）

資料2－「駿河台大学教員任用規程」（駿河台大学規程集 p.329）

資料3－「駿河台大学教員の任用に関する手続規程」（駿河台大学規程集 p.331）

資料4－「駿河台大学教員任用に関する手続規程の運用に関する覚書」（駿河台大学規程集 p.333）

資料5－「駿河台大学法科大学院専任教員の任用人事に関する覚書」（駿河台大学規程集 p.335）

資料6－「駿河台大学任期付教員の任用に関する手続き規程」（駿河台大学規程集 p.407）

資料7－「専任教員年齢構成」（大学基礎データ 表21）

資料8－「2010年度心理カウンセリングセンター年報」

資料9－「知の匠」（経済学部オリジナル教材）

資料10－「全学の学部・課程別の教員数」（大学基礎データ 表19、表19-2、表19-3、表19-4より作成）

資料11－「科目群別専兼比率」（大学基礎データ 表3より作成）

資料10　全学の学部･課程別の教員数

| 学部、学科、研究科、専攻、研究所等 | | 専任教員数()内は兼担 | 設置基準上必要専任教員数 | 専任教員1人当りの在籍学生数 | 女性教員数 | 兼任教員数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 学長･副学長 | | (5) | | | | |
| 法学部 | 法律学科 | 29 | 17 | 45.6 | 2 | 53 |
| 経済学部 | 経済経営学科 | 35 | 17 | 32.0 | 9 | 98 |
| メディア情報学部 | メディア情報学科 | 21 | 14 | 9.2＜45.2＞ | 5 | 40 |
| 現代文化学部 | 現代文化学科 | 21 | 15 | 6.9＜18.3＞ | 9 | 18 |
| 心理学部 | 心理学科 | 19 | 10 | 7.7＜23.1＞ | 5 | 35 |
| 経済学研究科 | 経済･経営専攻 | (20) | - | | | 8 |
| 現代情報文化研究科 | 文化情報学専攻 | (12) | - | | | 6 |
| | 法情報文化専攻 | (13) | - | | | |
| 心理学研究科 | 臨床心理学専攻 | (6) | - | | | 3 |
| | 法心理学専攻 | (7) | - | | | |
| 法科大学院(法務研究科) | 法曹実務専攻 | 14 | 12 | 13.0 | 2 | 36 |
| 共通教育センター | 外国語教育センター | 2 | - | | 1 | |
| | 情報教育センター | - | - | | | |
| | スポーツ教育センター | - | | | | |
| | カウンセリングセンター | 1 | - | | | |
| 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 | | | 36 | | | |
| 合計 | | 142 | 121 | | 33 | 297 |

注1）＜＞は旧学部の在籍人数を加えている

資料11　科目群別専任比率

| | コマ数 | 専任 | 兼任 | 専兼比率 |
|---|---|---|---|---|
| 法学部独自科目 | 144.1 | 118.1 | 26.0 | 82.0% |
| 経済学部独自科目 | 182.6 | 144.6 | 38.0 | 79.2% |
| メディア情報学部独自科目 | 130.0 | 114.0 | 16.0 | 87.7% |
| 現代文化学部独自科目 | 52.4 | 45.4 | 7.0 | 86.6% |
| 心理学部独自科目 | 64.4 | 55.9 | 8.5 | 86.8% |
| 教養関連科目 | 166.3 | 147.7 | 18.6 | 88.8% |
| 外国語科目 | 234.6 | 65.6 | 169.0 | 28.0% |
| 体育関連科目 | 45.0 | 16.0 | 29.0 | 35.6% |
| キャリア関連科目 | 24.5 | 19.7 | 4.8 | 80.4% |
| 教職課程科目 | 30.5 | 13.5 | 17.0 | 44.3% |
| 資格課程関連科目 | 8.0 | 2.5 | 5.5 | 31.3% |
| 学部計 | 1082.4 | 743.0 | 339.4 | 68.6% |
| 法務研究科 | 70.5 | 46.5 | 24.0 | 66.0% |
| 経済学研究科 | 40.1 | 33.6 | 6.5 | 83.8% |
| 現代情報文化研究科(文化情報学専攻) | 22.1 | 17.3 | 4.8 | 78.3% |
| 現代情報文化研究科(法情報文化専攻) | 21.1 | 21.1 | 0.0 | 100.0% |
| 心理学研究科 | 26.1 | 24.6 | 1.5 | 94.3% |
| 大学院計 | 179.9 | 143.1 | 36.8 | 79.5% |

# Ⅳ．教育内容・方法・成果

## 【教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針】

**〈方針〉**

本学の理念・目的を踏まえた教育目標の明確化を行い、その達成のために、教育内容・方法の整備を図ってきた。本学の学士課程・修士課程での教育課程の編成・実施方針は以下のとおりである。

1．教育内容

教育目標を明確にし、それに従い専門教育、教養教育、外国語、情報教育に関わる授業科目等のカリキュラムをバランスよく配置する。

・各学部・研究科は、その独自性を生かして特色ある教育の徹底を図る。また、学部横断的なカリキュラムを通じて、社会と時代の要請に応じるための総合的、学際的な教育を行う。特に、日本語・外国語のコミュニケーション能力、情報リテラシー能力を学生が身につける教育を行う。

・社会で生きるために職業に就き、働くことの意味を自覚し、職業人として活躍するための力を修得できるように、キャリア教育を推進する。

・教育目標を達成するために不可欠な導入教育を充実させる。大学教育を円滑にスタートできるように、学習意欲を高め、学習スキルを修得させることを目指した初年次教育を重視する。

2．教育方法

教育目標を達成するために、効果的な教育方法を実施する。

・入学時オリエンテーション、各学年ガイダンス、履修相談などで適切な履修指導を行う。

・履修登録上限数を適切に設定する。

・統一シラバスの作成、授業内容・方法とシラバスの整合性を図る。

・全ての授業に対して、学生の評価がなされ、その結果を教員にフィードバックする。

・成績評価と単位認定の適切性を確保するための GPA を導入する。

### 1．現状の説明

**（1）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか**

<1>　**大学全体**

①学士課程・修士課程・専門職学位課程の教育目標の明示

駿河台大学は学則第 1 条において、本学の目的として、次のとおり規定している。

「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育

を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を育成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする」

この目的に基づき、学則第 3 条 2 項において、「各学部は、それぞれ次の教育研究上の目的を遂行することにより、第 1 条の本学の目的の達成に資するものとする」として、それぞれの学部の教育研究上の目的が掲げられている。各学部は、この教育研究上の目的を達成するための教育目標を掲げ、履修ガイドに明示している。

本学大学院については、駿河台大学大学院学則第 1 条において、その目的を次のとおり規定している。

「駿河台大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」

この目的に基づき、大学院学則第 2 条の 2 において、各研究科の教育研究上の目的を規定し、また、第 3 条 1 項は、本大学院に修士課程及び専門職学位課程を置くことを規定し、同 2 項は、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と規定している。更に、同 3 項は、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と規定している。各研究科は、この目的を達成する手段として教育目標を位置づけ、大学院要覧に明示している。

②教育目標と学位授与方針との整合性

上記のとおり、駿河台大学学則第 3 条 2 項は各学部の教育研究上の目的を掲げ、これを具体化するものとして同第 31 条は、「開設する授業科目及び単位数を、学則別表第 I に定める」と規定し、同別表において各学部の授業科目及び単位数を規定している。また、同第 32 条は、「卒業資格を得るためには、本学に 4 年以上在学し、別表第 I に定める授業科目のなかから、法学部は 130 単位、経済学部、メデイア情報学部、現代文化学部及び心理学部は 124 単位以上履修し、単位を修得しなければならない」と規定している（平成 21 年度以後入学者適用の改正学則別表第 I により、法学部は 124 単位以上となった。）。

更に同第 40 条は、「本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、その試験に合格して、卒業資格に必要な所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する」と規定している。

大学院においては、教育課程の編成方針として、大学院学則第 24 条 1 項は、「本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する」と規定している。これを受けて同 2 項は、「教育課程の編成に当たっては、本大学院は、

専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう努める」と規定しており、その上で、同第25 条は、「本大学院修士課程の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第Ⅰのとおり、また、専門職学位課程の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第Ⅱのとおり定める。」と規定している。

修士課程の修了要件は、大学院学則第 31 条に規定され、学位の授与については、同第 32 条において、修士課程を修了した者には、修士の学位を授与すると規定している。

以上のとおり、学部、大学院においては、各々の教育目標を明示し、これを具体化する授業科目、単位数を規定した上で学位授与方針を示しており、両者は整合性を有するものとなっている。

③修得すべき学習成果の明示

各学部及び大学院においては、すべての授業科目についてのシラバスを作成し、これを冊子として学生に配付している。これにより、各授業科目につき、担当教員がどのような学習成果を目指して授業を実施するかが分かるよう、講義内容を示しているほか、関連科目、使用予定のテキスト、参考書を示し、成績評価の方法並びに具体的な授業実施の予定表を作成している。これにより、学生は各科目につき達成することが期待される学習成果を予測し、また、授業内容の基本的な行程を知ることができることとなっている。

**<2>　法学部**

①学士課程の教育目標の明示

本学学則第 3 条 2 項 1 号に「法学部においては、リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材の養成」を教育研究上の目的と定めている。これを敷衍する形で法学部においては以下の教育目標を掲げている。それは、①ゼミナールを中心とする少人数教育を行う、②リーガルマインドを身に付けることを主眼とする授業を行う、③男女共同参画社会の展開等、現代社会の新たな動向に即した法学教育を行う、④情報化・国際化に対応するための基礎的能力を育てる情報教育・外国語教育を行う、⑤しっかりした職業観・社会観を身に付ける（キャリア教育)、⑥地域との連携により、多角的なものの見方・考え方を身に付け、自分で考え行動する能力を伸ばす、という 6 つである。この教育目標は、学生が入学時に受け取り卒業まで保管することが求められる「履修ガイド」の表紙裏に掲げられている。また大学ホームページでも公開し、入学志望者を対象とする「大学案内」にも掲載している。ガイダンス等の際に繰り返し強調することを通して周知を図っている。

②教育目標と学位授与方針の整合性

駿河台大学学位規程第 4 条に「学長は、教授会の議に基づいて本学学部の卒業を認定した者に学士の学位を授与し、学位記を交付する」とある。卒業要件を満たすことがすなわち学位授与の要件となっている。法学部では、教育目標に掲げた事項を達成するため、単に卒業に必要な総単位数を充足するにとどまらず、必修科目を設けまた科目群ごとに要件単位を満たすことを求めている。

③修得すべき学習成果の明示

シラバスには講義目標、講義内容、関連科目、テキスト・参考書、成績評価方法、その他(注意事項等)及び授業計画として全ての回についての授業項目を明示している。このうち主として講義目標に、学生が当該課目の履修を通じて習得すべき内容が書かれている。また教員からすれば成績評価によって成果を得ているかどうかを判断するわけであり、その評価方法の基準はシラバスに明示されている。しかし記述は、例えば「○○など、基本的概念を理解する」といった抽象的なものになっており、学生が自ら判断できるような具体性にやや欠けており、改善を考えている。

**<3>　経済学部**

①学士課程の教育目標の明示

本学部では、大学の理念である「愛情教育」を価値判断の基盤とし、教育目的である「地域で活躍する人材育成」を達成する手段として教育目標を位置づけ、以下を掲げている。

(1) 現代社会が直面する諸問題に対する経済学的・経営学的視点からの認識の深化
(2) 多元的・複眼的視野の獲得
(3) 自立的な思考力
(4) 地域社会の諸活動を担うとともに、社会全体に浸透する国際化と情報化に伴う諸課題に適切に対処できる人材の養成
(5) 確固とした社会観及び職業観の涵養
(6) 情報科学や外国語等現代社会における基礎的素養の養成

これらについては、初年次に配布する「履修ガイド」の冒頭に経済学部の「理念・目的」とともに明示されている。また学外には「大学案内（ガイドブック）」に掲載し、公表している。

②教育目標と学位授与方針の整合性

上記の教育目標を達成するため平成19年度に開設された経済経営学科では、1学科で複数の学位を授与している。主専攻の7コースのうち、「環境と社会」、「福祉と共生」、「地域と国際」及び「経済と政策」を選択して所定の卒業要件単位数を修得した場合に「学士（経済学）」の学位を授与し、「金融と会計」、「マーケティングとマネジメント」及び「情報とシステム」(平成21年度より「ビジネスと情報」に名称変更)を選択して所定の卒業要件単位数を修得した場合に「学士（経営学）」の学位を授与している。

経済経営学科の開設に伴い、それまでの経営情報学科生に授与された学士（経営情報学）から、「金融と会計」、「マーケティングとマネジメント」及び「情報とシステム」コース選択者に授与される学位が学士（経営学）と変更されたのは、情報教育のカリキュラム上の位置づけの一般化・共通化に加えて、経営学の専門基礎的教育をより反映したカリキュラム構成にしたからである。

2年次生で選択したコースにより授与される学位の種類が決定するため、学生がより一層各コースの目的並びに特徴に留意してコースを選択することにより、自ら「学ぶ」という意識を持たせることが目的の一つでもある。

③修得すべき学習成果の明示

コースに関しての修得すべき学習成果は、「履修ガイド」に履修モデルとして示してある。また科目ごとの修得すべき学習成果については、書式と項目がほぼ全学的に統一されたシラバスにそれぞれの目的・内容として示しており、この内容はWeb 上に公開されている。

**<4>　メディア情報学部**

①学士課程の教育目標の明示

メディア情報学部の教育目的は、「デジタル技術の進展により増大化する情報資源と多様なニーズを持つ利用者との間に位置し、各種メディアに精通しその特徴を最大限活用して情報の生産・流通・蓄積・再利用を実践する能力を備え、情報社会の中で活躍する人材の養成」である。この目的を達成するために、1 学科 3 コースを配し、以下の教育目標を掲げている。

映像・音響メディアコースの目標は、「映像や音響の基礎を理解し、デジタルコンテンツの特性やその制作の基本的なプロセス、デジタル化の対象となるアナログ情報の特徴や変遷、また情報の魅力的な発信方法や受信情報の捉え方について理解を深める」である。

デジタルデザインコースの目標は、「様々な情報を整理し、デジタル技術を用いて理解しやすいように表現し、それらの情報を送り届けるための知識・技術を修得する」である。

図書館・アーカイブズコースの目標は、「図書館、博物館、アーカイブズ（文書館）の管理・運営やそこで扱う情報について、また民間企業や政府の記録情報について専門的な知識及び技術を修得する」である。

これらはいずれも、「利用者との間に位置し」「情報の生産・流通・蓄積・再利用を実践する」という役割を個別の分野において具体化したものであり、3 コースが総体として学部教育目的と整合している。

②教育目標と学位授与方針との整合性

カリキュラムを基礎科目群、キャリア育成科目群、演習科目群、専攻科目群で構成

し、それぞれに卒業要件を 34 単位以上、10 単位以上、16 単位以上、56 単位以上と定めている。また、個々の学生が目的に応じて特定の分野を深く学べるように、任意の科目 8 単位を自由選択単位として卒業要件に加えられるようにしている。これらの卒業要件を満たすことが学位「学士（メディア情報学）」を取得する条件であり、すなわち学位授与方針である。卒業要件の設定は、学部教育目標を実現するために必要な学修を体系的にバランスよく進める指針ともなっており、従って、学部教育目標は学位授与方針と整合する。

③修得すべき学習成果の明示

卒業資格に必要な単位数は 124 単位であり、この条件は、必修科目を含むすべての授業科目とともに、全入学生に配布される「履修ガイド」にカリキュラム表として明示している。本学部卒業生には学士（メディア情報学）の学位が授与される。

**<5>　現代文化学部**

①学士課程の教育目標と修得すべき学習成果の明示

現代文化学部の教育目標と修得すべき学習成果については、「履修ガイド」に明記されており、教員も学生も履修に当たって、それを確認することができる。

それには、教育目標（卒業時に身につけている能力）として、

(1) 基礎的な日本語運用能力、文章を読み書く力を備えており、現代社会についての教養的知識を持ち、一人の市民としての責任感を自覚している。

(2) コンピュータの基本的な操作（文章を書く、インターネットで調べる、メールを書く、添付ファイルを送る、表を作成する、表計算するなど）ができる。

(3) 自分で資料を集め、調べてきたことをレポートや論文にまとめ、プレゼンテーションすることができる。また、年齢、性別、外国人か日本人か、職業の違いなどに関わらず、積極的にコミュニケーションをとることができる。

(4) 将来、職業を通じて社会に貢献し、自己実現することを目指すことの意義と喜びを理解しており、それを実践する意欲を持っている。

(5) 地域における人々の結びつきの重要性、地域の伝統や歴史を尊敬し、それを受け継ぐことの意味を理解し、自分自身も地域の一員として地域の行事、ボランティア活動、地域経済の活性化などに参加・貢献する意欲を持っている。

(6) 比較文化コースの修了者は、上記（1）～（5）のことに加えて、1）日本文化について、基本的な知識・理解を持っている。2）大学が立地している地域の歴史と文化についておおよそ理解している。3）欧米やアジアの言語と文化について、日本文化との違いや各文化の基本的特徴についての知識を持っている。

(7) 観光ホスピタリティコースの修了者は、上記（1）～（5）のことに加えて、1）日本各地を観光するときに必要な知識や技術を持ち、他の人の観光や旅行を支援することができる。2）大学が立地している地域（飯能・入間・狭山）の歴史や風

土、自然、生活文化についての基礎知識を持ち、その特長を PR できる。3）海外の観光に必要な知識や技術、外国語の能力を持ち、文化交流を促進することの意義を理解している。

(8) スポーツ文化コースの修了者は、上記(1)～(5)のことに加えて、1）スポーツの歴史、スポーツの平和に対する貢献、文化の中に占める位置などについて知識・理解を持っている。2）ポピュラーな種目についての知識や技術を持ち、面白さを理解している。3）一般人が生活の中にスポーツを生かし、生涯スポーツを楽しむことを支援し、スポーツ交流によって人間関係を円滑にすることを促進することができる。4)「する」スポーツ、「見る」スポーツ、「知る」スポーツなど多様なスポーツの楽しみ方を知っている。

と明記している。

②教育目標と学位授与方針との整合性

上記の現代文化学部の教育目標は、教育課程として具現化されており、卒業要件を充たすならば教育目標が達成されるようになっている。

そして「履修ガイド」には、「上記のような能力を備えた人材を育成するため、よく工夫された少人数の講義、双方向のゼミナール、体験的に身につける実習・研修・アウトキャンパス・スタディ・論文レポート作成指導などにより、一人ひとりの個性と特長を把握しながら、各人の学ぶ意欲を引き出し、各人の目指す知識・技術を身につけさせる」と明記している。

**<6>　心理学部**

①学士課程の教育目標の明確化

心理学部では理念・目的を「多様で豊かな人間観に基づいた心理学教育を通じて人間行動のメカニズム及びそれへの社会･文化の影響に関する幅広い知識を教授し、現代社会が抱える社会的諸問題の解決に貢献できる人材」（心理学部設置趣旨）と規定しているが、それを実現するために教育目標として、「現代社会、現代の文化諸事情から発生する現代的課題に対して心理学的な分析と理解を深めるとともに、次世代において社会の担い手となり、それらを発展させる主体的能力を育成する」と「履修ガイド」に明記している。教育方針についても、1）現実の問題に対し、幅広い心理学的知識に基づいて、客観的・実証的手法で考察・検証する態度を修得させる、2）心理学のみならず、哲学から文学、更には生物学まで幅広い知識を併せ持つことによって、多様でバランスのとれた人間理解及びそれに基づく人間関係構築能力を涵養する、の 2 点を「履修ガイド」に挙げている。このように、教育目標とその具体的指針としての教育方針を明確にしている。

②教育目標と学位授与方針との整合性

心理学部としては、学位授与すなわち卒業認定の条件を「履修ガイド」に明示し

ている。そこでは基礎教育科目、キャリア育成科目、外国語科目、専攻基礎科目、専攻発展科目など、8 つの科目群からバランス良く学習することを卒業要件とすることが明記され、上記教育目標との整合性を確保するような構成がなされている。

③習得すべき学習成果の明示

学生に対して特に習得すべき学習成果を文章により明示することはしていないが、履修ガイダンスや「履修ガイド」において、触れている。

**<7> 経済学研究科**

①修士課程の教育目標の明示

本研究科は教育目標として、「高度の専門性を求める職業に必要な専門知識・能力を持った職業人の養成」「地域社会での経済とビジネス社会に貢献しうる経済人の養成」「地域社会人のキャリア・アップと外国人留学生のための高度専門教育の充実」「マルチメディア社会に対応しうる高度情報知識教育の充実」の 4 つの目標を「大学院要覧」に明示している。本研究科は高度な専門的知識・能力を持つ専門職業人の養成と社会人の再教育を教育目的とし、1 専攻 2 コース 4 専門分野からなり、そのための教育課程を整備している。コース・分野の垣根を低くし、経済学及び経営学関連科目を基礎にして、総合的分析力を養成することを特徴としている。税理士等の専門的資格取得を支援する体制の充実と、地域との連携を視野に実践力と倫理性の涵養（「企業倫理特論」開講）を重視している。社会人再教育を含む生涯教育推進のために、昼夜開講制、土曜日開講制、長期履修制度及び科目等履修生度も整えている。

②教育目標と学位授与方針との整合性

本研究科は、教育目標に沿って、経済・経営・会計・情報の諸領域を統合した経済・経営専攻の 1 専攻とし、そのような複眼的視野に立ちながら、経済学及び経営学の専門性を明確にするため経済コースと経営コースの 2 つのコースを設けている。経済コースは修士（経済学）、経営コースは修士（経営学）の学位が授与される。大学院生の修士課程における履修登録指導（導入科目及び履修モデルコースの設定）、学位論文研究指導（1 年次・2 年次の「研究指導計画書」の作成）を徹底し、学位授与方針との整合性を図っている。

③修得すべき学習成果の明示

各年度の「大学院要覧」等で、各授業科目の合格得点と所定の単位数、修士課程の修了要件（修得すべき単位数及び学位論文審査・口頭試問試験）を明示している。

また、シラバスで各科目における評価要素と配点比率を明示している

**<8> 現代情報文化研究科**

①修士課程の教育目標の明示

現代情報文化研究科は、2 つの専攻から構成されている。法情報専攻は、情報学

に通じ、法的専門知識を持った専門職業人や研究者の育成を目標としている。文化情報学専攻は、電子文書、紙文書、映像・音響情報、観光情報など総合的な情報メディアが生み出す情報資源の管理に関する人材の育成を目標としている。これらの教育目標は「大学院要覧」に明示している。

②教育目標と学位授与方針との整合性

教育目標にそって、修士論文の評価基準を設定し、これに基づいて修士論文を評価している。本研究科はドキュメント管理を中心にメディア情報分野を研究する文化情報学専攻と、法学分野を研究する法情報文化専攻であるが、カリキュラムは、両専攻に開講されている科目と専攻独自の科目に分かれ、どちらの専攻に属しても全ての科目の履修が可能である。各専攻に所属するものは、「演習 8 単位を除く修了要件 24 単位中、指定された科目（各専攻独自科目）から 16 単位以上を修得」している場合には、修士（文化情報学）あるいは修士（法学）が授与され、この条件を満たさない場合には、修士（学術）が授与される。したがって、教育目標と学位の授与とは整合しているといえる。

③習得すべき学習成果の明示

「大学院要覧」には、修士課程で習得すべき最少単位数だけでなく、成績評価の基準を明示し、その修了要件（修得単位及び学位論文・口頭試問）について明示している。また、授業においても当該授業の目標を説明している。

**<9>　心理学研究科**

①修士課程の教育目標の明示

本研究科の教育目標は、「大学院要覧」に明示されているが、研究科 2 専攻に共通した目標として、高度専門職業人を養成することが挙げられる。即ち臨床心理学専攻においては、多様化複雑化グローバル化した現代社会への適応不全に由来する心の不全に対して、専門的な技法や共感を持って接することの出来る高度な専門職業人（そのひとつが臨床心理士である）の養成、また法心理学専攻にあっては、これもそのような社会に由来する犯罪や非行に対して心理学的バックグラウンドを持った新しいタイプの法曹人を育てることにある。これらへの到達判断は様々な形でなされるが、修士論文がその大きな判断基準となる。本研究科においては、修士の学位を授与されることは、そのような高度専門職業人の入り口に立ったことを意味している。以上に関して年度当初に、研究科長より教員学生双方に説明伝達されている。

②教育目標と学位授与方針との整合性

本研究科では「修士論文作成要領」を作成し、教員学生の双方に配布している。この要領は、論文作成の具体的手順内容を示したものであるが、同時に、臨床心理学専攻の学生には心理学の幅広いベクトルの中から臨床心理学に関わる内容である

ことを論文の要件とするなど、学位授与のための論文のあるべき方向を示すことで上記教育目標との整合性を図っている。開設初年度の本年度は修了該当者はいないが、今後これらをより明確に示すため、「心理学研究科修士論文審査基準」を作成し、その中で学位授与方針を明文化する予定である。

③修得すべき学習成果の明示

各年度の「大学院要覧」等で各授業科目の合格得点と所定の単位数、修士課程の修了要件（修得すべき単位数及び学位論文審査・口頭試問試験）を明示している。

## （2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

### <1>　大学全体

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

学部の教育課程及び履修方法については、駿河台大学学則第 31 条以下において規定されている。

学則第 31 条は、「開設する授業科目及び単位数は、別表第 I のとおり定める」と規定し、第 32 条は上記のとおり、「卒業資格を得るためには、本学に 4 年以上在学し、別表第 I に定める授業科目のなかから、各学部の定める単位以上を履修し、単位を修得しなければならない」と規定している。第 33 条以下は、単位の計算方法、授業日数、試験について、それぞれ規定している。

大学院の教育課程の編成方針は、大学院学則第 24 条 1 項、2 項が規定し、教育方法は、第 24 条の 2 の 1 項から 4 項において、次のとおり規定している。

1 項「本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。ただし、法科大学院においては、学位論文の指導は行わない」

2 項「本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する」

3 項「本大学院は、学生に対して、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっての基準を明示する」

4 項「本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。」

以上のとおり、教育目標に基づいた各学部、各大学院における教育課程の編成・実施方針が明示されている。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

駿河台大学学則第 31 条別表は、科目群、授業科目（単位数）必修選択の別、卒業単位を各学部別に明示している。大枠として、オリエンテーション科目群、情報教育科目群、キャリア育成科目群、教養基礎科目群、教養発展科目群、外国語科目群、

専攻基礎科目群、専攻発展科目群を置くことを、全学で合意している。

大学院については、同大学院学則第 25 条で、授業科目、単位数、履修方法について、「本大学院修士課程の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第Ⅰのとおり、また、専門職学位課程の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第Ⅱのとおり定める。」と規定している。

<2>　**法学部**

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

教育目標は前述したが、この教育目標を実現するため、「豊かな人間性と高い倫理観に支えられた適正な法感覚（リーガルマインド）を有する鍵『健全な市民』の育成」という本学部の教育課程の編成方針に沿って、平成 21 年度には教育課程の改定を行った。

この教育課程の編成方針は大学案内にも明示され、広く周知を図っているところである。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

科目区分、必修・選択の別などは学則のほか、「履修ガイド」で学生にわかりやすく一覧表にして示している。またこれは本学に入学を考えている高校生向けには「大学案内」で、またホームページでも教育課程(カリキュラム)を見ることができるようになっている。

<3>　**経済学部**

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

経済学部の教育課程は、前記の教育目標・学位授与方針に基づき編成されている。具体的に学生は、基礎科目群、キャリア育成科目群、演習科目群、専攻科目群の科目群に従って学習することになる。専攻科目群はコース共通に履修可能なコース基礎科目と7つのコースにより指定されるコース基幹科目とコース発展科目によって構成される。これらの科目群について全体的特徴、それぞれ科目群についての個別の特徴と教育目標との関連、履修方法に関しては、各コースの履修モデルを挙げて「履修ガイド」に示してある。

また、授与される学位は専攻により選択したコースに従って学士（経済学）又は学士（経営学）のいずれかが授与される。これについては「履修ガイド」に明示されている。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

経済学部の教育課程は、「学則第31条」、「履修ガイド」、「シラバス」に明示されている。学外に対しても、「大学案内（ガイドブック）」により公表している。ここには科目区分、必修･選択の別、単位数、コース科目等が明示されている。基礎科目群(基礎科目、発展科目、情報基礎科目、外国語科目)、キャリア育成科目群、演習

科目群及び専攻科目群のうちのコース基礎科目については、すべてのコースの履修者に共通の科目であるが、専攻科目群のコース基幹科目、コース発展科目はコースごとに設置されている。

<4>　**メディア情報学部**

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

1 年次から進路を大別し、適性にあった進路指導を行っている。2 年次から個々の進路に応じて前述の 3 コースに分かれ、希望の進路に沿った教育プログラムが履修できるようになっている。また、学生が自分の考える進路に最短距離で到達できるように、コース選択ガイダンスでは約 20 種類に及ぶ履修モデルを指針として示すなど、細かな指導を行っている。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

科目区分、必修・選択の別、単位数等はカリキュラム表として、「履修ガイド」及びシラバスに掲載している。カリキュラム表は、見開き 1 ページにまとめて理解しやすいように工夫しているが、年度当初の年次別ガイダンスでもカリキュラム表の見方及び年次別留意点などの説明を行っている。

有意義で、無駄のない履修を進めるために、科目を「学生生活の中心となる科目群」、「メディア情報の専門分野を学ぶ科目群」、「教養を身につける科目群」、「就業意識を育てる科目群」の 4 つに区分して示し、4 年間の履修計画を立てる指針となるよう工夫している。

中でも、「学生生活の中心となる科目群」の演習科目では、基礎から応用へと発展するように内容を考えている。また、「メディア情報の専門分野を学ぶ科目群」では年次進行に合わせ、専攻基礎科目（1 年次）、専攻基幹科目（2 年次）、専攻発展科目（3・4 年次）と、難易度が上がる科目を段階的に履修できるよう配当している。

本学部の目標を達成するために必要な教養・技術として、「健康・スポーツ実習」、「情報処理概論Ⅰ」、「情報処理実習Ⅰ」、「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（一般学生）」、「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（留学生）」を必修としている。また、4 年間を通して専門教育を徹底するために「オリエンテーションゼミナールⅠ・Ⅱ」、「プレゼミナールⅠ・Ⅱ」、「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を必修としている。

他の科目の多くは選択必修として、学生の目標関心・適性により科目群ごとに一定の範囲から選択できるようにしている。また、8 単位まで自由に選択した科目を卒業単位に算入することを認めているほかに、選択科目として、学部の枠を超えて主専攻以外のテーマ別分野の科目を選択できる副専攻を用意し、幅広い視野を持つことを促している。

これらの科目はすべて配当年次を指定し、年次進行とともに基礎的な内容から発

展・応用的な内容が履修できるようにしている。

卒業要件単位数の合計は 124 単位以上である。その内訳は、卒業要件一覧として示してある。

**<5> 現代文化学部**

①教育課程の編成実施方針の明示

学部教育目標・教育方針に基づき、教育課程が編成されている。教育課程の具体的編成方針としては、大枠として、オリエンテーション科目群、情報教育科目群、キャリア育成科目群、教養基礎科目群、教養発展科目群、外国語科目群、選考基礎科目群、専攻発展科目群を置き、専攻基礎科目群と専攻発展科目群はコースで共通性の高い科目からコース独自の科目へと履修していくよう学年指定を行っている。これらのことは、履修ガイドで十分説明していると同時に、学外に向けては大学案内にわかりやすく説明してある。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

新教育課程は、学則別表として示されており、更に「履修ガイド」やホームページにも明示されている。科目区分、必修選択の別、単位数、コース科目等が明示されている。オリエンテーション科目、情報教育科目、キャリア育成科目、教養基礎科目、外国語科目までは、どのコースの履修者にも共通に開かれている。専攻基礎科目もコース共通であるが、専攻発展科目はコースごとに設置されている。1 年次でオリエンテーション科目を学ぶ中で、コースを選択し、興味関心に従ってより深く学ぶように組まれている。

**<6> 心理学部**

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の整合性については、「履修ガイド」でそれぞれの科目群の内容と目的、学部教育における位置づけを明記していることで対応している。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

科目区分、必修・選択の区別、単位数、履修可能学年については学則のほか、「履修ガイド」、「シラバス」で明示している。

**<7> 経済学研究科**

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

各年度の「大学院要覧」等で明示している。また院生の進路に対応した履修モデルを当該要覧で明示している。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

大学院学則のほか、各年度の「大学院要覧」等で明示している。

**<8> 現代情報文化研究科**

①教育目標・学位授与方針と整合性ある教育課程の編成・実施方針の明示

修士の授与の前提となるカリキュラム編成においては、各年度の「大学院要覧」等で明示している。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

大学院学則のほか、各年度の「大学院要覧」等で明示している。

<9> **心理学研究科**

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

各年度の「大学院要覧」等で明示している。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

大学院学則のほか、各年度の「大学院要覧」等で明示している。

**（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員に周知され、社会に公表されているか**

<1> **大学全体**

①周知方法と有効性

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、上記のとおり駿河台大学学則及び同大学院学則に規定されており、大学学則は学部学生に入学時に配付する「履修ガイド」に、また大学院学則は大学院生に同様に配付する「大学院要覧」に掲載している。これにより、学部生、大学院生に対して、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を周知している。

更に、大学学則、大学院学則、同別表はすべて駿河台大学ホームページに掲載され､教職員及び学生は大学内だけでなく学外からでも常時その閲覧が可能となっており、これにより大学構成員に周知され、社会に公表されている。

②社会への公表方法

上記のとおり、大学学則、大学院学則、同別表は駿河台大学ホームページに掲載されており、大学関係者以外の一般人でも常にこれを閲覧することが可能となっている。これにより、教育目標、学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針は広く社会に公表されている。

<2> **法学部**

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、教授会における審議のほか科目会議における議論を踏まえて決まったものである。したがって教員間ではその考え方は徹底している。また教務課及び入試課の職員にはそれぞれの責任者となっている教員から説明し周知を図っている。学生に対しては「履修ガイド」等の印刷物で周知しているほか、年度当初ガイダンス等で繰り返し説明している。対外的にはホームページに掲載して閲覧可能な状態になっており、特に

高校生に対しては「大学案内」に掲載して説明している。

<3>　**経済学部**

①周知方法と有効性

前述のとおり、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、「履修ガイド」、「シラバス」、「Webページ」を通じて大学構成員に周知に努めている。また、学生に対しては年度当初に実施される各学年の年次ガイダンスにおいて説明している。

②社会への公表の方法

学外に対しては「大学案内」、「Web ページ」などを通じて、公表に努めている。

<4>　**メディア情報学部**

①周知方法と有効性

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「履修ガイド」にまとめ、冊子として全学生及び全教員に配布しているほか、学部ウェブサイトで参照及びダウンロードできるようにしている。年度当初には年次別にガイダンスを開催し、履修ガイド記載事項の要点を説明し、周知徹底を図っている。

「履修ガイド」の、特に教育目標や教育課程の編成・実施方針にかかわる「カリキュラムガイド」の執筆に当たっては、フォーマットを統一し平易な表現を使用するなど読みやすさの向上に留意している。新学部発足初年度であり、このような工夫及び周知方法が有効に機能しているかどうかを検証することは難しいが、平成 21 年度入学生に対して実施した 2 年次演習科目「プレゼミナール」の募集及び選抜がほぼ滞りなく行われたことから、一定の有効性を認め得るものと考えている。

②社会への公表方法

「履修ガイド」は、前述のようにウェブサイトで閲覧・ダウンロードが可能であり、これは学内外を問わず誰でもアクセスできるようになっている。また、教育目標及び教育課程の編成は「大学案内」にも掲載しており、そのデジタル版を大学ウェブサイトで一般に向けて公開している。大学案内のデジタル版は大学ウェブサイトのトップページからアクセスできるようにしている。

<5>　**現代文化学部**

学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「履修ガイド」、「シラバス」などに明記されており、各教員は常にそれを確認・認識しつつ各授業の実施方針を「シラバス」に記している。

また、改組前の現代文化学部に対して、大学評価では「教育目標が、社会に対して十分説明されていない。大学案内パンフレットにおいては、特に心理学科について開設される科目の説明のみが目立ち、…」という助言を受けた。それを踏まえ、改組後の現代文化学部においては、学部としての理念・目的・教育目標などを、コ

ースに偏ることなく、大学案内パンフレットにわかりやすく説明し、高校や受験生に対して周知するように図った。大学案内は本学ホームページでも読むことができ、十分周知されていると考えている。

**<6>　心理学部**

①周知方法と有効性

心理学部では年度当初において学年ごとに履修ガイダンスを実施し、そこで学部教務課職員並びに学部教務委員より履修説明が行われている。また、新入生に対しては 4 月にオリエンテーションキャンプを実施するなかで、全教員が新入生に対して履修指導を行っている。そのため、教員に対しても教育課程全般について周知している。こうした対面的な指導に加えて、既に述べてきたように、「履修ガイド」や「シラバス」において十分な説明を加えている。

②社会への公表方法

上記と同様の内容を、学部のホームページにおいて開示することで社会への周知を行っている。

**<7>　経済学研究科**

①周知方法と有効性

平成 18 年度から「経済学研究科修士学位論文審査基準」（6 項目の点数評定）の正式採用によって、学位授与方針と基準が明示されており、制度的に学位審査の透明性と客観生が保障され、大学院生に対しても論文評価に対する納得性が高まっている。各年度当初の研究科委員会での研究科長による主要取り組み課題の説明及び 1 年次生オリエンテーション並びに 2 年次生に対するガイダンス時における説明・オリエンテーション時期の個別相談等で周知徹底を図っている。その他、大学院案内、「大学院要覧」（冒頭文「経済学研究科の理念と目的・教育目標」を掲載））等でも理念・目的・教育目標を明示して周知を図っている。

②社会への公表方法

「大学院要覧」等で学位授与方針及び基準が公表されている。

**<8>　現代情報文化研究科**

①周知方法と有効性

「大学院要覧」にこれらを記載しているだけでなく、1 年次生ガイダンス、2 年次生ガイダンスで周知徹底を図るだけでなく、指導教員の科目登録の際の相談等でも周知している。また、2 年次生の中間論文発表会にも 1 年次生の出席を求め、説明している。

②社会への公表方法

「大学院要覧」のみならず、大学紹介サイト、リクルートの社会人向け大学院案内にも掲載している。

<9>　**心理学研究科**

①周知方法と有効性

現在の段階では修了予定者・学位授与予定者がいないため、明文化された形での成文はないが、全教員参加により成文化された方針を作成する予定である。

②社会への公表方法

「大学院要覧」等で学位授与方針及び基準を公表する予定である。

## （4）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

<1>　**大学全体**

駿河台大学では、大学に課された責任・義務を自覚した上で、平成 10 年 1 月に、本学開学以後平成 9 年度に至る期間の本学教育・研究等を点検した「駿河台大学第 1 回自己点検・評価報告書」を公表した。その後、平成 13 年 9 月に、平成 12 年度に策定され、13 年度から実施される予定であった各学部のカリキュラム改革に焦点を絞った「第 2 回自己点検・評価報告書」を公表した。その後、平成 12 年度から平成 14 年度に至る 3 年度の教育・研究を点検・評価の対象として「第 3 回自己点検・評価報告書」を公表した。

以上の経緯の後、平成 19 年度には大学学部及び大学院につき、大学基準協会による認証評価を申請したことに合わせ、同年 3 月「第 4 回自己点検・評価報告書」を作成し公表した。この報告書は、駿河台大学における学部、大学院に関する教育・研究全体についての総点検を行ったものである（法科大学院については、更に別途、平成 16 年 4 月開学以後、平成 19 年 3 月に「第 1 回自己点検・評価報告書（平成 16 年度～平成 18 年度）」を公表し、平成 20 年 3 月に 2 回目の同報告書を公表し、併せて平成 20 年度において大学基準協会による認証評価を受けた。）。

<2>　**法学部**

これらの目標、方針等については、平成21年度より施行しているカリキュラムを検討する際に、それぞれ見直しを行ったところである。その後、新カリキュラムを施行するに当たり、新カリキュラムの目標を実現するには、教育方法の見直しの必要があるとの認識から、学生に各自の目標を設定させ、その実現のプロセスを実感できるよう、学部として「できることMenuを」作成し、平成22年度より主として1,2年次のFA教員による指導を行うこととしている。この検討の過程で、教育課程編成・実施方針の妥当性が、教授会や科目会議を通じて検討された。

その他、教育目標や学位授与方針についても、入試委員会、教務委員会、科目会議、教授会で随時、見直しを行い、次回の教育課程の改革に反映させる予定である。

<3> **経済学部**

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に関しては、その達成度を評価する成果指標の例として

（1）就職率の向上

（2）専攻学習におけるコースと所属ゼミの一致度の向上等

（3）コース選択の偏り、退学者数の減少等

を考えることができる。

これらを評価基準として毎年度末に教務委員会を中心にして検証し、教授会に報告を行い、更に審議している。検証を行う中で問題が存在すれば、ほぼ毎月開催される学部科目会議において継続的に討議し、必要があれば更に場合によっては作業グループを設けて問題解決を図っている。

<4> **メディア情報学部**

本学では全学組織として大学評価委員会を設置し、前述のとおり平成 10 年に第 1 回自己点検・評価報告書を刊行して以来、3 年ごとに自己点検・評価を行ってきている。この作業は大学評価小委員会を単位として行い、学部としての点検・評価もこの小委員会として行っている。

この定期的な検証に加えて、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、教務委員会で現状調査・検討・修正を適宜行っており、問題が認められた場合には教授会での審議を経て対応を決定する。より細かな検討が必要となる場合は、学部長の指示でワーキンググループを編成して検討した後、教務委員会・教授会に提案するという過程を経ることがある。

自己点検・評価は大学基準協会の基準に従っており、その結果は報告書として外部に公表している。平成 19 年度の外部機関による認証評価では大学全体として適合との評価を受けており、評価の基準及び方法は妥当であると考えている。

<5> **現代文化学部**

これらの適切性については、学生の授業アンケート、教授会や科目会議における教員の間の話し合いで常に点検しており、問題があれば、その解決に向けて対応し手直しをしている。問題が他学部と共通する場合には、教務委員会（全学）や学部長会議などで協議して解決を図っている。また、学年進行が完了する 4 年ごとに教育課程の改革を行ってきており、改組（過去 2 回）を行うに際しては、全面的に検証を行い変えてきた。今回の改組は、心理学部分の分離独立と文化情報学部の一部（観光）の分離融合を伴う本学部発足後で最大の改組であった。

<6> **心理学部**

心理学部は設置 1 年目であり、学年進行中でもあるため現時点では検証を行っていない。しかし、学部執行部においてはすでに開設された科目の内容等について必

要に応じて議論している。

<7>　**経済学研究科**

平成 22 年度から授業科目の編成の見直し等大幅なカリキュラム改革を実施して、その適切性を検証することとしている。また、研究科委員会における教育目標及び教育課程の編成方針等の論議、FD や大学院生の授業評価や大学院授業アンケートの実施等を通じて常にその適切性を検討している。

<8>　**現代情報文化研究科**

カリキュラムの内容が適切であるかについては、より適切な内容にするための検証を行っている。専攻会議、運営委員会及び研究科委員会においても、教育方法、設置科目の適切性、修士論文の評価について議論を重ねている。

<9>　**心理学研究科**

現在の段階では学位授与方針を明文化するに至ってはいないが、研究科委員会において教育目標及び教育課程の編成方針等の論議、FD や大学院生の授業評価や大学院授業アンケートの実施等を通じて常にその適切性を検討している。

## 【教育課程・教育内容】

### 1. 現状の説明

（1）教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

<1>　大学全体

①必要な授業科目の開設状況

学則別表第Ⅰに掲げる授業科目については、学部により多少名称は異なるが、ほぼ基本（教養）科目群、キャリア育成科目群、演習科目群、専攻科目群、副専攻科目群といった大項目に授業科目を分類し、1 年次配当から 4 年次配当まで体系的に配置している。各授業科目には配当年次が付されており、学生は当該配当年次に従って授業科目を選択できる仕組みとなっている。

大学院についても、大学院学則別表第Ⅰ及び第Ⅱにおいて各研究科別に授業科目を掲げ、各研究科により名称は異なるが演習科目、選択必修科目、選択講義科目といった大項目に授業科目を分類し、同じく配当年次、単位数又は時間数、必修・選択の別を明示している。

②順次性のある授業科目の体系的配置

上記のとおり、各授業科目には配当年次を明示し、学生はこれに従って 1 年次から順次授業科目を選択できる仕組みとなっている。授業科目の程度・内容はこうした配当年次に対応するものとなっており、基礎的な授業科目から専門的・発展的な科目を配置するよう配慮を行っている。

<2>　法学部

①必要な授業科目の開設状況

基礎科目群、キャリア育成科目群、演習科目群、専攻科目群（コース共通基礎科目、コース共通発展科目、コース専攻科目）、副専攻科目群の分類に従って必要な授業科目を開設している。また、カリキュラムに含まれる科目について、重要性の高いものは必ず開講するべく、また一部の非必修科目で必ずしも毎年開講する必要のないものでも、少なくとも隔年開講できるように教員の配置を図っている。

②順次性のある授業科目の体系的配置

例えば民法のような科目は他の民事法科目の基本となる民法総則を 1 年次に配置しクラス指定の少人数制で徹底し、物権法や債権法などの科目を後年度に配置するなど､順次性に配慮した科目配置を行っている｡同様の扱いをしている科目に憲法、刑法、商法、行政法がある。

③専門教育・教養教育の位置づけ

本学は開学以来、一部の専門教育を 1 年次から履修できるようにして関心を

失わせないようにする方策が採られてきた。単位数の上で、1、2 年次は基本科目群(教養基礎科目、教養発展科目、情報関連科目、外国語科目)の履修が多くなるが、現在でも法学概論Ⅰ・Ⅱのほか憲法、民法、刑法、政治学などの科目を中心に一定程度専門科目に触れさせるようにしている。一方 3、4 年次生を対象に、更に外国語の研鑽を積みたいもの向けの英語をはじめ各外国語演習や留学のための科目である海外語学演習、留学中の勉学を奨励する外国大学科目などを設けている。

**<3>　経済学部**

①必要な授業科目の開設状況

1年次は経済学部生として社会に巣立つのに必要となる知識・能力を身につけることを目的として基礎科目、情報基礎科目、キャリア育成科目、コース基礎科目、外国語科目について、各科目群を中心に学習が進められるように適切なカリキュラムが構成されている。また、2年次から各学生の希望に沿ってコース別に分かれ、専門知識をより一層深めていくのに十分なカリキュラム内容を開設している。

②順次性のある授業科目の体系的配置

科目群内における科目の学習の順次性は配当年次により示している。また、各科目群の構造と学習の順次性が体系的に配置されていることを学生が理解できるように、各コースについて、「履修ガイド」に履修モデルを提示している。

③専門教育・教養教育の位置づけ

①で記したとおり1年次に学ぶ内容は社会人としての教養を身につけるための教養教育とともに、経済学・経営学教育に関しても専門基礎としての位置づけを考慮し、全体として楔形の科目配置となるよう構成されている。

**<4>　メディア情報学部**

①必要な授業科目の開設状況

メディア情報学部では、教養教育として、多角的なものの見方を育てる「基礎科目」、専門教育の基礎としてだけでなく社会における基礎的な情報リテラシーを習得するための「情報基礎科目」、国際的なコミュニケーション能力を伸ばすための「外国語科目」、及び自己の適性と社会へのかかわり方理解を身につけるための「キャリア育成科目」を設置している。一方、専門教育では、メディア情報学及び 3 コースの専門分野を概観する「専攻基礎科目」、専門分野の基礎知識を広く学ぶための「専攻基幹科目」、3 コースの専門的な内容及び複数のコースで構成される応用的な内容について深く学ぶ「専攻発展科目」で体系的にカリキュラムを構成している。

②順次性のある授業科目の体系的配置

「履修ガイド」で示すように、カリキュラムを「学生生活の中心となる科目群」、

「メディア情報の専門分野を学ぶ科目群」、「教養を身につける科目群」、「就業意識を育てる科目群」の 4 つに区分し、各区分の中で、また相互の関連の中で、基礎から応用又は発展と学んでいけるように年次配当を行っている。

③教養教育・専門教育の位置づけ

教養を身につける科目群は専門分野をよりよく理解するための基礎として必要であり、社会に出ても役立つ大卒としての基本的知識として重要である。メディア情報学部では、卒業要件全体の約 35%（124 単位中 44 単位以上）を教養教育に充てている。　これに対し、専門教育は本学部教育の根幹をなすものであり、メディア情報学部では卒業要件全体の約 45%（124 単位中 56 単位以上）を専門教育に充てている。このように教養教育と専門教育の位置づけを明確にし、そのバランスも適切に保つように努めている。

**<5>　現代文化学部**

学則別表に示すように、新教育課程では、それぞれ目標の異なる科目群を設定し、適切な科目を配置している。また、基礎から発展へ、共通性の高い教養科目から専門性の高い科目へと体系的に配置して、年次とともに、その方向に学ぶようになっている。また、より共通性の高い科目を多く履修したい学生と、より専門性の高い科目を履修したい学生が混在することを考え、専攻発展科目のコースの必修は 16 単位以上、選択は 32 単位以上と緩くしてある。それぞれのコースを集中的に学ぶか、幅広く学ぶかを主体的に選択できるように、「履修ガイド」には履修モデルを 6 通り示した。現在、まだ 1 年次が終了したところであるが、全て教育課程通りに開設した。

**<6>　心理学部**

①必要な授業科目の開設状況

「現代社会、現代の文化諸事情から発生する現代的課題に対して心理学的な分析と理解を深めるとともに、次世代において社会の担い手となり、それらを発展させる主体的能力を育成する」と規定した教育目標、「1）現実の問題に対し、幅広い心理学的知識に基づいて、客観的・実証的手法で考察・検証する態度を修得させる、2）心理学のみならず、哲学から文学、更には生物学まで幅広い知識を併せ持つことによって、多様でバランスのとれた人間理解及びそれに基づく人間関係構築能力を涵養する」とした教育方針に基づき、以下の科目（群）を開設した。まず、大学での全般的な学習上のスキルや、心理学を学習する上で不可欠な人間理解の方法や情報技術を習得する「基礎教育科目群」を設置した。また、外国語やスポーツも含めた幅広い教養を身につける「教養基礎科目群」を設置した。それらを基に心理学や人間学を身につけるが、まず、その基礎となる知識の習得を目指す「専攻基礎科目」を設置した。ここでは心理学の歴史や概説と同時に、実証科学としての心理学の研

究方法論あるいは統計学を身につける。更にそれを発展させて心理学の個別の分野の知識を習得する「心理学基本科目」を設置すると同時に、幅広い人間理解を可能とする「人間学科目」を設置し、哲学や社会学、生物学などを開設した。そして、「発達と臨床の心理コース」「現代社会と心理コース」の二つのコースに分かれる「コース専門科目」を設置し、個々の関心に応じた心理学分野の学習を可能とする科目群を設置した。このような専門教育と並行して、「キャリア育成科目」を設置することで、学生が自立した社会人、職業人としての個の確立を目指すことを可能とする科目を設置した。

②順次性のある授業科目の体系的配置

上に述べたような科目（群）を、心理学部では「基礎から発展、そして個別の関心に応じた学習」という流れで1年次から4年次へと展開する構成で設置している。

③専門教育・教養教育の位置づけ

既に述べたように、心理学部では幅広い人間理解を目指すと同時に、社会人として自立できる人材の育成を目指している。そのため、人間学も含めた心理学の専門教育は当然ながら、自立した社会人、職業人への成長に不可欠なものとしての教養の習得も重視している。そして心理学部では、この教養教育には知識の習得という側面と豊かな人間関係を形成し、自立して生活することを可能とするスキルの習得という側面があると考える。したがって、副専攻科目も含めた教養科目のみならず、インターンシップを含めたキャリア育成科目、あるいは異文化体験としての語学留学なども重視した指導を行うこととしている。

<7>　**経済学研究科**

①必要な授業科目の開設状況

各年度の開設状況については、「大学院要覧」、大学院ホームページ等で明示しており、平成22年度からは新カリキュラムに基づいて授業科目が開設されることとなっている。

②順次性のある授業科目の体系的配置

専攻領域の学問を基礎から体系的に習得するカリキュラムを構築している。授業科目の編成では、演習Ⅰ・Ⅱ（経済学又は経営学）8単位を必修とし、その他の開講科目（オリエンテーション科目・講義科目・他研究科開設科目）から24単位を選択履修した上で32単位を修得し、更に学位論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格することを修了要件としている。入学後、大学院生が専攻する専門分野を選び、その専門分野が経済コースに属する者は経済学演習を、経営コースに属する者は経営学演習を履修しなければならない。選択した専門分野の研究指導教員の下、経済学演習に所属する者は、経済コースに配置された選択講義科目を中心に、経営学演習に所属する者は、経営コースに配置された選講義科目を中心に、それぞれ、科目

選択を行う。専攻領域における体系的な履修が可能となるように科目配置をしている。ただし、他のコースの授業科目を選択することは自由である。これは将来専門職として活躍する上で、それぞれのコースに配置された専門分野の科目を集中的に学ぶことにより専門性を高めると同時に、幅広い知識を身につけることが有用と考えているためである。

なお、院生の将来を考慮した「履修モデル」を明示するとともに、オリエンテーション科目、導入科目を設置し、順次性ある授業科目の体系的配置を行っている、更に、これを実効あるものとするために、院生の履修登録を主査である研究指導教員が確認し、捺印後に履修登録することとなっている。

③コースワークとリサーチワークのバランス

本研究科は専門職大学院とは異なり、修士学位論文の完成（リサーチワーク）を卒業要件としている。

修士論文指導を中心とする演習は8単位であり、コースワーク24単位に比して単位数は少ないが、リサーチワークに要する研究時間は長くなるのが実態である。教育目標実現を考慮すれば、コースワークとリサーチワークのバランスは保たれていると評定する。

**<8>　現代情報文化研究科**

①必要な授業科目の開設状況

授業科目は、演習科目、選択必修科目、選択科目から構成されており、演習指導は、修士論文の作成指導を行う。法情報文化専攻で選択必修科目は、基礎的な情報学の科目と法学科目を設置し、情報学についても学ぶことのできる環境を整え、更に、選択科目は、情報学分野、文学分野及び法学分野の科目からなるが、法学分野には多くの法律専門科目を設置し、より高度な法律専門知識を習得できるように科目を配置している。同様に文化情報学専攻では、多くの情報学分野科目を配置するとともに法学分野の科目も学べることになっている。

②順次性のある授業科目の体系的配置

選択必修科目は、情報学、歴史学、文学及び法学分野の基礎的な科目を設置しており、選択科目に置いて更に高度な専門知識を習得できるように、順次性のある体系的な科目を配置している。法情報文化専攻についていえば、法学部以外の出身者と外国人留学生のために、法学の基礎を習得するための「法情報文化特殊講義」を置き、公法と私法の基礎的な知識を習得できるようにしている。情報学、歴史学、文学は、いずれも基礎的な内容の科目を設置して、法学部出身者であっても、基礎知識を得るために履修することができる。また、「法学分野」においても、憲法、行政法、民法等の基本的な法律科目を発展させる形で、情報公開法、個人情報保護法、著作権法、情報社会における犯罪等、情報化社会において重要だと思われる科目を

配置している。したがって、4 つの専門分野の科目を体系的に配置し、更に、法学分野の科目についても、基本的な科目から、学生の研究関心に合わせてより専門的な科目を配置している。

③コースワークとリサーチワークのバランス

本研究科は専門職大学院とは異なり、修士学位論文の完成（リサーチワーク）を卒業要件としている。修士論文指導を中心とする演習は 8 単位であり、コースワーク 24 単位に比して単位数は少ないが、リサーチワークに要する研究時間は長くなるのが実態である。教育目標実現を考慮すれば、コースワークとリサーチワークのバランスは保たれている。

<9>　**心理学研究科**

①必要な授業科目の開設状況

心理学研究科開設に伴い文部科学省の「大学設置・学校法人審議会」による審査を受けており、現行授業科目は、すべて認められている。

②順次性のある授業科目の体系的配置

本研究科の授業科目は、臨床心理学専攻・法心理学専攻ともに、「基礎科目群」次いで「基幹科目群」更に「発展科目群」へと体系的に学習すべく配置されている。学習者は、基礎科目群より 2 科目 4 単位以上、基幹科目群より 8 科目 16 単位以上、発展科目群より 4 科目 14 単位以上、合計で 34 単位以上を取得しなければならない。学位取得には、これに加え学位論文（修士論文）を提出し更に最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

③コースワークとリサーチワークのバランス

本研究科二専攻ともに、コースワークとして内部及び外部実習がある。これらはいわゆる座学ではなく、実際にクライエントに面接したり、教員の面接に陪席したりする。また外部実習ともなると学外の施設に出掛けることとなり、ほとんど一日がかりであり、著しく時間を要することになる。これらにより、殊に臨床心理学専攻者は、リサーチワークにハンディを負うことが多い。本研究科ではこれらを考慮し、臨床心理学専攻者には可能な限り、実習先フィールドにおいて、修士論文の対象者を選ぶように指導し、コースワークとリサーチワークのバランスを取るよう勧めている。

**（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか**

<2>　**法学部**

①学士課程教育に相応しい教育内容の提供

カリキュラムは、基本科目群、キャリア育成科目群(以上基本的に全学体制による実

施)、演習科目群、専攻科目群(以上法学部独自実施科目)、副専攻科目(他学部の科目を履修)、及び自由選択科目(卒業要件充足を確認するために技術的に設けられたカテゴリー)からなる。基本科目は全学の教員を動員した教養を身につける科目、情報スキル、外国語などで基本的能力を身につけさせる。また専攻科目履修に当たり法学部生は 2 年次より「市民企業コース」「公務員コース」「法科大学院進学･資格取得コース」の 3 コースのいずれかに属することになっている。3 コースに共通の科目とコース固有の科目に分け、前者では基礎と憲法・民法・刑法・政治の基本となる 4 分野及び国際的視点からの科目が、後者にはより狭領域の科目が配置され専門性を深めるようにしてある。このようにして学士課程に相応しい教育を提供している。

②初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

初年次教育は特に基礎演習(1 年次必修)において、読む、聞く、話す、書く、調べるといったところから共通シラバスによって教育を行い、高校からの移行がスムースに行われるように配慮している。また入学前教育として、推薦入試合格者を対象に高校教育の復習と大学教育の準備となる課題を課し提出を義務づけている。

**<3>　経済学部**

①学士課程教育に相応しい教育内容の提供

本学部における学士課程全体としては、幅広い教養と専門基礎を身につけることを徹底して行っている。本学部では学士課程全体の最終仕上げとして卒業論文を全学生が演習指導教員の下で作成することが必修化されている。

②初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

高大連携を配慮した教育内容として、特に入学者の多くを占めるようになった推薦系の入学者を対象に、12月末に大学において入学準備セミナーを開講している。また、すべての入学対象者に通信形式で解答の添削指導を伴う入学前教育プログラムを実施している。更に入学後は1年次生には、約15名程度を単位とし、学生個人に配慮可能な指導体制の演習（プロゼミナール）を設けている。プロゼミナールは特に初年次教育として大学でのメディアセンター等の施設の利用方法から、授業の受け方、ノートの作成方法など基本的な部分について、学部独自で作成した共通教材「知の匠」を用いて担当者間共通の指導を行っている。更に2年次の入門演習へと順次性のある指導が可能な仕組みを用意している。

なお、本学部の初年次教育については平成21年4月に実施された「初年次教育アンケート」（河合塾）において回答1092学部のうち優れた初年次教育実施例として35学部の中に選ばれ、訪問ヒアリング調査を受けている。

**<4>　メディア情報学部**

①学士課程教育に相応しい教育内容の提供

中央教育審議会の定義する「学士力」を踏まえ、文化・自然の理解促進のため、

「文化と情報」、「人間と文化」、「人間と社会」、「人間と環境」、「外国語」等の科目群を開設し、選択必修に位置づけている。コミュニケーションスキルの習得及び基礎学力向上のため「オリエンテーションゼミナール」を少人数の演習科目として開設している。情報リテラシー習得のため「情報基礎科目」、論理的思考や問題解決能力、チームワーク、リーダーシップの育成のため「ゼミナール」、「卒業研究」を開設している。

また、「オリエンテーションゼミナール」は、初年度導入教育の中で自己管理力、倫理観を培う科目でもある。更に、市民としての社会責任や生涯学習力、総合的な学習体験と創造的思考を身につけさせるための科目として、「キャリア育成科目群」や「演習科目群」、「卒業研究」などを設置している。

②初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

高等学校から大学への円滑な接続のために入学予定者に対する入学前教育プログラムを実施し、更に 1 年次必修の「オリエンテーションゼミナール」を開講している。

入学前教育プログラムは、主に推薦入学試験の合格者（指定校推薦入試・公募制推薦入試・自己 PR 方式入試の合格者）を対象に毎年実施している。これは、入学予定者の学習意欲の向上、入学前の不安の緩和、大学へ入学する目的の明確化を意図している。課題の内容は、入学予定者の反応や答案の完成度をみながら毎年調整を行う。

高・大の接続を円滑に行うための、現行における最も有効な仕組みは 1 年次のオリエンテーションゼミナールである。オリエンテーションゼミナールは 1 年次学生の学習面の指導のみならず、生活面での支援も行う場である。ここでは高校段階までの読み、書き、話す能力を総合的に学習しなおし、発展させるとともに、担当教員が FA（ファカルティ・アドバイザー）として個々の学生の修学状況を把握し、適宜助言を行っている。

<5>　**現代文化学部**

①学士課程教育に相応しい教育内容の提供

上記の編成・実施方針に基づいて、各科目群に相応しい科目を配置し、同時に、コースごとで学ぶ内容が変わっていくように設置している。また、各コースとも体験的な科目（実習、研修、アウトキャンパス・スタディ、インターンシップ等と理論的科目をバランスよく履修できるように設置している。

こうして、基礎的知識・学力の上に、総合的視野と専門的視野の両方を身につけるような内容になっていると考えている。

②初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

初年次教育・高大接続に配慮し、1 年次にオリエンテーション科目を置いている。

そのうちのスタディ・スキルズでは、本学部で学ぶのに必要な基礎知識や学習技術を、現代文化基礎講座では、すべてのコース履修に必要な基礎教養を学んだ後、各コースの特徴を示すトピックをコースごとに取り上げて解説し、コース選択に資するように配慮している。高校から大学へのスムーズな学習の移行と大学での主体的な学習への適応を目指している。

<6>　**心理学部**

①学士課程教育に相応しい教育内容の提供

心理学部では心理学の専門知識だけでなく、その研究方法、統計も重視することで、物事に対して自ら心理学的に思考する能力を身につけることができる教育内容を提供している。また、学部理念・目的から、人間に対する多角的な理解を修得する科目も設置している。こうした専門教育に加え、これらを修得し、更に自ら課題を見出し、研究できる能力を身につけるための導入教育を重視している。こうした教育内容を提供することで「学士」に相応しい自主性のある人材が育成できると考えている。

更に、理念にもあるように、自立した社会人、職業人としての能力と教養を修得する科目も提供し、専門知識に偏らない豊かな人材の育成も可能となる教育を提供していると考えている。

②初年次教育、高大連携に配慮した教育内容

初年次教育については「スタディスキルズ」において文章理解、資料収集、レポート作成、討論などの大学教育を受ける基礎となる能力の習得を目指す教育を行っている。同時に、心理学の学習で求められる統計処理作業の基本的能力、あるいは社会人に求められる基本的技術としてのコンピュータ教育を行う「コンピュータスキルズ」を必修科目として設置している。

また、推薦系入試の合格者に対しては、入学前教育プログラムとして英語を始めとする課題を出し、大学での学習の準備をさせている。

<7>　**経済学研究科**

①専門分野の高度化に対応した教育方法と学習指導

本研究科の教育は、講義、演習及び学位論文の作成によって行われる。ただし、大学院生は、入学の際、演習科目と同時に研究指導教員を選択しなければならず、指導教員は、大学院生の授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導する。大学院の設置科目は、専門性が高いものが多く、大学院生の専門知識の習得について、丁寧な指導を行っている。したがって、大学院生が本研究科の設置科目を自己の問題関心と将来の進路に合わせて、適切に選択できるように、シラバスの充実を図るとともに履修指導を行っている。これは、大学院生 1 人ひとりの研究関心や進路等を考慮して、よりきめ細かな指導を行うためである。学位論文指導に

ついては、複数の教員による研究指導と学位論文の中間発表を行うことによって、学院論文作成過程において十分な指導が可能となるように工夫している。学位の授与についても、主査 1 名、副査 2 名による指導教員の口頭試問を経て、評価点 60 点以上を合格としているが、その採点基準を明文化している（「大学院要覧」16～17 頁）。更に、各年度に授業評価及び大学院授業アンケートを実施し、その結果を大学院生の指導に役立てている。

<8>　**現代情報文化研究科**

①専門分野の高度化に対応した教育方法と学習指導

本研究科の教育内容は、講義、演習及び研究論文指導からなる。研究論文指導は、1 年次から開始され、学生は自分の研究テーマを選び、それと同時に自己の問題関心に合わせて履修科目を選択する。したがって、学生の履修指導が重要であり、そのために、学生の履修について指導している。また、論文指導教員だけでなく、広く専攻担当の教員が学生の修士論文の内容とその準備状況を知ることによって、適切な助言ができように 2 年次生に対して春学期と秋学期に修士論文の中間発表会を開催している。この中間発表会には、1 年次生も出席し、どのように修士論文の作成するのかを学ぶ機会を提供している。また、情報化社会においては、外国語文献も重要であるので、この点についても留意した。

<9>　**心理学研究科**

①専門分野の高度化に対応した教育方法と学習指導

大学院の設置科目は専門性が高いものが多く、専門知識の習得について丁寧な指導を行っている。したがって、大学院生は本研究科の設置科目を自己の問題関心と将来の進路に合わせて適切に選択できるように、シラバスの充実を図るとともに履修指導を行っている。これは、大学院生 1 人ひとりの研究関心や進路等を考慮して、よりきめ細かな指導を行うためである。学位論文指導については、複数の教員による研究指導と学位論文の構想発表及び中間発表を行うことによって、学位論文作成過程において十分な指導が可能となるように工夫している。学位の授与についても、主査 1 名、副査 1 名による指導教員の口頭試問を経て、評価点 60 点以上を合格とし、その採点基準を明文化する予定である。

## 【教育方法】

### 1. 現状の説明

#### （1）教育方法及び学習指導は適切か

<1>　**大学全体**

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

講義・演習・実験等を通して、本学の目的とする「人格教育」の徹底を図ることが本学における共通の目標である。

このためには、学生へのきめ細かな指導が不可欠であり、1 年次から 4 年次まで全学生についての学生情報カードをその属する学部で演習別に作成し、各年度毎に学生自身の身分事項のほか、勉学目標や達成度等を記載させるほか、演習担当教員が年次毎に担当学生についての指導状況を記録することとしている。

また、総ての学部で 1 年次から 4 年次まで少人数の演習に全学生が属することにより、初年次における基礎的な教育から順次専門的教育へと移行することとしているほか、その担当教員を FA として指定し、履修、科目選択、コース選択その他学習計画の指導、進路、就職など将来の選択に関する指導、出席不良学生の学習、生活指導、退学、休学、進路変更に関する指導、学生が事故に遭ったときの対応など、幅広く責任を持たせ、また、学内の他の機関や他の教員あるいは保証人との連絡などに当たらせることになっている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

本学においては、各学部がそれぞれ履修科目登録の上限を設定している。これにより、各年次において取得すべき単位を平準化し、4 年間で卒業できるよう配慮している。

学習指導は、印刷物配付による指導、ガイダンスによる指導、個別指導に分けられる。

ガイダンスは年度初めに実施し、学部、学年別に約 1 週間行っている。

個別指導としては、全学部で全教員は週 1 回程度オフィスアワーを設定し、これを学生に配付する時間割表に掲載している。これにより、各教員の学習指導を希望する学生はもとより、就職その他の問題について相談を希望する学生は、指導教員以外の教員に対しても当該時間に研究室に教員を訪ねることができることとなっている。この制度により、さまざまな相談に教員を訪れる学生は少なくない。

③学生の主体的参加を促す授業方法

1 年次から 4 年次まで必修化している演習においては、各演習がゼミ発表を行い、又は演習授業の中でも各教員は学生に発言の機会を与え、積極的に授業への参加を促すよう工夫している。それ以外の演習科目においても、各科目の内容に応じ、学

生参加が前提とされ、学生からの発言はもとより、学生同士による討論などの機会を与えることにより、積極的な学生参加を促している。

そのほか、キャリア育成科目群においては、毎回の授業において、例えばコミュニケーション能力向上などのためディスカッションや集団面接の基本を経験するなど学生参加を促すさまざまな工夫がなされている。情報関連科目においても学生自身がパソコンの操作などにより自ら参加することが当然の前提となっている。

<2>　**法学部**

①教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等）の採用

法学部では実験科目はないが、講義・演習科目において＜1-(2)-①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示＞に触れたように、教育目標の実現に資する科目を設置している。また科目運用上も、並行開講による少人数教育の実現を図っているほか、全学実施のアウトキャンパススタディに参加し、目標実現に向けた体制を整えている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修上限として 1 年次 46 単位、2 年次 48 単位、3 年次 48 単位、4 年次 46 単位と履修上限単位を設けており、学生が科目学習の消化不良を起こすことを防いでいる。また学習指導は、年度当初に教務委員による各年次・編入生の学習指導があるほか、学期中は必修演習科目担当者をファカルティ・アドバイザー(FA)として各学生について指導担当者を決め、学習指導を行っている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

法学部では「できることメニュー」と名付けた在学中各年次の目標の設定･実現をチェックするチェックリストを作成して､学生の目標設定･パフォーマンスの向上を支援する仕組みを準備している。これは「学生情報カード」をベースにして、「学生生活全般」「キャリア設計」「ゼミ」「情報分野」「語学｣「教養分野｣「法律学分野｣「政治学分野」にわたって「できること Menu」として表示し、各自の目標設定とその実現を支援することによって、学生は、4 年間に亘ってゼミで指導を受ける仕組みになっている。

<3>　**経済学部**

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

双方向教育の実現のために少人数教育化を目指している｡授業を効果的に実施できるよう受講生の数を少なくする努力を行っている。例えば、200名を超えるクラスは分割して2クラスとする。

また200人以内の場合でも多人数でも、小テストを実施し、これを利用することで学生との対話性の確保に努めている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

1年次46単位、2年次48単位、3年次48単位そして4年次46単位という履修科目の上限

が設定されている。これらは「履修ガイド」に明記されている。また、年度開始時に実施される学年ごとの年次ガイダンスにおいても確認される。

③学生の主体的参加を促す授業方法

演習科目を中心に少人数クラスによる授業では、受動的な参加のみにとどまらず学生が主体的に学習を進める仕組みを取り入れている。例えば、毎年11月に開催される「学部デー」には、各演習Ⅰの受講者によるプレゼンテーションがコースごとに行われる。

また、「インターンシップⅠ・Ⅱ」や「まちづくり実践」といった地域との連携による学生の主体性を引き出すための科目を用意している。

**<4>　メディア情報学部**

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

メディア情報学部では、講義、実習、演習を有機的に連携させて教育効果の向上を目指している。知識の修得は講義、技術の習得は実習、態度や自己管理力、倫理観などの修得は演習にその機能を負わせている。特に実習や演習科目は、少人数制を取り入れ、個に応じて深く学べるように教員が工夫し、授業内容を構成している。更に、知識を修得しつつ平行して技術を学んだり、態度を学んだりしたあと技術を学べるなど、それぞれの授業形態が独立ではなく、相互に関連しつつ学べるように年次配当も考慮している。

1 年次から 4 年次まで必修となっているゼミナールでは、定員が 20 名を超えることのないように配慮し、少人数で、きめ細やかな指導を行っている。特に、「考える」「調べる」「議論する」作業を重視しており、対象を見聞きしたままに受け取るのではなく、客観的かつ分析的に理解するための指導を行っている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

登録単位制限を設けており、きめ細かくガイダンスや個別指導を行っている。

履修上限単位数は各年次とも 46 単位と定めている。ほとんどの授業は月曜日から金曜日の 1 時限から 5 時限に開講されており、1 日平均 2 科目（半期）を履修した場合、1 科目 2 単位で計算すると各学期 20 単位（＝2 科目×5 日×2 単位）、通年で合計 40 単位となる。このほかに、学外で実施される科目（インターンシップや海外語学演習など）や休業期間に開かれる集中講義科目などを履修する可能性を考えると、46 単位は妥当な上限であると考えている。

年度当初に年次別履修ガイダンスを行っている。また、プレゼミナールとゼミナールの募集に際しては、全体ガイダンスに加えて、各担当教員の個別ガイダンスを実施し、学生が適切に履修計画を進めていけるように努めている。

更に FA 制度とオフィスアワー制度により、随時学生の学習相談に対応している。4 月には履修登録のためのオフィスアワーを特別に設定し、履修計画の確認・指導

を行っている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

各年次必修となっているゼミナールでは、個々の学生に目配りができる少人数クラスを徹底し、学生の主体的な授業への参加を促すことに努めている。

更に、学生に内省を促す方策として「学生情報カード」を作成させている。これは、各ゼミナールの開始時に学生がゼミナール担当教員に提出するものであり、単位修得状況、以前に設定した目標の達成状況、及び今後の目標などを記入する。教員はカードを保管し、指導に当たって適宜参照し、ゼミナール終了時に学生に返却する。この学生情報カードの記入と受渡しは、学生にとっては修学状況を振り返り目標を確認する機会、FA 担当教員にとっては学生の現況を的確に把握する資料となっている。

1 年次必修科目「オリエンテーションゼミナール」では、教室学習と連携させて、多様なメディアを活用する指導を行っている。春学期には、インターネットに接続されたパーソナルコンピュータを利用した情報の検索・収集・集約・分析・提示の指導を、秋学期には、映像スタジオや FM スタジオを利用したコミュニケーションやプレゼンテーションの指導を行っている。このような授業は、大学で必要となる基礎的なリテラシーや技術を伸ばすだけでなく、いずれの指導も 2 年次以降の学部教育の特性を生かした専門教育への導入となっている。

実習・演習科目では、同一科目を複数開講したり事前登録制度を利用したりすることでクラス当たりの定員を少人数に抑え、教員と個々の学生が接する機会を確保し、双方向の授業が展開できるように配慮している。

個々の教員が授業改善に取り組むために、すべての授業において全学共通の授業アンケートを実施し、その結果を各教員にフィードバックしている。各教員は、一定の基準に満たない結果が出た項目について、所定の書式で授業改善報告書を全学教務委員会に提出する。提出された報告書の中でほかの教員にも参考になる内容のものは授業改善事例集にまとめて全教員及び近隣教育機関に配布している。

このほかに、共通シラバスにより授業を行っている「オリエンテーションゼミナール」で学部独自の授業アンケートを実施し、導入教育の改善に役立てている。

**<5>　現代文化学部**

①教育目標の達成に向けた授業形態の採用

現代文化学部の改組に伴い、教育目標を変更し、従来の比較文化学科から現代文化学科とし、教育課程の改編を行い、履修コースとして、比較文化コース、観光ホスピタリティコース、スポーツ文化コースの 3 コースにした。新たに加わった観光ホスピタリティコースとスポーツ文化コースは実習、実技的な科目を数多く置く必要があったこと、全学的な教育方針として、アウトキャンパス・スタディやインタ

ーンシップなどの科目を増やすという方向、留学を促進するという方向がとられていることもあって、これらの体験重視型の科目がより大きな比重を占めることを新教育課程の特徴として打ち出した。特に、海外において行う海外観光研修、海外添乗研修、海外スポーツ文化研修をどのようなものにするかは重要であり、現在実施案を検討している。また、講義科目と体験重視型科目との連携も考慮し、理論を学ぶ講義科目と実際を学ぶ演習科目を組み合わせられるように配慮した（例えば、「エコツーリズム入門」と「エコツーリズム実践」）。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

カリキュラム改革に伴い、履修科目登録の上限単位数を、1 年次 44 単位、2 年次 46 単位、3 年次 46 単位、4 年次 44 単位と設定しなおした。履修登録に当たっては、十分なガイダンスを行う時間を設定しており、FA の教員（スタディスキルズ担当教員）が相談に応じている。また、健康相談室では、学習相談員が待機し学習相談に応じることができる態勢がとられている。

学生の学習への主体的参加を促すために、演習科目を 4 年間に亘って設置し、更に上記のように体験実習型の科目を多く設置している。また、地域で学ぶアウトキャンパス・スタディの履修や英語チャットルームなどへの参加も呼びかけている。更に、全員に卒業研究を課しており、演習担当教員の指導の下、自主的にテーマを決め、それについて調査研究し、それを論文にまとめ、その要旨を発表会でプレゼンテーションすることを卒業の条件に含めている。

**<6>　心理学部**

①教育目標の達成に向けた授業形態の採用

心理学部では授業形態は講義科目、演習科目、外国語科目、実習・実技科目、卒業研究を用いている。初年次教育関連科目や心理学の研究法、臨床系科目、及びゼミナールは演習科目とし､少人数でのきめ細かい教育が可能となるようにしている。また外国語科目も能力別クラス分け、少人数クラス構成などにより、各人の到達段階に応じた教育が可能となるように配慮している。心理学部では卒業研究は必修とし、資料収集、レポート作成、成果の口頭発表などを行うことで大学での学習の集大成と位置づけられている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

心理学部では全学共通として 1 年次 44 単位、2 年次 46 単位、3 年次 46 単位、4 年次 44 単位と、単位取得の上限を定め、バランス良く学習が進むように指導している。この指導は各学年での履修登録時のガイダンスや「心理学部履修ガイド」で徹底している。

③学生の主体的参加を促す授業方法

授業の運営は各教員に委ねられているが、演習等の少人数クラスでは学生に発言

を促したり、研究発表をさせたりするなどの工夫を行っている。

<7>　**経済学研究科**

①教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本研究科は、少人数制教育の下に、理念・目的・教育目標に沿って演習・講義・学位論文の作成という授業形態を効果的かつ適切に導入している。

オリエンテーション科目である、「研究・論文作法」、「エンドユーザーコンピューティング」では、院生による実習形式を多用しており、教育目標達成の基盤づくりとして有効である。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

特に、登録の上限を設定していないが、学習指導は十分に徹底できるように研究指導担当教員が、専攻する演習に所属する大学院生に対して入学時の履修登録の際に、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について適切な指導を行っている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

少人数教育の特性を活かし、双方向的講義・演習が殆どを占めるので、大学院担当教員は講義・演習におけるその都度の発問・応答の内容、課題報告の内容とそれへの質疑応答の状況によって、受講者の理解度を常に確認している。双方向的な授業それ自体を活用すれば、そこにおいてもフィードフォワード・コントロールが可能になり、受講者の理解度をチェックしながら授業の進度と深度とを調整できる。

<8>　**現代情報文化研究科**

①教育目標に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用。

本研究科は、授業形態として講義、演習をとっており、実験は行っていない。演習の中でも、文化情報学演習・法情報文化演習は、論文指導を行うものであって、学生の研究・問題関心を常に観察し、適切な助言をすることができる。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

演習科目は､2 科目 8 単位､選択必修科目及び選択講義科目の中から 24 単位以上、合計 32 単位以上を習得し、かつ学位論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格することによって、修士号が授与される。履修単位の上限を設定していないが、論文指導担当教員が履修科目について適切に助言を行っており、大幅に必要修得単位を上回ることは考えられないし、また、実際に修了した学生に履修単位数を見ても、4 単位程度の必要履修単位数を上回っているにすぎない。つまり、適切に学習指導が行われている限り、無理な履修単位を登録することはない。

③学生の主体的参加を促す授業方法

元来、学生は、問題意識が明確であって、論文指導教員の指導もあって、主体的な授業参加態度が見られる。また、授業が少人数であるから、その利点を生かし、

きめ細かな指導が可能であり、学生の研究・問題関心を引き出す形での授業を行っている。

<9>　**心理学研究科**

①教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本研究科は、教育理念・目標に沿ってカリキュラムを編成し、座学としての講義で講じ、少人数の演習でディスカッションを繰り広げているが、特徴的なのは実習である。学内では心理カウンセリングセンターで、学外では病院や老人ホームあるいは刑務所で実際にクライエントや受刑者と接し、臨床的あるいは法心理学的研鑽を積んでいる。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

特に登録の上限を設定していないが、学習指導は十分に徹底できるように研究指導担当教員が､専攻する演習に所属する大学院生に対して入学時の履修登録の際に、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について適切な指導を行っている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

少人数教育の特性を活かし、双方向的講義・演習が殆どを占めるので、大学院担当教員は講義・演習におけるその都度の発問・応答の内容、課題報告の内容とそれへの質疑応答の状況によって、受講者の理解度を常に確認している。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

<1>　**大学全体**

①シラバスの作成と内容の充実

シラバスは全授業科目について作成が義務付けられており､その内容についても、A4 版 1 ページに「1.講義目標・講義内容」、「2.関連科目」、「3.テキスト・参考書」、「4.成績評価方法」、及び各授業回毎の｢授業計画｣を記述することとなっている。これらのほか、シラバスの利用方法、カリキュラム表、教員の研究室、索引を掲載して、学部毎に毎年作成し、学生に配付している。大学院については、大学院要覧に授業科目のシラバスを同様に掲載している。

シラバスは授業科目の内容を統一フォーマットで具体的に記載することが求められており、その内容は充実したものとなっている。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

各教員はシラバス記載の内容に沿って授業を行うことが求められており、授業を実施する上で修正が必要と考えられる場合は、翌年のシラバスを修正することとしている。これによる修正を含み、各教員は毎年度新たにシラバスを作成している。

<2>　**法学部**

①シラバスの作成と内容の充実

シラバスは、1 講義目標・講義内容、2 関連科目、3 テキスト・参考書、4 成績評価方法、5 その他、及び各授業回ごとの授業計画表と、担当者執筆項目が決められている。これによって授業の概要がわかるようになっている。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

学期末に担当者は、授業アンケートを通じてシラバスとの整合性を検証する仕組みになっている。またこれを基に、「授業改善計画」を作成することとしている。

<3>　**経済学部**

①シラバスの作成と内容の充実

「シラバス」は 2003 年度より全学で書式及び記載項目がほぼ統一されており各授業科目に関する情報が示されている。記載事項としては、科目名、単位数、科目のサブタイトル、目的と内容、関連科目、テキスト・参考書、成績評価の方法、履修上の注意、授業各回の授業計画であり、これらは Web ページにも掲載されている。製本版にはこれに加え、学年暦、シラバスの利用方法、カリキュラム表、教員の研究室、索引も掲載されている。

②授業内容・方法とシラバスの整合性

実際の授業内容・方法とシラバスに記載されている内容との整合性は、学期末に実施される授業アンケートを分析することにより検証している。

<4>　**メディア情報学部**

①シラバスの作成と内容の充実

シラバスは全学で書式を統一し、「授業テーマ」「講義目標・内容」「関連科目」「テキスト・参考書」「成績評価の方法」「授業計画」「その他（履修条件など)」を明示している。特に「成績評価の方法」については各基準の占める割合を明記し、「授業計画」については具体的に内容を記述するようにして、実効性のあるシラバスの提示に努めている。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

シラバスには目標・内容、参考文献、授業計画を示しており、前述のように、特に授業計画は具体的に記述することで、授業を受ける前に学生が読んで予習できるように努めている。前述の授業アンケートにはシラバスの活用、課外学習時間、及び授業の理解度に関する質問があり、これらの結果に基づいて授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認できるようになっている。すなわち、これらの結果の間に相関がなければ、授業内容・方法とシラバスとが必ずしも整合的ではなく、改善の余地があるということになる。

<5>　**現代文化学部**

シラバスは授業科目ごとに 1 ページを割き、内容・目的、テキスト・参考書、関連科目、成績評価方法、授業計画（各回のテーマ）などを記述している。シラバス

は、冊子体として配布しているが、いつでも確認できるようホームページにも載せている。

毎年行われる学生の授業評価を踏まえて、各教員は授業内容・方法の適切性、シラバスとの整合性を再検討し、書き直している。

**<6>　心理学部**

①シラバスの作成と内容の充実

全学的な取り組みとして年度ごとにシラバスの作成が行われており、心理学部も 1 科目 1 ページのシラバスを作成し、学生に提供している。

②授業内容とシラバスの整合性

上にも書いたように、授業の運営自体は各教員に任せられている、しかし、教員に対してはシラバスに沿った授業の実施を呼び掛けている。

**<7>　経済学研究科**

①シラバスの作成と内容の充実

大学院の設置科目は、専門性が高いものが多く、大学院生の専門知識の習得について、丁寧な指導を行っている。したがって、大学院生がそれぞれの研究科の設置科目を自己の問題関心と将来の進路に合わせて適切に選択できるように、シラバスのスタイルを定型化し、シラバスの充実を図っている。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業内容・方法とシラバスで明示された演習・講義目標と演習・講義内容との整合性については、各学期の授業計画を見直し等で改善を図っている。大学院アンケート調査結果でも、大学院生の満足度は高い。

**<8>　現代情報文化研究科**

①シラバスの作成と内容の充実

シラバスには、授業の目標、授業内容、テキスト、参考文献、成績評価基準を記載しており、一読してどのような授業が行われ、どのように授業に準備するのかが分かるよう工夫している。

②授業内容・方法とシラバスの整合性

シラバスの内容と学生の研究テーマとがなるべく一致するように、概ね、シラバスの内容に沿って授業を進めている。ただし、学生の研究・問題関心に合わせて当該科目の性質に従って、授業内容に若干の幅を持たせ、学生の研究意欲と、授業参加を促している。

**<9>　心理学研究科**

①シラバスの作成と内容の充実

大学院の設置科目は、専門性が高いものが多く、大学院生の専門知識の習得について、丁寧な指導を行っている。具体的には、シラバスに沿ったレポートや発表を

課し、大きく外れる時には個別に指導する。特に実習報告には注意を払って指導している。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

シラバスでは、通年（又は半期）に亘る全授業に関して、各時間ごとに、その講義内容実習内容が示されており、シラバスと授業内容との整合性は極めて高い。

### （3）成績評価と単位認定は適切に行われているか

#### <1>　大学全体

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

各学部、大学院においては、毎年作成されるシラバスにおいて、成績評価の方法・基準を明示すべきこととしている。また、春・秋の定期試験については、試験実施前に全教員にアンケートを実施し、試験実施の有無及び方法（筆記試験又はレポート）を学生に周知している。

各学部においては、演習科目等一部の科目を除き相対評価を実施し、A，B，C，D の各割合を設定することにより、担当教員による成績評価の偏りを少なくするよう配慮している。

各学部では平成 15 年度入学生から GPA を導入し、A（100～90 点）、B（89～80 点）、C（79～70 点）、D（69～60 点）、F（59～）の 5 段階評価により、F を不合格としている。その上で、A、B、C、D、F をそれぞれ 4、3、2、1、0 の各ポイントとし、修得した総ポイント数を総履修単位数(F を含む)で除した数値を GPA として算出することとしている。

学生が成績評価に疑義を持つ場合には、「成績評価に関する疑義申立て」の制度があり、これにより疑義申立てがあった場合には、担当教員は採点表を再確認の上、その結果を申立てを行った学生に対し、教務課を通して文書により通知している。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

単位制とは、定められた基準に従って授業科目を履修し、所定の試験に合格することにより、その授業科目に与えられている単位を修得する制度である。本学では 1 単位と計算される学習時間を 45 時間とし、これには教室における授業時間のほか、各自が行う自習時間を含めて計算することとなっている。これにより、講義・演習は、学期科目は 2 単位、通年科目は 4 単位とされ、外国語並びに実習・実技は学期科目は 1 単位、通年科目は 2 単位とされている。実験については学期科目は 2 単位、通年科目は 4 単位とされている。

春、秋学期末に設定される定期試験期間に試験を実施している。試験の形式は筆記、レポート提出など科目に応じて担当教員が決定している。この定期試験以外にも、小テスト実施などにより多様な方法による成績評価及び単位認定を行うことと

している。単位認定の方法は、以上のとおり適切に行われている。

③既修得単位認定の適切性

本学においては、既修得単位認定としては、次の三つの方法がある。

1)彩の国大学コンソーシアムにおける単位互換制度による他大学の単位取得の認定

埼玉県西部にキャンパスを有する 17 大学で構成する友好交流協定に基づき、そのうち 9 大学間で単位互換制度を実施している。これにより、3 年次以上の学生が他大学において修得した単位を本学の単位として認定するものであり、年間 16 単位を限度として認定される。

2）本学入学前の既修得単位の認定

本学に入学する前に他の大学、短期大学等で修得した単位や取得した資格等について、本学が教育上有益と認めた場合に本学で修得した単位とみなして、卒業のために必要な単位数として認定するものである。入学前の既修得単位として認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除いて、外国の大学又は短期大学に留学により認定された単位数及び本学在学中に取得した資格等に対して認定された単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲となっている（駿河台大学学則第 36 条の 2 第 3 項)。

編入学及び転入学において、すでに履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て、学部長が決定する（同第 23 条第 4 項)。

3）本学在学中に取得した資格等に対する認定

技能資格試験等により資格等を取得した場合に、本学の該当科目について単位認定を行うというものである。認定できる単位数は、上記 2)と同じく 60 単位を超えない範囲となっている。認定対象となる資格については、各学部で全学生に配付する履修ガイドに具体的に列挙されている。

**<2>　法学部**

①厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

シラバスの 4 に成績評価方法が明記されており、それに基づいて成績評価がなされる。本学では合格 4 段階(A～D)不合格(F)の 5 段階成績評価を行い、合格者については原則として相対評価がなされる。相対評価は合格者の成績を 2:3:3:2 に分けており、いずれの評価も上下 5%までのずれまで許容される。法学部独自の取り組みとして、特に並行開講科目(多くの場合クラス指定科目となっている)について、担当者間で評価にアンバランスが生じないように評価割合を担当者に示して調整がなされるように配慮している。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

単位制度の趣旨である予習、復習に要する時間も含めて達成度に基づき成績評価

(合格 A～D)をなし単位認定を行っている。

③既修得単位認定の適切性

編入生については教務委員会において単位認定方針を作成し、それを基に単位認定案を教務委員会で作成する。その際、編入生本人に認定案を開示し、意見を求めることもしている。それを更に教授会で個別に科目認定が正しいか判断し決定する。またすでに他大学に在籍したなどの経歴を有する学生については、特に認定基準はないが、教務委員会、教授会と 2 段階の審査を経て単位認定が適切か判断している。

**<3>　経済学部**

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

成績評価方法は、出席、試験、小テスト実施など多様な方法を用いて行うようにしている。それらの方法及び評価基準は、科目ごとにシラバス上に明示している。更に総合的な評価を示すために GPA を導入している。

英語を始めとする語学検定試験、情報系資格試験、簿記資格試験などの外部試験に合格すると、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

GPA を利用するに当たって認定される単位の適切性を担保するために演習科目、実習科目など一部の科目を除き、相対評価制度を導入している。

③既修得単位認定の適切性

既習得単位認定の適切性については教務委員会により、これまでに蓄積された実績例を基に検討を行っている。

**<4>　メディア情報学部**

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

前述のとおり、成績の評価方法・評価基準については、できるだけ具体的にシラバスに記載している。

全学で GPA 制度を導入し、修得した科目における成績の質を数値で表示している。また、これに付随して履修取り消し制度も導入し、授業開始後に学生の履修計画に変更が生じた場合は当該科目の履修を解消できるようにして学生が意欲的に授業に取り組むことができるようにしている。GPA 制度は、学生に対して成績の質を自覚させるものであると同時に、教育・指導においては成績不振者の早期発見及びその面談指導、及び履修指導・学習相談などの基本データとして活用されている。

成績疑義申立制度を設け、成績に疑義がある場合は、担当教員に成績評価の再確認を請求できるようになっている。変更の際には、その理由が併記され、担当教員が説明の要があると認めた場合は、不変更の理由も呈示される。成績疑義への対応が適切に行われるように、担当教員からの回答結果はすべて教務委員会で確認を行

っている。2 年次終了の修得単位数合計が 40 未満であれば 3 年次必修「ゼミナールⅠ」が履修できない。また、「ゼミナールⅠ」が未履修であれば 4 年次必修「ゼミナールⅡ」が履修できない。したがって、これらの条件を満たすことができない学生は卒業延期が確定することになる。

英語を始めとする語学検定試験、情報系資格試験、簿記資格試験などの外部試験に合格すると、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

全学的に出席調査システムが利用されており、シラバスにも成績評価の基準として出席を採用し、その評価の割合を明示することを各教員に推奨している。

単位制度では、授業外学習が行われていることが前提となるが、前述の授業アンケートの結果が示すところによれば、授業外学習の時間が総じて少ない。この学習習慣の欠如は問題であると認識しているが、おそらくは小学校教育にまでさかのぼる問題であり、大学だけの取組（授業展開の工夫など）だけで是正することは困難であると考えている。

③既修得単位認定の適切性

2011 年度から始まる 3 年次編入学では、52 単位を包括的に認定し、他大学・短期大学・専門学校等で単位を修得した科目をその学修内容に応じて個別に認定することにしている。この認定基準の根拠は次のとおりである。3 年次への編入を認めることは、教育課程における 3・4 年次配当の専攻発展科目の学修を目的とさせることである。この専門教育に直接的には関係しない 1・2 年次配当の教養科目及びキャリア育成科目については、他大学・短期大学・専門学校等で行った学修をもって包括的に履修したものと見なすことが妥当である。一方、1・2 年次配当であっても 3・4 年次の専門教育に直接的なつながりを有する専攻基礎科目及び専攻基幹科目については、包括認定の対象とせず、編入学生から提出される成績証明書を精査し、個別に認定を行うことにしている。

彩の国大学コンソーシアムには 19 大学が加盟し、その中の本学を含む 10 大学が単位互換制度を実施している。この制度を利用するのは所定の条件を満たし、かつ面接を受けて受講を許可された 3・4 年次生であり、平成 21 年度に発足した本学部における実績はない。

派遣留学制度では、留学先で履修した科目を、通年の場合は 40 単位、半期の場合は 20 単位を上限として、本学で履修した単位として認定している。派遣留学も 2 年次以上の学生が所定の条件の下で利用できる制度であり、まだ実績はない。

**<5>　現代文化学部**

①厳格な成績評価

成績の評価方法・評価基準は基本的に各教員の裁量に任されているが、GPA 制度が導入されており、成績評価の客観性・公平性を確保するため、相対評価を行っている。F 評価を除いた全体を、A：B：C：D＝20%：30%：30%：20%の比率で区分している。ただし、相対評価が馴染まない演習など一部の科目は除外している。

英語を始めとする語学検定試験、情報系資格試験、簿記資格試験などの外部試験に合格すると、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される。

②単位認定の適切性

適切な単位認定を行っているかについては、成績評価の結果について、各教員に示し、他教員との比較もできるようにし、適切かどうか自己点検できるようにしている。

**<6>　心理学部**

①厳格な成績評価方法・評価基準の明示

成績評価は基本的に教員に委ねられているが、相対評価制度を採用し、ABCD 評価の比率を定めることで偏った評価になることを防止している。また GPA 方式を採用し、奨学生、表彰生、派遣留学生などの選定の際の客観的評価が可能となるようにしている。成績評価の方法については「心理学部履修ガイド」で明示してある。

英語を始めとする語学検定試験、情報系資格試験、簿記資格試験などの外部試験に合格すると、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される。

②単位制の趣旨に基づく単位認定の適切性

成績評価が教員に委ねられているため、単位認定においても教員に委ねられている。しかし、極端な事例等に対しては教務委員会等による確認がなされている。また、成績疑義申し立て制度を採用し、単位認定のミス等のチェックを行っている。

③既習得単位認定の適切性

編入学生の既習得単位の認定については教務委員会が認定する。ただし、心理学部では設置後 1 年であり、まだ編入学生が発生していない。

**<7>　経済学研究科**

①厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

大学院要覧の中で、演習及び講義科目についてはそれぞれ演習・講義の目標、演習・講義内容及び成績評価方法（平常点〔出席・クラス参加・発表・グループ作業の成果等〕、学期末レポート試験・論文、その他〔クラス・授業への貢献度〕）が明示されている。

成績評価は、A,B,C 及び F であり、それぞれ 80 点以上、70 点以上 79 点、60 点以上 69 点及び 60 点未満であり、A,B,C が合格で、F が不合格であることを、大学院

要覧に明示している。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

修士課程を修了するには、演習科目 8 単位、選択講義科目及びオリエンテーション科目の中から 24 単位の修得と並んで学位論文を提出し、審査に合格しなくてはならない。学位論文を提出する前に 1 年次（秋学期）、2 年次（春学期）の 2 回に亘って、主査・副査の出席の下で中間発表を行わなければならないが、この中間発表では、学位論文の内容、研究方法、研究計画の遂行状況について発表して、必要な研究指導を受けることになっている。学位論文完成に至る過程で、主査である研究指導担当教員の指導に加えて、副査が参加して報告を聞いてコメントを加えることで、複数教員による指導を組織的に行うことになるので、単位認定は適正に行われている。また、講義・演習の単位認定についても、講義・演習における厳格な成績評価基準に基づいて多元的かつ適正に行っている。

③既修得単位認定の適切性

単位の認定は、シラバスで明示された配点により適切に行われている。

**<8>　現代情報文化研究科**

①厳格な成績表（評価方法・評価基準の明示）

成績評価は、A,B,C 及び F であり、それぞれ 80 点以上、70 点以上 79 点、60 点以上 69 点及び 60 点未満であり、A,B,C が合格で、F が不合格であり、絶対評価である。学生には、平常点として授業内での質疑応答・発言、試験点として筆記試験、レポート、報告という成績評価の方法をシラバスに明記し、事前に学生の授業に取り組む準備ができるように工夫している。

②単位認定制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

講義科目 24 単位以上、演習科目 8 単位、合計 32 単位以上を習得し、かつ学位論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格することによって、修士号が授与される。学部生に比べて単位数が少ない。設置科目は、いずれも発表や報告などの準備のために調査・研究を必要とし、単位制度の趣旨に合致した授業を行っている。

③履修単位認定の適切性

授業は、毎回発言を求められるだけでなく、報告や発表も求められるため、授業内容の理解の程度がそのつど示される。したがって、成績評価基準によって評価する場合により適切な単位認定ができる。

**<9>　心理学研究科**

①厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

大学院要覧の中で、演習及び講義科目についてはそれぞれ演習・講義の目標、演習・講義内容及び成績評価方法（平常点〔出席・クラス参加・発表・グループ作業及び実習参加とその成果等〕、学期末レポート試験・修士論文、その他〔クラス・授

業への貢献度〕）が明示されている。

成績評価は、A,B,C 及び F であり、それぞれ 80 点以上、70 点以上 79 点、60 点以上 69 点及び 60 点未満であり、A,B,C が合格で、F が不合格であることが、大学院要覧に明示されている。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

修士課程を修了し学位を取得するには、基礎科目群、基幹科目群、発展科目群の授業科目群の中から 34 単位以上を取得し更に修士論文を提出し最終試験に合格しなければならない。この 2 年間のプロセスにおいて、学生は単位取得の仕方が極端に走ったり、また単位取得が出来なかったり、修士論文作成に齟齬をきたすようなことがあったりした場合には、直ちに指導教員が対処できるような指導システムがつくられている。単位認定は、最終的には研究科委員会でなされるが、上記のような場合には、このシステムをとおして速やかに適切に対処している。

③既修得単位認定の適切性

単位の認定は適切に行われている。

## （4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

<1>　**大学全体**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

授業改善への取組みは以下のように行われている。

1999 年の大学設置基準の一部改正に伴い、大学における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施することが義務付けられることとなった。本学においては、これまで毎年 1 回、このための研修（FD）を実施してきた。一昨年は、「学生の基礎学力の現状と授業改善の在り方」のテーマで、高校での教育経験が豊富で本学非常勤講師でもある滝沢民夫氏に講演を依頼した。昨年は「授業改善の在り方」のテーマの下で国際基督教大学のW・ステール前教養学部長に講演を依頼した。

他方、本学では全授業科目について学生による授業アンケートを毎年実施し、これに基づいて全教員が授業改善計画書を作成しており、この計画書を基にして授業改善計画事例集を作成・刊行し関係機関に配布している。

以上の取組みに加え、更に授業改善のための具体的な方策について現在検討中であり、その一環として、FD 研修会において、授業アンケート結果の分析報告と先端的な取組みを行っている本学教員からの事例報告及び討議の機会を設けることを検討している。

<2>　**法学部**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

大学全体の FD 研修会を毎年 1 回実施している。このほか法学部ではしばしば科目会議を臨時の FD 研修会に切り替え、教員間で話し合って教育方法の改善を図っている。

<3>　**経済学部**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

全学的には毎年開催される FD 研修会がある。また経済学部では定期的ではないが科目会議を用いて、教育の内容、方法の改善に資する FD を年に 2-3 回程度行っている。

<4>　**メディア情報学部**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

メディア情報学部では、定期的に「懇話会」を開催し、教員が形式にとらわれず自由に問題点の検討や提案を行っている。この懇話会は FD の場としても利用され、教育の改善を図るための組織的研修・研究を継続的に行っている。また、教職員専用ウェブサイトに掲示板とキャビネット（ファイルを保存する場所）を開設し、時間・空間的制約にとらわれることなく議論できる場を設けている。

平成 21 年度は、1 年次必修科目「オリエンテーションゼミナール」の授業内容・方法について組織的な取組を行った。具体的には、すべてのクラスで教育内容の統一を図るために、シラバスを共通にしただけでなく、詳細な授業計画及び各回の授業の指導要領を策定した。この内容については、懇話会の話題にするだけでなく、すべての資料を教職員専用ウェブサイトのキャビネットに置き、全教員が閲覧し、掲示板で意見交換ができるようにした。

教育の成果については、「オリエンテーションゼミナール」のような導入教育や 1 年次の教養教育だけで測れるものではなく、これらの教育が専門分野の学修に結実するかが問題となる。この検証は、専攻コースごとに行っていくことが決まっており、ウェブサイトに各専攻コースの分科会会議室を設けている。既に、専門教育への導入となる 2 年次必修科目「プレゼミナール」の授業内容・方法に関する検討が、この枠組みで行われている。

<5>　**現代文化学部**

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究として、毎年 6 月に全学教務委員会として、FD 研修会を実施している。また、学生の授業アンケートを参考にして授業改善計画書を作成し、改善に取り組んでいる。

また、授業科目の実施状況や問題点などについては学部教務委員会と学部科目会議で話し合い、改善策を検討し、教育課程などの改善・改革へと結び付けている。

<6>　**心理学部**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

全学的には毎年開催される FD 研修会がある。学部としては特に実施していない。

<7>　**経済学研究科**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

教育・研究指導の改善のための FD は、年 2 回程度組織的に行っている。大学院担当教員が、特定のテーマで報告するスタイルをとっている。

<8>　**現代情報文化研究科**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

現代情報文化研究科では FD 集会を開いている。平成 19 年度は、これまでの指導方法とカリキュラムの改革問題について開催し、カリキュラムの改善と、研究科の改革の必要性を確認した。文化情報学専攻では、FD 集会は行われていない。

<9>　**心理学研究科**

①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

臨床心理学専攻においては、毎週木曜日にインテークカンファレンスを行い、常に実践の改善を行っている。また、法心理学専攻においては、教育・研究指導の改善のための FD は、年 2 回程度組織的に行っているが、大学院担当教員が、特定のテーマで報告し、参加者全員で議論をするスタイルをとっている。

# 【成　果】

## 1. 現状の説明

### （1）教育目標に沿った成果が上がっているか

<1>　**大学全体**

①学生の学習効果を測定するための評価指標の開発とその適用

学生の学習効果を測定するための評価指標としては、定期試験以外に必修科目である英語につき 1 年次生対象に統一試験を実施し、これにより能力別クラス編成を行っているほか、2 年次においても同様に統一試験実施により、学習成果を測定することとしている。また、平成 17 年度以降 21 年度まで、1 年次のドイツ語の授業においても全学統一試験を実施した。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

上記の【教育方法】の①に述べたとおり、演習担当教員が学生情報カードを保管し指導状況を記録しているが、各年度当初には各学生に対し、昨年度の反省と新年度の目標をこの情報カードに記載させ、併せて教員の所見等を記載することとしている。

更に、全授業科目につき毎年実施している学生による授業アンケートでは、質問項目として「身についた能力」が設けられている。そこでは、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力など 7 つの項目が掲げられており、学生は該当する各能力が身についたかどうかを自己評価することとなっている。これにより、アンケート結果報告において、各授業科目別に身についた能力別の回答数、回答率を表示することとしている。

卒業後の評価については、平成 18 年 2 月 28 日～3 月 20 日の期間、2003 年 3 月の本学卒業生に対してアンケート調査を実施した。これは、在学時の教育内容・方法を評価させるという目的のために行ったものである。アンケートの内容は、「自身に不足している仕事に必要な知識や能力」「大学在学中に教育で身につけた知識や能力で仕事に役立ったもの」「諸能力の学ぶべき時点」「本学での学業生活の満足度」の各項目についての回答を求めるものである。

こうしたアンケート調査結果をカリキュラム改革などの際の参考として、また、授業内容の改善のためにも活用している。

<2>　**法学部**

①学生の学習効果を測定するための評価指標の開発とその適用

学生の学習効果は授業アンケートとして採取しているが、学生の科目内容の理解を評価するためには十分とはいえず、客観的な学習効果を測定する評価指標はやや弱い。「できることメニュー」は、半客観的に自己の目標達成度を測る指標と位置づ

けることができる。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

学生の自己評価については「できることメニュー」を準備している。卒業後の評価といった場合、卒業生に対する就職先の評価、卒業生による大学教育に対する評価の両側面がある。前者については、経済情勢による変動はあるものの一定の就職が実現し継続していることを考えると一定の評価がなされていると考えられる。一方卒業生による学生時代の教育に対する評価は未着手である。

**<3>　経済学部**

①学生の学習効果を測定するための評価指標の開発とその適用

学期末に学生に対して実施する授業アンケートに、学生の学習効果を測定するための評価指標項目として「内容理解」「知的満足」などを設けている。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

経済学部では 4 年次に卒業論文の作成を必修化している。この卒業論文について、学生自身の意志により学生論集掲載を希望することができる。掲載希望論文は教員により審査の上、学業生活の成果として掲載が許可される。

また、卒業時の学生評価として GPA ベースの表彰制度（総代、優秀賞、菩提樹賞）や、「インターシップⅠ・Ⅱ」「まちづくり実践」などさまざまな活動に対して主体性を評価する表彰制度も設けている。

更に学生の自己評価の方法としては、学生情報カードに自己評価記入欄を設けている。

**<4>　メディア情報学部**

①学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

教育目標に沿った成果の測定は、前述のとおり、専門分野の学修について行い、今後、学年進行に合わせて、教育専攻コースに分かれて行っていく。平成 22 年度からは、経済産業省が提唱する社会人基礎力の基準に準拠したスキル診断サービスを利用することが決まっている。このサービスでは、社会で人々と仕事をする基礎的な力に加えて職業適性も確認できるため、1・2 年次を対象に実施し、1 年次の導入教育・基礎教育及び 2 年次の専門基礎・基幹教育の成果を確認することができると期待している。3 年次以降の学習成果については、「学士力」の分類に従って、その測定のための評価指標の策定に取り組む予定である。

本学部の理念すなわち「各種メディアに精通しその特徴を最大限活用して情報の生産・流通・蓄積・再利用を実践する能力を備えた」人材育成という最終的な目標の達成度評価は、卒業生の進路で決定すべきものである。したがって、その第一の基準となるのは学生の進路と本学部の教育目標との整合性である。この整合性を検証するのは容易ではなく、個別事例的に時間をかけて確立していくことになる。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

学生の自己評価は、前述の「学生情報カード」によって行われている。学生情報カードは、年次ごと（2 年次のみ学期ごと）に学生が追記するようになっており、4 年間を通して自己の成長が確認できるフォーマットになっている。

卒業後の評価については、今後検討していきたい。

<5>　**現代文化学部**

学生の学習効果を測定するための評価指標については、GPA 制度を導入してまだ間もなく、それに基づく検証を行うまでにはいたっていない。これについては、可及的速やかに取り組むこととしている。ただ、学生の授業評価やアンケートの結果を見ると、本学部は満足度が他学部に比べて相対的に高く、各教員の個々の学生に対応した手厚い指導がそれなりに成果を上げていると考えている。また、卒業生から聞いたところでは、6 年前から取り組んだ「入間活性化プロジェクト」やインターンシップなどのアウトキャンパス・スタディから多くを学んだこと、それが卒業後にも大いに役立っていることを強調しており、成果の証しの一つと考えることができる。

<6>　**心理学部**

心理学部は設置 1 年目の段階であり、まだ評価する段階にない。

<7>　**経済学研究科**

①学生の学習効果を測定するための評価指標の開発とその適用

大学院生の学習効果を測定するための方法として、大学院生による授業評価及び大学院アンケートを毎年度実施して、その結果を授業改善に反映させている。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

大学院生による授業評価は本研究科で実施されている。授業評価では、演習及び講義科目とも目標の明確さ、教員の指導・講義意欲、内容の理解、知的満足度の質問項目の全てについて、大学院生が高い評価を下している。授業評価と並行して行われる大学院アンケート調査では、カリキュラム、履修指導、研究指導等の質問項目のほとんど全てについても多くの大学院生が高い満足度を示している。

<8>　**現代情報文化研究科**

①学生の学習効果を測定するための評価指標の開発とその適用

評価指標という形では、基準を設定していないが、単位履修状況、修士論文への取り組みを通じて、学生の研究学習状況を把握している。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

学生に授業評価アンケートを導入している。授業評価では、かなり良好である。目標の明確さ、教員の指導・講義意欲、内容の理解、知的満足度等いずれの項目でもほぼ満足できる結果となっている。卒業後の進路については進路決定届を必ず提

出させるという形で、把握している。卒業生については、数年前に実施したが、今後定期的行う方向で検討したい。ただし、法情報文化専攻の平成 20 年度の卒業については、就職希望の日本人学生は、就職が決まったが、平成 21 年度卒業生については、厳しい状況であった。文化情報学専攻についても厳しい状況にある。

<9>　**心理学研究科**

①学生の学習効果を測定するための評価指標の開発とその適用

研究科開設後短時日であるため、成果の判定そのものが十分に機能しているわけではないが、今後成果を判定評価するために、単に ABCD といった評点をつけるのではなく、より具体的で細かい評価指標を導入した効果測定を行いたい。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

研究科開設後短時日のため、実施されていない。

## （2）学位授与（卒業認定）は適切に行われているか

<1>　**大学全体**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

平成 21 年度法学部入学生からは卒業要件単位がそれまでの 130 単位以上から 124 単位以上取得へと変更になったことに伴い、全学統一的に 124 単位以上取得が卒業要件となった。

各学部においては、それぞれ学則別表に規定するカリキュラム表に基づき、必修科目、選択科目の要件を定め、こうした要件を満たした上で 124 単位以上（法学部は平成 21 年度入学生から適用）を取得した者に対して学士の学位を授与することを履修ガイドで明示している。既述のとおり、各学部においては、各学年における履修登録単位の上限を定めることにより、各学年において平均的に単位取得を行うことができるよう配慮している。

②学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

学部においては、必修科目の履修、卒業論文を必修とする学部ではこれを含む所定の卒業要件単位取得者を教授会に諮り、卒業予定者を確定している。法科大学院を除く大学院各研究科においては、修士論文の作成に関し、中間発表を 6 月、10 月の 2 回実施し、この機会を通して担当の主査、副査以外の教員からも種々の指導やアドバイスを受けることとしており、これにより、論文指導の透明性、客観性を高める効果が期待されている。修士論文の審査においては、主査のほか副査 2 名の教員が口頭試問を実施し、3 名合議により論文の評価を行い、この結果を大学院研究科委員会に諮った上で評価を確定することにしており、客観性、厳格性が確保されている。

<2>　**法学部**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学士の学位は卒業要件充足に伴って授与が決定する。下記②の厳格な判定を経て学位授与が決定するものとし、適切に行われていると評価できる。

②学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

卒業要件充足の判定が厳格になされているかについて、まず学生本人からの疑義申し立て制度を含む単位認定の確定を踏まえ、コンピュータによる自動判定のほか、最終的には教務委員と教務課職員による目視の確認を経て卒業要件充足者の原案を作成する。これを基に教務委員会及び教授会における判定を経て確定し、学位授与を決定することとしている。

**<3>　経済学部**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

教務委員会において全学生の取得単位数充足状況及び学位授与基準との照合を行い、卒業判定資料を作成する。更に教授会において、これらの資料を基に確認し、学位授与判定の手続としている。

**<4>　メディア情報学部**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

メディア情報学部は発足初年度であり、まだ学位授与は行われていない。

**<5>　現代文化学部**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学位授与基準は厳格に適用されており、また卒業判定は対象者の単位修得状況を個別に確認の上承認しており、手続き的にも適切に実施していると言える。

特に、本学部においては、最終的に、対象者全員に対し、卒業研究に取り組み、その成果を論文としてまとめ、要旨を教員と学生の前で発表するということを課している。この卒業研究は大学における教育の集大成として位置づけられており、学生もそれに相応しい気構えで取組み、達成感を得ていると言える。

**<6>　心理学部**

心理学部は設置 1 年目の段階であり、まだ学位授与が発生していない。

**<7>　経済学研究科**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

修士課程の修了要件・学位授与手続き及び学位論文の審査基準等を明示して、その適切性を確保している。

②学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

学位論文の最終審査(口頭試問)は、複数の論文審査委員(主査、副査)が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、合否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的合否判定を行うので、修了認定の客観性及び厳格性

は確保できている。

<8>　**現代情報文化研究科**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学位は、学位論文については、年 2 回の中間発表会を設けて、大学院教員の出席と批評の機会を設けている。その際に、教員と学生から適宜疑問、質問がなされ、応答することによって、論文の内容を深化させることができる。また、学位論文の審査に関しては、審査基準を設け、この基準に従って採点している。

②学位審査基準及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

学位論文の指導については、論文審査教員として教員 3 名が担当している。主査 1 名（論文指導担当教員）と学生の修士論文テーマに関連する副査 2 名が当該学生の 2 年次にあらかじめ「論文指導計画表」を作成・提出し、より的確で丁寧な指導ができようにしている。学位論文の最終審査は、口頭試問を実施し、論文の内容とその専門知識の豊富さと正確性について質問した上で、論文審査委員が審査基準に従って採点し、評点を付け、論文の合否を専攻会議及び研究科委員会で決定する。

<9>　**心理学研究科**

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

設置 1 年目のためまだ該当者はいない

②学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

本研究科で修士号を取得するためには、所定の単位を得た上で、修士論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。この間指導教員による絶えざる指導を受ける。論文と口頭試問は、主査及び副査による評価を受けた上で、合否判定会議で最終決定される仕組みである。まだ該当者はいないが、客観性及び厳格性は十分に維持されると考えている。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項(優れている事項)

<1>　**大学全体**

平成 21 年 4 月から 従来の 4 学部 6 学科体制を再編し、5 学部 5 学科体制を発足させることとなった。これに伴い、新たなカリキュラムに基づく教育体制を整備し、従来以上に多様な学習プログラムを提供できることとなった。更に、同年 4 月には、大学院心理学研究科を新たに設置し、これと同時に心理カウンセリングセンターも新たに設置した。

平成 20 年度以降、外国語教育センター、情報処理教育センター、スポーツ教育センターの三つの共通教育センターを新設した。これは、本学における外国語教育、情報処理教育及びスポーツ教育等、各学部に共通する教育を全学統一的に実施する

ことを目的として設置したものである。

このような本学における組織再編及び新たな組織設置により、これまで以上に多様かつ充実した教育の成果が期待されている。

<2> **法学部**

教育理念･目標に基づく教育課程編成を具体化し､その趣旨に沿って授業科目が配置できている。

<3> **経済学部**

教育課程の編成・実施方針の適切性を評価する基準の一つとして就職実績を挙げることができるが､平成 21 年 3 月における経済学部卒業生の就職率として 73.2%（内定率 97%）という比較的順調な実績を示している。

<4> **メディア情報学部**

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、入学当初に配布する履修ガイドにおいて、図表及び科目群ごとに統一されたフォーマットによる記述でわかりやすく提示している。履修ガイドはデジタル化され、学部ウェブサイトで誰でも閲覧できるようになっている。

教育課程においては、教養科目と専門科目をバランス良く配し、専門科目については実務能力の育成を重視して講義・実習・演習科目を体系化するとともに知識・技術を段階的に効率よく学べるような順次性に配慮した年次配当を行っている。

教育方法の検証及び改善を恒常的に行うことができるように、すべての授業において授業アンケートを実施している。また、定期的に懇話会を開催して FD を展開していることに加えて、教職員専用ウェブサイトを設置し各種資料の共有及び意見・情報交換の場を確保している。

<5> **現代文化学部**

教育内容・方法・成果については、現代文化学部を改組して 1 年目が経過したところであり、学年進行完了まで至っていない。したがって、まだその評価ができる段階まで至っていない。

しかし、旧現代文化学部で取り組んだ改善努力と成果を引き継ぎ、学生情報カードを活用しての指導、スタディ・スキルズやコンピュータ・スキルズ、現代文化基礎講座などのオリエンテーション科目を更に充実させ、学士課程教育への円滑な導入を図っている。

また､新教育課程に 3 つの履修コースを設けたことで､全体的に科目が多様化し、学際的な科目が増えた。その多くは次年度から始まるが、そのプラス効果が期待される。特に、アウトキャンパス・スタディを拡大して大きな成果を修めたことを評価し、体験的な科目を更に充実させたことが優れていると自負している。

<6>　**心理学部**

設置 1 年の段階であり、効果の検証には至っていない。

<7>　**経済学研究科**

教育課程・教育内容については、徹底した少人数教育によるきめ細かい指導を行っており、学位授与率は高く、本研究科の教育目標を概ね達成している。特に、研究指導は主査・副査からなる複数指導体制をとっていること、1 年次（秋学期）、2 年次（春学期）の 2 回に亘って学位論文の中間報告を行わせていること等が以上のような成果に現れている。過去 4 年間の本研究科における学位授与状況は、平成 18 年度修了予定者 10 名、うち学位授与者 10 名、平成 19 年度修了予定者 13 名、うち学位授与者 11 名、平成 20 年度修了予定者 8 名、うち学位授与者 7 名、平成 21 年度修了予定者 6 名、うち学位授与者 6 名となっている。このほか、専門領域の学問を基礎から体系的に習得するカリキュラムを構築し、隣接の他分野の科目を受講できることにより、幅広い教養を大学院生が身につけられるように配慮し、更には、「企業倫理特論」等倫理性の涵養にも十分に配慮した。これなどは修士課程教育の目的に概ね沿うものと評価できる。

成績評価の方法については、概ね適切である。FD についても効果的に実施されている。

成果については、学位論文の審査基準が大学院要覧に明示されているので、大学院生に対する納得性は高い。修士号取得率については、徹底した少人数教育によるきめ細かい指導により、留年者を極力減らす努力の結果が現れており、ほぼ満足すべき成果を上げている。

<8>　**現代情報文化研究科**

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針における、修士論文の評価については、その評価基準を設けただけでなく、より客観的な評価を目指して議論を重ねた結果、はっきりした基準によって評点することができるようになった。平成 18 年度、修了予定者 16 名、学位授与者 16 名、平成 19 年度、修了予定者 19 名、学位授与者 16 名、平成 20 年度、修了予定者 18 名、学位授与者 9 名であり、留年した者がいたが、結果的にほぼすべての学生が修士を授与されている。

教育課程・教育内容については、いずれの科目も少人数の履修なので、きめ細かい指導が可能である。また、情報学、歴史学、文学と隣接分野の科目も豊富であるので、幅広い専門知識を習得することができる。

教育方法については、少人数であることもあり、論文担当教員の適切な指導だけでなく、専攻担当教員全体で、学生の指導ができている。

成果としては、最終的な合否の判断までに、論文指導担当教員だけでなく、副査の教員、更には、中間論発表に際しての教員のコメント等から、学生はある程度の

評価を推測できており、「評価基準」の適用とあいまって、合理的な判断だと受け入れられている。

<9>　**心理学研究科**

教育課程・教育内容については、研究科開設後短時日であるため明瞭な効果を挙げることは出来ないが、特に臨床心理学専攻の大学院生において、臨床的な技法の習得、またクライエントの分析から問題点の発見と対応することにおいて、入学時点との比較では、大きな差が見られる。

教育方法について、成績評価の方法については概ね適切であると考えている。FD についても効果的に実施されている。

成果については、本研究科開設後短時日であるため、十分な効果が得られているかは判定し難いが、臨床心理学専攻法心理学専攻の学生ともに、実習経験の後に、クライエントや刑余者に接する態度等に、見るべき改善がある。

**②改善すべき事項**

<1>　**大学全体**

学生による授業アンケートを毎年実施し、これに基づいて教員による授業改善計画書を作成し、更に事業改善事例集を刊行している。今後は、この授業アンケート結果を分析し、評価の推移、学部別評価、講義別演習別評価など、全体的な評価結果を算出することにより､アンケート結果を授業改善に結び付けることとしている。こうした取組みの一つとして、平成 22 年度の全学 FD 研修会では、アンケート結果の分析及び特色ある演習の取組事例の発表を予定している。

飯能キャンパスの大学院については、カリキュラム・教育方法の改善などによる大学院生確保が課題である。

<2>　**法学部**

主観的な学習成果の測定は実現できているものの、学習成果を客観的に判断する方法が未整備である。また、卒業生による学生時代の教育に関する評価を行うことについては、更に検討を進める。

<3>　**経済学部**

前述したように教育課程の厳正・実施方針の適切性を評価する基準である退学者数に関しては､FA 制度を活用した長期欠席者及び成績不振者に対する個人面談を始め種々の予防対策を講じているが、現状では大学基礎データに示すとおり、退学者数は減っているとはいえない。

現在、平成 18 年度以前学生対象、平成 19・20 年度学生対象、平成 21 年度以降の学生対象といった 3 種類のカリキュラムが同時並行して実施されており、多少複雑になっているが、これは教育目的に基づき教育内容の検証を継続的に行い、それによる見直しを逐次的に行った成果である。

<4>　**メディア情報学部**

学部発足初年度であり、特段の改善を要する事項はない。

<5>　**現代文化学部**

新学部としてスタートして、まだ大きな問題点は浮上していないが、2 度目の学生募集を行ったところで、少し心配されるのは、各コースを選択する学生数の偏りである。特に、スポーツ文化コースの履修者が多くなる傾向が出てきている。この分布が配置教員数や設置科目数のバランスと大きく乖離するのは望ましくないと考えている。実技系の科目の場合、同一科目の設置クラス数を増やすなどの対応をして行くことになると予想している。

<6>　**心理学部**

まだカリキュラムが完全に実施されていない段階であり、改善すべき事項は生じていない。

<7>　**経済学研究科**

教育課程・教育内容については、本研究科に入学してくる大学院生のうち、特に、地域社会人及び外国人留学生は経済学あるいは経営学の学部教育をずっと以前に受けたか、又は全く受けていない場合が多い。また、論文執筆の経験もない大学院生が多い。このような大学院生に対する導入教育の必要性が高いが、これまで教育課程においての取り組みが十分ではなかった。

教育方法については、授業科目の成績評価の方法は、シラバスに明示されているものの、講義の特性上教員の裁量によらざるを得ないところがある。講義履修者間の成績評価の公平性を確保するためには、講義・演習の特性を考慮しつつも、なおかつ汎用性の高い成績評価のガイドラインの開発をしていく。

成果について、大学院生の修士課程修了後の進路指導については、進路を正確に把握し、これまでも進路調査等を行ってきたが、十分把握できているわけではないので、今後の定期的に進路調査を行い進路把握に努めていく。

<8>　**現代情報文化研究科**

教育目標、学位授与基準、教育課程の編成・実施方針について、法情報専攻は、情報学に通じ、法的専門知識を持った専門職業人や組織管理者等の育成、文化情報学専攻は、電子文書、紙文書、映像・音響情報、観光情報などの総合的な情報メディアが生み出す情報資源の管理に関する人材の育成、という目的からすると、広く社会において本専攻で学んだ専門知識を生かすことが望ましいのであるから、社会で活躍するように学生の進路についても指導すべきであると考えている。

教育課程・教育内容については、法情報文化専攻の法学部出身学生においても、学部での法学専門科目の知識にややばらつきが見られ、また、留学生については、日本の法律についての知識が不十分であった。そのために、「法情報文化特殊講義」

を設置したが、更に対策が必要であるかもしれない。基礎的な知識を充足しつつ、より高度な専門科目を学ぶように、科目の体系的・順次的配置を更に明確にするように検討する。また、博士課程への進学希望者には、外国語文献の講読も重要であるが、この点十分ではなく、改善すべきであると考えている。文化情報学専攻の他大学からの進学者について、図書館情報学、博物館学等の知識が不十分な場合、科目等履修生として学部科目を履修することができるが、これ以外の方策についても考慮すべきであると考えている。また、留学生への日本語指導についても更なる改善が必要であると考えている。

教育方法については、授業科目の成績評価は、シラバスに明記されているが、講義の性質や受講人数の点から、評価には、ある程度の裁量判断が入らざるを得ない点があり、教育目標に照らしてより客観的な成績評価基準を模索すべきであると考えている。

成果については、大学院修了生の進路については、一人ひとり進路を確認し、正確に把握できるようになったが、近年の経済的な不況のせいなのか、民間企業も厳しい採用状況にある。専門知識を生かすには、社会で活躍できる場が必要であり、優れた論文を書いた学生が活躍できるよう指導が不可欠であると考えている。

<9> **心理学研究科**

教育課程・教育内容については、現在の 2 年次生は、来年に臨床心理の資格認定試験を受験するが、その際口頭試問（面接）がある。この部分は試験の重要部分を占めるが、外国人留学生にとっては極めて大きな難関となる。本研究科にも数名の外国人留学生がいるが、その留学生たちの日本語リテラシーには不安がある。今後課外的なトレーニングなどを行い、日本語使用能力を高めていく方針である。

教育方法については、本研究科は開設後 1 年に満たないため、改善すべき点に関して組織的に情報収集するにいたっていないが、心理学研究科委員会等において随時情報交換を行い、改善点を見出す努力をしている。

成果については、現在これらに関して、不断の議論を重ねているところである。

## 3. 将来に向けた発展方策

<1> **大学全体**

本学は時代の要請に応えるべく新たな組織再編によるスタートを切ったところであり、今後はこうした新体制の下での教育及び研究を一層充実強化していくことが課題であると考えている。

教育面に関しては、多様な学生のニーズに適応した教育のあり方の見直しにより、学生の満足度の高い教育をめざす。そのためには、授業評価のあり方について、更に改善工夫を行うことも課題である。また、授業や演習科目などが学生のニーズに

適合しているか、また、科目配置が学生の自由な選択に適しているかなどの点検もしていく。

このような工夫改善により、本学の教育内容に対する学生の満足度を高めるための授業改善・教育改善を大学全体として推進していくことが、本学に対する社会と受験生の評価の向上と本学の発展のために不可欠と考えている。

<2>　**法学部**

修得すべき学習成果をシラバスに盛り込むよう調整をするとともに、卒業生に対する学習成果の測定方法のあり方を検討する。

<3>　**経済学部**

今後、経済学部として更に教育目的及び目標の妥当性について学部内での十分な検討を行っていく。そのために教育目的及び目標設定の事前チェックの仕組みの構築を模索しているところである。そこで学部自己点検評価委員会におけるテーマとして「妥当性のチェック」が課題となっている。

<4>　**メディア情報学部**

学位授与の要件として修得すべき学習成果をよりわかりやすく示すために、「学士力」の構成要素として例示されている 4 分野 13 項目を参考に、達成目標をよりわかりやすく記述することを検討したい。これにより、学生自身が学習目標を立てやすくなることのみならず、教育目標の検証にも役立つことが期待できる。

「1．現状」の（2）の①で述べた約 20 種類に及ぶ履修モデルは、各教員がゼミナール指導の教育効果を高めるために提示しているものである。今後は、教育目標をよりわかりやすく学生に示すために、教育課程の体系に照らしてモデルを分類し、この分類に基づいてコースナンバーの設定を検討していきたい。

社会に公表している教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針がより広く認知されるように、平成 22 年度から学部ウェブサイトのコンテンツの拡充を計画している。

教育課程・方法については、その妥当性を検証する場は用意しているが、対象が一部の授業にとどまっている。今後は、より多くの科目に適用できる基準を検討し、検証の結果を改善の試みにつなげていく具体的な手順を検討していきたい。

<5>　**現代文化学部**

まだ、学年進行が完了しておらず、現在はできるだけ新教育課程を忠実に履行することに全力を上げており、PDSCA サイクルでいえば D 段階であり、将来への発展方策を出す段階ではない。

<6>　**心理学部**

設置後 1 年の段階であり、将来についての議論を行う段階ではない。

<7> **経済学研究科**

教育課程・教育内容について、導入教育の充実については、カリキュラムの中で、経済・経営いずれのコースでも、オリエンテーション科目として既設の「エンドユーザーコンピューティング」に加え、「経済学基礎」「経営学基礎」「研究・論文作法」を開設したが、一層の修士教育課程の改善に努めたい。

教育方法については、学位論文審査基準の明文化は、学位審査の透明性・客観性を高めるとともに評価に対する公平性、公正性、納得性を大学院生に与えることになった。授業科目の評価の方法についても、公平性、納得性を高めるためのガイドラインの開発とその実現化に早急に取り組む予定である。

成果については、これまでの進路指導は、研究指導教員間で連携して行ってきたが、組織的な対応について更に深めることで、進路指導をより効果的にすることができると考えている。大学院生の進路の多様化を考えると大学院独自の就職指導組織を作らなければならないと考えている。本学キャリア支援センターと教員との連携強化並びに地域の関連する企業協議会等とも情報交換を更に緊密にしていくこととしたい。

<8> **現代情報文化研究科**

教育内容、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、平成 21 年度にはカリキュラムの見直しを行い、法情報文化専攻ではより法学的な側面を明確する改正を行った。引き続き、本専攻の特徴を明確にする方向で、改革を行いつつ、情報化社会における法的専門知識の習得を可能とするような改革を推進する。文化情報学専攻でも同様に行政文書などドキュメント管理の分野をより強化する方向でのカリキュラム改革を行っており、公文書管理法の施行にも対応できる教育を更に推進する。

教育課程・教育内容については、学生の研究テーマと進路について早い段階から把握し、指導することによって、早い段階での問題点を教員間で共有し、解決できるように指導体制を整えていくこととしている。

教育方法については、学位論文審査基準は、これまで客観性を高める努力し、ある程度、客観性を保つことのできる評価については、担当教員の間で合意を見た。単位取得についても、公平性・客観性を確保できる評価基準を考えていく。

成果については、1 年次から専門的な知識の習得と修士論文の作成の準備をするだけでなく、どのような形で社会で活躍したいのかを学生に自覚させると同時に、学生の希望に合わせて早くからの進路指導を行っていく。

<9> **心理学研究科**

教育課程・教育内容については、臨床心理学専攻・法心理学専攻ともに、高度専門職業人たる事を目指しているが、そのためには、臨床心理学専攻者は、第一に臨

床心理士の資格を得ること、法心理学専攻者においては実務に耐えうる高度な心理学的知識と技能及び法学的な知識とその応用が要求される。また法心理学専攻者が何らかの形で将来資格を得ることも予想される。そのための方策として、常に適切なカリキュラムの見直しと有力な関連学会との連携を図っていきたい。

教育方法については、本研究科の理念・目標に照らした高度の専門性を高めるためには、絶えざる実践実習の継続、またその結果の反省、それに基づく改善の繰り返しが重要と考えている。そのためには、実習方法の改善が常に意識されていなければならないと考えている。

成果については、高度専門職業人の養成という本研究科の設立理念及び目標に照らし、臨床心理学専攻においては,目標に適したカリキュラムの提供及び耐えざる実習実践の改善見直しに尽きる。また法心理学専攻においてもカリキュラムの常なる見直しと、将来において有資格化される可能性に対応して、実践実習の充実を図ることが、極めて重要と考えている。

**4. 根拠資料**

資料1－「駿河台大学学則」（駿河台大学規程集 p.11）
資料2－「駿河台大学大学院学則」（駿河台大学規程集 p.95）
資料3－「駿河台大学　大学案内　GUIDE BOOK 2010」
資料4－「2009　法学部　履修ガイド」
資料5－「2009　経済学部　履修ガイド」
資料6－「2009　メディア情報学部　履修ガイド」
資料7－「2009　現代文化学部　履修ガイド」
資料8－「2009　心理学部　履修ガイド」
資料9－「2009　法学部シラバス」
資料10－「2009　経済学部シラバス」
資料11－「2009　メディア情報学部シラバス」
資料12－「2009　現代文化学部シラバス」
資料13－「2009　心理学部シラバス」
資料14－「駿河台大学学則別表（法学部教育課程）」
資料15－「駿河台大学学則別表（経済学部教育課程）」
資料16－「駿河台大学学則別表（メディア情報学部教育課程）」
資料17－「駿河台大学学則別表（現代文化学部教育課程）」
資料18－「駿河台大学学則別表（心理学部教育課程）」
資料19－「2010年度　大学院要覧　経済学研究科」
資料20－「2010年度　大学院要覧　現代情報文化研究科」

資料21－「2010年度　大学院要覧　心理学研究科」
資料22－「できることメニュー」(法学部)
資料23－「学部・学科の学生定員及び在籍学生数（大学基礎データ 表14）」
資料24－［駿河台大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果］
資料25－「メディア情報学部学生情報カード」
資料26－「経済学部において認定できる資格等一覧表」（履修ガイド pp.73-74）
資料27－「メディア情報学部において認定できる資格等一覧表」（履修ガイド pp.73-74）
資料28－「現代文化学部において認定できる資格等一覧表」（履修ガイド pp.73-74）
資料29－「心理学部において認定できる資格等一覧表」（履修ガイド pp.73-74）

# Ⅴ．学生の受け入れ

**〈方針〉**

本学の理念・目的を実現するために、本学は、適切な学生の受け入れ方針を定め、学生定員管理を行うことを目指している。学生受け入れ方針は以下のとおりである。

1．学生の受け入れのあり方を恒常的かつ系統的に検証する体制

本学は、学生募集方法、入学者選抜方法、学生の受け入れのあり方、定員の適切性について組織的な検討を図る。本学の教育目標と整合性のある学生の受け入れ、社会人、外国人留学生の受け入れなど、多様な学生の受け入れに努める。

2．定員の管理

本学は、収容定員に対する在籍学生数の比率を適切に維持するように努める。

・定員管理については、各学部・研究科について、定員割れを生じないようにすること他方で学生収容定員に対する在籍学生比率が 1.25 以上とならないようにする。

・各学部・研究科において、学生収容定員に対する在籍学生数比率、及び過去 5 年の入学定員に対する入学者比率の平均を 1.0 以上 1.25 以下に収める。

・編入学定員に対する在籍学生数比率を 1.00 に近づける。

## 1．現状の説明

### （1）学生の受け入れ方針を明示しているか

<1>　**大学全体**

①求める学生像の明示

平成 20 年度入試より開始した AO 入試に向けて、各学部ではアドミッションポリシーを定め「求める学生像」として明文化し、「AO 入試ガイド」、「大学案内(ガイドブック)」や大学ウェブサイトで広報している。これらとは別に大学全体としてのアドミッションポリシーは未だ明文化されていないが、平成 21 年度、学長直属のアドホック委員会で「育てたい学生像」の検討が行われ、これとの関連で平成 22 年度には明文化して示すことが予定されている。大学院においては、「大学院ガイド」等において各研究科・専攻の教育理念・目的・目標が示され、ここから求める学生像が連想されるが、明示されているとは言いがたい。

②当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

指定校推薦、公募推薦では学部ごとに定めた一定の評定平均値を満たすとともに、面接試験による判定が行われることが高校を通じて受験生に示されている。その他の試験についても、評価、選考方法が「入試ガイド」や大学ウェブサイトで示されている。大学院については、特に明示されていない。

③障がいのある学生の受け入れ方針

外部に向けて明示はしていないが、問い合わせがあった場合に迅速かつ統一的に対応するため、平成 21 年度に「障がいのある高校生等の受け入れ　ガイドライン」を定めている。なお、本学はバリアフリーを実現している。

**<2>　法学部**

①求める学生像の明示

「豊かな人間性と高い倫理観に支えられた適正な法感覚（リーガルマインド）を有する「健全な市民」の育成」という現在の教育課程の編成指針に基づき、「旺盛な知的好奇心や適切な批判精神を持ち、社会問題に対して自主的かつ積極的に考察を深めようとする人材」を求めるとの方針を示し、大学案内で明示している。また、各入試方式の種別ごとに求める人材を定め、この方針に沿って入試を実施している。特に AO 入試については、本学の「AO 入試ガイド」に法学部の求める学生像を示し、受験生に周知しているところである。

②当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

指定校推薦、公募推薦については、出願が可能な評定平均値を定めている。AO 入試については、前掲ガイドにおいて「社会問題に対する関心度と自分の意見を組み立てる論理的構成力を評価する」と記述することで、AO 入試志願者に対して入学に当たり修得しておくべき能力を明示している。一般入試（A 方式、B 方式、C 方式、センター方式）については、大学案内で入試科目を掲げ、必要とする知識、水準について示すことにより、「多様な人材の受け入れ」との受け入れ方針に沿って入試を実施している。

③障がいのある学生の受け入れ方針

本学部では、これまで車椅子利用の障がい学生を受け入れてきた実績がある。入学を希望する者に対しては、入試広報部、学生支援部、学務部、健康相談室、法学部長、教務主任とで意見交換の場を設け、本学及び本学部の受け入れ態勢、指導体制等を説明している。これら説明に基づき、本学を志願するか否かは受験生本人の決定に委ねており、障がいの有無、程度による受験制限は課していない。

**<3>　経済学部**

①求める学生像の明示

経済学部の求める学生像として、以下の記述が「AO 入試ガイド」に示されている。

「「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」という教育目的を理解し、次の教育目標に意欲的に取り組める学生を受け入れます。①社会問題に対する経済学的・経営学的視点、及び幅広い視野の獲得、②自立的な思考力の発展、③社会の国際化と情報化に対処できる基礎的素養の養成、④確固とした社会観と職業観の涵養」

また受験生、高校を対象にした「大学案内（ガイドブック）」にも求める学生像として同様な内容が明示されている。

②当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

入学のための前提条件として修得しておくべき知識等の内容・水準については明文化されてはいないが、本学部における授業を理解することができる基礎学力と学習意欲を持つことが必要である。このため、指定校推薦、公募推薦では一定の評定平均値を満たし、面接試験による判定が条件となることが受験生、高校に対して示されている。

また AO 入試の実施に際しては、受講の仕方、課題の作成方法から始め、実際に受講し、その内容を基に課題作成を行わせる。更に提出された課題を採点、添削した上で書き直しのためのコメントを付けて返却し、志願者には指示に従った課題の再提出を義務付けることを求められ、加えて面接試験が課せられることになる。

一般入試では受験科目として A・C 方式では英語と国語が、B 方式では、英語のほかに、国語・日本史・世界史・地理・政治経済・数学から 1 科目を選択する方式を教科書範囲の標準的な学力をみることを目的に実施している。

これら実施の方法は、各種の資料に示すほか、年間を通じて十数回開催されるオープンキャンパスにおいても参加する受験生、父母に対し全体説明と個別相談の形式で示している。

③障がいのある学生の受け入れ方針

障がいのある学生の受け入れの条件について明記されたものはないが、現状では受験の可否に関しての質問が寄せられた場合に、その都度個別に本学の受け入れ体制に照らし合わせた上で、受験及び就学の可能性ついて説明し、志願するか否かは受験生本人の決定に委ねている。

**<4>　メディア情報学部**

①求める学生像の明示

メディア情報学部が求める学生とは、情報資源を活用し情報社会の発展に寄与する人材となり得る学生である。より具体的には、多様なメディアによる情報表現の創出、流通・蓄積された情報の資源としての可能性の追求、デジタル情報技術を駆使した情報社会の発展に意欲を持つ学生である。この方針を平易な表現で「大学案内(ガイドブック)」の学部ページ冒頭に「求める学生像」として示している。

②当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

メディア情報学部の入学者に求められる特別な予備知識等はない。入学者に必要なのは通常の高等学校までの教育課程を修了し、入学試験で選抜基準以上の成果を収めることである。指定校推薦、公募推薦については、出願が可能な評定平均値を定めている。入学試験の詳細は入試案内パンフレット及び大学ウェブサイトにおいて明示している。

③障がいのある学生の受け入れ方針

特に明示していないが、全学のガイドラインに従い、本学の受け入れ態勢を説明し、志願するか否かは受験生本人の決定に委ねている。

<5> **現代文化学部**

①求める学生像の明示

求める学生像は、「大学案内(ガイドブック)」に書かれているが、最も簡潔に受け入れ方針が示されているのは、「AO 入試ガイド」にあるアドミッションポリシーの記述である。

「AO 入試では、各コースへの目的意識を明確に持った人を受け入れたいと思っています。(1)比較文化コースでは、地域文化と異文化に関心があり、国際感覚を身につけたいと思う人を求めます。特に留学･海外体験したいと思う人や英語教員を目指す人を歓迎します。(2)観光ホスピタリティコースでは、地域と国際の観光のあり方と実務を学び、観光旅行業界で活躍したい人を求めています。(3)スポーツ文化コースでは、スポーツの意義を学ぶとともに、スポーツ各種目の実技を学び、体育教員やスポーツ指導者を目指す人を求めています。」

これは、AO 入試に限らず、全ての入試での受け入れ方針としてもあてはまる。

②修得しておくべき知識等の内容・水準

受け入れるに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準については明記されていないが、「大学の授業を理解するに足る基礎学力を有していること」が基本になっていることは、AO 入試で講義を受講し課題を書くことを義務付け、それを基に判定していること、指定校推薦や公募推薦では 3.5 又は 3.3 以上の評定平均値を条件にしていること、一般入試では英語と国語の A 方式、B 方式の他に、一般 B 方式入試で、英語のほかに、国語・数学・世界史・日本史・政治経済・地理を選択科目として受けさせていることなどからも明らかである。

しかし、多様な個性・能力を持つ学生を受け入れることを基本方針としており、そのため多様な入試方式の試験で選抜している。

③障がいのある学生の受け入れ方針

障がいのある学生の受け入れの条件については特に要項などでは明示しておらず、質問が寄せられた場合に個別対応しているが、スポーツ文化コースでは実技科目が多いこともあり、このコースを履修希望の学生は原則として運動に耐えられる体力を持つものに限定する方針（メディカルチェックをコース履修の条件としている）をとっている。他コース履修希望の学生には特に制限を設けていないが、原則として講義・演習などでは一定以上の特別な配慮はできないことを告知することにしている。

<6> **心理学部**

①求める学生像の明示

心理学部はその理念・目的から「現代社会における「こころ」の問題に関心を持ち、人間について幅広い視点から理解し、自分で考えていく」ことのできる学生を求めている。このことを「大学案内(ガイドブック)」の学部ページに明示している。

②当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

入学に際して求める知識、水準などを客観的に記述することはしていない。しかし、模擬授業での学部紹介などで、実験方法、数的処理（統計）などの自然科学系の知識も必要であることを必ず伝えている。指定校推薦、公募推薦については、出願が可能な評定平均値を定めている。

③障がいのある学生の受け入れ

障がいのある学生については、本学の受け入れ態勢を説明し、志願するか否かは受験生本人の決定に委ねている。

**<7>　経済学研究科**

①求める学生像の明示

本研究科の教育目標に鑑み、専門的職業人に必要な専門知識と能力を育成するために必要な理解力等の能力と経済学・経営学の専門的素養を備えていること、及び勉学意欲にあふれていることである。税理士試験の免除を目的に入学試験を受ける学生も多いが、資格試験志向であっても堅実に研究をする意欲と研究計画構想を有しているものに限って入学を許可している。

②当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

学外からの入学者については特に明示していないが、大学院開講科目は、原則として学部レベルの専門科目を履修していることを前提として講義を展開することとしており、入学試験の合否判定基準もこのことが考慮されている。他方、学内推薦については、学内推薦入説明会において、入学志望者に推薦要件を明らかにして、修得しておくべき知識等の内容を説明している。

③障がいのある学生の受け入れ方針

特に明示していないが、全学のガイドラインに従う。

**<8>　現代情報文化研究科**

①求める学生像の明示

文化情報学専攻では、情報資源も管理や運営を行う専門的知識や技能を持つ人材を情報メディエータと定義し、現代の情報を取り巻く複雑な諸問題に対する理解と考察を深め､21 世紀の情報社会に資する有能な人材の育成を目的としている｡また、法情報文化専攻においては、法的専門知識を持った専門職業人や組織管理者等の育成を目的としている。これらの目的を理解し自分自身の目的としうる、勉学意欲のある学生が門戸を叩くことを期待している。当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識の内容水準の明示は必ずしも十分ではない。

学内からの学生は、学内推薦制度があり、学部での成績とゼミ担当教員の推薦書が必要であることを明示している。ゼミ担当教員は、大学院に希望する学生の基礎的な知識だけでなく、研究意欲、大学院終了後の進路などを総合的に考慮して、推薦書を書くように専攻では合意がなされている。学外からの入学者については、社会人においては、職場での社会経験を考慮し、留学生については、日本語能力を重視している。

②障がいのある学生の受け入れ方針

特に、明示はしていないが、特別な介護を必要としない社会人障がい者については、社会人入学として受け入れた実績がある。

**<9>　心理学研究科**

①求める学生像の明示

本研究科の 2 専攻すなわち臨床心理学専攻・法心理学専攻ともに共通して高度専門職業人の養成を目指しているが、求める学生像はそれに沿ったものである。すなわち高度専門職業人と呼ばれるに相応しい高度の技能や知識に加え、人格的要因として、共感性に富み達成動機の高い人柄が望まれる。これらは、大学院要覧、大学院募集要項、大学院ホームページ（心理学研究科）、その他に明示されている。

②当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

大学院開講科目は、原則として学部レベルの専門科目を履修していることを前提として講義を展開することとしており、入学試験の合否判定基準もこのことが考慮される。他方、学内推薦については、学内推薦入試説明会において、入学志望者に推薦要件を明らかにして、修得しておくべき知識等の内容を説明している。また留学生に対しては、日本語での受験を要件とすることが明示されている。

③障がいのある学生の受け入れ方針

特に明示していないが、全学のガイドラインに従う。

**（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか**

**<1>　大学全体**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

学部の代表を含む全学の入試制度委員会において入試方式を決定している。現在は、AO 入試、自己 PR 方式、3 種の推薦入試（指定校制、公募制、スポーツ）、一般方式入試、センター方式入試という多彩な入試方法で学生募集を行っている。入試方式は全学ほぼ共通であるが、学部の特殊性により一部の学部においては、学部独自の入試方式を加えて実施している。学生募集は「大学案内」「入試ガイド」本学ウェブサイト等を通じて行っている。選抜に当たっては、入学試験は大学の統一的な

日程に従って実施する。各学部の入試委員会で合否判定案を作成し、学部教授会においてこれを審議決定するという一連のプロセスが確立しており、公正かつ適切に行っている。大学院においては各研究科委員会において試験方法、時期等を決定し、既存研究科では同一日程で入試を実施している。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

毎年、判定基準の明確化のために、学部の入試委員会はもとより全学の学部長・入試委員長会会議などで審議し、確認を行っている。合否判定に当たっては、上記のプロセスに加えて、学部案を理事長、総長、学長、副学長、事務局長など事務代表、全学部学部長及び入試委員長からなる全学レベルの合否判定調整会議で検討し、その上で教授会に諮る仕組みも導入されており多様な視点からのチェックを行っている。高校及び受験生等からの質問への対応は、あらゆる可能な手段で行っている。大学院においては研究科委員会において合否判定を行っているが、平成 22 年度入試からは、学部同様の方式で合否判定調整会議を開催している。

**<2>　法学部**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

学生募集の方法は全学共通であり、本学部独自の入試方式は設けていない。募集方法は、大きく推薦入試系と一般（学力）入試系に分けることができるが、いずれの入試についても「求める人材」を明らかにし、多様な人材を受け入れることができるよう配慮している。

選抜の方法として、推薦系の入試においては、高校からの調査書、成績、志望動機等を記載した書面に基づき面接試験を実施し、高校での成績、面接試験の成績を総合的に評価して合否を決定している。一般入試系では、他学部と同様、A 方式及び C 方式入試では英語と国語の 2 科目の合計点で、B 方式入試では英語の他、選択科目として国語、日本史、世界史、政治経済、地理、数学を定め、選択した科目と英語のそれぞれの得点の合計点をもって合否を決定している。センター方式入試は、大学入試センターが実施するセンター試験の点数をもって合否を決めている。その他、編入学生、社会人、留学生、帰国生入試も行い、多方面からの志願が可能なように入試制度を用意している。これら、それぞれの入試の特性に応じて選抜が行われており、「多様な人材の確保」との目的に即した選抜が行われている。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

一般入試については、入試問題を公開し、透明性を確保している。また個々の入試方式ごとに、その方法や評価基準等を大学案内で示している。一般入試の成績につき、受験生から問い合わせがあった場合には、当該受験生の得点を教えている。指定校推薦については、評価に対する高校からの問い合わせに応じているが、公募制入試、AO 入試、スポーツ推薦に関しては、問い合わせに応じる制度は設けていな

い。全体として、透明性を確保する方向にはあるが、推薦入試の一部については今後、透明性確保の方策について見直しを検討すべきと認識している。

<3> **経済学部**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本学・本学部の学生受け入れ方針に基づき、多様な入試方式を実施し、各方式によって異なる能力や個性を持つ学生を、公正かつ適正な基準により判定している。具体的には教員により構成される経済学部入試委員会が実施されたそれぞれの試験結果に基づき合否判定原案を作成し、合否判定調整会議を経て、教授会において審議することにより決定するという手続きをとっている。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

各推薦系の入試及び一般入試においても受験生、高校からの質問等が寄せられた際には、回答できるような体制としている。

<4> **メディア情報学部**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本学・本学部の学生受け入れ方針に基づき、多様な入試方式を実施している。

AO 入試の受験者は､サマースクールまたはオータムスクールに参加し終日授業を受講した後、その内容に関する筆記課題を提出し面接を受ける。この過程を経ることで AO 入試は受け入れ方針に最も沿う学生が選抜できる方式となっている。

ほかの方式の受験者についても学部の特徴を十分に理解した上で受験できるように、十数回に及ぶオープンキャンパスを実施し、その中で模擬授業や個人面談を行うなどして受け入れ方針を周知している。また、高校への資料送付や訪問により積極的な情報提供を行い、受け入れ方針に沿った学生の獲得に努めている。

推薦入試では面接及び調査書に基づいて選抜を行っている（公募制及び自己 PR 方式では、秀でた能力を示す資料等も参考にする場合がある。)。面接では明文化された基準により 2 名の担当者がそれぞれに評価を行い、調査書等の資料は所定の方法で点数化している。一般入試及びセンター方式入試では 2 科目の成績に基づいて入学者を選抜する。このようにして、公平かつ客観的な入学者選抜を行っている。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

指定校推薦入試については指定校に直接、そのほかの方式については大学ウェブサイトにおいて選抜方法及び結果を公表し、受験者への情報開示に努めている。

<5> **現代文化学部**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本学・本学部の学生受け入れ方針に基づき、多様な入試方式で選抜し、それぞれの方式で異なる能力や個性を持つ学生を、方式ごとに適正な基準を設けて判定している。入試委員会が厳正に試験結果を基に合否判定の原案をつくり、合否判定調整

会議を経て、教授会で審議決定している。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

毎年各入試方式の合否判定基準の明確化に取り組んできており、要項などでも可能な限り明示している。また、各入試で寄せられる質問には丁寧に対応している。

**<6>　心理学部**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

多様な学生を受け入れるために、本学・本学部の学生受け入れ方針に基づき、多様な入試方式を実施している。

選抜方法は推薦系入試では面接と高校での学力評価などの書類を基に選抜している。スポーツ推薦ではこれらに実技が加わる。このように推薦系入試では高校での学力と人物の両面から選抜している。

AO 入試はサマースクール又はオータムスクールの受講生のうち、そこで課された課題（論述）を基に受験資格を得られた者のみ出願を許可するという選抜を行っている。出願を許可された志願者は添削を受けた課題を指示に従って書き直し、出願時にそれを提出した上で、後の面接審査を受ける。こうすることで授業の理解力、心理学的素養の有無を評価し、選抜している。

一般入試では 2 科目（A、C 方式は国語と英語、B 方式は英語と選択科目）の学力試験を課している。センター方式入試は Ⅰ 期では 3 科目（外国語、国語、選択科目）、Ⅱ期・Ⅲ期ではその 3 科目からベスト 2 科目の合計得点を基に選抜する。

このほか、帰国生、留学生、社会人を対象とした特別入試、編入学入試も実施し、多様な学生の確保に努めている。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

入学者の合否判定は、学部の入試委員会で素案を作成し、それを理事長、総長、学長、副学長、事務局長など事務代表、全学部学部長及び入試委員長からなる全学レベルの合否判定調整会議で検討し、最終的に学部教授会で審議するという方法で行われる。したがって、多くの視点から判断がなされ、透明性は確保されている。

**<7>　経済学研究科**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本研究科は、Ⅰ期（10 月）、Ⅱ期（2 月）の 2 回入学試験を実施している。一般入試、留学生特別入試、社会人特別入試の 3 種類の募集方法を基本とし、この他に学内推薦制度を設けて、公正・適正な受け入れを行っている。また、学生募集方法の広報については、学内外での入学試験説明会の開催、大学院ホームページでの広報、大学院案内配布、入試要項配布・ポスター掲示等を行っている。一般入試は外国語及び専門科目の 2 科目の筆記試験と面接試験、留学生特別入試は日本語及び専門科目の 2 科目の筆記試験と面接試験、社会人特別入試は研究計画書に基づく面接試験

を実施することで受け入れ方針の実効を図っている。他方、学内推薦入試については、出願資格を①経済学部在学生であり、当該年度卒業予定者であること、②第 3 年次生終了までに成績が平均以上で、かつ、志望する専攻科目に関連する領域の講義科目及び演習の単位を修得（見込み）すること、③推薦者が学部における演習指導教員であることの 3 つの要件を規定しており、これらの要件を満たして出願した学生は、研究科委員会で認められれば学内推薦を受け、筆記試験を免除される。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

本研究科は発足以来、他大学・大学院の学生であるかどうかを問わず、受験資格を有する志願者に対して平等な受験機会を与えている。したがって、他大学・大学院の学生に対する門戸開放は達成されている。外国人留学生及び社会人の志願者に対しては積極的に受け入れる方針であり、それらに対する門戸開放も実現している。

入学者選抜に当たっては、研究科委員会で公正・公平な審議を行い透明性の確保に努めている。

**<8>　現代情報文化研究科**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本研究科は、Ⅰ期入試（10 月）及びⅡ期入試（2 月）という年 2 回の入試を行っている。入試の形態は、一般入試、社会人特別入試、留学生特別入試については、筆記試験を課した上で面接試験を行っている。この他に、学内推薦試験を実施している。また、学生募集については、学内での入試説明会、リクルートの社会人向け大学院案内、大学院のホームページ、関東地方を中心とする各大学へのポスター配布等を行っている。一般入試は、専門科目 1 科目と面接試験、社会人特別入試は、小論文試験と面接試験、留学生特別試験は、日本語による小論文試験と面接試験を実施している。学内推薦試験は、出願資格は、本学の学生であって、卒業予定者であること（学部を問わない）、一定以上の成績であって、ゼミ担当教員の推薦書を提出しなければならない。また、大学院での研究計画書の提出を義務付けている。出願した学生は、推薦書、研究計画書及び学部の成績表に基づき、面接試験を受け、評価が A、B、C のいずれかであれば、合格し、D であれば不合格である。学内推薦試験における評価は、現在までのところ A 又は B であり、公正・適切に選抜試験を行っている。

②入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性

本研究科は、各専攻別に、学内出身者を中心に学生を受け入れてきただけでなく、他学部・他大学出身者社会人、留学生をも積極的に受け入れてきた。一定の学力と研究意欲を有する者に対して、明確な基準に基づき選抜するよう努めている。

**<9>　心理学研究科**

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

学生募集は、学外対象者は直接に来校したものには募集要項を手渡し、ホームページ、電車バス等のポスター公告、受験誌等によるものには希望に沿った形で募集要項等を配布している。学内対象者に関しても同様である。入学者は、筆記試験の成績及び 2 名の面接者による口頭試問（面接）の成績を合点した上で、成績上位者より順に選抜されるが、筆記試験の成績が合格圏内にあっても面接試験において著しい問題点が見い出されたならば、心理学研究科内の入試委員会で検討された後、不合格とすることがある。筆記試験は、外国語、心理学（法心理学専攻希望者には一部法学）の専門領域問題が出題される。また留学生に対しては、外国語として日本語能力を評価するための問題が出題される。また学内応募者には、演習指導教員の推薦状が要求される。すべての応募者は事前に書類審査を受け、研究計画書の適切性及び受験要件を満たしているか否かが審査され、適切に選抜されている。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

選抜結果は、本研究科内の入試委員会において厳密に討議検討され、全学的な大学院研究科長会議において報告説明され、更に理事会評、議会等の了承を得ている。

**（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員数に基づき適正に管理しているか**

<1>　**大学全体**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

入学定員に対する入学者の比率は「学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移(大学基礎データ表 13)」に見るように、平成 17 年度～平成 21 年度入試の全学平均で約 1.24 である。年度により、また学部により、1.30 を超えるケースもあったが、平成 21 年度入試においては 1.30 を示した 1 学部を除き、他は 1.2 台であり、ほぼ適切な数値を維持している。また、「学部・学科の学生定員及び在籍学生数(大学基礎データ表 14)」に見るように学生定員数に対する在籍学生数は、平成 21 年 5 月現在、学部で 1.03～1.29、全学平均で 1.11 である。ほぼ適正に管理されているといってよい。大学院においては、平成 19～平成 21 年度入試の入学定員に対する入学者の比率は「大学院研究科の志願者・合格者・入学者の推移(大学基礎データ表 18-3)」に見るように、年度単位、研究科・専攻別で 0.27～0.93 といずれも定員を下回っており、定員を充足していないことが解決すべき課題となっている。また「大学院研究科の学生定員及び在籍学生数(大学基礎データ表 18)」に見るように平成 21 年 5 月現在、研究科・専攻別の、学生定員数に対する在籍学生数の比率は、0.1～0.7 であり、ここでも収容定員を充足していないことが解決すべき課題となっているが、経済学研究科は、平成 22 年度入試において入学定員を確保している。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

上に記したように、学生定員数に対する在籍学生数の比率は高すぎることはなく、むしろ途中退学学生が一定数に上っており、この数値の分析、対応が課題である。大学院においては、大学院連絡会議で調整を図りながら、外国人留学生の大学院入学志望者向け説明会への参加（日本学生支援機構主催）、内部進学生に対するゼミでの勧誘・入学金免除措置の導入、他大学への入試ポスターの配布、大学院ホームページ、リクルートウェブ検索サービス及びメールマガジン配信等による学生募集広報活動を強化するほか、研究科、専攻の独自性に即した学生確保策を講じている。また、既存研究科では平成 22 年度から改訂カリキュラムを導入する。

<2>　**法学部**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

平成 17 年から平成 21 年における本学部の収容定員と在籍学生数は、収容定員 1,175 人に対して在籍学生は 1,321 人で、1.12 倍であり、適切であるといえる。また、現在の入学定員数は、教員の数、教室の数等の教育環境から見て妥当であり、教育の上で特に目立った支障は生じていない。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

入学定員を超えて学生が入学する場合、クラス増や 1 クラス当たりの受講生を調整することで、適切な授業環境を維持するよう図っている。本学部においては、定員未充足の事態はこれまで生じていないので、未充足に対する対応は特にとっていない。

<3>　**経済学部**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

平成 17 年度から平成 21 年度の直近 5 年間における（入学者／入学定員）比率は 1.18 であり学生の受け入れについては、ほぼ適正な値を保持している。収容定員に対する在籍学生数の比率は平成 21 年 5 月現在で（1120／990＝）1.13 となっている。

②定員に対する在籍学生数の過剰に関する対応

前述のように入学定員に対する受け入れ学生数の比率は、1.1 から 1.25 の間で推移している。毎年度、合格者に対する入学歩留り率等の分析を行い過度の受け入れ過剰、あるいは未充足を避けるよう対応に努めている。

<4>　**メディア情報学部**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

平成 21 年度の入学者数は 195 名であり、入学定員 150 名に対する入学者数の比率は 1.3 倍であった。この比率は決して適切とは言えない。新しく発足した学部として迎えた初めての学生募集であり、参考にできる過去のデータもなく、結果として入学者数が予測を上回ることとなった。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

平成 21 年度は 1 年次生しか在籍しておらず、定員に対する在籍学生数の問題は生じていない。

<5>　**現代文化学部**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

学部改組（平成 21 年度）以前から、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.2 倍を超えない状態で適切に維持管理されてきた。

しかし、入学後、不適応ということが判明したり、単位が十分修得できないなどの理由で、退学していく学生も在籍数比にして 3～5%程度存在しているのが現状である。そのような学生をできるだけ減らすよう、出席不良の学生や修得単位数の少ない学生に対して、FA あるいは演習担当教員が個別面談し、きめ細かく指導助言している。

②定員に対する在籍学生数の過剰に関する対応

学部改組して 1 年目も入学定員に対してほぼ 1.2 倍の学生を受け入れたが、2 年目の平成 22 年度入試は 1.4 倍を超える過剰事態となっている。これはかなり偶発的に起こったもので、次年度以降は今回の状況の分析結果を基に適正規模に抑えるように努めることにしている。

<6>　**心理学部**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

心理学部は設置後 1 年であり、入試実績は平成 21 年度のみである。平成 21 年度の募集定員は 120 名であり、教員 1 人当たりの学生数は、4 年分を想定しても設置基準を満たす水準である。1 年次生の在籍学生数は 146 名であり、定員との比率は 1.22 で、文部科学省の基準内にある。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

心理学部はいずれにも該当しないので特に現段階で対応はしていない。

<7>　**経済学研究科**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

入学定員に対する在籍学生数比率は、平成 19 年度 0.8，平成 20 年度 0.4、平成 21 年度 0.7 となっており、平成 19 年度～平成 21 年度で平均 0.63 と未充足の状況となっている。ただし、平成 22 年度入試によって入学定員を充足し、この比率が 0.85 に回復している。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

カリキュラム改革（オリエンテーション科目開設、開講科目の見直し等）、外国人留学生大学院入学志望者向け説明会への参加（日本学生支援機構主催）、内部進学生に対するゼミでの勧誘・入学金免除、税理士協会集会での入学試験説明・勧誘、地域起業家フォーラムで入試説明・勧誘、他大学への入試ポスターの配布、大学院ホ

ームページ・メールマガジン配信・リクルートウェブ検索サービスでの学生募集広報活動等の展開を実施している。

<8>　**現代情報文化研究科**

①収容定員に対する在籍学生比率の適切性

入学定員に対する在籍学生比率は、平成 19 年度 33%。平成 20 年度 40%、平成 21 年度 27%であった。3 年間の平均は、33%である。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

「現代情報文化研究科」は、文化情報専攻と法情報専攻から構成されている。法情報文化専攻は、基本的に法学研究科の性格を受け継いでいる。情報化社会の専門的な法知識を有し、社会で活躍できる人材の育成を目指して改組したが、ややその性格が不明確になって、学生や社会人に対して本専攻の性格がわかりにくくなったのではないかということから、平成 21 年度には、基礎的な情報学と、より高度な法律専門知識の習得という目的を明確にするためにカリキュラムの改革を行った。文化情報学専攻は、従来の文化情報学研究科を受け継いで情報資源管理専門職の育成を目指しているが、図書館、博物館等の専門職ポストへの就職が厳しい昨今の状況を反映してか、入学、在籍学生の未充足状態が続いている。行政文書管理などの分野の専門職需要は今後期待できるので、平成 21 年度、こうした方向でのカリキュラム改革を行っている。大学院進学者確保のため、学部生への説明会（入学金免除の説明）、日本学生支援機構主催の留学生大学院入学志望者説明会、他大学へのポスター、リクルートの社会人向けウェブサイト等で広報を行った。

<9>　**心理学研究科**

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本研究科の入学定員は、臨床心理学専攻 15 名、法心理学専攻 15 名、合わせて 30 名である。開設時である平成 21 年度の入学者数は、臨床心理学専攻では 14 名、法心理学専攻では 2 名、合わせて 16 名であり、定員に対する充足率は、臨床心理学専攻では 93.3%、法心理学専攻では 13.3%、全体では 53.3%であった。臨床心理学専攻はほぼ適切な定員充足率を示したが、法心理学専攻は、極めて不十分・不適切な充足率といえる。これら 2 専攻に大きな充足率の差異が見られたことは大きく問題とされ、心理学研究科全体で分析討議された。その結果、臨床心理学専攻は、臨床心理士資格取得というメリットがあるが、法心理学専攻にはそれに匹敵する資格がないこと、また法心理学という学問そのものが我が国では極めて新しく、心理学部や法学部の学部レベルにおいてもこの領域の授業科目を設置している大学は、2～3 校に過ぎず、その意味において本専攻のそのものの知名度が極めて不十分であることが挙げられる。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

上記①の如く、特に法心理学専攻においては大きく定員未充足であるが上記のような分析に基づき、カリキュラムに魅力を持たせ、例えば犯罪者のプロファイリングや似顔絵書き、ポリグラフ等、実際の捜査現場で行われているような技法を取り入れた授業を開設し、また有力学会などに働きかけ、臨床心理学における臨床心理士に匹敵する法心理士のような資格の実現を図ること、更に広く法心理学専攻の PR を展開し、留学生招致も増やす、などが提案されている。過剰の場合には、学生定員数に合わせて教員の配置を行っているので、定員を厳守する以外にないことが申し合わされている。

**（4）学生募集及び入学者選抜は、学生け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか**

<1>　**大学全体**

各学部の入試委員会及び教授会において年度総括が行われるとともに、全学の学部長・入試委員長会議、入試制度委員会、入試実施委員会等で前年度入試の総括、次年度入試方式、実施方法などの検討が行われており、定期的な検証が行われているといってよい。大学院においては、研究科委員会、及び各研究科横断の連絡協議の場である大学院連絡会議で問題点等を協議している。

<2>　**法学部**

学生募集及び入学者選抜の方法については、学部入試委員会を中心に毎年見直しが行われており、定期的に検証がなされているといえる。

<3>　**経済学部**

学部の学生募集及び入学者選抜については、年度ごとに学部入試委員長を中心に委員会における総括として、公正性、適切性についての検証を行っている。その結果については教授会に報告している。また、全学的には入試制度委員会において、入試方式、実施方法等についての検討が継続的に行われている。

<4>　**メディア情報学部**

入学者選抜の方法は、各学部共通であり、全学組織である入試制度委員会で毎年検証を行っている。受け入れ方針の適切性は、年度当初に入試委員会を中心に検討を行っている。定員の調整については、大学執行部と各学部との間で検討が継続的に行われている。

<5>　**現代文化学部**

学生募集・入学者選抜については、学部入試委員会で、毎年、その適切性について点検を行ってきており、その結果については教授会に報告し了解を得てきている。また、全学的な入試制度委員会で、入試方式や選抜方法や基準、その公表の方法などについて改善に努めてきている。

<6>　**心理学部**

心理学部の入試結果は、学部入試委員会で年度ごとに議論し、検証している。また、他学部との調整等、全学的なレベルでの検証は入試制度検討小委員会及び入試制度検討委員会で行われており、そこで提示された問題に対しては学部入試員会でも検討している。

<7>　**経済学研究科**

大学院改革の一環として、横断的には大学院連絡会議の場で、本研究科においてはタスク・フォースを設置して検討しおり、研究科委員会で問題提起と取り組みを実施している。

<8>　**現代情報文化研究科**

本専攻のみならず、大学院全体にとって、学生募集は、緊急の課題であり、専攻会議、運営委員会、研究科委員会において常に検討を行っている。

<9>　**心理学研究科**

本年度は開設年度であるため、今後に行う予定である。

## 2. 点検・評価

**①効果が上がっている事項（優れている事項）**

<1>　**大学全体**

多様な入試方法の一環として平成 21 年度入試から AO 入試 I 期、II 期を導入したが、この制度の制定・実施プロセス、結果がともどもよい効果を挙げている。すなわち、各学部がアドミッションポリシーを策定したこと、出願条件としてサマースクール、オータムスクールへの出席及びレポート提出を義務づけ、更に面接を通じて大学・受験生間の相互の意思疎通を高め、本学に相応しく、かつ入学への意欲を持つ受験生を選抜することが可能となり、またこれにより一定数の学生を確保できているからである。その他、オープンキャンパスや各種広報、平成 21 年度からの学部改組に伴う、とりわけ新規学部の新たな取り組みが効果を挙げている。大学院においては、広報活動の強化により、志願者数は平成 20 年度入試で下げ止まっており、以後、徐々に回復傾向にある。

<2>　**法学部**

本学部においては、入試種別に応じてアドミッションポリシーを示しており、多様な人材の確保につながっている。併せて、各入試に必要な学力や能力を明確にすることができ、受験生の大学・学部の選択に役立っている。

<3>　**経済学部**

第 4 回の自己点検評価（外部認証評価）における概評で指摘された平成 18 年度までの 5 年間について「入学定員に対する入学者比率は年度による変動が大きく、1.25

を上回ることが多かったが、平成 21 年度は、制度変更（目標値の変更、「1.25」から「1.15」）の結果、1.13 となり、編入学生も含めた在籍学生数は平均 1.24 程度で推移している。いずれも適正水準の方向へ向かうことを期待したい」とされている点については、平成 21 年度までの 5 年間について、ほぼ改善されたといえる。

多様な入試方式による受入入学者の選抜において、指定校推薦入学者の占める割合は、平成 18 年度 64.8%から平成 21 年度 46.2%と比率の偏向が改善されている。

<4> **メディア情報学部**

大学案内は、全国多数の高等学校に送付しているだけでなく、デジタル化し大学ウェブサイトのトップページからアクセスできるように公開している。学生募集や入学者選抜についても、資料送付又は訪問により高等学校に詳細を周知しているほかに、大学ウェブサイトにも情報を掲載している。更に、十数回に及ぶオープンキャンパスと 4 回のサマー・オータムスクールとを開催し、学生の受け入れ方針、学生募集、入学者選抜方法の周知に努めている。

障がいのある学生の受け入れ方針は明示していないが、学内施設はバリアフリー化されており、障がいのある学生もほかの学生と同様に大学生活を送ることができるようになっている。実際、これまでも障がいのある学生を受け入れているが、支障なくほかの学生と同じ教育を受け学生生活を送ることができており、学部イベントのスタッフやスポーツクラブの選手として活躍している学生もいる。

学生募集及び入学者選抜は適正に行われており、問題は生じていない。

<5> **現代文化学部**

現代文化設立以来、入学定員を充足してきており、学科等を増やして、社会的ニーズに対応する努力を行ってきた。今回は更に大幅な学部改編を行い、心理学科を学部として独立させ、教育課程を改革し、従来からある比較文化コースの他に、観光ホスピタリティコース、スポーツ文化コースを付加し、適当な定員を配分し、学生募集を行ってきた。

その結果、今までのところ受け入れ学生数については一応順調に推移していると言える。

<6> **心理学部**

設置 1 年の段階であり、効果の十分な検証には至っていない。ただし、AO 入試での課題作成は、一般に AO 入試に対してよくなされる「誰でも入れる」という批判に対してきちんとした説明を可能とする制度と考えている。

<7> **経済学研究科**

大学院改革の一環として実施したいくつかの対応策（上記（3）②）の複合的な効果が出てきており、今後更に拡充していく予定である。

<8> **現代情報文化研究科**

カリキュラム改革によって、両専攻とも性格をより鮮明にすることができ、より体系的な教育研究体制が整った。

<9> **心理学研究科**

臨床心理学専攻の定員がほぼ充足し得たことであるが、これをどのようにして維持すべきかを検討中である。

**②改善すべき事項**

<1> **大学全体**

入試方式別の入学者数の比率は年度、学部により変動がある。平成 21 年度入試では、とりわけ一般入試による入学者は、学部により 17.0%から 29.6%までの開きがある。一般入試、推薦系入試、AO 入試の間の適切なバランスを見定め、これへ向けた対策を講ずることを考えている。また、入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準についてもより具体的に示す。大学院においては、求める学生像、修得しておくべき知識等の内容・水準について明示する。

<2> **法学部**

入試の透明性の確保に付き、公募制推薦入試等で、成績の開示が十分でないなど、一部対応方法を整備する。他学部との関係もあり、今後の検討課題である。

<3> **経済学部**

指定校推薦方式への偏りについては改善の傾向にあるが、これは AO 入試の導入による効果が大きく、一般入試方式による入学者の比率は過去 5 年間を見ても 10%台～20%台で大きく変動しており、入試方式に占める割合が小さい傾向である。

<4> **メディア情報学部**

入学定員に対する入学者数の比率を是正しなければならないと考えている。各入試方式の合格者数の動向を検証し、合格者の手続き率を検討するなどして調整を図りながら、完成年度に向けて定員に対する在籍学生数比率の適正な管理に努めたい。

<5> **現代文化学部**

受け入れ学生数については、不安定要素が大きく、また、推薦方式や AO 入試で受け入れる学生数の比率が高い（学力試験を伴う一般入試での受け入れ学生数比率が低い）という状態が定常化してしまっている。より推薦方式による比率を下げ、一般入試の比率を上げる方向にもっていくべきと考えているが、大学を取り巻く様々な情勢の影響もあって、解決方向に進むことができていないでいる。今後は厳しい選抜をすることは無理になっているので、それを認めた上で、個別的な指導を強め、社会人基礎力と学力の向上に努め、教育目標に到達させて、社会に送り出すよう努力したい。

<6> **心理学部**

平成 21 年度入試の時点では特にないが、入試方式ごとの募集人員の検討を常に行

うこと、求める学生像、入学前に修得しておくべき知識、技能の周知方法を検討することが挙げられる。

<7>　**経済学研究科**

学内推薦制度改革の一環として、学部生の大学院講義への出席（科目等履修生制度の拡充）の可否を検討する必要があると考えている。

更に、アドミッションポリシーを詳細に説明し、入学者に必要とされる学力等について周知徹底を図る予定である。

<8>　**現代情報文化研究科**

法学部においては、大学院進学希望者としては法科大学院進学希望者だけでなく、大学院進学希望者が一定程度存在するが、法情報文化専攻への進学者の増加に結び付いていない。本専攻の科目設置は、学部における専門教育での知識に基づき、より高度な専門知識を習得するという構造を有しており、学部教育において本専攻の意義を説明していくつもりである。また、社会人についても、本専攻の特徴を積極的に宣伝し、留学生については、国際関係、民法、会社法等の研究が好まれる傾向にあるので、この点を協調して宣伝するつもりである。文化情報学専攻については、他に類を見ない本専攻の特色を更に広報し、修士号取得後の進路の好例をアピールすることなどが必要であると考えている。

<9>　**心理学研究科**

法心理学専攻の定員充足を図るため、カリキュラムの見直しと専攻ＰＲ、及び留学生増を図ることである。

## 3. 将来に向けた発展方策

<1>　**大学全体**

本学の特性、独自性を示すものとして、求める学生像、育てたい学生像を早期に確立して広報するとともに、授業の満足度や就職力を高めて、これを受験生、高校側に伝達する。大学院についても、求める学生像、修得しておくべき知識等について明示するとともに、本学大学院の独自性を明確にし、これを周知する。

<2>　**法学部**

入試の透明性の確保に向けて、他学部とも連携して、公募制推薦入試等での成績開示制度の導入を検討する。また指定校推薦の志願者が一貫して減少傾向にあるので、その回復を目指す。そのためには学部教育の充実と、受験生にメッセージが届くよう情報発信の強化が必要と認識している。

<3>　**経済学部**

学生の受け入れについては、入学後の不適応による退学者を極力防ぐような施策が求められる。このため、経済学部での教育内容、教育方法の実際を受験生、高校

に対し伝えなくてはならない。そのため既入学者のある高校には、学生本人による高校時代の恩師への近況報告を初年次教育の中で実施するといったことなどを始めている。今後も、さまざまな方法を用いて学部からの情報提供を試みていくつもりである。

<4> **メディア情報学部**

推薦入試の入学者が 50%を超えるのは不均衡であるが、少子化の影響が強まる中で入学者を確保しなければならない厳しい状況の下ではやむを得ないという事情がある。しかしながら、現状に甘んじることなく、一般入試、センター方式入試の志願者増に向けて、学部教育・研究の質の向上に努める一方で、その特徴が社会に広く認知されるように、学部ウェブサイトを有効に活用したり、教育・研究の成果を積極的に外部に公表したりするなど、情報発信に努めたい。

<5> **現代文化学部**

学生受入数が 1.3 倍を超える状態は望ましくないので、次年度はその調整に努めなければならないが、1.3 倍を超える状態が続くおそれがあるならば、収容定員増に踏み切ることも考えられる。それについては、学部教員の意見、教育の現場の状態を踏まえて結論を出す必要があり、大学として慎重に検討を始めている。

<6> **心理学部**

設置後 1 年の段階であり、将来についての議論を行う段階ではないが、上に述べた改善点を機会があるごとに議論していくよう努めたい。

<7> **経済学研究科**

上記 2　①､②の実施中あるいは検討中の対応策を更に発展させていく方針の下、実行計画を策定する予定である。

<8> **現代情報文化研究科**

法学部においては､大学院進学希望者としては法科大学院進学希望者だけでなく、大学院進学希望者が一定程度存在するが、法情報文化専攻への進学者の増加に結び付いていない。本専攻の科目設置は、学部における専門教育での知識に基づき、より高度な専門知識を習得するという構造を有しており、学部教育において本専攻の意義を説明していくつもりである。また、社会人についても、本専攻の特徴を積極的に宣伝し、留学生については、国際関係、民法、会社法等の研究が好まれる傾向にあるので､この点を協調して宣伝するつもりである｡文化情報学専攻については、今後の展開に関し公文書管理法の施行に伴う専門職需要の増大に対応すべく、法学分野との連携のあり方を更に検討する予定である。

<9> **心理学研究科**

上記 2　①、②の実施中あるいは検討中の対応策を更に検討し、実行に移すことが重要と考えている。

**4. 根拠資料**

資料1－「AO入試ガイド　2010 」

資料2－「駿河台大学　大学案内　GUIDE BOOK 2010」

資料3－「入試ガイド　2010」

資料4－「学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移」（大学基礎データ 表13）

資料5－「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」（大学基礎データ 表14）

資料6－「学部・学科の退学者数」（大学基礎データ 表17）

資料7－「大学院ガイド　2010年度」

資料8－「大学院募集要項［修士課程］2010」

資料9－「駿河台大学大学院学内推薦入学試験募集要項［各研究科専攻］2010」

資料10－「2010年度大学院要覧［各研究科専攻］」

資料11－「大学院研究科の志願者・合格者・入学者の推移」（大学基礎データ 表18－3）

資料12－「大学院研究科の学生定員及び在籍学生数」（大学基礎データ 表18）

# Ⅵ. 学生支援

**〈方針〉**

本学は、本学の理念である「愛情教育」に基づく「徹底した人格教育」により、学生一人ひとりの個性を尊重し、教師との人格的触れ合いを通して、豊かな人間性を育成することを目指している。その目的に相応しい学生生活の適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言・指導を行う。

1. FA制度による学生生活の全般的支援

FA 制度により、履修のみならず、学生生活の全般について指導・助言を行う体制を整備している。学生が自己その他のトラブルに遭ったときも、一義的な対応は FA がその任に当たる。

2. 学生への経済的支援

大学独自の経済支援制度としての「駿河台大学奨学金」は、貸与奨学金、給付奨学金（特待生、特別給付奨学金、キャリアカレッジ奨学金、交換・派遣留学生など）があるが、なお一層の充実を図る。

3. 課外活動に対する支援

課外活動として、大学公認団体である強化指定クラブ、強化支援クラブ及び届出団体があり、それらに対する効果的な支援を推進する。また、学生企画による活動にも支援をしていく。

4. 学生相談

健康相談室は、学生の心身の健康保持のために、学生相談室及び保健部門を設置しているが、その充実を図る。

5. ハラスメント防止のための措置

本学の構成員の人権を保障し、ハラスメントが起こらないよう防止のための活動を強化する。ハラスメントがあった場合には被害者への援助、その解決のために迅速かつ適切に対応する体制を強化する。

6. 進路支援

本学は、キャリア支援センターを設置し、各種就職支援行事や個別就職相談などの充実に努めてきた。しかし近年の厳しい就職状況や、学生の就職意識の変化は大学全体としてのキャリア支援体制の構築が必要になってきたと認識している。キャリア支援のために各学部における授業・演習での対応も始まっており、これを強化する。

## 1. 現状の説明

**（1）学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関す**

る方針を明確に定めているか

①学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

本学の建学の精神である、「愛情教育」の下で、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、大学学則及び諸規程で、修学支援、学生の福利厚生、奨学制度の内容を定めている。

また、全学生に配布される「Creative　Life（学生生活の手引き）」では、学生が充実した学生生活を送るために必要な情報を掲載し、支援方法を示している。

ハラスメント規程・ガイドラインでは、学習、研究、就労している構成員全ての基本的人権の尊重を阻害しない、安全で快適な教育・研究環境及び就労環境の提供を心がけていることを公表している。

（2）学生への修学支援は適切に行われているか

①学生への修学支援体制が整備され、適切に運営されているか

・学生の修学支援のため、各センターでは以下の支援をしている。

1）外国語教育センター　　外国語教育の企画・実施等運営を図るほか、学習相談カウンターでの個別指導、チャットルームでのサークル活動、外国語広場の開催、語学図書閲覧、e－ラーニングの実施等の支援を行っている。

2）情報処理教育センター　　本学の情報処理基礎教育を担っているほか、授業における学生の様々な質問にも答えている。

3）キャリア支援センター　　資格取得のための講習会を実施し、学生のスキルアップを支援している。

4）メディアセンター　　図書館としての機能のほか、情報検索と収集の助言を行い、学生の学習要求に応えている。また、本学の情報処理教育の整備充実を図るほか、学生のパソコン相談に答えている。

・授業への欠席が学業不振に陥る初期症状とも言えることから、出席状況のリアルタイムの把握が可能な仕組み(出欠席システム）を運用し、欠席が多いなどの問題を持つ学生に対して、FA が面談を行い個別に修学指導をするなど早期対応をすることができる体制を作っている。

・全学生に共通する連絡事項、シラバス（学習支援計画書)、授業関連情報、休講・補講・教室変更・呼び出し情報などの修学に必要な情報は、掲示板及び電子掲示板に公表されている。更に、個別情報として、休講・補講・教室変更・呼び出し情報は、モバイルキャンパス「ポタロウ」を通して提供している。

・学生が充実した学生生活を送るために必要な情報、学生生活における不測の事態やトラブルに巻き込まれないための心構え、やむを得ずそうした事態に遭遇した場合の対処方法などの情報を盛り込んだハンドブック「Creative　Life（学生生活の手引

き）」を全学生に配布している。

・学生の相談窓口として、教務課、学務課、学生課、健康相談室、キャリア支援センターを正門に近くアクセスの便が良い第2講義棟の1階フロアに集中設置している。

②学生の修学支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムの整備

・FA(ファカルティ・アドバイザー）制度

4 年間を通しての少人数のゼミナールでは、教員と学生一人ひとりがコミュニケーションをとるため､クラスごとにクラス担任の役割を担う FA が選任されている。担当クラスの学生一人ひとりと面談を行い、修学や学生生活に関する要求・期待を把握している学部もある。

・投稿　学長直行便及び学部文書箱

学生が修学や生活面で、いつでもどこでも気軽に意見、質問できるようにＨＰ上に学長直行便が設けられている。同様に学部文書箱がある。出来るだけ早い回答を心がけている。

・学生アンケート

学生の満足度を調査するため、毎年「学生生活基本調査」を行っている。また、授業の満足度を調査するため､全ての終了科目を対象とした｢授業アンケート調査｣を実施している｡授業アンケートや学生生活アンケートによって収集された学生の自由な意見は、統計分析結果とともに、Web 上で公開し情報の共有化をしている。

③留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

年々変動はしているものの退学者数の平均は 4～5％で、高い数値と認識している。授業への欠席は学業不振に至る初期症状とも言えることから、必修科目で修学上重要な外国語などの授業の出席状況を早期にチェックし、その情報を集めて、FA(ファカルティ・アドバイザー）は、長期欠席者の面談を行っている。またＦＡは留年者の面談、退学者面談など支援を行っている。

また、健康相談室では、学生や保護者からの相談を随時受け付け、FA との連携を取りながら支援体制をとっている。

④補習・補充教育に関する支援体制とその実施

ユニバーサルアクセス時代を迎え、多様な学生が入学する時代になった。大学で学ぶに当たっての基礎学力学習支援を目指して学習相談室を設置している。

⑤障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本学は全施設バリアフリー化をしており、身体障がいのある学生にとって、自立のための良い施設になっている。入学希望を受けると、受験前に関連部署の関係者と面談しており、入学直前の相談など、学生の大学生活がスムーズにスタートできるように、かつ 4 年間の生活が問題なく送れるように支援している。

⑥奨学金等の経済的支援措置の適切性

奨学金制度は、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金、駿河台大学奨学金の利用を勧めている。4 月上旬に説明会を開催し、かつ個別対応で相談にのっている。奨学金には以下のものがあり、かつその利用状況を「奨学金給付・貸与状況」(大学基礎データ表 44）に示す。

1) 日本学生支援機構奨学金

2) 駿河台大学奨学金制度

ⅰ)貸与奨学金

原則として 1 年次生又は編入学生の初年度生のうち、経済的に修学困難でかつ学業成績・人物ともに優れた学生を対象としている。選定の基準は日本学生支援機構第 1 種に準じる。

ⅱ)給付奨学金

(a) 特待生制度

学業成績(各学部成績上位者)・人物ともに優れた学生を表彰する 1 種特待生と、スポーツ競技成績(全国大会あるいは関東大会レベルの大会において基準以上の成績を収めた者)・人物ともに優れた学生を表彰する 2 種特待生がある。

また、平成 21 年度入学生より、スポーツ特待生制度を設置し、高校在学時代(2 年・3 年)に全国ベスト 8 レベルの成績を残した学生に学費・施設費を給付し、以後 3 年間学費給付を行うこととした。

(b) 特別給付奨学金

学業成績優秀者及び経済的に修学困難な学生に対する給付奨学金制度である。

(c) キャリアカレッジ奨励金

本学で開講しているオープンカレッジ受講生で、目指す資格試験に合格した学生に奨励金を支給している。対象講座は、宅建講座、行政書士講座、簿記講座(ただし、2 級のみ)である。

(d) 交換・派遣留学生奨学金

本学から海外の提携校に交換・派遣留学する学生を対象にした給付奨学金制度である。また、海外の提携校から交換・派遣で本学に留学してきた学生に対しても奨学金を給付している。

ⅲ)奨学金以外の経済的支援：私費外国人留学生授業料減免制度

本学に在籍する私費留学生に対し授業料を減免し、経済的な負担を軽減することを目的とした制度である。授業料減免を受けることができる者は、出席が良好でかつ勉学意欲が高いと認められる者のうち、当該年度春学期分の授業料を納付した者である。学費の減免額は、授業料の 30%とし、期間は当該年度のみである。

・学外アルバイトは、学生課で修学上影響が少ないアルバイトを紹介している。

・学内アルバイトは、キャンパス内で学生が勤務する場を提供している。

オープンキャンパススタッフとして、高校生の本学オープンキャンパスの参加に対して、学内の案内、入学後の大学生活などについて紹介を行っている。また公開講座補助スタッフ及びSA（スチューデントアシスタント）として授業時の教員補佐を行う者、メディアセンターでのプログラム相談を行うスタッフなどがいる。

⑦課外活動への支援

学生が課外活動に参加し、大学生活を有意義に過ごすことは、人間形成にとって非常に大切であるといえる。本学における課外活動は、大学公認団体である強化指定クラブ、強化支援クラブ、届出団体がある。公認団体は体育課、届出団体は学生課が所轄している。

学生活動支援として、学生課は授業時間以外における学生の自主的な活動を促進し学生の創造的な能力を積極的に伸ばすことを目指した支援を行っている。学生は自分が行いたい活動を学生課に申請し、学生委員会で許可された場合は、活動をすることが出来る「学生企画による活動」がある。本年度はこの企画申請件数は10件であった。

### （3）学生の生活支援は適切に行われているか

①心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

本学では、学生の生活相談に応じるための機関として健康相談室を設置している。

現在健康相談室のスタッフ構成は、看護職員1名（専任）、事務員1名、カウンセラー5名(全て非常勤)、非常勤医師1名となっている。業務として、健康相談、学生相談、学習相談を行っているが、その内容は健康相談室発行のパンフレットで知らせている。

1）身体の健康

ⅰ）健康診断　毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を行っている。結核予防の観点から定期健康診断の100%受診を目指している。平成21年度は90%であった。

ⅱ）健康指導・フォローアップ　健康診断にて学生になんらかの異常が発見された場合、必要なものについては精密検査を学外医療機関に依頼して行っている。新入生に対しては、4月の健康診断時に「健康状況報告書」の提出を求めており、持病やケガなどの理由から「健康スポーツ実習」の授業時に何らかの配慮を必要とする学生の相談に応じている。

ⅲ）応急処置・近隣の病院紹介　常勤の看護師が応急処置に当たり、病院との連絡や紹介を行うほか、毎月1回、非常勤の校医による無料の健

康診断を行っている。

ⅳ）学生生活アンケートの実施　　学生の心身の健康を保持するこのような活動をより有効なものとするために、年度初めの学年別ガイダンスで学生生活アンケートを行い学生の心身の状態を把握している。

2）心の健康

学生の生活相談に応じるため、学生相談室が設けられており、カウンセラーによるカウンセリングを行ってきた。現在カウンセラー業務は、カウンセラー5 名(非常勤)で行っており、輪番制により 1 名ないし 2 名のカウンセラーで対応している。これにより学生の心のケアを重視した継続的かつ臨機の対応が可能となっている。

②ハラスメント防止のための措置

1）規程・委員会・リーフレット

本学では、学習、研究、就労している構成員全ての基本的人権の尊重を阻害しない、安全で快適な教育・研究環境及び就労環境の提供を心がけている。本学は平成 11 年に「駿河台大学セクシャル・ハラスメント・ガイドライン」を定めたが、更にセクシャル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを含めたハラスメント全体に対応する「駿河台大学ハラスメント・ガイドライン」を設定し、規程を定めた。同時に、リーフレット「ハラスメント防止のために」を作成し、教職員及び全学生に配布している。

ハラスメントに関するあらゆる問題に対応するための機関として「ハラスメント対策委員会」を設置し、「ハラスメント相談員」に対して、直接電話やメールで相談できるようになっている。

相談の流れや体制についてはリーフレットに示している。このリーフレットは年度初めのガイダンスで全員に配布し、説明している。同時にリーフレットをいつでも手にとって見ることができるように、大学第 2 講義棟入口カウンター、学生課窓口においてある。また、ホームページには「駿河台大学ハラスメント・ガイドライン」を載せている。

2）ハラスメント防止対策講習会

教職員を対象に年 1 回講習会を行っている。学生を含めた講習会を開催した場合もある。講演者は、ハラスメント関係の研究者、他大学でのハラスメント相談員、企業等に対するハラスメントコンサルタントなどである。

## （4）学生の進路支援は適切に行われているか

①進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

本学では、「地域社会の中核を形成する人材」やその他社会の各分野で活躍する人材の育成を目的とした教育を展開している。このような教育目標の下で、進路・就

職支援においても基礎的教養を持ち、コミュニケーション能力と、協調性を持ち、地域社会や個別企業において実際的な有用性を持った役割を誠実に実行できる人材育成を目指している。進路・就職支援においては、平成 17 年現代的教育ニーズプログラムに採択された「地域とゼミによる総合的キャリア教育」の実践を中心にして、地元埼玉県西部地区地元人講師団と地域連携を図りつつ実践するアウトキャンパススタディ、ゼミにおける個別かつ丁寧な指導を実践している。

また、就職活動の実際に応えるべく、より実践的なガイダンスやセミナーを展開している。

②学生の希望職種

学生の希望職種には年度間で大きな変化はないが、依然として事務職希望が多い。

③全学就職研修会

教員向けの全学就職研修会は次のような講師と内容で実施された。タイトルはゼミにおける教員の指導に役立つ事項としている。これらの参加者は平均で 7 割弱と多くはない。

④就職率

就職率は進路決定の成果を示す最大の指標である。就職希望者に対する就職決定率は 95%程度であり、ほぼ全国平均と差が見られない。一方卒業生に対する就職率は平成 17 年度以来増加傾向であるが、平成 20 年度には減少に転じた。全国平均との差もあまり見られないが、3 割以上の学生が正規採用を得ずに卒業することは大学にとって深刻な問題である。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

・学生の学習支援に対する体制は、センターの活動及び健康相談室の学習支援によって適切に機能している。

・学生相談の体制は、所属職員・カウンセラーの対応により適切に機能している。

・学生の意見は、FA、学長直行便、学習支援室、健康相談室などから積極的に汲み上げる体制が構築されている。

・学生の意見は他にも、学生生活基本調査アンケート、授業アンケートなどから収集されている。

・学生の厚生補導施設は整備されている。

・学生への経済的支援の仕組みは、学生がアクセスしやすいように学内テレビ、学生課で情報提供しており、有効な経済支援となっている。

・駿河台大学奨学金制度は、学生に対する学業、クラブ活動などの成果に対して表彰等の制度を設けて活性化を促進している。

・学生相談室の活動は、学生の心身の健康管理に適切に機能している。また、研修会も有効に機能している。
・学内のハラスメント防止活動については、パンフレット「ハラスメント防止に向けて」が作成配布され、また、研修会も有効に機能している。
・新入生の入学直後に、学部単位の一泊のバス旅行であるオリエンテーションキャンプを実施している。上級生のアドバイザーが、履修登録、授業、試験等についての就学上の問題だけではなく、大学の年間の行事や課外活動等も含む学生生活全般についてのオリエンテーションを実施することにより、新入生の不安を解消し、少しでも早く大学に対する帰属意識を持ち、スムーズに学生生活をスタートすることができるよう支援している。
・学内のボランティア活動を積極的に支援するため、ボランティア活動支援室を設置し、かつ週 2 回ボランティアコーディネーターが学生たちのボランティア活動についての相談に応じている。
・就職率が少なくとも 17 年度から 19 年度まで上昇している点は評価できる。また、ガイダンス内容も、より就職活動の実際に相応しい内容へ変化させており、特に女子学生や留学生に対するガイダンスを実施している。教員対象の全学研修会の参加も安定して 7 割程度であることは教員の一定の意識改善につながっていると言える。

**②改善すべき事項**

・FA と学生との間のコミュニケーションが十分にとれないケースもあるので、それをフォローする仕組みを考えていきたい。
・アンケート結果は、全教職員、全学生に公開されている。その結果を基に改革を進めていく努力を勧めていきたい。
・学生のガイダンス参加数は、期待ほどではなく工夫改善が必要である。特に参加型の実践的ガイダンスを敬遠する傾向があるので、これを改善する必要がある。希望職種においては、事務職が多い。民間企業では営業や、販売職が本学に求められていることから、就職決定には不利に働いている。職種に関して思い込みがあり、より幅広い職種理解が必要と考えている。女子学生の就職率が全国平均以下である点は前回の認証評価時から改善されていない。女子学生向けのガイダンスを実施するなど対策を講じたが、その成果は表れていないので、ゼミを通した広報など、更に工夫改善が必要と考えている。

## 3. 将来に向けた発展方策

・課外活動に対する支援は、適切に行われていると考えている。今後は更に力をいれて積極的な支援を行い、課外と学業の両面で成果をあげうる学生の育成を目指していく。

・厚生補導施設は一応整備されているが、今後更に新しいスポーツ施設を建設予定である。学生の意見も踏まえ、その充実に努力していく。
・学生の心身に関する支援は、充実した体制で行えていると考えているが、更に充実させていく予定である。
・今回の点検・評価期間においては、就職決定率や就職率における改善が見られたが、2008 年度以降経済不況の影響で、求人数が激減する中で、就職率の低下が予想される。したがって、キャリア支援センターと各学部、演習におけるきめ細かな素道体制を確立する必要があると考えている。

**4. 根拠資料**

資料1－「給付奨学生規程」（駿河台大学規程集 p.801）
資料2－「貸与奨学生規程」（駿河台大学規程集 p.803）
資料3－「法科大学院給付奨学生規程」（駿河台大学規程集 p.811）
資料4－「法科大学院貸与奨学生規程」（駿河台大学規程集 p.815）
資料5－「私費外国人留学生授業料減免規程」（駿河台大学規程集 p.819）
資料6－「学生短期貸付金規程」（駿河台大学規程集 p.821）
資料7－「職業紹介業務運営規程」（駿河台大学規程集 p.825）
資料8－「就職委員会規程」（駿河台大学規程集 p.827）
資料9－「学生委員会規程」（駿河台大学規程集 p.829）
資料10－「健康相談室委員会規程」（駿河台大学規程集 p.833）
資料11－「健康相談室規程」（駿河台大学規程集 p.835）
資料12－「大学院における独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考規程」（駿河台大学規程集 p.839）
資料13－「交換派遣留学奨学金規程」（駿河台大学規程集 p.843）
資料14－「クリエイティブライフ」
資料15－「ハラスメントの防止と解決に関する規程」（駿河台大学規程集 p.247）
資料16－「ハラスメント対策委員会規程」（駿河台大学規程集 p.253）
資料17－「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」（駿河台大学規程集 p.255）
資料18－「学部・学科の退学者数」（大学基礎データ 表17）
資料19－「奨学金給付・貸与状況」（大学基礎データ 表44）
資料20－「2009健康相談室の案内」
資料21－「2009カウンセリングのご案内（法科大学院）」
資料22－「ハラスメント防止のために」
資料23－「就職ガイダンス実施状況」
資料24－「希望職種調査」

資料25－「全学就職研修会実施状況」
資料26－「就職率の推移」

資料23　就職ガイダンス実施状況　（単位：人）

| 行　事　名 | 学年 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 進路・求職登録ガイダンス（進路の準備を始めよう） | 3 年次生 | 911 | 800 | 857 | 778 |
| 自己分析の方法と採用側の本音を知ろう | 3 年次生 | 709 | 502 | 669 | 661 |
| 就職情報サイト活用セミナー | 3 年次生 | ― | ― | ― | 109 |
| 履歴書・エントリーシート対策講座①（講義編） | 3 年次生 | 310 | 113 | 207 | 400 |
| 履歴書・エントリーシート対策講座②（実践編） | 3 年次生 | 421 | 110 | 126 | 106 |
| 履歴書･エントリーシート対策講座③（返却＆解説編） | 3 年次生 | ― | ― | ― | 96 |
| 就職適性検査①（ＳＰＩ基礎編） | 3 年次生 | 472 | 239 | 281 | 84 |
| 就職適性検査②（一般常識編） | 3 年次生 | 239 | 145 | 141 | 88 |
| 就職適性検査③（ＳＰＩ実践編） | 3 年次生 | 279 | 153 | 155 | 85 |
| 就職適性検査④（ＧＡＢ、ＣＡＢ編） | 3 年次生 | 216 | 99 | 143 | 26 |
| 就職内定者報告会 | 3 年次生 | 166 | 70 | 83 | 59 |
| 女子学生就職セミナー | 3 年次生 | ― | 91 | 120 | 39 |
| 業界・企業研究セミナー | 3 年次生 | 444 | 372 | 362 | 275 |
| 就職活動マナーのツボ | 3 年次生 | 445 | 354 | 331 | 282 |
| 外国人留学生就職ガイダンス | 3 年次生 | 51 | 33 | 16 | - |
| 就職ガイダンス（職種別に仕事のポイントを知ろう） | 3 年次生 | 549 | 583 | 702 | - |
| 求人票の見方早分かり講座 | 3 年次生 | ― | ― | ― | 78 |
| 面接必勝法＆公開模擬面接 | 3 年次生 | ― | ― | ― | 250 |
| 学内企業セミナー | 3 年次生 | ４日間で延べ 1761 | ４日間で延べ 2109 | ４日間で延べ 1661 | ４日間で延べ 1125 |
| 就職活動フェスタ（企業合同説明会） | 3 年次生 | ― | ― | ― | 323 |
| 就職イベントバスツアー | 3 年次生 | ― | ― | ― | 43 |
| これからの就職活動ガイダンス | 4 年次生 | 168 | 106 | 95 | 134 |

資料24　希望職種調査　（単位：人）

| 職種分類 | 17 年度 | | 18 年度 | | 19 年度 | | 20 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務 | 384 | 39.5% | 366 | 36.7% | 322 | 38.7% | 371 | 42.1% |
| 営業 | 196 | 20.2% | 227 | 22.8% | 205 | 24.6% | 220 | 24.9% |
| 販売 | 208 | 21.4% | 215 | 21.6% | 159 | 19.1% | 137 | 15.5% |
| SE･プログラマー | 56 | 5.8% | 61 | 6.1% | 34 | 4.1% | 49 | 5.6% |
| 編集・記者 | 63 | 6.5% | 66 | 6.6% | 58 | 7.0% | 55 | 6.2% |
| その他 | 65 | 6.7% | 61 | 6.1% | 54 | 6.5% | 50 | 5.7% |
| 合計 | 972 | 100.0% | 996 | 100.0% | 832 | 100.0% | 882 | 100.0% |

資料25　全学就職研修会実施状況

| 年度 | 講師 | タイトル | 参加者数 | 参加率 |
|---|---|---|---|---|
| 17 | 松村直樹 | 自己分析の必要性と支援の方法 | 87 人 | 72% |
| 18 | 藤本恵三 | 進路選択における自己理解の重要性 | 77 人 | 64% |
| 19 | 高岡　敬 | 社会人基礎力を見据えた学生支援の方向性 | 87 人 | 73% |
| 20 | 松村直樹 | 採用・就職の現状について - 社会人に求められる基礎力と大学教育に望まれること | 75 人 | 63% |

資料26　就職率の推移

| 区　　分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 就職決定率（就職希望者に対する就職者の割合） | 93.9% | 97.6% | 96.9% | 95.4% |
| 全国平均 | 95.3% | 96.3% | 96.9% | 95.7% |
| 就職率（卒業者に対する就職者の割合） | 62.0% | 68.9% | 72.1% | 67.9% |
| 全国平均 | 63.7% | 67.6% | 69.9% | 68.4% |
| 男性　就職決定率 | 93.5% | 97.8% | 97.2% | 95.0% |
| 全国平均 | 95.5% | 96.6% | 96.6% | 95.9% |
| 男性　就職率 | 64.2% | 69.8% | 74.6% | 68.8% |
| 全国平均 | 60.5% | 64.0% | 66.4% | 64.6% |
| 女性　就職決定率 | 95.1% | 97.3% | 95.9% | 96.2% |
| 全国平均 | 95.0% | 96.0% | 97.3% | 95.4% |
| 女性　就職率 | 56.3% | 66.7% | 66.1% | 65.6% |
| 全国平均 | 68.1% | 72.3% | 74.6% | 73.4% |

# Ⅶ. 教育研究等環境

**〈方針〉**

本学の理念・目的を実現するために、本学は、学生の学習環境及び教員の教育研究環境の整備を行う。教育研究組織の規模に応じた、必要にして十分な広さの校地・校舎を持ち、さらに適切な施設・設備を整備し、それらの有効活用を図ることを目標とする。また、学術研究の進展、社会的要請の変化に適切に対応すべく、これらの更新・充実、使用者の安全、施設のバリアフリー化に積極的に取り組むこととする。

また、図書館及び図書等の資料、学術情報について、適切な規模の図書館を配備し、質量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その充実を図るとともに、その効果的な利用を促進するために適切な措置を講ずるものとする。

また、今後の大学の発展は、時代の要請に応える人材の育成にあることはもちろんであるが、もう一つの柱が、研究活動の活性化である。その成果を学生や地域社会、学界、産業界に還元することが本学の社会的使命であり、大学としての質を維持し向上させる上で重要なものとなる。組織レベルでの研究水準の向上とそのための体制整備として、科学研究費補助金、受託研究による外部研究資金の増加、学内研究助成費の確保、学会・シンポジウムなどの開催に取組む。教員個人の研究活性化とそのための体制整備として、大学及び個人の評価を高める活動への参加奨励（国内外での学会報告、査読付き学会誌への投稿、外部研究資金への応募等)、さらに研究時間の確保、学内研究費の確保が上げられる。

## 1. 現状の説明

### （1）教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

①学生の学習及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

学生の語学学習の向上を目指して、外国語教育センターを設置し、学生が個別に語学学習の相談や自習が出来るように、センター施設を平成 21 年度より設置している。また、学内で自由にインターネットが使用出来るように、各教室及びラウンジ等に無線ランを設置しており、自由にインターネットが出来る環境を整えている。教員の研究環境については、専任教員個々にインターネット等の設備も兼ね備えたり研究室（約 30 ㎡）を設けており、休日等の利用も届出により利用出来るようになっている。

②校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

校地に関しては、昭和 60 年、駿河台大学の建設用地として埼玉県飯能市阿須地区の 299,808.23 ㎡（約 9 万 1,000 坪）を取得し、その後、平成 16 年に学生寮及び運動施設用地として、隣接地 77,469.72 ㎡を購入した。また、平成 15 年に東京都千代田

区神田駿河台の地に 421.22 ㎡の土地・建物を取得し、翌 16 年に法科大学院を開校した。

校舎に関しては、昭和 62 年の法学部開設時は、本部管理棟・講義棟・ゼミナール棟・大学会館（食堂・売店他）・体育館の建物でスタートし、平成 2 年に経済学部設置のため、第 2 講義棟・エネルギーセンターを建設、その後、設備の充実を図るため、平成 11 年にメディアセンター（図書館、PC・AV 関係）、平成 14 年にクラブハウス（部室）の建設と体育館内にトレーニングセンターを設置した。

屋外の運動施設に関しては、隣接地にホッケー場の新設（平成 19 年）を行い、既設の陸上競技場内フィールドを全天候型の人工芝への改修（平成 20 年）も行なった。

**（2）十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。**

①校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

キャンパス・アメニティの向上については、原則として毎年実施している学生に対するアンケート結果を基に学生委員会で検討し、担当事務部門である学生支援部学生課が予算等の執行を財務部財務課に申請する。財務部財務課では、大学としての整備計画や学生支援部や他部署から要請があった事項について、施設財務委員会の議を経て具体化する。

食堂は大学会館（1～4 階：座席数 1,510 席）と学生寮（1 階：座席数 120 席）に設置している。大学会館の食堂では、昼食時間帯を中心に食事を提供し、学生寮では、朝食と夕食時間に食事を提供している。食堂は営業時間以外にも学生同士の交流の場として利用されている。

大学会館地階には、売店があり、サンドイッチやおにぎり、ドリンク、デザート類等の飲食物、文具、コンピュータ関連用品、書籍などの他にもコンビニエンス・ストアーのように日用雑貨品等が揃えられている。

講義の空き時間に学生に最も利用されているのはメディアセンターであり、学生は、自習の他、インターネットの利用や所蔵 DVD による映画視聴などをして過ごしている。談話・交流の場としては、前述の食堂の他に第 2 講義棟内の 1 階に「学生ラウンジ」を設置し、グループ交流もできるよう 50 人分の椅子机、飲料の自動販売機、コピー機等を設置し、学生に開放している。また、講義棟及び第 2 講義棟ロビーも学生の交流スペースとして机・椅子を設置している。

喫煙環境については、分煙を逐次推進し、平成 17 年度には建物内は全面禁煙とした。喫煙エリアは、極力、学生・教職員の動線からはずれた場所に設置している。平成 20 年 6 月には埼玉県より全面禁煙実施施設（建物内）として認証された。

②校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

「学校法人駿河台大学固定資産及び物品管理規定」に基づき、主管部課、管理責任者、管理担当者を定めている。校地・建物及び設備の維持・管理については財務部施設管理課が主管課となり、中期・長期に分けた修繕・改修・更新の計画と予算を立て、その維持・管理に当たり、保守については、職員である専門技師を中心に、協力業者と日々のメンテナンスに当たっている。

清掃及び警備は、外部委託をしているが、主管部課である、施設管理課及び総務課との連携の下、業務を行っている。警備については、24 時間警備員が常駐しており、夜間・休日でも主管部課長との緊急連絡網による即応体制を整えている。

防災体制については「駿河台大学消防計画」を基礎に、「自衛消防隊」、「震災計画」などを編成して、防災訓練を行っている。また、学内 4 箇所に AED（自動体外式除細動器）を設置し、教職員に対して、定期的に講習会を開催している。

### （3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

①図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

平成 21 年 3 月 31 日現在、メディアセンターの資料所蔵状況は、図書 282,896 冊（内、開架 155,024 冊）、学術雑誌等［定期刊行物］国内 2,276 種、外国 1,344 種、視聴覚資料 16,391 点、電子ジャーナル 105 種である。図書について見れば、平成 18～平成 20 年度、いずれも年間 8,000 冊以上を受け入れている。これらを学生一人当たりで見ると、図書の所蔵 67.16 冊、平成 20 年度の図書受け入れ 1.95 冊である。平成 19 年度のデータであるが私立大学平均値（各 80.8 冊、2.1 冊）と比べると、いずれも若干下回っている。

②図書館の規模、司書の資格の専門性を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

平成 21 年 3 月 31 日現在、メディアセンターの座席数は 642 席、専任職員数は、11 名（うち、司書資格を有するもの 5 名）、非常勤職員数は 8 名である。職員一人当たりの学生数は、221.7 人（専任職員一人当たり 382.9 人）である。

平成 20 年度私立大学の平均は 277.0 人（専任職員一人当たり 578.6）であり、職員数、専任職員数ともにより良い環境条件である。開館時間は、月～金曜日は 9:15～20:15、土曜日は 9:15～17:00、日曜祭日は閉館している。なお、開館時間については、平成 22 年度より平日、土曜日とも 9:00 として利用環境の改善を図ることとしている。設備関係は、上記の閲覧座席の他、閲覧個室 6 室、グループ学習室 2 室、AV ブース 1 人用 44 ブース、3 人用 6 ブース、資料検索 PC14 台、オンラインデータベース＆CD-ROM 専用検索 PC9 台、利用者自習用 PC139 台、ノート PC 用情報コンセント 180 ケ所、他に FM スタジオ、メディアラボ（映像スタジオ・デジタル編集室）を備えており、良好な環境にある。

③国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

平成 20 年度、他機関との相互貸借等については、他への複写依頼 400 件、貸出依頼 55 件、他からの複写受付 155 件、貸出受付 47 件である。なお、平成 21 年度より埼玉県内大学図書館の学術情報登録、発信システム「SUCRA 埼玉県地域共同リポジトリ」に参加している。

## （4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

### <1> 大学全体

①教育課程の特徴、学生数、教育方法に応じた施設・設備の整備

本学全学部において、1 年から 4 年まで少人数ゼミナールを必修としており、これによる担当教員を FA として指定し、きめ細かな学生指導を行う体制となっている。このための小規模な演習室がゼミ棟に設置されている。さらに外国語、スポーツ、情報関連教育を実施するための専用教室もそれぞれ整備され、専用機器の使用が可能となっている。それ以外の講義科目については、大規模教室から中小規模教室がそれぞれ整備されており、受講生の人数に応じた教室配備が可能となっている（別添資料（VI 施設・設備等）参照）。

②テイーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

テーチング・アシスタント（TA）は、大学院生に授業補助を担当させる制度であるが、制度としてはあるもののまだ実績はない。心理学基礎実験や情報系科目などにおける授業補助を担当させる 3、4 年次生の SA(スチューデント・アシスタント)制度は、設備を使用する実習・演習科目で実際に行われており、その採用に当たっては、全学教務委員会で承認を得ることとなっている。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

教員の研究費については、平成 20 年度からの見直しの結果、一律配分額が減額された一方、科研費など外部資金申請者には一定額を追加交付し、また、科研費申請と同一研究での申請又はそれ以外の研究内容での申請希望者等に対し、学内での特別研究助成費の制度が新たに設けられた。教員の科学研究費補助金の申請数は年々増加傾向にあり、採択数も同様となっている。さらに、出版助成費の補助もなされている。

研究室については、すべての専任教員には専用の研究室が確保されている。助教、助手については、所属する各センター等にそれぞれ専用机が確保されている。

研究専念時間の確保については、本学における教育に関わる教員の負担が増加する一方、入試その他の学内行事や各委員会関連の業務が増加傾向にある中で、研究専念時間の確保は必ずしも容易ではないのが実情である。

<2> **法学部**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

本学の教育の特徴として「少人数教育」を標榜しているが、法学部の教育についていえば、現実には、平成21年度では日本語を除く必修第一、第二外国語のクラスは1クラス当たり平均30.2人（最大42名、最少18名）であり、演習科目についても、基礎演習は最大19人、最少15人、平均16.5人、発展演習Ⅰは、平均15.4人（最大25人、最少4人）、発展演習Ⅱでは、平均15.3人（最大25人、最少3人）と必ずしも少人数とはいえず、双方向・多方向の授業を適切に行うには十分とはいえない状況である。また、民法総則の講義では、平成21年度で5クラスを設置し、1クラス当たり78.4人の講義を行うことができたが、憲法Ⅰは3クラス、刑法Ⅰは2クラスと、憲法、刑法及び民法Ⅰ以外の民法科目といった法学の基幹的科目についても少人数クラスは実現しているとはいえない状況である。

講義室・演習室を学部ごとにみたとき、法学部では50人以下の教室は35室、使用率55.5%である。51～100人教室は3部屋、使用率8.9%、101～200人規模の教室は14部屋、使用率21.9%、201人以上の大教室は4部屋、使用状況は1.7%となっている。教室の使用状況からみるかぎり、大教室の利用は少なく、本学部の教育目標である「ゼミナールを中心とする少人数教育の推進」の趣旨に沿っているといえる。また、法学部の設備として「模擬法廷」を設け、学生が修得した知識等を活用する機会を提供できるようにしている。

②ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

法学部では、SA(スチューデントアシスタント)を活用した授業を情報リテラシーやインターネット特論で行っている。実習科目が少ないため、これら科目以外にはない。その他、学生に対するきめ細かな指導のために、今後は学習支援スタッフの配置も検討する必要があると考えている。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

平成20年度の研究費制度の改正により、従来の個人研究費配分の方式が改められた。平成20年度では、科研費応募による法学部教員による科学研究費補助金申請が11件（うち、新規10件）、採択件数2件、平成21年度では13件（うち、新規12件）件、採択件数1件であった。学内の特別研究助成費については、平成20年度では5件、平成21年度では9件の申請があった。今後は、科研費を申請する教員の増加及び特別研究助成の活用を図ることで研究費の確保を目指す必要がある。

研究室については、各教員に個室が確保されており、特に支障は生じてはいない。法学部として確保されている研究室（個室）は28部屋であり、教員は個室の研究室を提供されている。一人当たりの平均面積は32.0㎡であり、他大学に比べて広い研

究室が確保されているといえる。

研究時間については、学内業務が全学共通の委員会の他、教育方法検討委員会や司法研修室委員会など、法学部独自の委員会業務が増えているため、結果的に研究時間が十分に確保できていないケースも出ている。また、出張講義やオープンキャンパスの回数も増加しているため、特にこれらの授業を担当する教員の負担が大きくなっている。

<3>　**経済学部**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

教育目標を実現するために掲げている少人数教育という本学部における教育の特徴を実践するための方策の一つとして、これまでも特に演習Ⅰ、演習Ⅱについては、履修人数の上限を設けていたが、平成20年度よりは受講学生数の上限を12名と定めている。これに対応して、少人数クラスで利用できるPCゼミ室を設置している。

また基礎的な情報処理教育であるプログラミング論Ⅰ・Ⅱに関しては、社会的なIT環境の変化により、多くの新入生がすでに入学以前に自宅にPC環境を持っていることと、受講時学生の学習環境の統一化を図ることを目的として平成20年度入学生より、それまで実施されていたノートPCの全員必携制を撤廃して、デスクトップPCによる演習室を整備した。

②ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

本学部では、実習系の情報科目にスチューデント・アシスタント（SA）制度を設け、3-4年次の学生による教育支援体制を実施している。この仕組みは、すでに学習した内容について上級生が授業補助を行うことで、教育力、伝達力などを養成することも目的の一つとしている。また、本学では講義・演習の活性化、実社会に対する視点や国際的な視野の育成を目的として、すべての授業において、教員1名につき各学期1回、通年で計2回まで学外からの特別講師の招聘が認められている。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

教員の研究費については、大学の規定に従って支給されている。また、研究室は全教員に各1部屋が確保されている。

<4>　**メディア情報学部**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

メディア情報学部の教育課程では実務能力の開発を重視しており、初年次導入教育から専門機器・設備を活用した授業を行っている。映像・音響メディア分野の実習・演習用設備としては、導入から中級レベルの指導を行う映像スタジオ「メディアラボ」と音声スタジオ「FMスタジオ」がメディアセンターにあり、さらに中級から上級レベル用の専門機材を備えた「メディア工房」（定員15名）がある。デジタル

デザイン分野では、情報リテラシー、システム開発、ネットワーク構築・管理の指導を行うWindows環境の教室（定員50名の教室と定員20名の教室を他学部と共用）と、グラフィックス、アニメーション、DTP、ウェブデザインなどの指導を行うMacintosh環境の教室（定員26名）がある。図書館・アーカイブズ分野では、オンライン情報サービスにかかわる指導は前述のWindows環境の教室を共用して行っており、レファレンス等業務やアーカイブズ関連の実習・演習を行う施設としては「メディア情報実習室」（定員40名）がメディアセンターにある。

学生の自習用の設備としては、メディアセンターにWindows端末とMacintosh端末が計139台ある。また、メディアセンターの映像・音声スタジオは、授業時間以外は学生が所定の手続きを経て利用できるようになっている。

②ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

技術支援を行う組織としてはメディアセンター事務部に情報システム課があり、メディアセンター内の施設に加えて学内の教室のコンピュータ及び視聴覚機器の管理を行っている。ただし、メディア工房は専門教育と密接に関連しているためメディア情報学部が実質的な管理を行っている。

教育支援を行う組織としては情報処理教育センターがある。所属の助教2名が情報処理科目を担当しており、かつ学生の質問に答える体制となっている。メディアセンターでは、学生パソコン相談員によるサービスを提供している。

前述の設備を使用する実習・演習の授業では、全学教務委員会の承認を経て、各科目につき1名のSA（スチューデント・アシスタント）を採用できる。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

本学では各教育職員に所定の個人研究費が年度当初に支給される。また、これとは別に、希望する教員が申請を行い、審査を経て支給を受けることができる特別研究費がある。

学部に所属する教員（専任講師以上の職階にある教員）には個人研究室が与えられている。

大学執行部の方針により、教員は週4日の出校及び週6コマの授業担当が基準とされている。各教員はゼミナールの学生のFA（ファカルティ・アドバイザー）を務めることになっており、ゼミナールの定員は1・2年次が定員18名、3・4年次が定員16名であり、全学年のゼミナールを担当する教員は50～60名の学生の履修・生活指導を行う場合がある。また、20余りの委員会があり、各教員は少なくとも2、多い場合は5の委員会に所属する。

なお、日本学術振興会科学研究費補助金への申請を行った教員には個人研究費増額というインセンティブが提供されている。

<5>　**現代文化学部**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

平成 21 年度より学部改組を行ったことで、教育課程の内容が拡大した。具体的には、スポーツ文化コースの設置と観光関係の科目の増加がある。スポーツ文化コースには実技・実習系の科目が多く、これらの教育を行うために必要な施設や設備、備品の拡充を進めつつあるが、コース履修希望者が予想以上に多いことが確実でクラス　　を増やす必要が生じてきており、この状況にさらに対応する必要が出てきている。

②TA などの教育研究支援体制の整備

観光ホスピタリティコースとスポーツ文化コースの実技・実習系の科目は、TA などの指導スタッフの充実が望まれ、履修者の数が増えれば TA を増やすなどして対応することが必要であり、新規開設科目の状況を細かく点検しながら、早急に手を打っていくことを教務委員会や大学評議会、理事会などで確認している。また、スポーツ文化コースの履修希望者の増加には、担当教員数を増やすことで対応することの必要性も大筋では認められている。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

教員の研究室は講師から教授までは各 1 室が確保されている。研究費も配分の手直しは行われたが維持されていると言える。科研費など外部資金の導入に努めるという方針は全体的にはある程度共有されている。

しかし、研究専念時間は年々減ってきている。それは教育により時間を割く必要が生じてきているということであるが、その原因は、担当授業コマ数の増加、入学してくる学生の学力や向上心が低くなってきており勉学意欲や関心を高めるところから指導する必要が生じていること、大学で学ぶ基礎力をつけるための教育に全教員が関わらなくてはならなくなっていること、入試が多様化し回数も増えたこと、出張授業、地域貢献活動などの新しい業務も増えて来たことなどが原因として挙げられる。また、研究休暇（サバティカル）制度も備わっているが、学部としての教員数が業務量に比して少ないことから、なかなか研究休暇を取る気にならないのが実情である。

<6>　**心理学部**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

豊かな人間理解をもたらす人間学の分野に関しては、講義が中心となるために、施設的にはとりあえず十分であるといえる。一方で本格的な心理学という教育という点では、統計学が必修、実験や検査については必修ではないができるだけ履修するよう指導するなど、実験や検査、あるいは統計処理などの実践的教育の充実を図っている。しかし、現在、心理学実験室としては小教室 3、中教室 1（行動観察室）が設置されているが、心理学実験を多くの学生が受講するには足りず、ゼミ教室などを併用して

いるのが現状である。また、統計学やコンピュータスキルズのための教室も、必ずしも十分とはいえない。

一方、備品等についても、学部教育で利用できる実験機材（各種検査、鏡映描写機器、実験用コンピュータなど）が学生数に比べて不足している。

このように、現時点では実験指導に一定の制約が生じている状況にある。

②ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

これについてはいずれも現状では該当するものがない。来年度から開講される研究法Ⅰ（心理学実験）でステューデントアシスタント(SA)を採用する予定であるが、大学院生ではないため、十分な役割を果たせないおそれがある。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

研究費は、個人研究費（30 万円）と特別研究費（申請後審査有）が設けられている。研究室は個人研究室が確保されている。

研究専念時間の確保については、教員でかなり差がある。学部長、教務委員長、入試委員長などは学務に時間を取られるのが実情である。また、授業も最低 6 コマが求められている上に、実際はそれ以上の 7 コマ、8 コマの教員も存在する。加えて、授業以外の学生指導などにも時間がとられるため、その負担はかなり大きい。臨床心理学分野の教員の場合、大学院教育の負担がかなり大きく、かつ心理カウンセリングセンターでのカウンセリングと院生へのスーパーバイズもこなさねばならず、研究に専念する時間を見出すのさえ困難な教員もいる。

以上のことから、この部分に関しては現状はかなり厳しいといわざるを得ない。

<7> **経済学研究科**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

大学院担当教員は、ほとんどが学部専任教員であり、専有の研究室が提供されている。非常勤教員は、学部兼用の講師控室を使用している。また、大学院生については、専用の研究室があり、その他の施設・設備は学部生のそれに全面的に使用している。

②ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなどの教育研究支援体制の整備

本研究科は教育目標を達成するために徹底した少人数教育を目指しており、この目標はほぼ達成しているといえる。ただし、演習科目では、特定の分野に偏ることが多く、相対的に多くの学生を抱える演習指導教員がいる一方、受け入れ学生がゼロの演習が少なくない。本研究科を担当する教務課職員が 1 人いる他、必要に応じて他の職員も研究科全般にわたる業務等に携わっている。メディアセンター職員は、システム及び学術情報について教員の研究をサポートしている。院生の中から TA を募集する制度はあるが、本研究科では今まで利用実績はない。また、RA の制度とし

て設けられているが、実績はない。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

大学院担当教員に対する研究費は 80,000 円、大学院生を研究指導のための特別の研究室はない。学部担当教員の最低コマ数は 6 コマであるのに対して、大学院担当教員の場合は、1 コマ（講義担当）又は 2 コマ（講義・演習担当）以上が上乗せされる。したがって、研究時間の確保は十分とは言えない状況である。

**<8> 現代情報文化研究科**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

大学院担当の教員は、ほぼすべて学部の専任教員であり、研究室を持っている。大学院生については、講義棟 5 階に大学院室があり、現在すべての院生が机を利用できる状態にあり、実際に、利用されている。また、備品については、毎年、独自の予算が組まれており、必要なものを買い足している。

②ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなどの教育研究支援体制の整備

特に、外国人留学生のために日本人の院生の中からティーチング・アシスタント(TA)を募集するという制度を設けている。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

大学院担当教員の研究費は、一人 80,000 円である。大学院のコマ負担は、学部での 6 コマに上乗せされる。先端的な教育研究を行うには、研究時間の確保は十分ではない。

**<9> 心理学研究科**

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

本研究科のうち臨床心理学専攻は、臨床心理資格取得のため内部（学内）及び外部（学外）実習が義務付けられている。このため実習施設を持つ大学院は、第一種指定校とされ、それを持たない大学院と差別化されている。本研究科は、心理カウンセリングセンターを持ち、第一種に指定されている。また大学院担当教員は、ほとんどが学部専任教員であり、専有の研究室が提供されている。非常勤教員は、学部兼用の講師控室を使用している。また、大学院生については専用の研究室（院生研究室）があり、メディアセンター（図書館）とは別に書架を持ち、またパソコン数台を有している。そこで使われるソフトも毎年予算手当てされており、研究に適した十分な環境にあるといえる。

②ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなの教育研究支援体制の整備

本研究科を担当する教務課職員が 1 人いる他、必要に応じて他の職員も研究科全般にわたる業務等に携わっている。また、メディアセンター職員は、システム及び学術

情報について教員の研究をサポートしている。院生の中から TA を募集する制度があり、また RA は、制度として設けられているが、本年度は本研究科の開設年度であり、現時点では実績はない。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

大学院担当教員に対する研究費は通常研究費に 80,000 円上乗せされる。大学院生の研究指導のための特別の研究室はない（通常は、自室使用）。学部担当教員の最低コマ数は 6 コマであるのに対して、大学院担当教員の場合は、1 コマ（講義担当）又は 2 コマ（講義・演習担当）以上が上乗せされる。したがって、研究時間の確保は十分とは言えない状況である。

**(5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか**

<1>　**大学全体**

①研究倫理に関する学内規定の整備状況

大学全体にかかわる研究倫理規定はまだ整備されていないが、大学院心理学研究科においては、平成22年度に「駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程」を策定する運びとなっている。

②研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

上記の規程においては、大学院心理学研究科臨床心理専攻内に心理学研究科長を責任者とする臨床心理学専攻倫理審査委員会を置く予定である。

## 2. 点検・評価

**①効果が上がっている事項(優れている事項)**

(1)教育研究環境の整備

各建物のバリアフリー化として、自動ドア及びスロープの設置工事を平成 17・18 年に積極的に行った。また近年、屋外運動施設への積極的な取り組みを行っており、体育授業の充実及び運動部の大会における好成績につながっている。

(2)校地・校舎及び施設・設備

学生寮の食堂を寮生以外にも開放しているため、朝食や夕食を学内で摂ることができる。特に夕食時は 20 時まで開いているため、運動部の学生が部活動後に利用することができる。

環境に対して平成 20 年より、大学全体での省エネに関して、積極的な取り組みを行っており、節電・節水効果の高い設備への更新を検討・実行している。

(3)図書館、学術情報サービス

メディアセンターの資料の収集に当たっては、各学部の委員で構成されたメディアセンター委員会を設置し、委員を仲介して、専任教員より、図書や視聴覚資料等の収

集希望リストの提出を受けるシステムが定着している。また、職員による、新聞書評などによる選書も行われている。

(4)教育研究等を支援する環境や条件

<1>　**大学全体**

平成 21 年度 4 月からのメデイア情報学部、現代文化学部の改組と心理学部新設に伴い、これら学部では新たなカリキュラムによる教育体制がスタートした。また、法学部においても、同時期から新カリキュラムに基づく教育方針が示されることとなった。この新たな体制により、各学部ではそれぞれが目指す教育効果を挙げることが期待されている。教員の研究費については、上記のとおり、全学的に外部資金導入の動きに呼応して科研費申請件数、採択件数も増加傾向にある。

<2>　**法学部**

民法総則（民法Ｉ）では、講義課目で少人数クラスがほぼ実現しており、担当教員によるきめ細かい指導を行える体制が整っているといえる。また、研究室については、個々の教員に個室が確保され、研究環境は良好であるといえる。

<3>　**経済学部**

本学部では、開設以来情報教育には力を入れてきたが、平成10年度より実施していたノートPCの必携制を前述のとおり撤廃することとなったが、これに伴ってPC教室の整備を進めている。平成20年度入学生の年次進行に合わせて、ノートPC用実習教室をデスクトップPC設置に変更し、またPC設置のゼミ教室も増設している。

また、既に本学部の教育の特徴ともなっているアウト・キャンパス・スタディについても、更なる教育環境の整備が進んでいる。「インターンシップA・B」「キャリアディベロップメント」「キャリアマネジメント」「経済Today」「経済と社会」など、多くの科目で地域からの教育支援体制として飯能市、入間市の地域企業経営者を始め社会人講師の招聘を行うなどの学生教育における連携に努めている。また、金融系科目を擁する経済学部独自の企画として、地元金融機関である飯能信用金庫による寄付講座「金融Today」など特徴ある授業を設けている。

<4>　**メディア情報学部**

施設・設備の整備については、メディア情報学部の専門教育が本格的に始まるのは平成22年度からであり、この段階で点検・評価を行うことは難しい。しかし、メディア工房を利用した授業から、外部コンテストでグランプリを獲得する作品が制作されるなど、教育効果が期待できる。

教育研究支援体制については、SA制度は有効に機能しており、多くの実務系実習・演習で活用されている。

教員の研究費は安定して支給されており、研究室も適正な環境が保たれている。また、個人研究費増額というインセンティブにより、科学研究費補助金への申請・採択

件数は増加している。

<5> **現代文化学部**

この部分は大学全体の問題であり、学部単独の事項では特にない。

<6> **心理学部**

この部分は大学全体の問題であり、学部単独の事項では特にない。また、設置1年の段階であり、効果の十分な検証は困難である。

<7> **経済学研究科**

特になし。

<8> **現代情報文化研究科**

大学院生向けの研究室は、よく利用されている。

<9> **心理学研究科**

大学院生研究室の利用度は高い。パソコン数台及び研究室専用書架が用意されており、討論用デスク・白板等もよく活用されている。

**②改善すべき事項**

(1)教育研究環境の整備

空調設備に関して、大学会館以外の建物は、開学時からの設備を使用しており、今後省エネ化も考慮した、設備の更新について検討することとしたい。屋外の体育設備では野球場、ゴルフ練習場の施設に関しても老朽化が進んでおり、財源措置を含めてリニューアルについて検討することとしたい。

(2)校地・校舎及び施設・設備

近隣に飲食店・売店が少なく、大半の学生がキャンパス内で食事を摂っている。食堂は 2 業者が入っており、フロアー毎にメニュー構成を変えているが、学生からは、バラエティーに欠け、選択肢が乏しいとの指摘がある。

また、大学設置後 20 数年が経過しており、設備及び備品類の老朽化も目立ち始めている。特にトイレに関しては、今後大規模なリニュアルが必要と考えている。教室や食堂の備品類に関しても、入れ替えが必要な時期に来ているものがあるため、今後検討を進めていくこととしている。

(3)図書館、学術情報サービス

図書の貸出件数（法科大学院を除く）は、在学生数の減少を考慮しても、平成 18 年度 33,114 冊から平成 20 年度 27,255 冊へ、在籍学生一人当たりの貸出冊数も平成 18 年度 7.8 冊から平成 20 年度 7.1 冊へと漸減傾向にあるので、図書利用の促進に取り組んでまいりたい。

(4)教育研究等を支援する環境や条件

<1> **大学全体**

本学の教育における学生の満足度を高めるため、さらなる授業改善への工夫を行う

ことが課題である。中でも、初年次演習のあり方については、各学部において授業改善のためのさまざまな努力がなされているところであり、今後さらにその努力を継続する。

<2>　**法学部**

民法総則以外の講義科目のうちのクラス指定講義科目では、多人数の講義を余議なくされ、少人数教育を行う環境にあるとはいえない。1年から4年までの演習をすべて必修科目とし、かつこれらを専任教員で担当することとしたため、演習授業の受講生が増え、本学少人数教育の中核である演習で必ずしも少人数教育が実現しているとはいえない。

教員の委員会負担や出張講義等の入試業務が増加する傾向にあり、法学部としてより一層の効率化が必要である。

<3>　**経済学部**

地域との連携により実現した学習環境であるが、決して十分な学生が履修しているわけではない。例えば平成21年度における寄付講座「金融Today」の履修は69名である。地元金融機関に勤務する講師陣による貴重な講義であり、金融分野を目指す学生に限らず、さらに多くの学生の履修を推進したい。

<4>　**メディア情報学部**

施設・設備の整備については、希望者の多い映像・音響メディアコースを優先したため、専門教育が本格化する平成23年度に向けてデジタルデザインコースと図書館・アーカイブズコースの教育環境の充実が喫緊の課題となっている。映像スタジオとFMスタジオについては、設置から10年以上が経過しており、設備・備品の補修・改修の検討が必要となっている。さらに、メディアセンターの自習環境については、Macintosh端末が全体の1割程度にとどまっており、全学部におけるメディア情報学部の収容定員の比率を考えると、必ずしも十分な自習環境が確保できているとは言えない。

教育研究支援体制の整備については､技術的な面で十分な体制が構築されておらず､教員の教育研究の制約になっている。

教員の研究専念時間の確保は十分とは言えない。全体に教育・学内諸業務の負荷が大きい状態が続いており、特に一部の教員には過重な負荷がかかっている。入試広報業務等で授業のない土曜日に出校したり自宅で学務関連業務を行ったりすることが多い一部の教員については、学部長の判断で出校日を週3日としているが、状況の改善にはつながっていない。

<5>　**現代文化学部**

新教育課程が始まってからまだ間がなく、いろいろ準備はしているものの、実際に学年進行が進まないと、まだまだ教育のための設備・備品などが十分か、指導・支援

スタッフがさらに必要かなど、不確かな部分が大きい。全体予算が限られている中で、どこまで新教育課程運営のために充てられるかにも不安がある。教育の質の低下を招かないように、迅速かつ十分な対応が必要である。

また、教員の研究専念時間は減少の一途を辿っており、その確保に苦慮しているというのが実情である。そのための組織的な対応・改革も急務である。

<6> **心理学部**

上に述べたように改善すべき点は多々ある。しかし、設備、備品の改善、あるいは研究条件の改善も大学全体の問題であり、学部の努力で改善できる点は少ない。

<7> **経済学研究科**

施設・設備については、大学院生用の PC・マルチメディア教室、自習室、読書室、研究指導・ゼミ室等を整備する方向で FS を行う。支援体制については、研究支援職員は少なく、教員の個別の支援にまでは至っていない。TA 及び RA 制度は、大学院生にとっても学習面でも役に立つし、そのインセンティブにもなると考えられるので、今後は制度の積極的活用を検討する予定である。

<8> **現代情報文化研究科**

学生が選択する基礎的科目を担当する教員に負担が集中しがちであるので、負担の公平に配慮したい。

<9> **心理学研究科**

施設・設備については、各個人別のパソコンの設置など、大学院生用の研究指導・ゼミ室等のより一層の整備が望まれる。支援体制については、各ゼミ教員が当たり、又全体的対応は研究科長が当っている。TA 及び RA 制度は、大学院生にとっても学習面でも役に立つし、そのインセンティブにもなると考えられるので、今後、更に制度を積極的に活用する検討がなされている。

## 3. 将来に向けた発展方策

(1)教育研究環境の整備

運動施設充実を目的とした建物の建設計画として、武道場・第 2 体育館・屋内プール施設の建設を予定している。運動施設以外の計画としては、予ねてより講堂の建設が計画としてある。既存建物の改修計画としては、コンピューター教室の増設、視聴覚機能の充実した教室の改造を今後計画している。

(2)校地・校舎及び施設・設備

今後も学生に対するアンケートを毎年実施し、学生の意向を取り入れた改善に努める。食堂のメニューがバラエティーに欠けるという点については、定期的な業者の見直し以外にも、ファーストフード店やコンビニエンス・ストアーの誘致等も視野に対応を進めたい。

学生が直接使用する、設備や備品に関しても、満足度の充実を図って計画・更新を行い、より快適な学校生活を送れるように、大学として努めていく。

(3)図書館、学術情報サービス

視聴覚資料やコンピュータ端末の利用に比して、図書資料の利用が低調である。図書展示や図書配置の工夫等を通じて読書へのアクセス機会を増やすとともに、学生が利用しやすい館内環境を整える。また、指定図書制度等の実態分析を通じて基本図書の利用改善を図る予定である。

(4)教育研究等を支援する環境や条件

<1> **大学全体**

5 学部体制の下での新たな教育方針を一層推進するとともに、学生が本学での教育に真に満足し、充実した学生生活を送ることができるような学習環境の構築が必要であると考えている。そのためには、さらなるカリキュラムの見直しや一層の授業改善、FA によるきめ細かな学生指導を行うことが求められている。研究環境に関しては、引き続き科研費申請の促進を図るとともに特別研究助成費の充実を図っていく。

<2> **法学部**

法学部としては、平成 21 年度に新カリキュラムを実施しているが、カリキュラムの趣旨をさらに実現するため、設置コマ数やカリキュラムの見直し、非常勤講師の活用に向けた取組を進めていく。

<3> **経済学部**

本学部では、平成26年度までに現在の35名の教員数を29名とする減員計画を進めている。これに対応して、研究教育内容の維持・向上を図るためには環境の見直しと整備を進めていく予定である。

<4> **メディア情報学部**

施設・設備の整備については、平成22年度に向けて、デジタルデザインコースのための実習教室にMacintosh端末を増やし、メディア情報実習室にプロジェクターを設置するなどの部分的な拡張を行った。3・4年次の専門教育が始まる平成24年度に向けて、専門教育のための教育環境を整えるべく計画を策定している。映像スタジオとFMスタジオについても、平成22年度中に設備・備品の補修・改修の検討を始めたい。メディアセンターの自習環境についても、Macintosh端末の増設を検討したい。

教育研究支援体制の整備については、現状で妙案はないが、改善の方策を検討する。

教員の研究専念時間の確保は、やはり現状で妙案はないが、業務の合理化を進めると同時に、業務管理を一元化して負担の平均化を図るなどに努めたい。

<5> **現代文化学部**

改編後 1 年の段階であり、将来についての議論を行う段階ではない。

<6> **心理学部**

設置後 1 年の段階であり、将来についての議論を行う段階ではないが、上に述べた改善点を機会があるごとに大学執行部と協議し改善するよう努めたい。

<7> **経済学研究科**

前述 2. ②の改善すべき事項の実現化にできるだけ早急に取り組んでいきたい。

<8> **現代情報文化研究科**

法情報文化専攻の性格とあり方を明確にする中で、教育研究の先端化と負担を見直していきたい。文化情報学専攻においては、観光情報分野について、学部改編により基礎学部が現代文化学部に移ったため、学部、大学院の連携が困難になった面があり、今後の検討課題として取り組んでいきたい。

<9> **心理学研究科**

研究科所属教員全員で、前述 2. ②の改善すべき事項の実現化にできるだけ早急に取り組んでいきたい。

## 4. 根拠資料

資料1－「校地の現況」（大学基礎データ 表36）

資料2－「主要施設の概況」（大学基礎データ 表36-2）

資料3－「図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」（大学基礎データ 表41）

資料4－『平成20年度学術情報基盤実態調査結果報告』文部科学省研究振興局情報課, 2009, pp.10-11

資料5－「学生閲覧室等」（大学基礎データ 表43）

資料6－「図書館利用状況」（大学基礎データ 表42）

資料7－「駿河台メディアセンター　利用案内」（2009、p.18）

資料8－「SUCRA　埼玉県地域共同リポジトリ」埼玉県大学・短期大学図書館協議会

資料9－「学部・研究科ごとの規模別講義室・演習室使用状況一覧表」(大学基礎データ 表40）

資料10－「学部・研究科ごとの講義室、演習室の面積・規模」（大学基礎データ 表37）

資料11－「学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模」（大学基礎データ 表38）

資料12－「科学研究費の採択状況」（大学基礎データ 表33）

資料13－「教員研究室」（大学基礎データ 表35）

# Ⅷ. 社会連携・社会貢献

**〈方針〉**

大学は、その知的資源をもって社会に貢献することが期待されている。本学は、地域と社会に開かれた大学を目指して様々な活動に取り組んでおり、今後更に積極的に進める。

1. 地域・社会との連携及び交流の推進

社会との連携や交流に配慮し、広く社会に貢献している。

国や地方公共団体の政策形成等に貢献している。

2. 生涯学習の推進

地域の公共団体との共催、あるいは後援の多彩な公開講座の開催を行っている。今後は生涯学習として更に充実させていく。

大学の施設開放は、大学の教室、メディアセンター、各種スポーツ施設などで行っている。今後とも進める。

## 1. 現状の説明

### （1）社会との連携・協力に関する方針を定めているか

①産・学・官等との連携の方針の明示

学則において「徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と合わせて人類・社会の発展に寄与することを目的とする」(第 1 条)とされ、更に第 3 条 2 項、各学部の教育研究目的において、法学部では「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材の養成」を、経済学部においては「経済の専門知識と共に国際感覚とコミュニケーション能力を備えた国際的経済人並びに経営学及び情報に関する諸理論と諸技術を駆使した経営人の養成、更には地域社会の中核として諸活動を担う人材の養成」、メディア情報学部は「デジタル情報技術の進展により増大化する情報資源と多様な情報ニーズを持つ利用者との間に位置し、各種メディアに精通しその特性を最大限に活用して情報の精算・流通・蓄積・再利用を実践する能力を備え、情報社会の中で活躍する人材の養成」、現代文化学部では「比較文化・観光ホスピタリティ・スポーツ文化の各履修コースを通じて、世界の多様な文化を自らの文化と比較対照して学び、いろいろな立場で国際交流に貢献する人材、世界各地の地域文化を観光を通じて学ぶ方法を身につけ観光分野で活躍する人材、スポーツ文化を理解し、地域のスポーツ交流を推進する人材を養成」、心理学部においては「心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養、十分な社会的スキルを修得し、現代社会が抱える諸

問題の解決と社会の発展に貢献できる人材の養成」としている。また、大学として社会貢献や地域貢献を実行すべき組織として「駿河台大学地域ネットワーク推進支援室」を設置し、駿河台大学地域ネットワーク推進支援室規程において、「支援室は、本学と地方公共団体、地域産業界、地域市民団体などとの連携協力によって行われる諸活動が、円滑かつ活発に推進されるよう、本学と地方公共団体などとの連絡・協力について調整し、もって地域と共に生きる大学としての本学の社会貢献の推進を円滑に実施する」（第 2 条）ことを目的とすると明示されている。このことは、本学が社会・地域貢献を教育活動の中核として位置付け、積極的に社会貢献・地域貢献を推進してことを大学の社会的使命としていることを表している。

②地域社会・国際社会への協力方針の明示

大学の施設・設備を地域社会への開放は進んでいる。学園祭である駿輝祭を市民に開放しているほかにも、毎週土曜日の公開講座などで、市民の来校は非常に多い。施設では、メディアセンターは地域住民の方々も登録（有料）することにより利用できるほか、講義教室、スポーツ施設などの外部への貸し出しも行っている。

本学教員が大学周辺地域の自治体、居住している地域の自治体の要請を受けて、各種委員を引き受けたり、研修会の講師を務めたりしており、全体として自治体の政策決定に大きな貢献をしていると評価できる。

## （2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

①教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

本学は、開学当初より地域社会に開かれた大学を目指していた。したがって、当初より公開講座や公開講演会を実施し、教育研究上の成果を市民に還元するとともに、生涯学習の要望に応えるように努めてきた。

本学では、公開講座の目的として、「社会人の教養、知識を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する」(学則 54 条)と定めている。

公開講座には以下にあげるものがある。

1）彩・ふるさと喜楽学講座

本学の所在地である飯能市との共催により、多彩な顔を持つ「飯能」を総合的な見地から「科学」する新しい地域学講座として「飯能学」としてスタートした。飯能市在住の識者、芸術家をも講師に迎えることにより、講座内容や講師の顔触れが多彩であった。更に入間市からも協力を得ることによって、飯能市・入間市・本学三者による共催講座として「彩・ふるさと喜樂学」が開始された。平成 20 年度から所沢市の後援もいただいている。

運営は、企画広報委員会が、講義内容、講師編成、開催時期などの検討を行っている。講師は本学教員、及び各市に推薦いただいた市内の著名人である。

開催は、春期 10 回、秋期 10 回の通年 20 回の開催で、参加費として各期 1000 円を徴収している。申し込み数は 500 名を超える。実際の各回の受講者は 300 名を超える数値である。

2）市民大学講座

年間 4 テーマを開設している。テーマごとに喜楽学講座よりは専門性を持たせた講座である。 1 テーマ 4 回の講義からなる。全講座実施時間を 110 分で設定。講義時間 90 分、質疑応答時間最大 20 分とする。テーマによって参加者は変わるが、150 名～250 名程度である。

3）楽しく学ぶ英語講座

年間 4 回、各回 2 日の日程で行う。参加者は概ね 30～40 名である。各回テーマは変わる。

4）その他

・オペラ鑑賞、・スポーツ講座、・加治丘陵自然観察などの講座がある。

②学外組織との連携協力による教育研究の推進

1）地域インターンシップ

インターンシップは特に地域型のインターンシップ「インターンシップⅠ」と学生によるリサーチ型のインターンシップ「インターンシップⅡ」が設けられている。「インターンシップⅠ」では、地域企業における 2 週間の就業体験、「インターンシップⅡ」では「輝け飯能プランニングコンテスト」において地域活性化プランを作成し、プレゼンテーションを実施している。

2）飯能信用金庫との地域活性化協定の締結と活動

地元金融機関である飯能信用金庫との間で地域活性化に関する協定を締結し、駿大・飯信産学連携事業協議会を毎月開催し、地域活性化講演会、輝け飯能プランニングコンテスト、商店街消費動向調査等の事業を行い、更に寄付講座「金融 TODAY」を経済学部で実施している。

3）入間市との包括協定に基づく入間活性化事業

入間市との街づくりに関する包括協定に基づき、入間市のお祭り、商店街事業、公民館における通学合宿支援、児童館における子供ボランティア、保育ボランティア、初級パソコン講座、豊岡小学校におけるパソコン授業サポート、更には、地元ケーブルテレビの番組制作、FM 局の番組制作を学生参加により実現している。また、活動拠点となる「駿大ふれあいハウス」においては、子供パソコンクラブ、豊岡プチ大学と称して、市民のための講座を開講している。

4）飯能市との「森林環境プロジェクト実施に関する協定書」に基づいた活動

飯能市が所有する市有林約 2ha を「駿大の森」として、100 年間に亘り無償提供され、森林再生、森林保全を大学が行うとの内容を軸とした森林環境協定を締結し、「森

林文化」「森林文化実習」（各 2 単位）の授業において、1100 本の広葉樹の苗木を植林し、その後、下草刈りや間伐などの森林保全に取り組んでいる。また、キャンパス内の 15ha の「駿大の里山」においては、里山復元を行っており、これらの活動には飯能市から派遣される「森の番人」、市民サポータ、「駿大・地域フォーラム」の支援を受け、共同作業を展開している。この活動は、地元聖望学園高校、自由の森学園と共同で実施するとともに、公立中学校、小学校の学校林活動に「駿大の里山」をフィールドとして提供している。

5）駿大・地域フォーラム

平成 13 年度に結成された地域企業家、市会議員、市民及び本学教職員、総勢 42 名からなる地域活性化を目指す団体であり、地域人講師団派遣、地域インターンシップ、まちづくり活動等を実施している。地域人講師団派遣では「経済 TODAY」における講師派遣を行い、地域インターンシップにおいても参加企業開拓や事前指導などを担当している。活動報告として毎年会報「駿大・地域フォーラム」を発刊している。

6）元気な入間ものづくりネットワーク

入間市における産官学連携の試みである「元気な入間ものづくりネットワーク」に地域担当副学長が参加し、平成 16 年度から開始された「埼玉県西部地域産業技術展示交流会（コアリッション）」にも展示参加している。

7）埼玉県西部地域雇用促進協議会

埼玉県西部地域にキャンパスを持つ西武文理大学、武蔵野学院大学、尚美学園大学、城西大学と本学で埼玉県西部地域雇用促進協議会を立ち上げ、「地域の大学から、地域の企業へ」のスローガンの下で、地元行政、商工会議所、青年会議所の協賛を得て「埼玉県西部地域合同企業説明会」を年 2 回実施している。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

学則更には各学部教育研究目的、駿大地域ネットワーク推進支援室規程において社会貢献や地域貢献を積極的に展開することを明示しており、全体としては教育や研究を社会貢献や地域貢献に反映させようとの理念を有している。また、地元行政、産業界との間で協定に基づいた事業を展開しており、人事交流（地域人講師）も行っている。更に、協定に基づく事業に、学生が積極的に関与し、そうした活動に単位を認定している。つまり、社会貢献や地域貢献が、大学の教育を展開するカリキュラムに位置付けられていること、地域が大学生を受け入れ、大学を支援する体制があること、地域における小学校から高校まで、そして市民を含めた異年齢間の活動として展開が開始されていること等の本学の地域貢献活動は、これまで採択された現代 GP である「学生参加による入間活性化プロジェクト」「地域とゼミによる総合的キャリア教育」

「『駿大の森』百年協定に基づく飯能活性化 - 森林文化都市構築支援プロジェクト」の基礎をなす活動となっており、また、それらの事業を推進する母体にもなっている。

②改善すべき事項

社会貢献や地域貢献のあり方において、まだ理念的にはあいまいな点もある。更に、明確に教育目標となっている学部もあるが、必ずしも明確になっていない学部もある。

現代 GP を基礎づけ、その事業推進の中心的役割を果たしてきた地域貢献の組織は、現代 GP の補助期間を終了し、推進中には位置づけが明確であった各組織が、必ずしも大学内での位置づけが明確ではないものもあり、今後組織的な位置づけを明確にしていく。

## ３．将来に向けた発展方策

大学として社会貢献、地域貢献をどのように大学の目的に組み込んでいくのかを検討し、学則などに明記することを検討したい。更に、地域との関係で成立している諸団体、組織について大学において「駿大地域ネットワーク推進支援室」の下で統括するような体制づくりを進めていきたい。

## ４．根拠資料

資料1－「地域インターンシップ」参加状況

資料2－「いるプロ」単位履修者、「おとうろう祭り」参加学生数

資料3－「金融TODAY」履修者数

資料4－「森林文化」「森林文化実習」履修者数

資料5－「埼玉県西部地域企業合同説明会」参加企業・学生数

資料6－「地域委員会活動」

資料 1　「地域インターンシップ」参加状況

| 区　　分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 企業・団体数 | 21 | 29 | 35 | 27 |
| 参加学生数 | 52 | 63 | 68 | 58 |

資料 2

「いるプロ」単位取得者数

| 科目名 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 総計 |
|---|---|---|---|---|---|
| まちづくり実践 | 28 | 52 | 35 | 42 | 157 |
| インターンシップⅡ | 32 | 75 | 59 | 37 | 203 |
| 総計 | 60 | 127 | 94 | 79 | 360 |

「おとうろう祭り」参加学生数

| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 総計 |
|---|---|---|---|---|
| 90 | 106 | 140 | 119 | 455 |

資料 3「金融 TODAY」履修者数

| 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---|---|
| 23 | 69 |

資料 4「森林文化」「森林文化実習」履修者数

| 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---|---|
| 128 | 97 |

資料 5　「埼玉県西部地域企業合同説明会」参加企業・学生数

| 区　分 | 第 1 回(H18.10.25) | 第 2 回（H19.6.29） | 第 3 回(H19.11.26) | 第 4 回（H20.5.26） | 第 5 回(H20.10.29) |
|---|---|---|---|---|---|
| 企業数 | 37 | 57 | 71 | 75 | 67 |
| 学生数 | 160 | 276 | 252 | 248 | 294 |
| 本学学生 | 95 | 113 | 135 | 69 | 81 |

資料 6　地域委員会活動

| 教員名 | 学　部 | 地域活動や審議委員会名など |
|---|---|---|
| 秋池　宏美 | 法 | 飯能高等学校学校評議会委員 |
| | | 飯能高等学校学校懇話会委員 |
| | | 飯能市廃棄物減量推進審議会委員 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 入間 GP、豊岡プチ大学講師（11 月 18 日、25 日） |
| | | 日本バプテスト連盟所沢キリスト教会協力牧師 |
| 太田　幸夫 | 法 | 飯能市法律相談員 |
| | | 埼玉医科大学国際医療センターIRB 委員 |
| | | 医療紛争相談センター調停委員（医事紛争研究会） |
| 大録　英一 | 法 | 飯能市入札監視委員会委員長 |
| 熊田　俊郎 | 法 | 飯能市都市計画審議会委員 |
| | | 飯能市公共事業評価監視委員会委員 |
| | | 飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員 |
| 倉島　安司 | 法 | 飯能市行政改革推進委員会　委員 |
| | | 日高市情報公開・個人情報保護審査会　委員 |
| | | 埼玉西部広域事務組合　情報公開及び個人情報保護運営審議会委員 |
| 黒田　基樹 | 法 | 横須賀市史古代中世部会専門委員 |
| | | 埼玉県史料叢書調査委員 |
| 竹内　俊雄 | 法 | 飯能市無料法律相談 |
| | | 埼玉県公益法人認定等審議会会長 |
| 吉田　恒雄 | 法 | NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク（オレンジリボンキャンペーン） |
| 秋山　洋子 | 経済 | 飯能市男女共同参画　推進会議委員 |
| | | 所沢市男女共同参画　苦情処理専門委員 |
| 池野　秀弘 | 経済 | 飯能市入札監視委員会委員 |
| 市川　紀子 | 経済 | 輝け！飯能プランニングコンテスト審査員 |
| 伊藤　雅道 | 経済 | 希少野生動植物種保存推進員（環境省） |
| | | 飯能市環境審議会委員 |
| | | 天覧山谷津の里づくりプロジェクト会議委員 |
| 大森　一宏 | 経済 | 愛知県史編さん　特別調査委員 |
| 狩谷　求 | 経済 | 駿大地域フォーラム　会員 |
| | | 駿大・飯信産学連携事業協議会　委員 |
| | | 第三回輝け！飯能プラニングコンテスト審査員 |
| 高垣　行男 | 経済 | 相模原市　企業立地審査会委員 |
| 田中　友義 | 経済 | 飯能市行政改革推進委員会会長 |
| 南林　さえ子 | 経済 | 飯能市環境審議会委員 |
| | | 飯能市情報公開及び個人情報保護審査会委員 |

| | | |
|---|---|---|
| | | はんのう市民環境会議運営委員 |
| 野田　裕康 | 経済 | 駿大地域フォーラム　会員 |
| 土方　幹夫 | 経済 | 入間川筋文化ネットワーク代表 |
| | | 新浮水辺の会（NPO 法人）理事 |
| | | 海の駅街創り委員会代表 |
| | | 県川の更生事業、カワガキ育成塾スタッフ |
| | | 大森の池環境祭りスタッフ |
| | | NPO,難病のこども支援ネットワークスタッフ |
| 鎗田　英三 | 経済 | 入間市情報公開・個人情報保護審査会委員 |
| | | 埼玉県西部地域企業合同説明会運営委員 |
| | | 駿大地域フォーラム運営委員 |
| | | 飯能プランニングコンテスト審査委員 |
| | | 産学連携委員会委員 |
| | | 学生参加による入間活性化プロジェクト実行委員長 |
| 吉住　知文 | 経済 | 飯能市民環境会議会員 |
| | | 駿大地域フォーラム会員 |
| | | 埼玉県立朝霞西高等学校評議員 |
| 渡辺　裕子 | 経済 | 横浜市個人情報保護第三者評価委員会委員 |
| 野村　正弘 | メディア情報 | 飯能市立加治東小学校学校評議員 |
| 波多野　宏之 | メディア情報 | 飯能市郷土館協議会委員 |
| | | 飯能市図書館協議会委員 |
| 天野　宏司 | 現代文化 | 秩父サイクルトレイン実行委員 |
| | | 福生市文化財調査委員会指導者 |
| 大貫　秀明 | 現代文化 | 埼玉県高等学校体育連盟ダンスコンクール審査委員 |
| | | 入間市教育委員会生涯学習課＋文化庁「文化芸術による創造のまち」支援事業　講師 |
| | | 神奈川県立青少年センター舞台芸術部ダンス審査委員 |
| 狐塚　賢一郎 | 現代文化 | 飯能市健康・体力づくり市民会議 |
| 長谷川　順一郎 | 現代文化 | 長野県観光部「信州おもてなしカレッジ」講師 |
| 平井　純子 | 現代文化 | しれとこ 100 平方メートル運動推進関東支部・役員 |
| 福永　昭 | 現代文化 | 飯能市エコツーリズム推進協議会 |
| | | 飯能市エコツーリズムセンター設立準備委員会 |
| | | 飯能市の観光を考える懇談会 |

| | | |
|---|---|---|
| P.F.McCarthy | 現代文化 | 京都創生百人委員会メンバー |
| | | 教会運営委員会メンバー |
| | | 福岡ユネスコ協会メンバー |
| 吉田　邦久 | 現代文化 | 駿大ふれあいハウス代表 |
| | | 駿大地域フォーラム会員 |
| | | 入間市環境審議委員 |
| | | 入間市環境アドバイザー |
| 吉野　貴順 | 現代文化 | 江東区城東老人福祉センター　自悠大学講演（平成 20 年 10 月 30 日） |
| 原　聰 | 心理 | 中心市街地活性化に係る合意形成事業協議会委員 |
| | | 駿大・飯信産学連携事業協議会 |
| | | 西川材ﾌｪｱ実行委員会 |
| 星川　熙 | 心理 | 就労支援のための中級パソコン講座講師（入間) |
| 門馬　幸夫 | 心理 | 東日本部落解放研究所（東京・台東区）理事 |

# Ⅸ. 管理運営・財務

**〈方針〉**

本学の理念・目的・教育目標を実現し、大学の社会的役割を果たしつつ発展するために、大学及び法人の運営組織がそれぞれの果たすべき役割を明確にし、有機的な関係を築き、効率的合意形成を図ることが本学の運営管理の目標である。本学は、大学及び法人に関する規程を整備し、明文化した規定に基づく公正な運営を行う。

大学の運営では、学部について、各学部の教育目標に沿って独自の発展を図るために、学部教授会規程を定め、学部の運営を行っている。

法人は、大学の自立的な教育研究推進のための財政その他の経済基盤を十全のものとすることを目的とする。法人は、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づいて運営される。

法人の設置する学校の教育を統括するために総長を置き、法人業務のうち、理事長から学長へ立案を委託される業務（寄附行為施行規則第 6 条に定める）、その他大学を運営していく上で必要な事項など、大学・法人の両者に関わる業務については、総長が議長を務め学長、副学長と理事長、常任理事、事務局長、大学審議役、関係事務部長で構成する大学運営会議で審議し、法人と大学との関係を円滑にし、効率化を図る意味で重要な位置を占めている。

本学は、教育研究を円滑かつ効率的に行うため、適切な事務組織を設け、その公正で合理的な運営により、大学の理念・目的の達成に資することを目標とする。また、事務職員の意欲・資質の向上を図るため、適正な方策を実施する。

本学は、その理念・目的・教育目標に沿って、教育研究の水準を維持向上させるため、財政目標を設定し、それに基づいて財政計画を立てる。財政計画では、毎年度の収支の均衡を図り、将来の施設設備の需要への財政基盤を確保することが目標である。収入面では、学生生徒納付金に過度に依存しないよう、その他の財源を確保する。支出面では、教育研究経費の伸びをある程度見込み、管理経費や人件費の削減を行う。

予算編成に当たっては、積極的な教育活動や研究活動に重点配分を行うなど、教育研究活動を活性化する観点を重視する。

**【管理運営】**

**1. 現状の説明**

**（1）大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか**

①中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

中・長期的な大学運営方針を定める上で、大学運営会議があり、構成メンバーとして総長、理事長、学長、法人局長、教員理事、副学長（4名）大学審議役及び総務

部長・財務部長・学務部長が出席の下、毎月開催されている。

大学を取り巻く環境の変化に伴い、本学の問題点や懸案事項を検討し、将来的に改善することなどの問題を提議し、学部長会議等に提案を行っている。

②意思決定プロセスの明確化

全学に共通の教学事項については、当該事案を所管する全学委員会（教務委員会、学生委員会、メディアセンター委員会、就職委員会など）で検討された後、必要に応じて各学部教授会、又は各研究科委員会の協議を経て、大学評議会に発議される。大学評議会において審議決定した事項については、教授会、研究科委員会において大学評議会報告として学部長、研究科長から報告され、各学部、研究科への徹底が図られている。

大学評議会の決定事項について、法人の運営に影響を及ぼす事項については、理事会の承認を得ることとなっている。

一方、教学以外の事項で理事会又は常任理事会で決定された事項については、必要に応じて、大学評議会、部局長会議で報告され、教授会及び研究科委員会への徹底が図られている。

③教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

本法人理事会では、職名理事である学長を含め 3 名の教員が理事となっている。学長以外の 2 名の教員については、1 名が学部所属の学部長、1 名が総長（前学長）であり、理事会は、教学系の意思も反映することが可能な構成となっている。

なお、9 名の理事のうち、6 名の常任理事で構成される常任理事会は、原則として毎月開催され、日常業務に関する審議決定を行っているが、理事長を除く常任理事 5 名のうち、3 名が教員であり、教授会、研究科委員会及び全学委員会から上程される教学事項について、常任理事会として十分な理解と認識を持って審議することが可能となっている。

また、教員人事、学則等教学関係規程の制定及び改廃、交換留学協定など教学に関する各種協定の締結等、教学組織から提出される議案については、理事会上程までに十分な審議、検討が行われていることから、理事会は、原案を最大限に尊重することとしている。一方、予算などの法人所管事項については、理事会開催前に学部長、研究科長、全学委員会委員長などとの事前協議が行われ、法人としての考え方を説明し、理解を得ている。

④教授会の権限と責任の明確化

教授会は、「駿河台大学学則」第 8 条で「本学の各学部に教授会を置く。」と規定されている。教授会は、教授、准教授及び講師により構成され、毎年 15 回程度開催されている。教授会は、各学部長がこれを招集し、議長を務め、各学部の教学、学生にかかわる日常的事項を始めとして、教育課程に関わる事項、教員人事に関わ

る事項などを審議・決定する。審議事項は、学生の入学．休学．復学．転学．留学．退学．賞罰等、学生の身上に関すること、学生の試験及び卒業に関すること、単位の認定及び学業評価に関すること、大学の教育研究に関すること、教育課程及び授業に関すること、学生の指導に関すること、教員の人事に関すること、学長又は総長が諮問した事項に関すること、その他学部の重要な事項に関すること、などである。原則として毎月定例に招集され、審議内容について、議事録を残し、審議決定事項を明文化している。

### (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

①関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学長・学部長及び研究科長の選任や意思決定など管理運営における諸機関の間での役割分担・機能分担に関しては、「駿河台大学学則」や「学長の任命及び任期に関する規程」を始めとした各種規程に明文化されており、適切な運営がなされている。

②学長、学部長・研究科長及び理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

本学における学長の権限行使は、教学上の全学的審議機関である大学評議会を議長として運営することによって、駿河台大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている。

大学評議会：学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。大学評議会は、学長・副学長・学部長・研究科長・副研究科長及び各学部から選出された各 1 名の教員によって構成され、月 1 回定例に会議を開催し、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、学長の諮問に応じて、本学の教学に関する重要事項について審議している。

部局長会議：大学における全般的な業務について連絡調整を行い、所轄事項の調整及び効率化を図ることを目的とした協議機関として学部長会議及び研究科長会議が置かれている。学部長会議の構成員は、学長・副学長・学部長・事務局長・メディアセンター長と規定されている。研究科長会議の構成員は、学長・副学長・研究科長・副研究科長・事務局長と規定されている。

学部長会議、研究科長会議とも、学長が議長となり、大学評議会の審議事項の事前連絡調整及び本学運営上の重要事項に関する検討等を行っている。

③学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長は、「駿河台大学学長の任命及び任期に関する規程」に基づいて選出される。学長が任期満了の場合は、その60日前までに学長候補者推薦委員会を発足させ、30日前までに候補者を決定する。また、学長が辞任・欠員の場合は事由発生から20日以内に学長候補者推薦委員会を発足させる。学長候補者推薦委員会は、理事長及び

理事会から選出された理事6名並びに各学部教授会及び法務研究科委員会から選出された教員各1名の計13名で構成される。学長候補者選考委員会は学長候補者を選考し、理事長に推薦する。理事長は、これに基づき理事会の議を経て学長を任命する。学長の任期は4年で再任を妨げない。

各学部長の選任は、「駿河台大学学部長候補者選考規程」に基づいて行われている。候補者は各学部専任の教授の中から教授会において選ばれる。選挙資格者は、各学部専任の教授、准教授及び講師であり、選挙については、選挙資格者の3分の2以上の出席を必要とし、単記無記名投票による。候補者選挙の当選者は、有効投票の過半数を得た者とする。それに基づき、学長が理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する。学部長の任期は2年であり、再任を妨げない。

研究科長の選任は、規程に基づいて行われ、候補者は、研究科において研究指導を担当する専任の教授であり、研究科における選挙により候補者が選出される。選挙により決定された候補者は、学長が理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する。

### （3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

①事務組織の構成と人員配置の適切性

平成20年4月１日付けで事務組織を大幅に改編した。その主な内容は、事務組織における完全部課制の導入である。それまでの教務部長、学生部長、メディアセンター長及び就職部長は、教員の中から任命することを慣例としていたが、組織改編に伴い、職制体系を見直すとともに、事務職員から部長職を任命することとした（全般的な管理運営については、従来どおり学長の委任を受けた副学長が担当する。）。これらの新たな部長職及び従来からの管理部門を中心とした部長職の下に課（室）長を配置し、組織的・効率的な管理運営の推進を図った。

具体的な事務組織については、「学校法人駿河台大学事務組織及び事務分掌規程」を改正し、大学として2局、8部、16課・室の設置を定めた。学校法人の運営を担う法人局には、総務部、財務部及び入試広報部の3部を設置した。総務部には、総務課、人事課及び総合企画課の3課、財務部には、財務課及び施設管理課の2課、入試広報部には、入試広報課の1課をそれぞれ設置した。一方、大学の教学部門の運営を担う大学事務局には、学務部、法科大学院事務部、学生支援部、キャリア支援部及びメディアセンター事務部の5部を設置した。学務部には、学務課、教務課及び国際交流課の3課、法科大学院事務部には、法科大学院課の1課、学生支援部には、学生課、体育課及び健康相談室の3課・室、キャリア支援部には、キャリア支援課の1課、メディアセンター事務部には、学術情報課及び情報システム課の2課をそれぞれ設置した。

現在、法人局及び大学事務局の局長は、それぞれの局長を兼務し、事務組織を統括している。これは法人部門と教学部門との間の円滑な意思疎通を実践するためである。また、専門的・俯瞰的な見地から各事務組織に対する指導・助言の役割を担う大学審議役を置き、局長の補佐的機能を果たしている。

人員構成については、局長以下の正規職員84名のうち、法人局所属の職員が3分の1、大学事務局所属の職員が3分の2を占めている。大学の適正な管理運営と財政基盤の安定的な確保を実現するためには、なによりも教学部門の活性化が不可欠であり、教学部門の運営を担う事務職員の配置を厚くしている。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

教学部門を支援する大学事務局を中心として、事務職員の部長職への任命と同時に、当該部長職を教学部門の各種委員会の正規委員に位置付けるための規程改正を行った。この改正は、各種委員会の検討・決定事項の中に、事務局の意思を反映した内容が取り込まれる可能性を高め、教育に関する大学改革の継続的な取り組みをより組織的に推し進めることを期待してのことである。

教育目標の一つである大学の国際化を支援する事務組織は、企画広報業務と国際交流業務を分掌するかたちで、それまでは法人局に属する総務部企画課が担当していた。大学の国際化は、教育成果とも密接に関係することから、企画課の国際交流業務を分離し、大学事務局に属する学務部に新設した国際交流課に移管した。

法科大学院を支援する事務組織は、旧教務部の中の一組織である法科大学院事務室が担当していた。法科大学院における教育目標の特殊性や独立したキャンパスの円滑な管理運営に鑑み、大学事務局の直轄組織として、法科大学院事務部として部に格上げし、懸案事項の迅速な対応を目指した。

近年、学生の就職支援においては、従来の求人票の受理や公開、求人先の開拓、3・4年生を中心とした職業相談の他、入学直後から卒業までの一貫したキャリア教育の重要性が増してきている。そこで、就職部就職課をキャリア支援部キャリア支援課に改め、教学部門の委員会であるキャリア教育実施委員会（それまでの主管事務は教務課が担当。）及び就職委員会（それまでの主管事務は就職課が担当。）の両方の主管事務を担当することにより、低学年からのキャリア教育の成果と具体的な就職支援の有機的な連携を図った。

本学では、不断の大学改革の実践のために、理事長・学長の権限や指導力を強化するための諸施策を講じてきた。しかし、その執行を補佐する事務機能が十分に発揮されていないとの反省に立ち、法人部門と教学部門との間の企画調整機能の充実に期待し、総務部の中に総合企画課を新設した。総合企画課は、法人部門の意向や状況を踏まえつつ、教学部門との意思疎通や諸問題の情報把握に努めることが最大の使命と言える。

昨今、少子高齢化の進展や高度化・複雑化する社会情勢を反映して、労働契約、労働基準、雇用促進等に関する法令の改正が頻繁に行われるようになった。大学においても、このような社会的変化に対して無縁でいられる時代は終わり、コンプライアンス（法令遵守）を更に進めた予防法務的な人事管理が重要性を増してきている。このような理由から、総務部の中に人事課を新設し、従来、総務課の一業務として遂行してきた人事関連業務を人事課に移管した。

③職員の採用・昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用

事務職員の採用においては、書類選考2割、筆記試験2割、面接試験6割の比重による総合評価であるとの説明を事前に応募者に行っている。また、面接官が使用する面接評価票には、評価項目別に評価の着眼点及び評価基準の目安を定め、面接官の好みによる偏向を排除し、応募者本人の能力・意欲・適性等をなるべく客観視した評価となるように努めている。なお、面接試験については、原則として3次面接まで実施し、各段階では2名から4名の異なる面接官が当たることにより、応募者間の多元的な能力について、その評価に不均衡が生じないように配慮している。

事務職員の昇格については、平成20年10月1日付けの昇格から、新たに定めた昇格基準（人事内部基準）に基づき実施している。この昇格基準では、本人の能力、経験、業績、勤務態度、人物等の評価の他、本人の将来性、将来の期待度も十分加味した総合評価とするとの基本方針の下に、必要滞留年数及び必要標準年齢、各級の昇格枠計算、昇格時号俸対応基準等を定め、労務構成の変化にも耐えうる基準としている。ただし、組織の活性化には、標準的な基準によらない抜擢人事が必要であることから、基準の運用については柔軟に対応することも念頭に置きつつ、その場合には、衆目が認める能力と実績を兼ね備えた職員を抜擢するように努めている。

**（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか**

①人事考課に基づく適切な業務評価と処遇改善

事務職員の人事考課については、本学開学以来年2回、期末手当の支給査定として実施している。人事考課に当たっては、まず本人が自己申告としての「業務面談表」を記入し、課長以上の直属上司に提出することとなっている。上司は、この面談表に基づき本人との業務面談を実施している。「業務面談表」には、本人が自身の担当業務に対する実績評価及び次期の業務目標を記入する他、身上の悩みや変化、異動希望等も記入することとなっている。直属の上司は、面談の結果も含め、所定の「人事考課表」に基づき１次考課を実施し、上位職へと回付することとなる。最終考課の結果は、期末手当の支給額となって表れてくるが、前期よりもマイナス考課となった職員に対する十分な説明が最も重要であることは言うまでもない。なお、平成21年夏期（6月）の期末手当から、支給額を逆算すると自身の考課結果が明確に

判る支給基準としており、今まで以上に本人へのフィードバックに配慮している。

②スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

スタッフ・ディベロップメントに関する重要課題は、管理職層の意識改革とマネジメント能力の醸成であると考え、まずは部長研鑽としてその取り組みを行った。具体的には、平成20年8月に1泊2日で国立大学を訪問し、その大学の幹部職員との情報交換を実施した。また、平成21年3月の新入職員導入研修において、すべての部長が講師となり、自部署の紹介や課題事項についての説明を課した。これらの経験を通じて、各部長においては自らの今までの業務の進め方を見直す契機となり、若手職員が存分に能力を発揮できる職場環境を整えることが部長職に与えられた一つの使命であるとの認識を深めることとなった。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

教学組織と法人組織との意見の協和を諮る上で、教員から理事が選出されており教学組織と法人組織との協議が十分に行われている。また、学長、学部長等の選考方法について、規程に明確に明記され厳正に選出されている。

各委員会の責任範囲も規程に明記されており、その権限を逸脱しないよう適正に管理されている。

一方、事務組織については、完全部課制の導入に合わせて、部長会を立ち上げた。この会は、理事長、局長、大学審議役及び部長の幹部職員で構成され、前述の部長研鑽の他、2週間に1回90分程度の会議を開催している。この会議では、事務局の立場で本学の中長期計画に関する業務検討、日常的な課題業務に関する相談や連絡調整について、胸襟を開いて議論することを心がけている。新たに部長会の機能を付加したことにより、トップダウンとしての意思の徹底とボトムアップによる改善提案の融合が図れ、よりスピード感のある円滑な業務遂行が増えてきている。

### ②改善すべき事項

教学系の組織で、各種委員会が設けられており、多くの教員が複数の委員会委員を引き受けている状態となっている。このことから、教員の負担増による教育・研究への影響が問題となっており、委員会の整理・統合が大きな課題である。

事務職員に関しては、職員の潜在的な能力開発のため、中堅職員向けの研修制度を整備する必要があると考えている。事務職員は、入職時の1週間程度の導入教育を受けた後は各部署に配属となり、以後はOJTによりスキルアップしていくこととなる。組織内教育の基本は、OJTであることに変わりはないが、この教育の成否は指導する側の能力に大きく影響されるのである。初めに良い指導員についた新入職員は、そうでない指導員についた新入職員と比べ、以後の成長に格段の差となって現

れてくる。したがって、指導する側となる中堅職員には、部下の育成法やマネジメント手法、討論手法及び組織人として求められる財務・人事管理の知識について、体験的な研修を通じて習得する機会を与えたい。

### 3. 将来に向けた発展方策

法人部門と教学部門との二極構造の下、両者のバランスをとることが、第一と考えられてきたが、近年大学を取り巻く厳しい環境の変化に伴い、健全な大学運営を行う上で、両者間での意見調整までのスピード化が求められる。そのためにも、委員会の整理・統合を行い、また、各学部、研究科代表に各学部、研究科が権限を託し審議決定手続きの敏速化及び簡略化を図る方向で検討したい。

また、これまでの事務組織の編成は、事務処理の効率化として、事務職員の人事ローティションにおいて様々な業務を経験させるゼネラリスト育成を第一義に考えてきた。これらの人事政策は、大学の拡大期においては他大学と比べても少ない職員数で、一定の成果を上げることに貢献してきた。しかし、少子高齢化社会の進展により、大学の経営環境が構造的な問題を抱えるに至り、教育研究支援、学生支援、経営管理等のすべての場面において、総額人件費の抑制を前提に、増加する業務への適切な事務処理と質の向上を事務職員に求めなければならない。このような二律背反する課題を克服するためには、正規職員がすべき企画調整的な業務と正規職員でなくても質・量の担保が見込まれる定型的な業務とを分別する必要がある。その上で、前者の業務においては、歴史的制度的な理解を深めつつ、本質的な問題点の洗い出しと改善提案の活性化がなされる風土を、後者の業務においては、繁閑に合わせて機動的に作業対応がなされる機構を表裏一体となって構築することが課題であると考えている。

### 4. 根拠資料

資料1－「学長の任命及び任期に関する規程」（駿河台大学規程集 p.301）
資料2－「研究科長の任命及び任期に関する規程」（駿河台大学規程集 p.305）
資料3－「各学部長の選考規程」（駿河台大学規程集 p.313～327）
資料4－「教授会規程」（駿河台大学規程集 p.145）
資料5－「学校法人駿河台大学事務組織及び事務分掌規程」（駿河台大学規程集 p.121）
資料6－「事務組織」（大学基礎データ 表19-5）

## 【財　務】

### 1．現状の説明

（1）教育研究を安定して遂行するために、必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

①中・長期的な財政計画の立案

平成19年度、総長を議長とした大学運営会議が設置された。大学運営会議は、将来計画に関することなど大学の今後の展望と重要事項について検討し、財政面においても、中・長期の視点に立った大学の運営、教学に係る総合的な中・長期の財政計画の具体的事項の検討を進めている。

②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

本学の外部資金等の受入れ実績は十分とはいえない。科学研究費補助金は本学が文科系大学ということもあり、申請件数、採択件数とも低い状況となっている。科学研究費補助金については、教員対象の説明会の開催を実施しているが、各種研究助成の募集については、インターネット・教員用掲示板を通じて告知するにとどまっている。

③消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

各財務比率については、日本私立学校振興・共済事業団が発行している「平成 20 年度版　今日の私学財政」の平成 19 年度大学法人の全国平均（医歯系法人を除く）と本法人の平成 20 年度決算における値とを比較しながら、主要財務比率等の解説を利用して、主な財務比率について説明していきたい。

〈1〉平成 20 年度消費収支計算書関係比率（法人全体）

（項目 1）人件費比率（55.7%、全国平均：51.4%）：帰属収入の減少から全国平均を上回っている。

（項目 2）人件費依存率（66.5%、全国平均：71.7%）：全国平均を下回っているが、これは学生生徒納付金の帰属収入に占める割合が高いことの表れである。

（項目 3）教育研究経費比率（30.2%、全国平均：29.7%）：全国平均を若干上回っている。

（項目 4）管理経費比率（15.7%、全国平均：8.7%）：全国平均を大きく上回っている。

（項目 6）帰属収支差額比率（△1.9%、文科系大学平均：7.4%）：平成 19 年度から帰属収支差額が支出超過となったため、マイナスへ転じた。

（項目 7）消費支出比率（101.9%、全国平均：92.6%）：帰属収入の減少及び人件費の増加により、平成 17 年度以降は、増加傾向にある。

（項目 8）消費収支比率（113.0%、全国平均：108.3%）：平成 16、17 年度は、第二キャ

ンパスに学生寮の設置、平成 19 年度は、ホッケー場の新設により、基本金組入額が増加したため、比率が平均より上がっている。

（項目 9）学生生徒等納付金比率（83.6%、全国平均：71.6%）：本学は平均を大きく上回っており、帰属収入に占める割合が非常に高くなっている。平成 18 年度以降は、83%～84%の間で推移しており、安定している。

〈2〉平成 19 年度貸借対照表関係比率（法人全体）

（項目 5）自己資金構成比率（89.9%、全国平均：87.2%）：本学は平均を上回っている。この比率は、高いほど財政的な安定を示している。

（項目 9）流動比率（346.9%、全国平均：251.2%）：学校法人の短期的な支払能力である資金流動性を判断する重要な指標の一つであるが、200%以上であれば優良とみなしており、本学は 200%以上で、平均を上回っている。

（項目 10）総負債比率（10.1%、全国平均：12.8%）：総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な関係比率である。この比率は低いほど良く、50%を超えると負債総額が自己資金を上回ることになり、更に 100%を超えると負債総額が資産総額を上回る債務超過となる。本学は平均及び 50%ともに下回っている。

（項目 11）負債比率（11.3%、全国平均：14.7%）：この比率は、他人資金が自己資金を上回っていないかどうかをみる指標で、100%以下で低いほうが望ましい。本学は 100%以下で、平均を下回っている。

（項目 14）基本金比率（97.6%、全国平均：96.9%）：基本金組入対象資産額である要組入額に対する組入済基本金の割合である。この比率は、100%に近づくほうが望ましい。本学は 100%に近づいており、平均を若干上回っている。

## （2）予算編成及び予算執行は適切に行っているか

①予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

予算編成は、翌年度の基本的な方針に従って、単年度の事業計画を基にして編成され、収支の均衡を図っていくことを基本として行われる。本学の予算編成の概略は、以下の通りである。

〈1〉予算編成の基本方針案は、翌年度の学生生徒等納付金を主とする収入予測や人件費見込み額、事業計画による経費支出予測などから財務部で立案し、11月下旬に各担当部課に予算要求原案の作成を依頼する。

〈2〉委員会・各部課は、所掌する事項について翌年度の教育研究計画・事業計画を立案し、目的別予算要求原案を作成する。

〈3〉財務部は提出された各予算要求原案について、個別に折衝・調整を行った後、予算原案の取り纏めを行い、法人局長が予算原案を作成する。

〈4〉法人局長は、予算原案を施設・財務委員会に諮り検討を加えた後、理事長に提

出し、具体的説明を行う。

〈5〉理事長は予算原案に基づいて、予算案を作成して、常任理事会に諮る。その後、3月開催の評議員会の意見聴取を行った上で、理事会の議を経て正式に成立する。

上述の施設・財務委員会は、学長を委員長として、副学長、各学部長、研究科長・副研究科長、メディアセンター長・法人局長、各学部教授会及び法務研究科から選出された教員若干名から成る。また、平成21年度から、総務部長・財務部長・入試広報部長・学務部長・学生支援部長・キャリア支援部長・メディアセンター事務部長・法科大学院事務部長が新たに構成員となった。委員会は毎年2月に開催され、教学予算や施設・設備の充実などを中心に検討している。

決算の内部監査については、内部監査制度がないため実施していないが、独立監査人として、3 名の公認会計士と監査契約を締結しており、年間延べ 30 日の監査を受けている。

また、本法人は現在 2 名の監事を置いている。監事は、公認会計士から監査の状況について説明を聴取するなど、本学の業務又は財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続きを実施している。

②予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組の確立

予算の執行に当たっては、計画された予算の目的に従い、目的別の予算項目（事業計画）ごとに執り行われている。予算執行状況・予算残額の把握等、予算管理は、予算番号・予算項目により、各部課で行っており、各部課に責任を持たせている。

財務課においても、予算の執行状況や予算残額について把握しており、検証する仕組ができている。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

本学は、中長期ビジョンとして、「5,000人キャンパス構想」を掲げ、最初のステップとして、学部学科の見直しを図り、平成21年度からは、従来の4学部体制から法学部、経済学部、メディア情報学部、現代文化学部、心理学部の5学部体制となった。平成21年度入試では、予定通りの学生数を確保した。

科学研究費補助金の受け入れについては、平成19年度より、本学の個人研究費と科学研究費補助金をリンクさせることにより、科学研究費補助金への申請件数の増加を図っている。平成18年度の申請件数は10件、平成19年度24件、平成20年度は53件と増加傾向にある。

「学生生徒納付金比率」は、全国平均より高い値にあり、本法人の収入が学生生徒納付金に依存する姿がはっきりと示されている。ただし、年度によるばらつきはなく、80％台で維持されており、安定した学生募集の状況が伺われる。

貸借対照表関係比率から、資産の状況、負債の状況いずれも全国平均より良好な状態である。

平成21年度より学内予算の適切な配分・運用を検討する施設・財務委員会の構成員に事務職の各部長が新たに加わることにより、教職員一体となった予算の検討が可能となった。平成20年度についても、オブザーバーとして、各部長を出席させた。

**②改善すべき事項**

消費収支計算書関係比率において、「人件費比率」は、全国平均から見るとかなり高い数値と考えられる。今後、学部の専任教員の適正人数や非常勤教員のあり方などを検討する必要があると考えている。

現在の予算編成は、学生生徒等納付金の減少により、当該年度における資金収支バランスに重点を置いた予算編成を基本としている。今後、中長期計画が具体化されれば、当然ながら、計画に基づく予算編成のあり方について議論することになる。

## 3. 将来に向けた発展方策

大学全入時代に入り、学生数の減少が予想されるため、学生生徒等納付金に依存する財政基盤を見直さなければならない。しかしながら、外部資金等の獲得や資産運用が容易でない現状から、また 5,000 人規模の大学の中では比較的学費が安価なことから、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間で学費を 4 万円値上げした。支出面では、学生数の減少に見合う専任教員数の適正化により、教員人件費の削減及び見直しを図っていく方針である

内部監査制度については、内部監査室の設置も踏まえ、日常の業務について自ら点検・確認し、業務改善する方策を今後検討することとしている。

## 4. 根拠資料

資料1－「科学研究費の採択状況、学外からの研究費」（大学基礎データ 表33、表34）

資料2－「消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率」（大学基礎データ 表46、表47）

資料3－「駿河台大学施設・財務委員会規程」（駿河台大学規程集 p.571）

# Ｘ．内部質保証

**〈方針〉**

本学は、その理念・目的・教育目標を実現するために、本学の教学・経営等の諸活動を普段に点検し、評価する。目標は以下のとおりである。

1. 本学は、点検・評価体制を整備し、点検・評価の手続きと方法を確立するとともに、適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施する。
2. 本学は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表する。
3. 点検・評価結果は、大学の改善・向上に資する必要があるため、本学は、改善・向上に向けたシステムを整備し、運用する。
4. 自己点検・評価を一層効果的なものとするために、本学は、その結果について定期的に第三者の評価を受ける。

## 1. 現状の説明

**（1）大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか**

①自己点検・評価の実施と結果の公表

大学は、その社会的責任として、自らに課せられた使命をいかに果たしているかを社会に説明する責任を負っており、自己点検・評価の結果を公表し、説明責任を果たすことは大学の法的義務である。自らの現状を正確に認識し、その基礎の上に立って、現在の足らざるところを将来いかにして補うか、現在満足すべき状態にあるものを今後いかにして発展させるべきかを考える契機としている。これまで以下の 4 回に亘る自己点検・評価を行い、その結果を公表してきた。

平成 10 年 1 月に、昭和 62 年の本学開学以後、平成 9 年度に至る期間の教育・研究等を総点検した「駿河台大学第 1 回自己点検・評価報告書」を公表した。

平成 13 年 9 月に、平成 13 年度より実施された各学部のカリキュラム改革に焦点を絞った、「第 2 回自己点検・評価報告書」を公表した。

平成 16 年 3 月に、平成 12 年度から平成 14 年度に至る 3 年度の教育・研究を点検・評価の対象として、「第 3 回自己点検・評価報告書」を公表した。

中央教育審議会答申「大学の質の保証に係わる新たなシステムの構築について」（平成 14 年 8 月 5 日）の一環として、大学に対して、一定の期間ごとに公的保証を受けた第三者機関の評価を受けるべきことが義務付けられることになったため、本学では、平成 19 年度に財団法人大学基準協会の外部評価を受けた。審査の結果、大学基準協会の基準に「適合」と認定された。この認証評価申請に当たってまとめた

報告書を、本学における「第 4 回自己点検・評価報告書」とした。

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

本学では、第 3 回の自己点検・評価報告書以後の報告書を HP に公開している。この方法は適切であると考えている。

**（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか**

①内部質保証の方針と手続きの明確化

本学では、平成 13 年 7 月に、学内の自己点検・評価体制を整備・確立するため、「駿河台大学自己点検・評価委員会規定」を制定し、自己点検・評価のための学内組織、点検・評価項目等を定め、概ね 2 年おきに自己点検・評価を実施する旨を申し合わせた。

②内部質保証を掌る組織の整備

本学は、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、自己点検・評価の作業を統括・調整するとともに、認証評価機関による大学評価を受けるために必要な職務を遂行する組織として、大学評価委員会を設置している。同委員会は、学長を委員長とし、副学長、各学部長、各研究科長・副研究科長、メディアセンター長、事務局長、その他学長が指名したものを構成員とする。

大学評価委員会の下には、実際に自己点検・評価の作業に当たる小委員会がある。また、自己点検・評価全般にわたる種々の作業を担う大学評価作業委員会がある。大学評価作業委員会の役割は、1 つには各小委員会が行う点検・評価を検証し、必要があればその内容について勧告を行い、訂正・修正を求めることである。

第 5 回の自己点検・評価に関しては、大学評価委員会の委員が小委員会に当たる役割を果たし、各小委員会の管轄の部門の自己点検・評価を行った。その提出された自己点検･評価を検証する作業委員会の役割は企画担当副学長が担当した。

③自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

点検･評価の結果に基づいて大学評価委員会が改善･改革のための計画を策定し、大学評価作業委員会が客観的な視点から、必要であれば関連部課と連携して、計画の実現に向けた提言を行い、これを受けて大学評価委員会が主体となり改善改革を実現させて行くというシステムが確立されている。

④構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守）意識の徹底

構成員のコンプライアンス意識の徹底については、規程で明確にしている。

**（3）内部質保証システムを適切に機能させているか**

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

本学では、毎年全教員に対して教員評価報告書の提出を義務付けている。内容は、

Ⅰ.教育活動、Ⅱ.研究活動、Ⅲ.管理運営、広報活動、Ⅳ.社会貢献、Ⅴ.前年度の実績に対する自己評価となっており、教員はこれを学部長に提出し、学部長は学部の構成員についての評価をまとめ、学長に提出している。

組織レベルでは、自己点検・評価を定期的に行い公表することで、組織の構成員に問題点を明確にしている。

②教育研究活動のデータ・ベース化の推進

本学では、学部長に提出された教員評価報告書は、学部長の評価書とともに学長に提出され保管している。データ・ベース化の必要性は認識されているが、現在のところ、データ・ベース化はされていない。

③学外者の意見の反映

第 4 回自己点検評価では、大学基準協会の認証評価を受けた。また、第 1 回自己点検評価では、報告書発行後に自己評価評価小委員会が、1)現状の把握と説明、2)点検・評価、3)改革への方策について客観的かつ妥当な記述が行われているかどうかを項目ごとに検証した。現在の自己点検評価の実施体制では、この自己評価評価小委員会に相当する役割を大学評価作業委員会が担っている。

④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

平成 19 年度に行われた大学基準協会の認証評価における助言は、大きくは次の 4 点である。

1 - 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標

1)「現代文化学部の教育目標が、社会に対して充分説明されていない。大学案内パンフレットにおいては、特に心理学科について開設される科目の説明のみが目立ち、学部の教育目標が十分に説明されていないので、今後の工夫が求められる。」と指摘されたが、この点については、大学案内パンフレットを見直し、当該学部の教育目標の説明を十全なものとしている。また、第 4 回自己点検以後、学部改革が行われ 5 学部体制となったが、教育目標を明確に説明するようにした。

2 - 教育内容・方法

(1)学位授与・課程修了の認定

1)「現代情報文化研究科における修士論文審査基準については、大学院学生に対する明示がなされていないので、『大学院要覧』へ記載するなどの改善が望まれる。」と指摘されたが、この点については、その後は大学院要覧に必要事項を記載している。

3 - 学生の受け入れ

1)「学部における学生の受け入れ方針、アドミッション・ポリシーについては、志願者・入学者の入学目的の自覚を促すため、『入学試験要項』等で、より明確に示すよう工夫が求められる。」と指摘されたが、この点については明示するようにした。

2)「法学部及び経済学部における入学定員に対する入学者数比率については、是正される方向にあるものの、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間の平均で 1.25 といまだ高いので、更なる取組みを望みたい。」と指摘されたが、この点については、その後、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間の平均で、法学部は 1.13、経済学部は 1.18 であり、改善されている。

3)「文化情報学部における編入学定員に対する編入学生比率（平成 19 年度）については、1.38 と高いので、是正に向けた取組みを望みたい。」との指摘を受けたが、この点については、平成 21 年度は 1.13 となっており、改善されている。

4‐教員組織

1)「法務研究科と法学部との兼担状況の解消については、平成 19 年度に新たな人事が行われたが、今後ともその取組みを進めていく必要がある。」との助言を受けたが、その後新たな人事を個別に行い、その状況は解消された。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

本学では、毎年全教員に対して教員評価報告書の提出を義務付けている。これを学部長に提出し、学部長は学部の構成員についての評価をまとめ、学長に提出している。

組織レベルでは、自己点検・評価を定期的に行い公表することで、組織の構成員に問題点を明確にしている。

### ②改善すべき事項

・教育研究活動のデータ・ベース化の推進

本学では、学部長に提出された教員評価報告書は、学部長の評価書とともに学長に提出され保管している。データ・ベース化の必要性は認識されているが、現在のところ、データ・ベース化はされていない。今後はデータベース化を行い、データ活用を行うことにしたい。

## 3. 将来に向けた発展方策

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立を、より明確に構築していく。実際にも今回の自己点検・評価の節目で、中・長期に亘る計画の立案を行い、その実現に向けた取組みを確実に行う仕組みを維持していくことが重要と考えている。

## 4. 根拠資料

資料1－「第1回駿河台大学自己点検・評価報告書」

資料2－「第2回駿河台大学自己点検・評価報告書」

資料3－「第3回駿河台大学自己点検・評価報告書」
資料4－「第4回駿河台大学自己点検・評価報告書」
資料5－「駿河台大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」

# 終章－終わりに当たって

1. 駿河台大学の自己点検・評価と第 5 回自己点検・評価報告書について

この報告書は、駿河台大学の第 5 回目の自己点検・評価作業の結果を取りまとめたものである。

2. 自己点検・評価の目標

自己点検評価に当たっては、大学基準協会が示した「新評価システム－内部質保証の重視－」の新評価基準に基づき、自己点検・評価を行った。新評価基準の評価項目ごとに評価目標として評価を行った。

Ⅰ．理念・目的

本学は、社会における大学の使命を認識し、建学の精神を踏まえ、かつ社会の諸要請に応えるべく現代社会に相応しい大学の理念・目的を確定し、教育目標を定め、これを基に各学部の学問分野や専門領域の特性に基づいてそれぞれの理念・目的・目標を設定した。「愛情教育」という 本学の教育理念は、抽象性や多義性はあるものの、現実に教職員を結束させるとともに、教育改革の方向性の検討や、改革案の評価の基準としても機能している。例えば本学の教育方法の特徴のひとつである少人数教育は、愛情教育の理念の具体化として理解されている。このような意味において、理念としての効果は上がっていると言える。

教育目的については、当初の「豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材」の育成は、教養教育の強化や留学生の増加の努力などによって、なお追及されているが、今日においては必ずしも十分な効果を上げているとは言い難く、「育てたい学生像」という形で目下検討が行われている。その効果の評価は、取り纏めと実施後のことになる。

このように定められた理念・目的・教育目標は、まず教職員、学生、志願者、更に社会一般の人々に対して周知することが不可欠である。周知の方法としては、学生へは、履修ガイド、シラバス、ホームページ等で明示しているほか、年度初めのガイダンスでも説明をしている。しかし年初だけではなく、授業その他の機会を通じて学生に示すとともに、徹底を図ることが今後の課題である。更に、現在、学部ホームページの充実に努めており、今後はホームページ更新の促進や携帯電話のサイトを利用した広報を通じて、教育理念・目的の周知を更に図る予定である。学習の成果という意味では、学生自身が教育目的を認識した上で、学習活動を進めた方がより効果的であると考えている。

今後については、理念を分かりやすく具体化した「駿河台大学憲章」を制定すべきとの議論があり、今後検討する。また、「育てたい学生像」については、纏まり次第、その内容を更に吟味発展させるとともに、カリキュラム編成、授業改善、学生指導の充実等において積極的に活用する。

Ⅱ．教育研究組織

学部・研究科等の所謂、縦割り組織は、その専門性を教育・研究上、十分、かつ、効率的に発揮させる目的においては効果的であるが、本学では既述のとおり、学部間並びに教学組織と法人組織をクロスオーバーさせた横断的な各組織を設けることにより、組織の情報・認識を共有し、より効果的・効率的な学内組織の運営に寄与している。

これらの事項は、実際に効果が上がっている事実であると同時に、改善の余地を残した事項でもある。学内に通常の組織（縦割組織）のみならず、横断的な組織を設けていることが、教職員の業務量負担を増加させている。教育職員においては、各委員会業務を複数兼務せざるを得ない状況にあり、係る業務のうち、ルーティン業務の整理効率化を図る必要があると考えている。こうした部分を改善することにより、教育職員が本来の業務、つまり教育と研究に、より一層のエネルギーを注ぐことができる環境づくりが不可欠であると考えている。

また、事務組織における業務量は、各部署とも年々増加し、積み重なる業務について、予算編成時とリンクさせて業務の取捨選択を行い、漫然と継続している業務を見直し、真に必要・有効な業務の選択を行う意識改革が必要である。

前項で述べた改善事項と関連するが、大学の規模（学部設置数、教職員数及び学生数等）と比して、学内組織がやや肥大化している点は否定できない。これには、組織の単なるスリム化だけでは不十分であり、同時に、学長以下、副学長、学部長等の役職者及び各学部執行部の権限を、現状よりも明確化・強化すること、また、特に学生指導、教務、就職指導に関する業務のうち、ルーティン的事案については、事務局に権限を委譲し、教授会審議事項の軽減を図る必要があるものと思料している。大学設置基準等の関連法令に抵触しない範囲において、従前の常識に拘泥せずに大胆な組織改革の検討、実施を進めていく必要があるものと考えている。

Ⅲ．教員・教員組織

１．大学設置基準で定める必要専任教員数

平成21年5月1日現在の本学の専任講師以上の専任教員数は、法学部29名、経済学部35名、メディア情報学部21名、現代文化学部21名、心理学部19名、法科大学院14名、合計139名で設置基準上必要な専任教員数121名を上まわっている。かつ全学共通の基礎教育を受け持つ共通教育センターを設置し、専任教員による充実した教育体制の構築を目指して、専属の助教を配置している。各学部独自科目の専兼比率は、およそ90％である。共通教育センターの設置は外国語科目の専兼比率改善にも貢献している。

また、オフィスアワーや課外学習の充実のためにも、できるだけ専任教員による指導体制が望ましいとの観点から、兼任教員を少数に抑える方針を採っている。

２．専任教員1人当たり学生数

平成21年5月1日現在の専任教員1人当たり学生数は、法学部45.6人、経済学部32.0人、メディア情報学部45.2人、現代文化学部18.3人、心理学部23.1人、法科大学院13.0人で、これらの数値はいずれも基準内の数値である。

３．専任教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、50歳以上と50歳未満の数値は、50歳以上が10%ほど多くなっており、高めである。今後の教員採用では年齢構成に配慮していく。経済学部では、教員の高齢化が顕著である。

４．教員の募集・採用・昇格は適切か

教員の採用・昇任については、学部の意見・要望を汲み取り行われており、適切であると考えている。採用・昇任に関する規程の整備について、今後とも更なる検討を続けていくが、年齢別や男女別の構成比など、教員組織の構成について固定的な基準を定めることは、かえって適切な教員採用の制約となる恐れもあり、慎重に考えていきたい。

５．教員の資質の向上を図るための方策

授業アンケートの結果を、授業改善につなげている。アンケート調査による満足度の調査結果は、本学の更なる努力の必要性を示している。またアンケート調査の集計方法の工夫等により、より一層学生のニーズを的確に把握する必要性も認識している。

法学部独自に行っている新任教員対象の「授業公開・参観」制度は、これを行った教員からは積極的評価を受けており、教員の教育力の向上につながっていると評価できる。

経済学部では学部内のFD(科目会議)による成果の一つとして、初年次演習であるプロゼミナールに共通教材として用いられている学部独自のテキスト『知の匠』の開発という具体的な成果を得ている。教員間の連携を更に進め、教育における問題意識の一層の共有化を図りたい。

今後の改善策としては、授業公開・参観を新任教員だけでなく、規程通りに全教員が行うように進める必要があること、そのための、時間の確保や対応方法、評価方法等を検討する予定である。

提出された教員評価報告書については、その内容を教員の資質の向上につなげていくための仕組みが存在しないため、その具体的な方策の検討に取り組みたい。

各教科、各学部におけるＦＤ活動を更に広めていく努力を行う。 基礎教育の兼任教員については、共通教育センターで教育方針・方法の徹底等を行うこととしており、今後とも指導を続ける。

教員の教育研究活動への評価体制は十分とは言えず、改善の余地がある。現在の教員評価制度は広く教員の理解が得られているが、その有効性については更に大学全体の活性化に寄与する仕組みとなるように検討を進めていく。

## Ⅳ．教育内容・方法・成果

本学の理念・目的を踏まえて設定された各学部の理念・目的・教育目標を各学部の教育活動で実現することである。

### １．教育課程の編成・実施方針

平成21年4月から 従来の4学部6学科体制を再編し､5学部5学科体制を発足させた。これに伴い、新たなカリキュラムに基づく教育体制を整備し、従来以上に多様な学習プログラムを提供できることとなった。更に、同年 4 月には、大学院心理学研究科が新たに設置され、これと同時に心理カウンセリングセンターも新たに設置された。

平成20年度以降、外国語教育センター、情報処理教育センター、スポーツ教育センターの三つの共通教育センターが新設された。これは、本学における外国語教育、情報処理教育及びスポーツ教育等、各学部に共通する教育を全学統一的に実施することを目的として設置されたものである。

このような本学における組織再編及び新たな組織設置により、これまで以上に多様かつ充実した教育の成果が期待されている。

アウトキャンパス・スタディを拡大して大きな成果を修めたことを評価し、体験的な科目を更に充実させたことが優れていると自負している。

本学は時代の要請に応えるべく新たな組織再編によるスタートを切ったところであり、今後はこうした新体制の下での教育及び研究を一層充実強化していくことが課題である。

大学院の改革として、経済学研究科では、教育課程・教育内容について、導入教育の充実については、カリキュラムの中で、経済・経営いずれのコースでも、オリエンテーション科目として既設の「エンドユーザーコンピューティング」に加え、「経済学基礎」「経営学基礎」「研究・論文作法」を開設した。

### ２．教育内容

学部教育においては、各学部、各学科の独自性を生かし、それぞれ特色ある教育の徹底を図るとともに、学部横断的な全学共通カリキュラムを通じて社会と時代の要請に応じるための総合的、学際的教育を行う。コミュニケーション能力育成、情報リテラシー教育、キャリア教育、初年次教育を重視する。

飯能キャンパスの大学院については、研究科により状況は異なるが、全般的にカリキュラム・教育方法の改善などによる大学院生確保が課題である。

### ３．教育方法

学生による授業アンケートを毎年実施し、これに基づいて教員による授業改善計画書を作成し、更に事業改善事例集を刊行しているが、今後は、この授業アンケート結果を分析し、評価の推移、学部別評価、講義別演習別評価など、全体的な評価結果を算出することにより、アンケート結果を授業改善に結び付けていく。こうした取組みの一つとして、平成22年度の全学FD研修会では、アンケート結果の分析及び特色ある演習の取

組事例の発表を予定している。なお、シラバスの更なる充実を図ることを今後の課題とし、また、厳格な成績評価のために、GPA 制度の適正な運用をしている。

教育面に関しては、多様な学生のニーズに適応した教育のあり方の見直しにより、学生の満足度の高い教育をめざす。そのためには、授業評価のあり方について、更に改善工夫を行うことも課題である。また、授業や演習科目などが学生のニーズに適合しているか、また、科目配置が学生の自由な選択に適しているかなどの点検もして行く。

このような工夫改善により、本学の教育内容に対する学生の満足度を高めることが、本学に対する評価の向上と本学の発展に寄与するものと考えている。

４．成果

教育課程の編成・実施方針の適切性を評価する基準である退学者数に関しては、FA制度を活用した長期欠席者及び成績不振者に対する個人面談を始め種々の予防対策を講じているが、現状では基礎データに示すとおり、退学者数は減っているとはいえない。

社会に公表している教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針がより広く認知されるように、平成 22 年度から学部ウェブサイトのコンテンツの拡充を計画している。

大学院の成果については、これまでの進路指導は、研究指導教員間で連携して行ってきたが、組織的な対応について更に深めることで、進路指導をより効果的にしていく。大学院生の進路の多様化を考えると、大学院独自の就職指導組織を作らなければならないと考える。本学キャリア支援センターと教員との連携強化並びに地域の関連する企業協議会等とも情報交換を更に緊密にしていくこととしたい。

Ｖ．学生の受け入れ

１．学生受け入れ方針の明示、公正かつ適切な学生募集と入学者選抜

多様な入試方法の一環として平成 21 年度入試から AO 入試Ⅰ期、Ⅱ期を導入したが、この制度の制定・実施プロセス、結果がともどもよい効果をあげている。すなわち、各学部がアドミッションポリシーを策定したこと、出願条件としてサマースール、オータムスクールへの出席及びレポート提出を義務づけ、更に面接を通じて大学・受験生間の相互の意思疎通を高め、本学に相応しく、かつ入学への意欲を持つ受験生を選抜することが可能となり、またこれにより一定数の学生を確保できているからである。その他、オープンキャンパスや各種広報、平成 21 年度からの学部改組に伴い、とりわけ新規学部の新たな取り組みが効果を挙げている。大学院においては、広報活動の強化により、志願者数は平成 20 年度入試で下げ止まっており、以後、徐々に回復傾向にある。

障がいのある学生の受け入れ方針は外部には明示していないが、学内的にはガイドラインを定めている。学内施設はバリアフリー化されており、障がいのある学生もほかの学生と同様に大学生活を送ることができるようになっている。

２．定員管理

入学定員に対する入学者の比率は、平成 17～平成 21 年度入試の全学平均で約 1.24 である。年度により、また学部により、1.30 を超えるケースもあったが、平成 21 年度入試においては 1.30 を示した 1 学部を除き、他は 1.2 台であり、ほぼ適切な数値を維持している。また、学部・学科の学生定員数に対する在籍学生数は、平成 21 年 5 月現在、学部で 1.03～1.29、全学平均で 1.11 である。ほぼ適正に管理されているといってよい。大学院においては、平成 19～平成 21 年度入試の入学定員に対する入学者の比率は、年度単位、研究科・専攻別で 0.27～0.93 といずれも定員を下回っており、定員を充足していないことが解決すべき課題となっている。また「大学院研究科の学生定員及び在籍学生数(大学基礎データ表 18)」に見るように、平成 21 年 5 月現在、研究科・専攻別の、学生定員数に対する在籍学生数の比率は、0.1～0.7 であり、ここでも収容定員を充足していないことが解決すべき課題となっているが、経済学研究科は、平成 22 年度入試において入学定員を確保している。

Ⅵ．学生支援

１．学生への経済的支援

学生への経済的支援の仕組みは、学生がアクセスしやすいように学内テレビ、学生課で情報提供しており、有効な経済支援となっている。

駿河台大学奨学金制度は、学生に対する学業、クラブ活動などの成果に対して表彰等の制度を設けて活性化を促進している。

２．課外活動

学内のボランティア活動を積極的に支援するため、ボランティア活動支援室を設置し、かつ週 2 回ボランティアコーディネーターが学生たちのボランティア活動についての相談にのっている。

課外活動に対する支援は、適切に行われていると考えている。今後は更に力をいれて積極的な支援を行い、課外と学業の両面で成果をあげうる学生の育成を目指していく。

厚生補導施設は一応整備されているが、今後更に新しいスポーツ施設を建設予定である。学生の意見も踏まえ、その充実に努力していく。

３．学生生活・学生相談

新入生の入学直後に、学部単位の一泊のバス旅行であるオリエンテーションキャンプを実施している。上級生のアドバイザーが、履修登録、授業、試験等についての就学上の問題だけではなく、大学の年間の行事や課外活動等も含む学生生活全般についてのオリエンテーションを実施することにより、新入生の不安を解消し、少しでも早く大学に対する帰属意識を持ち、スムーズに学生生活をスタートすることができるよう支援している。

学生の学習支援に対する体制は、センターの活動及び健康相談室の学習支援によって適切に機能している。

学生相談の体制は、所属職員・カウンセラーの対応により適切に機能している。学生相談室の活動は、学生の心身の健康管理に適切に機能している。また、研修会も有効に機能している。学生の心身に関する支援は、充実した体制で行なえていると考えているが、更に充実させていく予定である。

学生の意見は、FA、学長直行便、学習支援室、健康相談室などから積極的に汲み上げる体制が構築されている。学生の意見は他にも、学生生活基本調査アンケート、授業アンケートなどから収集されている。アンケート結果は、全教職員、全学生に公開されている。その結果を基に改革を進めていく努力を行う。

FA と学生との間のコミュニケーションが十分にとれるよう、それをフォローする仕組みを考えていきたい。

４．ハラスメント

学内のハラスメント防止活動については、パンフレット「ハラスメント防止に向けて」が作成配布され、また、研修会も有効に機能している。

５．進路支援

就職率が平成 17 年度以降上昇している点は評価できる。また、ガイダンス内容も、より就職活動の実際に相応しい内容へ変化させており、特に女子学生や留学生に対するガイダンスを実施している。教員対象の全学研修会の参加も安定して 7 割程度であることは教員の一定の意識改善につながっていると言える。

学生のガイダンス参加数は、期待ほどではなく工夫改善が必要であると考えている。特に参加型の実践的ガイダンスを敬遠する傾向があるので、これを改善する。希望職種においては、事務職が多い。民間企業では営業や、販売職が本学に求められていることから、就職決定には不利に働いている。職種に関して思い込みがあり、より幅広い職種理解が必要である。女子学生の就職率が全国平均以下である点は、前回の認証評価時から改善されていない。女子学生向けのガイダンスを実施するなど対策を講じたが、その成果は表れていないので、ゼミを通した広報など、更に工夫改善を進める。

今回の点検・評価期間においては、就職決定率や就職率における改善が見られたが、平成 20 年度以降経済不況の影響で、求人数が激減する中で、就職率の低下が予想される。したがって、キャリア支援センターと各学部、演習におけるきめ細かな指導体制を確立していく。

Ⅶ．教育研究等環境

１．教育研究環境の整備

各建物のバリアフリー化として、自動ドア及びスロープの設置工事を平成 17・18 年に

積極的に行った。また近年、屋外運動施設への積極的な取り組みを行なっており、体育授業の充実及び運動部の大会における好成績を収めている。

空調設備に関して、大学会館以外の建物は、開学時からの設備を使用しており、今後省エネ化も考慮した、設備の更新を検討していく。屋外の体育設備では野球場、ゴルフ練習場の施設に関しても老朽化が進んでおり、リニューアルを検討していく。

運動施設充実を目的とした建物の建設計画として、武道場・第 2 体育館・屋内プール施設の建設を予定している。運動施設以外の計画としては、予ねてより講堂の建設が計画としてある。既存建物の改修計画としては、コンピューター教室の増設、視聴覚機能の充実した教室の改造を今後計画している。

２．校地・校舎及び施設・設備

学生寮の食堂を寮生以外にも開放しているため、朝食や夕食を学内で摂ることができる。特に夕食時は 22 時 30 分まで開いているため、運動部の学生が部活動後に利用することができる。

環境に対して平成 20 年より、大学全体での省エネに関して、積極的な取り組みを行っており、節電・節水効果の高い設備への更新を検討・実行している。

近隣に飲食店・売店が少なく、大半の学生がキャンパス内で食事を摂っている。食堂は 2 業者が入っており、フロアー毎にメニュー構成を変えているが、学生からは、バラエティーに欠け、選択肢が乏しいとの指摘がある。

また、大学設置後 20 数年が経過しており、設備及び備品類の老朽化も目立ち始めている。特にトイレに関しては、今後大規模なリニューアルが必要と考えている。教室や食堂の備品類に関しても、今後検討を進めていくこととしている。

今後も学生に対するアンケートを毎年実施し、学生の意向を取り入れた改善に努める。食堂のメニューがバラエティーに欠けるという点については、定期的な業者の見直し以外にも、ファーストフード店やコンビニエンス・ストアーの誘致等も視野に対応を進めたい。

学生が直接使用する、設備や備品に関しても、満足度の充実を図って計画・更新を行い、より快適な学校生活を送れるように、大学として努めていく。

３．図書館、学術情報サービス

メディアセンターの資料の収集に当たっては、各学部の委員で構成されたメディアセンター委員会を設置し、委員を仲介して、専任教員より、図書や視聴覚資料等の収集希望リストの提出を受けるシステムが定着している。また、職員による、新聞書評などによる選書も行われている。

図書の貸出件数（法科大学院を除く）は、平成 18 年度 33,114 冊から平成 20 年度 27,255 冊へと漸減傾向にあるので、図書利用の促進に取り組んでいく。

視聴覚資料やコンピュータ端末の利用に比して、図書資料の利用が低調である。図書

展示や図書配置の工夫等を通じて読書へアクセス機会を増やすとともに、学生が利用しやすい館内環境を整える。また、指定図書制度等の実態分析を通じて基本図書の利用改善を図る予定である。

４．教育研究等を支援する環境や条件

平成 21 年度 4 月からのメデイア情報学部､現代文化学部の改組と心理学部新設に伴い、これら学部では新たなカリキュラムによる教育体制がスタートした。また、法学部においても、同時期から新カリキュラムに基づく教育方針が示されることとなった。この新たな体制により、各学部ではそれぞれが目指す教育効果を挙げることが期待されている。教員の研究費については、上記のとおり、全学的に外部資金導入の動きに呼応して科研費申請件数、採択件数も増加傾向にある。

施設・設備の整備については、映像スタジオと FM スタジオについては、設置から 10 年以上が経過しており、設備・備品の補修・改修の検討を進める。更に、メディアセンターの自習環境については、Macintosh 端末が全体の 1 割程度にとどまっており、全学部におけるメディア情報学部の収容定員の比率を考えると、適正な自習環境が確保できているとは言えない。

教員の研究専念時間は減少の一途を辿っており、その確保に苦慮しているというのが実情である。全体に教育・学内諸業務の負荷が大きい状態が続いている。解決のための組織的な対応・改革も必要である。

5 学部体制の下での新たな教育方針を一層推進するとともに、学生が本学での教育に真に満足し、充実した学生生活を送ることができるような学習環境の構築に努める。そのためには、さらなるカリキュラムの見直しや一層の授業改善、ＦＡによるきめ細かな学生指導を行っていく。

Ⅷ．社会連携・社会貢献

学則更には各学部教育研究目的、駿大地域ネットワーク推進支援室規程において社会貢献や地域貢献を積極的に展開することを明示しており、全体としては教育や研究を社会貢献や地域貢献に反映させようとの理念を有している。また、地元行政、産業界との間で協定に基づいた事業を展開しており、人事交流（地域人講師）も行っている。更に、協定に基づく事業に、学生が積極的に関与し、そうした活動に単位を認定している。つまり、社会貢献や地域貢献が、大学の教育を展開するカリキュラムに位置付けられていること、地域が大学生を受け入れ、大学を支援する体制があること、地域における小学校から高校まで、そして市民を含めた異年齢間の活動として展開が開始されていること等の本学の地域貢献活動は、これまで採択された現代 GP である「学生参加による入間活性化プロジェクト」「地域とゼミによる総合的キャリア教育」「『駿大の森』百年協定に基づく飯能活性化 - 森林文化都市構築支援プロジェクト」の基礎をなす活動となっており、

また、それらの事業を推進する母体にもなっている。

現代 GP を基礎づけ、その事業推進の中心的役割を果たしてきた地域貢献の組織は、現代 GP の補助期間を終了し、推進中には位置づけが明確であった各組織が、必ずしも大学内での位置づけが明確ではないものもあり、今後組織的な位置づけを明確にしていく。

大学として社会貢献、地域貢献をどのように大学の目的に組み込んでいくのかを検討し、学則などに明記することを検討したい。更に、地域との関係で成立している諸団体、組織について大学において「駿大地域ネットワーク推進支援室」の下で統括するような体制づくりを進めていく。

## Ⅸ. 管理運営・財務

【管理運営】

教学組織と法人組織との意見の協和を諮る上で、教員から理事が選出されており教学組織と法人組織との協議が十分に行われている。また、学長、学部長等の選考方法について、規程に明確に明記され厳正に選出されている。

各委員会の責任範囲も規程に明記されており、その権限を逸脱しないよう適正に管理されている。

教学系の組織で、各種委員会が設けられており、多くの教員が複数の委員会委員を引き受けている状態となっている。このことから、教員の負担増による教育・研究への影響が問題となっており、委員会の整理・統合が大きな課題である。

法人部門と教学部門との二極構造の下、両者のバランスをとることが、第一と考えられてきたが、近年大学を取り巻く厳しい環境の変化に伴い、健全な大学運営を行う上で、両者間での意見調整までのスピード化が求められる。そのためにも、委員会の整理・統合を行い、また、各学部、研究科代表に各学部、研究科が権限を託し審議決定手続きの迅速化及び簡略化を図る方向で検討したい。

【事務組織】

事務組織の完全部課制の導入に合わせて、部長会を立ち上げた。この会は、理事長、局長、大学審議役及び部長の幹部職員で構成され、前述の部長研鑽の他、2 週間に 1 回 90 分程度の会議を開催している。この会議では、事務局の立場で本学の中長期計画に関する業務検討、日常的な課題業務に関する相談や連絡調整について、胸襟を開いて議論することを心がけている。新たに部長会の機能を付加したことにより、トップダウンとしての意思の徹底とボトムアップによる改善提案の融合が図れ、よりスピード感のある円滑な業務遂行が増えてきている。

事務職員の潜在的な能力開発のため、中堅職員向けの研修制度を整備する必要があると考えている。事務職員は、入職時の 1 週間程度の導入教育を受けた後は各部署に配属となり、以後は OJT によりスキルアップしていくこととなる。組織内教育の基本は、OJT

であることに変わりはないが、この教育の成否は指導する側の能力に大きく影響される。初めに良い指導員についた新入職員は、そうでない指導員についた新入職員と比べ、以後の成長に格段の差となって現れてくる。したがって、指導する側となる中堅職員には、部下の育成法やマネジメント手法、討論手法及び組織人として求められる財務・人事管理の知識について、体験的な研修を通じて習得する機会を与えたい。

これまでの事務組織の編成は、事務処理の効率化として、事務職員の人事ローティションにおいて様々な業務を経験させるゼネラリスト育成を第一義に考えてきた。これらの人事政策は、大学の拡大期においては他大学と比べても少ない職員数で、一定の成果を上げることに貢献してきた。しかし、少子高齢化社会の進展により、大学の経営環境が構造的な問題を抱えるに至り、教育研究支援、学生支援、経営管理等のすべての場面において、総額人件費の抑制を前提に、増加する業務への適切な事務処理と質の向上を事務職員に求めなければならない。このような二律背反する課題を克服するために、正規職員がすべき企画調整的な業務と正規職員でなくても質・量の担保が見込まれる定型的な業務とを分別する必要があると考えている。その上で、前者の業務においては、歴史的制度的な理解を深めつつ、本質的な問題点の洗い出しと改善提案の活性化がなされる風土を、後者の業務においては、繁閑に合わせて機動的に作業対応がなされる機構を構築することが課題であると考えている。

【財務】

本学は、中長期ビジョンとして、「5,000 人キャンパス構想」を掲げ、最初のステップとして、学部学科の見直しを図り、平成 21 年度からは法学部、経済学部、メディア情報学部、現代文化学部、心理学部の 5 学部体制となった。平成 21 年度入試では、予定通りの学生数を確保した。

科学研究費補助金の受け入れについては、平成 19 年度より、本学の個人研究費と科学研究費補助金をリンクさせることにより、科学研究費補助金への申請件数の増加を図っている。平成 18 年度の申請件数は 10 件、平成 19 年度 24 件、平成 20 年度は 53 件と増加傾向にある。

「学生生徒納付金比率」は、全国平均より高い値にあり、本法人の収入が学生生徒納付金に依存する姿がはっきりと示されている。ただし、年度によるばらつきはなく、80%台で維持されており、安定した学生募集の状況が伺われる。

貸借対照表関係比率から、資産の状況、負債の状況いずれも全国平均より良好な状態である。

平成 21 年度より学内予算の適切な配分・運用を検討する施設・財務委員会の構成員に事務職の各部長が新たに加わることにより、教職員一体となった予算の検討が可能となった。平成 20 年度についても、オブザーバーとして、各部長を出席させた。

消費収支計算書関係比率において、「人件費比率」は、全国平均から見るとかなり高い

数値と考えられる。今後、学部の専任教員の適正人数や非常勤教員のあり方などを検討する必要があると考えている。

現在の予算編成は、学生生徒等納付金の減少により、当該年度における資金収支バランスに重点を置いた予算編成を基本としている。今後、中長期計画が具体化されれば、当然ながら、計画に基づく予算編成のあり方について議論することになる。

大学全入時代に入り、学生数の減少が予想されるため、学生生徒等納付金に依存する財政基盤を見直さなければならない。しかしながら、外部資金等の獲得や資産運用が容易でない現状から、また 5,000 人規模の大学の中では比較的学費が安価なことから、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間で学費を 4 万円値上げした。支出面では、学生数の減少に見合う専任教員数の適正化により、教員人件費の削減及び見直しを図っていく方針である

内部監査制度については、内部監査室の設置も踏まえ、日常の業務について自ら点検・確認し、業務改善する方策を今後検討することとしている。

## X．内部質保証

### １．組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

本学では、毎年全教員に対して教員評価報告書の提出を義務付けている。これを学部長に提出し、学部長は学部の構成員についての評価をまとめ、学長に提出している。

組織レベルでは、自己点検・評価を定期的に行い公表することで、組織の構成員に問題点を明確にしている。

### ２．教育研究活動のデータ・ベース化の推進

本学では、学部長に提出された教員評価報告書は、学部長の評価書とともに学長に提出され保管している。データ・ベース化の必要性は認識されているが、現在のところ、データ・ベース化はされていない。今後はデータベース化を行い、データ活用を行うことにしたい。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立を、より明確に構築しなければならない。実際にも今回の自己点検・評価の節目で、中・長期に亘る計画の立案を行い、その実現に向けた取組みを確実に行う仕組みを維持していくことが重要と考えている。

## 駿河台大学　大学評価委員会名簿

### ○平成 21 年度委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 成田 | 憲彦 | 学長 |
| 委　員 | 南林 | さえ子 | 副学長 |
| 委　員 | 原 | 聰 | 副学長 |
| 委　員 | 伊藤 | 行紀 | 副学長 |
| 委　員 | 波多野 | 宏之 | 副学長・メディアセンター長 |
| 委　員 | 吉田 | 恒雄 | 法学部長 |
| 委　員 | 町田 | 欣弥 | 経済学部長 |
| 委　員 | 金 | 容媛 | メディア情報学部長 |
| 委　員 | 吉田 | 邦久 | 現代文化学部長 |
| 委　員 | 小俣 | 謙二 | 心理学部長 |
| 委　員 | 田中 | 友義 | 経済学研究科長 |
| 委　員 | 北原 | 仁 | 現代情報文化研究科長 |
| 委　員 | 小林 | 侔史 | 現代情報文化研究科副研究科長 |
| 委　員 | 井上 | 勝也 | 心理学研究科長 |
| 委　員 | 池之上 | 忠教 | 法人局長・大学事務局長 |

### ○平成 22 年度委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 成田 | 憲彦 | 学長 |
| 委　員 | 南林 | さえ子 | 副学長 |
| 委　員 | 原 | 聰 | 副学長 |
| 委　員 | 伊藤 | 行紀 | 副学長 |
| 委　員 | 波多野 | 宏之 | 副学長・メディアセンター長 |
| 委　員 | 北原 | 仁 | 法学部長 |
| 委　員 | 町田 | 欣弥 | 経済学部長 |
| 委　員 | 金 | 容媛 | メディア情報学部長 |
| 委　員 | 吉田 | 邦久 | 現代文化学部長 |
| 委　員 | 小俣 | 謙二 | 心理学部長 |
| 委　員 | 小澤 | 伸光 | 経済学研究科長 |
| 委　員 | 小林 | 侔史 | 現代情報文化研究科長 |
| 委　員 | 太田 | 幸夫 | 現代情報文化研究科副研究科長 |
| 委　員 | 井上 | 勝也 | 心理学研究科長 |
| 委　員 | 池之上 | 忠教 | 法人局長・大学事務局長 |

第 5 回 自己点検・評価報告書
平成 21 年度

平成 22 年 5 月 31 日発行

編集　　駿河台大学　大学評価委員会
発行　　駿河台大学　℡ 042-972-1111
　　〒357-8555　埼玉県飯能市阿須 698

駿河台大学